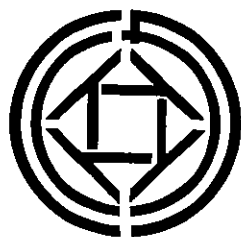


石狩外誌 中卷一

北海道石狩町刊



町 章

1920年（大正9年）に制定されたもので、円の中央は片仮名のイを4つ組合せ「イシ」とし、まわりの右側は、片仮名の「カ」の変型、左側は片仮名の「リ」からなっており、協力の意味を表現しています。

は

じ

め

に

はじめに

石狩川が運びこんだ偉大な自然の創造は、肥沃な豊稷の地と、枯れた砂土の地を石狩の平野に造りあげたが、本町における明治・大正の歴史は、まさに人間の英知が、途轍も無く大きなこの自然に挑んだ戦いの足跡でもあります。

明治四年、花畔村は数十戸の岩手県移民によって開かれ、同年生振もまた宮城・山形両県の移民により開村しました。更に十五年に樽川村、十八年の高岡と次第に鞆が入り、今日の礎となる開拓の途についたのですが、荒れ狂う水、滲泄な砂地、そして榲・樺・槐・槐・態笹の密生する林野、そのどれもが頑なまでに人の手を拒み、開拓者に辛酸な思いを強いたのであります。

また一方、この頃は漁業の繁栄期でもあり、そして石狩川を利した内陸と、日本海を結節させる交通の要衝でもあった石狩町は、次第に町並が整い、ほぼ今日の市街地が形成されるなど、明治・大正・昭和と続く一世紀への力強い歩み始めの時代でもありました。

石狩町誌中巻一は、こうした石狩町の開拓時代ともいえる明治五年から、大正末までの政治・産業編をまとめたものであり、本誌を通し先人の歩みを知り、そして住みよい二十一世紀にむけての町づくりに邁進することこそ、今日の私共が成すべき道かと存じます。

最後に本誌の編纂にあたり、ご執筆いただいた河野本道氏を始め、長谷川嗣氏、古書類・写真等の資料をご提供下さいました各位に厚くお礼申し上げます。

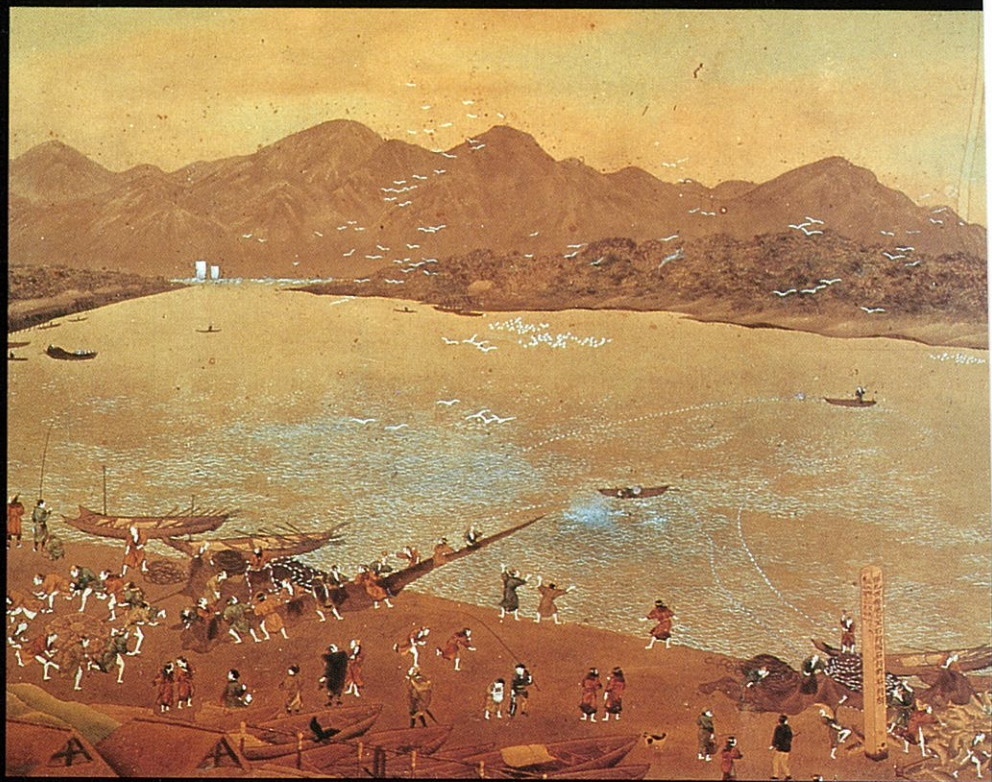
石狩町長

寺内靖治





開拓使石狩鑑詰所製の鮭罐。明治9年製造。レッテルの正面に「日本北海道石狩産」および「開拓使物産局製」とあり、裏面に「冷温井ニ用フベシ若シ温メ用ヒント慾セハ三十分時間熱湯ニ入置キ後管ヲ開ク」とある。高さ11.9cm×直径7.7cm。北海道大学附属博物館蔵。(なお、レッテルは近年開拓記念館の展示により内容物が漏れ出したため著しく汚れている。)



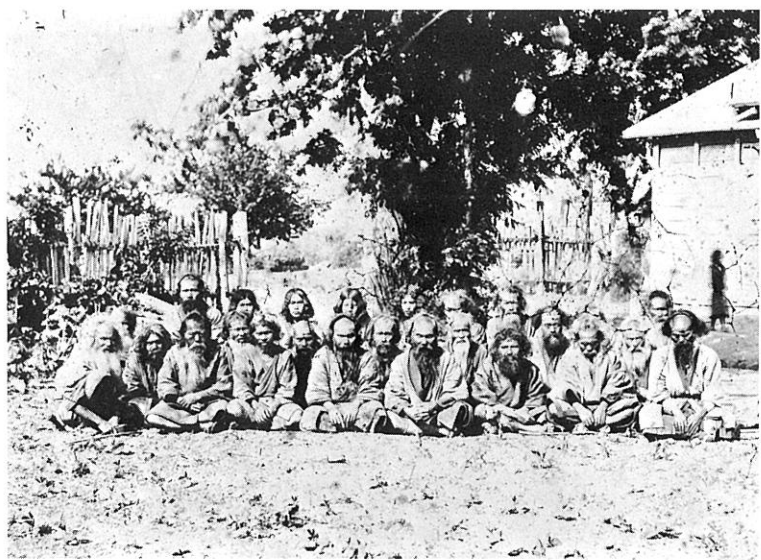
札幌縣時代の石狩川口における鮭魚の様子を描いた絵画。作者不詳。北海道大学農学部附属博物館蔵。



開拓使石狩罐詰所の払下げにより発足した高橋合資会社製の鮭罐詰レツテル。田中 實蔵。



明治初期の石狩河口左岸附近。北大中央図書館蔵。



明治9年対雁に強制移住されたエンチウ。河野本道蔵。



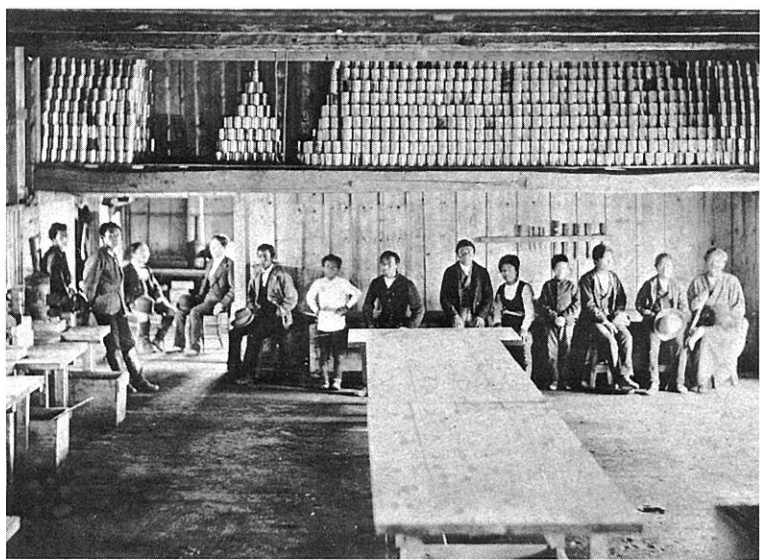
明治初期の石狩川口における漁撈状況。田本研造撮影。北海道大学中央図書館蔵。



同上。



明治10年設置の罐詰所。田本研造撮影。北海道大学中央図書館蔵。



同上。

開拓殖産官制草案

明治二十五年二月

石狩國石狩郡
 赤毛町平民漁業
 村山傳次郎
 右之者、新瀉縣越
 後國新羽郡宮川村
 平民吉田藤吉、
 貸金催促及出訴、
 訟、上身代限差出
 付、若村山傳次
 郎、係、金穀其他
 諸取引、新有之者、
 当日、未、六月、
 日、迄、日、數、六、
 日、内、
 當、刑、法、局、新、出、
 右、日、限、過、去、新、出、
 於、身、代、限、不、差
 分、散、金、分、配、
 如、者、也

明治10年5月開拓殖産大書記官調所廣文が村山伝次郎に宛てた貸金についての通達文書。

明治二十五年
 石狩漁業組合
 事務組合
 此
 右、通
 七、
 六、
 五、
 四、
 三、
 二、
 一、
 議、
 定

明治26年の石狩漁業組合事務所の「定」。北海道大学中央図書館蔵。

例 言

一、本巻は上巻に引きつづき、明治五年より大正末までの、行政、産業編を収め、中巻一とした。

一、昭和期の行政、産業についてを中巻二、社会・教育・交通・港湾等についてを下巻として後日刊行する。

一、役場庁舎が戦災で焼失していることなどから、史料の収集に困難を極め、編集が遅延し、必ずしも意図する内容に至らない面はあるが、今後引つづきこれらの補完につとめる。

一、本巻は河野本道氏が執筆・構成を行ない、編集にあたつては、上巻の執筆者である故渡辺茂氏のご指導のほか、史料のとりまとめにご尽力を頂いた、長谷川嗣氏、田中實氏のご助言、協力を得、飯尾徹（巻末付編1作成ほか）、田岡克介（校正ほか）がこれを助けた。

一、文章の体裁等は、前巻をうけて次のとおりとした。

- (1) 引用文章は「」で囲むか、あるいは二段字下げを行ない本文と区別した。
- (2) 引用文、図表、写真等は、出典、所有者名を記載したが、石狩町所有のものについては省略した。
- (3) 各章ごとに関連する主要資料、史料名を参考として記載した。

石狩町誌 中卷一 目次

はじめに

石狩町長 寺内靖治

第一編 行政編

第一章 行政区域の変遷と行政組織の概要……………七

第二章 在来民の歴史……………二一

第一節 石狩地方の在来民……………二一

第一項 開拓使時代

第二項 札幌縣の計画

第三項 『北海道旧土人保護法』の制定と実施

第二節 南カラフト在来民の強制移住……………三七

第一項 国際紛争の煽

第二項 第一期計画

第三項 第二期計画

第四項 組合の設立

第五項 移民帰島の後始末

第三章 内地人の移住

第一節 開拓使時代の移民

第二節 札幌縣時代の移民

第三節 北海道庁時代の移民

第四章 行政の諸相

第一節 明治期の行政および行政資料

第二節 明治期における公的諸制度・規約類

第三節 明治期における財政

第四節 大正期の行政

第五章 御雇外人と石狩

第二編 産業編

第一章 開拓使時代の職業とその人口

第二章 漁業

七一

七一

八三

八九

一一六

一一六

一三一

一四三

一七三

二〇九

二一九

二二四

第一節	明治年間の漁業	二二四
第二節	大正年間の漁業	二八七
第三章	農	二九三
第一節	総説―主に畑作・米作	二九三
第二節	畜産業	三一七
第三節	果樹栽培	三三二
第四節	除虫菊栽培	三三六
第五節	養蚕・養蜂	三五〇
第六節	林業など	三五四
第四章	商	三五九
第五章	工	三六八
第一節	総説	三六八
第二節	開拓使石狩街詰場	三七八
第六章	鉱業	三八六

付編1. 産業編附録統計表

付編 2.

開拓使事業報告〈抜粋〉

1.	産物生産高統計表	三九九
2.	産物価格統計表	四四九

付編 3.

地図

1.	石狩国石狩郡樽川花畔原野区劃図（明治二七年）	
2.	石狩国石狩郡生振當別原野区劃図（明治三一年）	四八三

第一編 行政編

第一編 行政 編

第一章 行政区域の変遷と行政組織の概要

明治に入ると、次々と新しい植民政策が打ち出されるが、それらが浸透されるのに伴い、この地方のみならず北海道全体について、行政管轄の区域はしばしば変更され、それとともに往々行政組織もまた変えられていった。

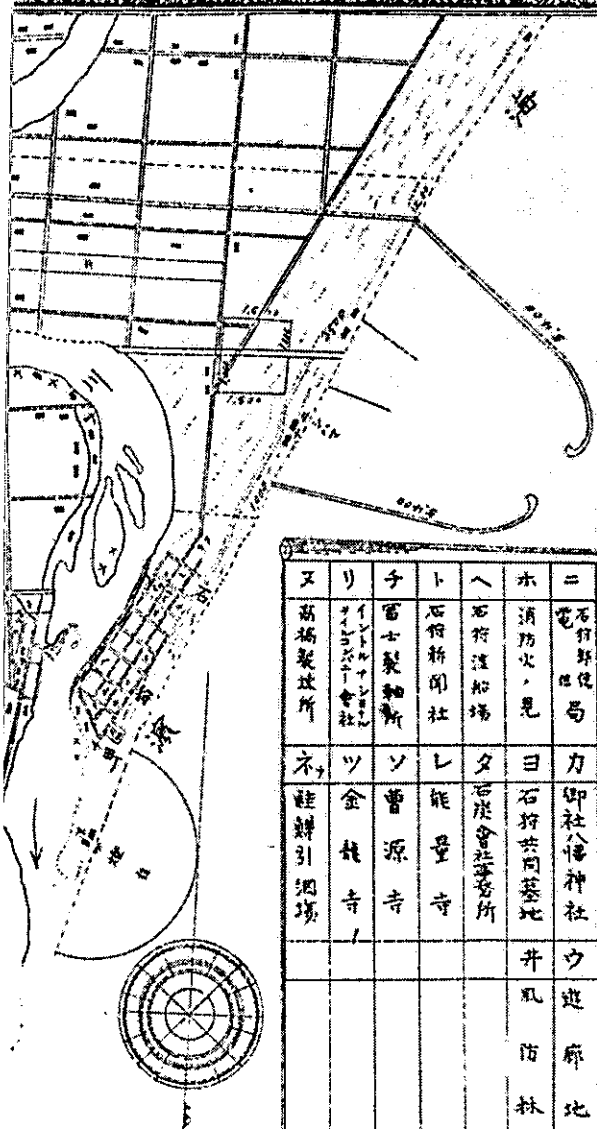
まず、明治二年八月、北海道が一一国八六郡に分けられ、その際この地方は兵部省の支配下に置かれたが、開拓使の建議によって同省が退き、代わって開拓使がこれを直轄するに至ったという経過については、すでに上巻においてより詳しく述べられている通りである。

そして、本章においては、明治三年一月兵部省が廃され、同年四月一七日井上兵部大録および樫井兵部大録より開拓使の岩村判官に、それに伴う事務が引き継がれてから後、大正期末までにおける間のこの地方の行政区域、行政組織の移り変りを概述する。

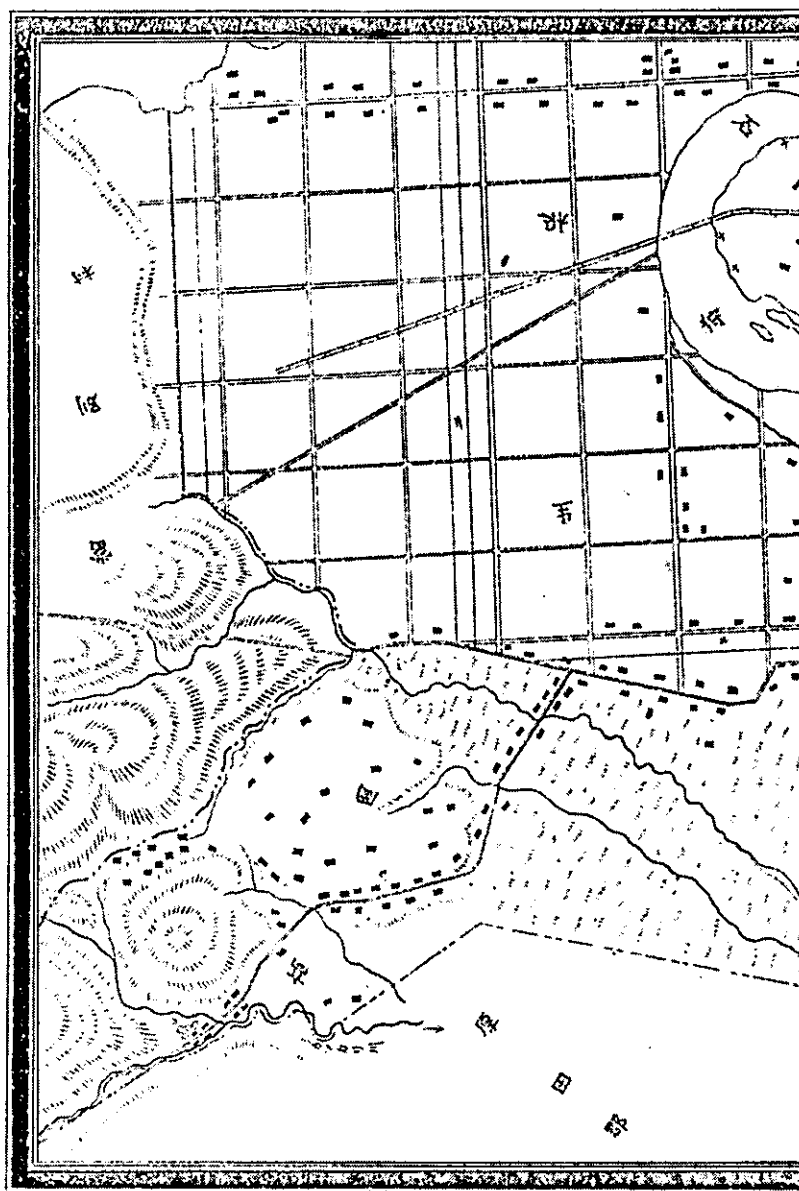
本石狩地方は、明治三年正月に開拓使の本庁管轄となった後、翌四年岩手、宮城、山形から団体入植があつて、花畔村、生振村の二村が開村されるが、その後の数年間大きな人口変化は起きていない。

明治四年における岩手県からの入植は八〇戸の団体によるもので、三月一九日宮古を出発、同月二三日小樽に着いて一泊の後、そのうち一〇戸がこの地に至っており、加えて、同年五月、佐藤熊太郎ら三九戸一二九人も同地に到着した。なお、これによって花畔村が誕生した。また、生振村は同年五月、宮城県宮城郡、山形県米沢か

河川	堤防	築港築堤
村界	堤防壁岸	日廻船場
山丘	嶋洲	路主路進
旧地	人家	敷地指定面



番号	名称	番号	名称	番号	名称
又	高橋製煉所	ネ	註引網場		
リ	富士製煉所	ツ	金枝寺		
子	富士製煉所	ソ	曹源寺		
ト	石狩新聞社	レ	能量寺		
ハ	石狩造船場	夕	石狩會社事務所		
ホ	消防火見	日	石狩共同墓地	井	防林
ニ	石狩郵便局	力	御社八幡神社	ウ	遊廊地
ハ	登記出張所	ノ	若生尋常小学校	ム	高田座
ロ	石狩警察分署	ワ	高岡尋常小学校	ラ	巡査駐在所
イ	石狩町組合役場	ル	石狩町尋常高小學校	リ	煙名



明治39年の石狩。『石狩案内』石狩新聞社，明治39年刊

ら二九戸一二四人が入植したことによって開村された。そして、これら二村の名は、同年五月二五日、開拓使岩村通俊判官によって命名された。

さらに、明治四年には、戸籍改めのため町名、番地を付することになり、九月一八日、名主岩田甚兵衛、百姓代土田宇兵衛らの命名による親船町、船場町、弁天町、横町、本町、仲町、新町、浜町、若生町、八幡町の十カ町名が誕生した（『石狩町史』上巻、二〇～二二頁参照）。そして、このうち若生町に同月『開拓使石狩出張所』が設置され、同出張所はその後明治八年に至るまで存置された。

また、明治四年一〇月一八日、鬱内村が百姓代に一方井茂内、農夫取締に山下吉之助の当たっていた折、花畔村に合併された（竹内運平『資料採集ノート』による）。

明治五年に至っては、既述の石狩出張所が、石狩のほか、夕張、樺戸、空知、雨龍、上川各郡をも管轄することになった。

次いで、明治七年二月一五日、開拓使本庁管下が各郡と大・小区に区画されることになって、この地方は「石狩国」の「第二大区」に編入され、同第二大区の「石狩郡」に「小区三」が設けられた。ただし、このうち三小区は当別村である。

この年はまた、一月に開拓使の厚田出張所が石狩出張所に合併され、十一月一七日、浜益出張所が廃止されて、石狩出張所の派出所をもって代えることとなり、さらに翌八年二月二〇日、石狩、厚田、浜益の三郡を所轄していた石狩出張所が廃止されて、本庁民事局の派出所が設けられることになった。しかし、明治九年四月一九日には、この民事局派出所が廃止され、それに代えて石狩、夕張、樺戸、空知、上川、雨龍の六郡を管轄する「石狩分署」が設置されることになる。

さらに、明治九年には、九月八日北海道が三〇大区と一一六小区とに区画され、大区に区長、小区に戸長が任命されることになったが、これに伴い「石狩国」の「第二大区」が石狩、上川、樺戸、雨龍、空知、夕張、厚田、

浜益各郡を含むこととなり、「石狩郡」に「二小区」「三小区」が設けられた。そのうち「三小区」は「当別村」であり、当別村は上川、樺戸、雨龍、空知、夕張五郡とともに第二大区の「三小区」に属せられた。また、以上のうち一小区には、「本町」「弁天町」「新町」「浜町」「横町」「仲町」「船場町」「親船町」の八カ町と「花畔村」、二小区には、「若生町」「八幡町」の二カ町と「生振村」が置かれた。

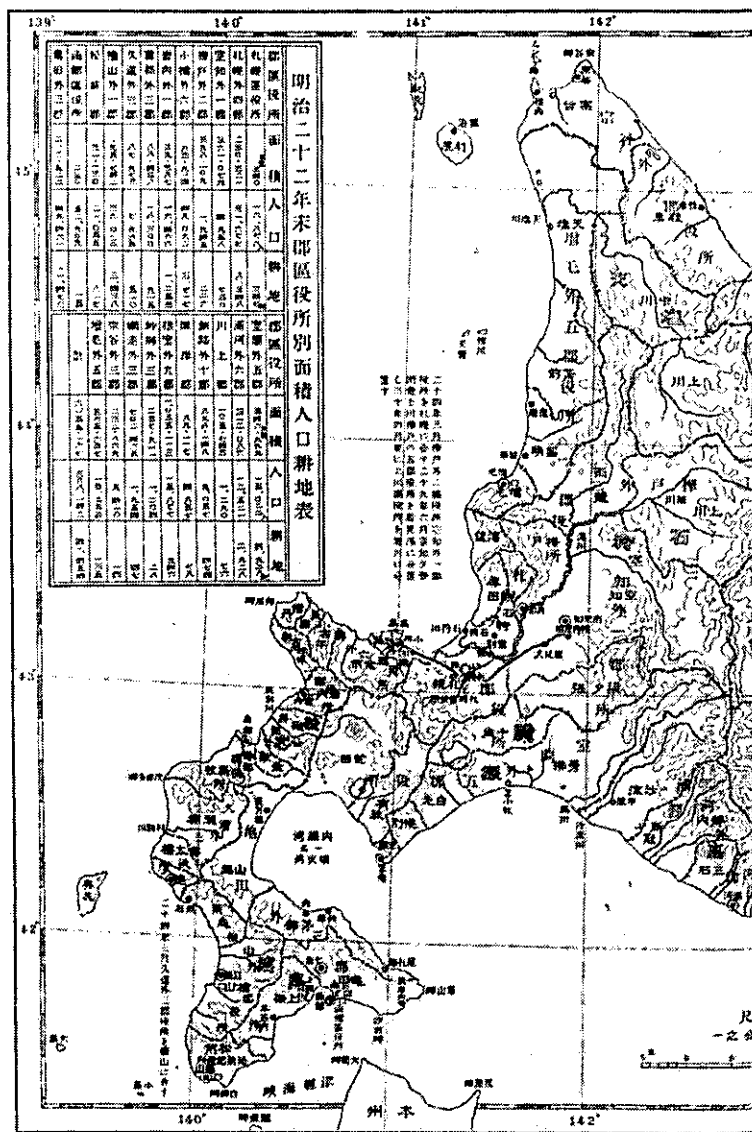
なお、同九年二月、十町の市街地が測量により改めて区画され、道路幅が八間に改修されて、大字が附せられた。

その翌年の一〇年には、六月五日、開拓使により、総代人選挙法および総代人心得書が布達され、各町村に総代人が置かれることとなり、翌年、その実施となった。

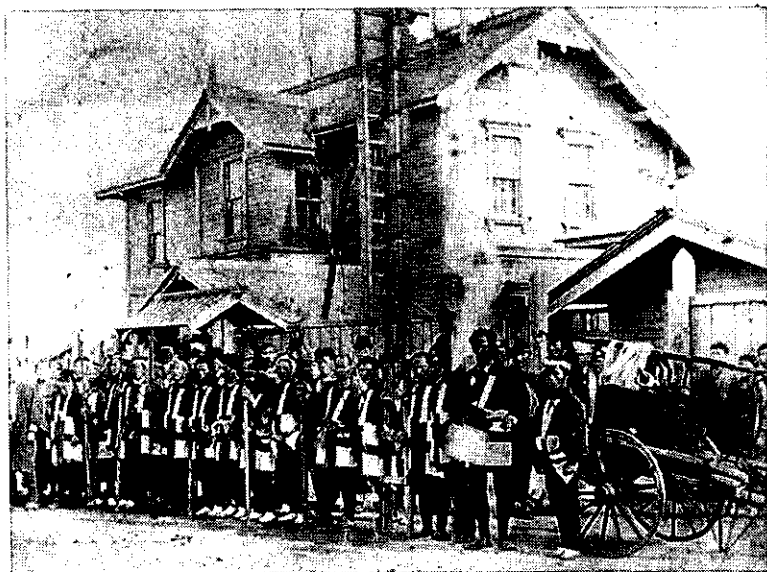
また、明治十一年一月、すでに九年四月に設けられた石狩分署が廃止され、代わって札幌本庁直轄となった。同年はまた、五月市街地の区画が改正され、石狩川を挟み、東は八幡町から西は親船町までの間約五三、五九四坪について測量が行なわれた。

次いで、明治十二年七月、郡区町村編成が実施されることになり、石狩国に札幌区と石狩郡、厚田郡、浜益郡、上川郡、樺戸郡、雨龍郡、空知郡、夕張郡の一区八郡が置かれることになり、そのうち石狩郡内は、本町、弁天町、新町、浜町、横町、仲町、船場町、親船町、若生町、八幡町の十町と花畔村、生振村、当別村の三村から成るものとされた。なお、その後、明治十四年七月一日に篠津村が、翌十五年二月七日に樽川村が石狩郡内に加えられた。また、郡区町村編成に伴い、大小区制は廃止されて、十三年三月一日親船町に石狩、厚田、浜益、上川、樺戸、雨龍、空知、夕張の八郡を管轄する『石狩・厚田・浜益・上川・樺戸・雨龍・空知・夕張郡役所』が設けられた。

また同一三年二月、戸長役場が設けられ、続いて石狩川口に連なる運河開削工事計画に伴い、石狩河口改良係が置かれることになり、同年七月、四六・六六坪の同係出張所が新築された。さらに、同年十一月には、郡役



「明治22年北海道庁郡区役所管轄図」『北海道史附録地図』北海道庁大正7年刊。この地方は、明治22年当時、札幌外四郡中に含まれていた。



戸長役場（斉藤皓戸長時代）と消防組

所、戸長役場の開設に伴い、郡吏が警部を兼任することとなり、郡区に総代人が置かれることになった。追って三懸時代に至り、明治一五年二月七日、樽川村が開村され、同年二月八日、石狩郡が札幌懸下となった。また、この年親船町外九町三村戸長役場制度が実施され、親船町にその戸長役場が置かれた。なお、同年八月、札幌警察署所轄の石狩分署が設けられ、その翌年同署の建設をみた。

この後、明治一七年四月には、石狩郡外七郡役所に代えて、石狩、厚田、浜益三郡を管轄する石狩郡外二郡役所が石狩に置かれることになり、戸長役場が一時廃されて同郡役所直轄となった。そして、北海道庁時代となった明治一九年に、既述の『石狩・厚田・浜益郡役所』庁舎として、船場町字ヤウスバ上テイネ河岸にあり、オランダ人技師ファンゲントの住んでいた石狩河口改良事所が親船町で使用されることになった。

なお、この当時の郡長には、浅羽靖が札幌区長兼札幌外五郡郡長として当たっていた（明治一九年一二月二八〜二〇年一二月二四日在任）。

次いで、翌二〇年一月、すでに一五年八月に設けられた札幌警察署石狩分署が廃止され、『石狩警察署』が置かれて、当別、篠津、別狩、茂生の四分署が設置された。そして、さらに、明治二二年同石狩警察署が廃され、代わって『札幌警察署所轄分署』となり、二四年まで存置された。

同二二年にはまた、一月二九日、石狩・厚田・浜益郡役所が廃され『札幌・石狩・厚田・浜益・千歳郡役所』が札幌に置かれて、石狩に戸長役場が設置され、二四年三月、さらに代わって『札幌・石狩・厚田・浜益・千歳・空知・夕張・樺戸・雨龍・上川郡役所』が札幌に設置されることになった。

二六年には、二月一九日、花畔村において組合規約が設けられ、村内が上組、中組、下組、屯田新道組、軽川新道組の五組編成とされた。また、同年四月、花畔村の殖民選定願が出されて同六月に裁可となり、市街地、学校、神社、墓地、排水場所、風防林などの位置が定められた。

その後、明治二八年八月に、札幌下手稲外二カ村戸長から石狩に対して、運河開削線をもって石狩との境界としたい旨申し入れがあったが、これについて樽川村総代目貫昇太郎および釣本、花川村総代山本多蔵、金子清一郎らが反対し、結局、石狩と札幌との境界は三一年一月に至って軽川原野三線によることになった。

この間二九年六月一二日、二四年三月から置かれてきた札幌・石狩・厚田・浜益・千歳郡役所』と『空知・夕張・雨龍・樺戸・上川郡役所』に分けられ、前者が札幌、後者が岩見沢に設置された。

しかし、翌三〇年十一月、北海道庁が郡役所を廃止して一九支庁を置くこととなり、十一月一日より本地方は札幌支庁の管轄下に属された。

明治三三年七月には、全道一六カ町村に一級町村制が施行され、この月二四日、花畔村、樽川村から従来の役場の管轄を脱して、両村に戸長役場を新設するよう要望が出されたが、この要望はその後三五年になって両村が合併独立したことにより解決された。

すなわち、明治三五年四月一日の二級町村制施行に伴い、同年四月一日、この地方が親船町外九町および生振村の合併による『石狩町』と花畔村および樽川村の合併による『花川村』とに分割され、石狩町役場と花川村組合役場とが設けられた。

さらに、これら石狩町と花川村とは、明治四〇年、札幌外一二郡内の一級町村制実施に伴い、同年四月一日、合併して『石狩町』と称することになった。

その後大正一一年八月、「札幌支庁」が「石狩支庁」と改称され、石狩町は石狩支庁の管轄下に置かれることになり、以後今日に至る。

なお、本地方における行政上の歴代要職者名を示せば次の通りである。

歴代主要役職者一覧

代	自		至	役 職 名	氏 名
	年 月 日	年 月 日			
明治3・1				兵部省出仕 在方役人・名主	来住野 五郎治
明治3				在方役人・年寄	岩 田 甚兵衛
				在方役人・百姓代	新兵衛
				石狩郡戸長	宇兵衛
				石狩郡副戸長	岩 田 甚兵衛
明治5				〃	鈴木 徳右衛門
					松島 金右衛門
					鈴木 徳右衛門

明治7	岩田甚兵衛
明治8	鈴木徳衛門
明治9	岩田甚兵衛
明治10	田付清左衛門
明治12	鈴木徳右衛門
明治13	山崎清躬
明治15	鈴木徳右衛門
明治17	山崎清躬

[illegible]

明治二五年總代人一覽

		氏名
受持町村	職業	加藤圓八
親船町	商	石川善七郎
同		宮崎養策
横町・新町・弁天町	医師	榎八左衛門
同		
船場町・本町・仲町・濱町	商	中島房藏
同	漁	上野正
若生町	商	佐野甚平
八幡町	漁	畠山清太郎
生振村	農	吉田傳三郎
同		渡辺長次郎
花畔村	同	山本多藏
同		金子清一郎
樽川村	同	目貫昇太郎
同		鈴木繁次郎

加えて、二級町村制施行以降の町・村議會議員を上げれば以下の通りである。

二級町村制時代（明治三五年四月～明治四〇年三月末日）石狩町会・花川村会議員名一覽

石狩町会議員

工藤重作	大越利平	細川留次郎	川野榮吉	青木藤七
三浦新五郎	大関竹彦	清野亀太郎	安孫子莊七	長谷川佐助
佐藤安次郎				

花川村会議員

桜田清平	小田素五郎	千歩亀松	水上清	猪俣松藏
目貫昇太郎	山内百度	米倉喜八	渡辺長次郎	山口三平
松永栄太郎	橋本賢弘	阪東一	長谷部謙一郎	横井虎造

（なお、以上の議員は確認議員名のみ記載）

一級町村制時代（明治四〇年四月～大正末分）石狩町会議員名一覽

明治四〇年～大正五年頃

工藤重作	金谷長之助	三浦新五郎	成田録平	畠山清太郎
高橋儀兵衛	横田順倫	長野徳太郎	渡辺長次郎	千歩亀松
猪俣松藏	丸山辰六	米倉喜八	堀部銀藏	林喜代吉
川野榮吉	平野寅吉	安孫子莊七	萱野兼松	鳥羽熊三郎
関戸金三郎	清野政吉	池田竹次郎	武田亀助	三木忠藏
成沢鉄次郎				

大正五年～大正末期頃

鈴木逸平	堀部銀藏	高梨健助	林喜佐吉	平野寅吉
安孫子莊七	藤岡勝太郎	田中兼松	関戸金三郎	鳥羽熊三郎
河合曾十郎	清野亀太郎	清野政吉	千歩亀松	内海秀太郎
猪俣松藏	丸山辰六	武田亀助	長井源藏	越野佐一郎
金子清一郎	石井立之進			

(なお、以上の議員は確認議員のみ記載)

主要参考文献(文中記載外)

- 小倉道教 『石狩案内』 一九〇六(明治三九) 石狩新聞社
『大正五年四月調・石狩町勢一覽』 一九一六 石狩町役場
『大正七年六月調・石狩町勢一覽』 一九一八 石狩町役場
開拓使編 『北海道志』 卷一 一八八四 大蔵省
田中実(編著) 『石狩町年表』 (補正稿・『開拓使事業報告』などの公刊物の内容を含む。) 一九六八 石狩町教育委員会・石狩町郷土史研究会

第二章 在来民の歴史

第一節 石狩地方の在来民

第一項 開拓使時代

上巻第一編第二章にも一部を紹介されているが、「石狩」の地名ばかりでなく、この地方には沢山のアイヌ語に由来する地名が残って居り、和名の地名は少ない。これと同じようなことは、北海道のどの地方についても言えることであるが、ともかくそれは、和人の到来する以前からこの地方が広く在来民の生活の舞台であったことを物語っている。

そして、この地方の在来民や、この地方に石狩川筋のより上手からやってきた仲間たちが、近世において和人による漁場で使役されていた状況については、すでに上巻に述べられており、ここではその後の本地方における在来民の迎った概況を、明治維新以降の約六〇年間に就いて述べることにする。

まず明治初年におけるこの地方の在来民の戸口についてみると、ヤウスバに二二戸、シビシビウスに四戸などが数えられた。

次いで明治二年七月、この地方は兵部省の管轄するところとなったが、それに伴い同省は従前より石狩場所で季節的に雇われていた上川地方居住の在来民をここへ移住させようとした。そして、この年、兵部省はその雇われ人たちを漁期が終っても上川へ帰そうとしなかった。しかし、それに対して、上川からやってきた在来民たちはあくまで帰郷を望んだ。結局、彼らは嘆願によってようやく一二月下旬にそれを許可された。

とはいえ、このようにして一時の安堵を得た上川の在住者たちのところへ、その後一カ月も経ぬ一二月中旬、兵部省石狩役所の小使が訪れ、毛皮類やクマの胆などの「軽物」を開拓使に納めず、石狩場所に納めること、明春には当別より川下に居を移すことなどを申し渡すに及んだ。そして、上川の在来民代表クーチンコロとしては、このような無謀な申し渡しを承諾し難く、彼は「役土人」三名とともに石狩役所へと反論に出向いた。なお、これによりクーチンコロらは、兵部省より、満足のできるものではなかったにせよ、後日達しのあるまでは従来通りとの返答を得た（上巻第三編参照）。

ところが、その年の一二月、この問題をも含めて諸方面で兵部省と意見の衝突していた開拓使が、政府に対して同省の支配廃止を建議し、それが認められたので、既述のような移住計画は実行されず立ち消えになった（註1）。

なお、後日明治九年六月、開拓使がカラフトからの強制移住民をこの地へ連れてきたのは、以上のような前例があったことによつていよう。

一方、石狩方面の在来民のその後についてみると、明治二年から一四年に至る間の石狩郡における戸口が、次のように記録されている。

明治初期石狩郡内在来人口統計

年次	戸数(世帯数)	人		口
		計	男	女
明治二	八	二三	一二	一一
三	八	二五	一二	一三

四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	四
一二	一二	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一二	一二
四三	五二	五七	五七	五四	五二	五五	五八	五八	五五	五四
一二	二六	二九	二九	二七	二七	三〇	三三	三三	三三	三一
二二	二六	二八	二八	二七	二五	二五	二五	二五	二三	二三

（開拓使本庁調。『北海道志』巻一による。）

また、明治一一年、同一二年当時に石狩郡戸長の役にあった田付清左衛門の公的性格をもつ提出記録控、『石狩郡宇津内旧土人戸籍総計』および『石狩郡宇津内旧土人職分総計』によれば、別表のごとく宇津内における明治一二年一月一日現在の人口が五〇人、そのうち漁業に従事する者の男女計が三七人とされている。また、同じく田付戸長によって明治一二年四月四日に記された『明治一一年移住民並旧土人戸主調』によると、「旧土人戸主七八人、内男六八人、女一〇人（句点編者）」とされている。これらの記録のうち、後者においては戸主のみで七八人とされているが、それらに家族を含めた人数は二百人前後になるものと推定され、この数値と前掲『北海道志』にみられる開拓使本庁調の数値との間には大きな差があり、その数値の相違する理由は明らかでない。

明治一二年石狩国四郡における在来民戸籍・職分統計表

(明治一二年一月一日作成・単位・人)

職分 總計	戸籍總計		性別		郡名	
	女	男	女	男	宇津内郡	石狩郡
	一八	一九	二四	二六	夕張郡	上川郡
	一三	一〇	一八	一六	樺戸郡	合 計
	五九	五三	七七	八六		
	一七	二四	三三	三九		
	一〇七	一〇六	一五二	一六七		

補注「職分總計」覧における者の職種は次の通りである。宇津内分漁業、夕張郡・上川郡・樺戸郡分雜業。

そしてまた、明治期に入ると、この地方の在来民は、従前のほとんど漁業に依拠した生活から次第に遠ざかることになった。それというのも、漁業を通じて和人により支配を受けてきたところへ、政府が在来民に対して土地を私有化させ、農業を行なわしめんとしたことにより大きく帰因していると言えよう。

まず明治維新政府はその当初に、北海道をすべて国有化し、次いで、明治五年に土地規則を制定して、土地の私有化を謀り、同規則のうちに第七条として、「山林川澤従来土人等狩猟伐木し来りし地と雖も、更に区分相立持主を定め、且亦地券を渡し、爾後十五カ年間除税地代上條に準ずべし」と定めた。これにより在来民も和人と同じように土地を私有化することになったが、在来民としてはそのような発達した私有財産制に馴染めず、多くがそれを受け入れ難く、土地を失う者が少なからず現れるようになった。

そのため政府は、明治一〇年二月一日に發布した北海道地券発行条例において、第一六条に「旧土人住居の土地は、其の種類を問はず尚総べて官有地第三種に編入すべし、但し地方の景況と旧土人の情勢に因り成規の処分をなす事あるべし」とし、在来民の所有地を一応官有地として、漸次付与する方針に切り換えた。そして、石狩郡内

で当初官有地第三種と定められた土地の面積は五、四二六坪であつた（註1・2）。なお、こうして在来民は、維新政府により土地に縛りつけられ、さらには、それに伴い開拓使から向けられた農業指導員によつて農耕技術を教えられた。しかし、政府あるいは開拓使のこのような試みは、成果に乏しいまま三県時代を迎えることになった。

第二項 札幌県の計画

明治一五年二月、開拓使に代わつて設置された三県の当局は、ともに在来民に対してより積極的に農業を奨励する方針をとつた。そして、札幌県では次のような一〇年計画の方法を実施することにした。

舊土人救済方法

第一條 此方法ハ管内舊土人ニ農業ヲ授ケテ、目下生活ノ困難ヲ救済シ、将来独立自營ノ道ヲ得セシメン
為特ニ施行スルモノトス

第二條 此方法ハ明治十八年ヨリ同二十七年迄向フ十ヶ年間施行ス

第三條 舊土人ノ総戸数二千五百九十戸ヲ十ヶ年ニ割り、即チ一ヶ年二百五十九戸宛、農業ヲ授クルモノ
トス

第四條 戸數最モ多ク生計最モ困難ヲ極メタル、日高國沙流郡ヲ第一着トシ、漸次一般ニ及ボスモノトス。
其順序左ノ如シ、但シ實際着手ニ臨ミ困難ノ景況、土地ノ便否等ヲ斟酌シ多少前後スルコトアル
ヘシ

初 年

日高國沙流郡

二五九戸

二年目

日高國沙流郡 一二七戸
 膽振國勇拂郡 一三二戸

中略

十年目

天鹽國枝幸郡 七戸

同 宗谷郡 五五戸

石狩國濱益郡 四四戸

同 上川郡 四一戸

同 樺戸郡 二戸

同 厚田郡 五戸

同 空知郡 六戸

同 石狩郡 一七戸

同 札幌郡 八二戸

第五條 開墾地ハ舊土人居住地近傍差支ナキ場所ニ於テ、一戸一町歩以上ニ相當スル地所ヲ撰ヒ、之ヲ無

代價貸與スヘシ

第六條 貸與ノ地所ハ初年ニ二段歩以上ヲ墾了スルモノトス

第七條 第六條ノ墾成地ハ實地點檢ノ上無代價下付スヘシ、但シ本文ノ土地ハ下付ノ年ヨリ向フ十五ヶ年

除租タルヘシ

第八條 初年限リ給與スル農具・種子類左ノ如シ

一、唐 鍬 一挺 一、平 鍬 一挺 一、鎌 二挺

一、山 刀 一挺 一、天王寺鋸 一挺 一、鑢 一挺
一、砥 一挺 一、筵 一挺 一、鍬 柄 一挺

以上ハ毎戸ニ給スルモノトス

一、石 臼 一臺

但シ五戸ニ付一臺ノ割

一、鎚 一挺

但シ二十五戸強ニ付一挺ノ割

一、鐵 鐮 一挺

但シ十戸ニ付一挺ノ割

種子

一、馬鈴薯 二俵 一、粟 一升 一、扁豆 一升五合

一、玉蜀黍 一升 一、南瓜 一合

以上毎戸

第九條 毎年着業及終業期月左ノ如シ

一、着業 四月

一、終業 十一月

第十條 毎戸少クモ壯健ノ男女二名ハ開墾ニ従事スヘシ

第十一條 開墾ニ従事スルモノハ、初年度限り着業ノ日ヨリ終業ノ日迄、食糧補給トシテ一日一人ニ付裸麥

三合ヲ給與スヘシ

但シ病氣其他ノ事故ニテ現業ニ従事セサル日ハ食糧ヲ給スルノ限リニ在ラス

第十二條 農業教育者ヲ雇入レ農業ノ方法ヲ授ケ、且主任ヲ派遣シテ事業ヲ督励セシムヘシ
第十三條 農業ノ餘暇ハ漁獵ニ従事スルコトヲ得ルト雖モ、擔當官吏ノ承認ヲ受ケシムヘシ
第十四條 給與シクル農具ノ修繕ハ総テ自辦タルヘシ
第十五條 毎郡五戸乃至二十戸ヲ以テ一組トシ、毎組ニ総代一名ヲ置キ組内ノ事務ヲ取扱ハシムヘシ
第十六條 組合中ハ平素親睦ヲ旨トシ、緩急相濟ヒ吉凶相援クル等決シテ疎隔ナキヲ務ムヘシ
第十七條 凡ソ此方法ニ悖リ業務ヲ惰ルモノアルトキハ、篤ト事實ヲ取糺シ第十一条ノ食料補給ヲ停止シ、尚適宜謹責スヘシ

第十八條 農業ニ勉勵シ其成績優逸ナルモノハ褒賞ヲ與フルコトアルヘシ

しかしながら、この計画が石狩郡内居住の在来民に実施を予定されていたのは、その開始より一〇年目であり、それより先、明治一九年に三県が廃止され、さらには三県に代わった北海道庁が、財政難を理由とするなどして明治二三年でその中止を決定するに至った。すなわち、『旧土人救済方法』は、この地方居住の在来民には適用されなかった。

なお、札幌県時代より北海道庁時代初期にかけてのこの地方および周辺地域における在来民の人口は、次の通りである。

明治一五年

札幌 幌郡	郡 區 名	戸 数	人		
			計	男	女
		一五二	七七八	三八五	三九三

明治一六年

郡名	戸数	計人	男	女
札樺 幌 戸 知 張 龍 川 狩 田 益 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡	一四八 四一七 四二一 四二五 四二六 四二八 四三〇 四三二 四三三 四三六 四三八 四四〇 四四二 四四四 四四五	七四三 二五六 二〇九 一六二 一三六 一二八 一〇八 一〇〇 一五四	三六八 一三二 一〇一 一四八 一四九 一五九 一六八 一七八 一六四	三七五 一二四 一〇一 一一一 一一二 一一三 一一三 一一二 九〇二

郡名	戸数	計人	男	女
石狩 厚田 濱田 樺戸 夕張 空知 上川 雨龍 上川 厚田 濱田 石狩 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡	一五七 四四五 四二四 二八二 一六八 一六六 一六四 一六二 一六〇 一五八 一五六 一五四 一五二 一五〇 一四八	五二二 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇	二八九 七〇八 一三七 一三三 一三一 一三〇 一二九 一二八 一二七	二二三 九〇三 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇

明治一七年

郡名	戸数	計人	男	口	女
札樺空知戸幌 夕張知戸幌 雨川龍張知戸幌 上狩川龍張知戸幌 石狩益田郡 厚田郡 濱田郡	一五〇 二八五 一四七 一五八 六二〇	七六五 一六〇 九四二 二〇六 二二八 二四九	三七六 七一七 三〇一 一四一 一五三 三八六	三八九 一〇二 二四一 一〇二 一三一 一三一	三八九 一〇二 二四一 一〇二 一三一 一三一

明治一八年

郡名	戸数	計人	男	口	女
石狩益田郡 厚田郡 濱田郡 札樺空知戸幌 夕張知戸幌 雨川龍張知戸幌 上狩川龍張知戸幌	一八〇 三四五 三七一 三八七	六〇〇 一四八 二四八 二五八 二二一	三三五 二六六 二二六 二一五 二二八	二五五 二八六 一三〇 一三三 一〇九	二五五 二八六 一三〇 一三三 一〇九

明治二四年

郡名	戸数	人口	
		男	女
札 幌 郡	一四八	四〇六	一九五
石 狩 郡	一四八	二二一	二二五
夕 張 郡	一八	二二	一一
樺 戸 郡	一二	二五	三三
上 川 郡	四九	二二	二〇
厚 田 郡	四三	九	一〇
濱 益 郡	四	四	一
空 知 郡	五九	一五	一三
千 歳 郡	一	二	一
合 計	三四〇	六一八	六一七

第三項 『北海道旧土人保護法』の制定と実施

三県時代からの既述のような計画が中断されると、在来民が『北海道地券発行条例』第一六条にもとづき官有地として占有していた土地、あるいは、その下附地を、和人が私有化して行くといった弊害が目立って増える結果となり、それに対して何らかの新しい対策が必要であるという考え方が帝国議会にも反映されることになった。すなわち、まず明治二六年一月二九日、加藤政之助が第五回帝国議会において、『北海道土人保護法案』を提出した。そして、この案は法文として不備が多いことなどを理由に否決されたが、内容的には後に制定される『北海道旧土人保護法』と一致するところが多い。また、明治二八年の第八回帝国議会において、代議士鈴木充

美外五名により同主旨の『北海道旧土人保護法案』が提出されたが、審議されぬまま議会が閉会となった。

しかし、このようにして時が経過するうち、在来民の土地はなおも奪われ続け、これが大きく社会問題視されてくると、政府としてもそれを無下に放置しておけなくなった。そこで、政府は北海道庁の立案による『北海道旧土人保護法案』を政府案として、明治三十二年二月十二日下院に提出するに至った。それは同年中に下院で認められ、さらに翌三十二年二月一日上院をも通過した。

このようにして立法化された『北海道旧土人保護法』の狙いはいえ、その第一条に「北海道旧土人ニシテ農業ニ従事スル者、又ハ従事セムト欲スル者ニハ一戸ニ付土地一萬五千坪以内ヲ限り無償下付スルコトヲ得」とあるごとく、北海道の在来民を徹底して農民化させようとするところにあった。また、その適用は一般拓殖計画一〇カ年計画の開始される明治三十四年からとされ、施設を備えるために一〇カ年の目標が置かれた。なお、明治三十四年から四十二年の間に下附された給与地の面積は、北海道全体で九千六百五十六町七歩、この地方の属する札幌支庁管内で七百一町余りであり、その受給人数については、北海道全体で三、八五〇人、札幌支庁管内で一六七人であったが、この地方における給与地は僅かで、中生振に設けられていた。この地方の在来民はまた、その頃中生振とともに石狩川口の左岸市街地にも居住していたが、中には後述第二節における移民とともに、カラフトまで漁業の出稼に行く者もいた。

そして、大正期に入って給与地面積はやや減じ、その末期に近い石狩支庁管内における開墾状況は次表のごとくであった。

大正一三年給與地開墾状況統計

支 廳 名	總 反 別	成 自 營 地	墾 貸 地	未 開 墾 地	開 墾 不 能 地
石狩	五六三、二〇三	九、四三三	九〇、九六二	三二、九二〇	七〇、八五三
空知	一三四、六六〇	三、二〇四	二四、〇〇〇	三五、三〇〇	四三、〇二八
上川	一七三、五八〇	五七、八〇二	四八、四三八	五二、九三七	一四、四〇六
中略	中略	中略	中略	中略	中略
各支廳合計	八、二四四、九八〇	三、〇九二、二八〇	二、五二二、九二〇	一、八六〇、二二七	八、一四七、六〇二

(大正一三年現在統計。北海道廳調)

また、大正五、一〇、一四年における人口および大正一四年における生業別人口をみると次のごとくであった。

大正期石狩地方在来民人口統計

大正五年一二月末現在

町 村 名	戸 数	人		町 村 名	戸 数	人	
江別町	二六	男	二四七	恵庭村	八	男	二二
石狩町	二二	女	二二九	千歳村	六五	女	二九
厚田村	三	計	四六六	合計	二五九	五三七	五〇九
濱益村	五五	男	九一			一、〇二六	
		女	一〇〇				
		計	一九一				

漁業

支廳名	戸	専業
石狩支廳	一	六

商業

支廳名	戸	数	人	口
石狩支廳	二			八

労働者

支廳名	戸	数	人	口
石狩支廳	四八			八六

(以上、大正一四年末現在統計、北海道廳調)

さらに、大正期における在来民の和人への同化の程度についてみると、北海道庁内務部による大正七年刊行の『旧土人に関する調査』および北海道庁学務部社会課による大正一五年一〇月刊行の『北海道旧土人概況』において、ともに同じく次のように報告されている。

すなわち、人口減について、「石狩町生振の土人部落、明治初年より在住せし旧土人は、和人の侵入と共に他地方に転退して漸次其の数を減じ、現在に於ては又昔日の觀を止めず」といわれ、住居について、「千歳村の土人部落には土人風の家屋多きを占むるも、江別町及恵庭の両村に於ける旧土人部落に於ては掘立小屋なるも和人風に近きもの多く、石狩町に於ては全然和人風のもののみを見る」とされ、また、札幌支庁（大正七年）、石狩支庁（大正一五年）管内における教育、生業について、「卒業後読書スルノ念薄キヲ以テ、卒業当時ノ学力ヲ保

持スルモノ少ク、假名及び簡易ナル漢字ヲ記シ得ルノ程度ニ止マルモノ多シ。計算ニ於テハ筆算、珠算共ニ加減ヲナシ得ルモノ多数アルモ、乗除ヲヨクスルモノ比較的少シ。職業トシテハ、農業労働等ナルモ農業モ専業トスルニアラズシテ日雇ヲ兼ヌルモノ多シ。無教育者ニ比シ、稍々勤勉ナルモ特ニ職業ノ改善生活ノ向上ヲ企図シツアルモノ少シ。」と報告されている。さらに、両報告はまた、宗教について、「江別石狩の両町竝に浜益村に於ける旧土人は和人に倣ひて漸次に仏教を信するもの多く、固有の自然物崇拜は薄ぎつつあるものの如し。恵庭村の土人間には神道を奉ずるものがあるが如く、千歳村の土人間には宗教的觀念の特に認むべしなし。」としている。加えて、前報告が札幌支庁管内の生産物取引の状況を「農業を為すものの内播種期に商人より前借をなし、收穫物を提供して決済するものもあるも、その多数は商人の信用なくして收穫に於ける現品取引なり。漁業に従事するものの中、漁獲物引当に仕入れを受くる程度のもの二戸あるも、其の他は現品取引なり。」としている。また、札幌（石狩）支庁管内における財産管理状況について、両報告で、「概して永遠に対する考慮なく金銭を得れば直ちに酒食に代ふるの風習ありて、財産を保持し之を子孫に伝へんとするもの少し、随て財産管理方法として特記すべきものなし」とされ、後者において、「旧土人は動産、不動産、債権を通じ管理能力一般に低級なり。而も利欲の念強きを似て、財産を担保とて、借入を為すに当り条件の如何を問はず、唯利子の低きを望み、又自己の債権者たる場合に在りては債務者が確実に債務を履行すべきや否やを問はずして、利率の高きものに貸与する傾向あり、之がため既往において多大なる損失を蒙りたる事例に乏しからず。」とされているが、もとより文化の相対的存立を認めず、歴史的に大きな差違のある民族的文化を短時間のうちに変容させようとしたこと自体に無理があったことは言うまでもない。

註

1. 『旭川市史』第一卷 一九五九
- 高倉新一郎 「北海道旧土人に対する土地政策の変遷」 『高岡熊雄先生在職三十五年紀念論文集』 一九三二

第二節 南カラフト在来民の強制移住

第一項 国際紛争の煽

幕府に代わって北海道を領有した明治維新政府は、北海道の在来民に対する新しい支配者となっただけでなく、南カラフト在来民の一部をも従属下においた。そして、一八七六（明治九）年、八五四名の樺太在来民エンチュ（カラフト・アイヌ）が江別の対雁に強制移住させられ、ここ石狩にも依拠することになった。しかし、彼らは結局のところ帰島することになったばかりか、その一九〇六（明治三九）年には三九五名しか数えられなくなっていたという惨たんたる結果を招かれたのであった。このような結果に至るまでの経緯については、少なくとも一九世紀における幕府と、ロシアとの関係までは顧みられねばならないであろう。

すなわち、すでに伊達林右衛門、栖原三右衛門の両者が文化年間に、当時「北蝦夷地」と呼ばれていたカラフトにおいて、白主（しらぬし）および楠鶏（くすんけい）で漁場を請負い、在来民を雇っていたが、その後一八七五（明治八）年五月、日露によって『樺太・千島交換条約』が締結されるや、伊達・栖原の両者は引揚げることとなり、それに伴い使役されていた在来民が宗谷への移住願の申し出を余儀なくされた。カラフトはそれまで、一八五四年の『日露和親条約』によりそれら両国民の雑居地、一八六七年の『仮樺太規約』でそれら両国の共有地とされていたが、『樺太・千島交換条約』が締結されたことにより、伊達・栖原に使役されていた在来民はカラフト留住か日本領への移住かのどちらかの選択を迫られたわけである。このような選択を迫られたエンチュたちとしては、それらのどちらにも大きな不安があったが、結局は少しでも従前からの関係に頼らざるを得ず、日本領への移住を決断するに至った。そして、彼らは日本領へ移住するなら故郷にもっとも近い宗谷を希望し、一八七五（明治八）年一〇月二一日、楠鶏港から宗谷に達したが、日本政府は彼らの帰島を危惧し、あるいは、

それに伴って國際問題の起こることを懸念し、あるいは彼らの望郷の念を断つため、さらに次いで、強引にも開拓使本庁舎のある札幌に近い江別太への移住を果たそうとした。

これに対し、カラフトからの移民たちは江別太移住案を拒んだため、問題の処理の仕方困った松本十郎大判官が黒田清隆長官に次のような伺書を提出している。

舊土人宗谷方面へ移住ノ儀並米鹽給與ノ儀伺

樺太土人處分ノ儀ニ付、長谷部中判官・堀中判官連名ニテ石狩國へ移轉伺ノ趣、伺ノ通り御指令相成候様、又東京ヨリノ電報ニテ石狩河上エベツ太へ、假小屋營構ノ着手ニ及候處、時任為基樺太ヨリノ號便ニテ土人共石狩地方ノ移轉ヲ壓ヒ、頻リニ宗谷方面ノ懇願ニテ到底石狩移轉致シ難キ旨縷々來意ニ付、エベツ太着手見合セ遅候處、果シテ渡海ノ期ニ際シ突然宗谷地方へ移轉致度旨願出、右ハ該地在勤ニテ斯ク切迫致サザル前ヨリ懇篤説諭ヲ加ヘ候得共、頑固トシテ特旨ノ之レアル處ヲ辯セズ、又彼方情狀ヲ叩ケバ遠く墳墓ノ地ヲ距ルニ忍ビズ、宗谷地方ノ儀接近ニシテ且親戚舊故ノアルヲ以テ只々同地方ヲ欣慕スルノ情ニ過ギズ、猶該地取扱上事情ノ切ナル別紙陳情書ノ通りニシテ不得止ノ勢ニ有之、依ツテ宗谷方面彼等ノ届ク所ニ於テ給與シ、樺太ヨリ本道ノ生活營ミ易キヲ知ラシメ、漸ク獨立ノ産ニ安ンジ候様誘導致候外有之間敷、且八百餘名ノ土人數百年ノ皇恩ヲ慕ヒ、外國ト地所交換ノ機ニ臨ミ、我ガ邦域ニ移ルハ皇國恩威ノ俛冷スルモノニシテ萬邦ニ對シ一大美事ト謂ハザルヲ得ズ。

又本使ニ於テモ通常ノ移民ト同一ニ遇スベキニ非ズ、此ニ於テカ費用ノ多少モ問ハズ、保護撫育ヲ盡シ彼ノ土人ヲシテ再ビ故願ノ念ナカラシメバ石狩ニ移スノ利益ニ如カズト雖モ、牧民ノ又遺憾無之儀ト存ジ候間前願御聞届ケ相成度、書類相副ヘ此段相伺候也

明治八年十月一日

大判官 松本十郎

長官 黒田清隆殿

しかし、黒田清隆長官はあくまでカラフト移住民の願出を拒否し、江別太行きを強いた。その結果、移住民代表一〇名が江別太を視察し、それからそこへ移住するか否かを決めようということになった。そして、移住民側は代表の視察にもとづいて、やはり江別太が移住地として好ましくないという判断を下した。それでもなお開拓使の役人は、江別太方面への移住を実現せんと彼らを宥めすかし、ついに彼らに江別太の代わりに厚田、石狩での漁業が可能であれば移住しても良いと言わせるに至った。

こうして、カラフトからの移民たちは宗谷から石狩へと移されることになったが、その準備のため、開拓使宗谷出張所では本庁に宛て、次のような伺書を出している。

舊樺太土人滞宗中石狩洲へ引移前取扱手順方伺

一、石狩洲江別太へ移轉ニ付土人共ノ事情密ニ探索仕候處、役土人始メ平土人ハ勿論、婦女子等ニ至ル迄舉ゲテ不服ノ様子ニ付、厚キ御趣意柄ヲモ篤ト懇説シ、種々表裏ニ仁諭ヲ施スト雖モ、更ラニ承服感佩致ス不能、畢竟私共其任ニ不堪義ニテ恐悚至極ニ奉存候得共、元來黒白ヲ辯ゼザルノ頑武ニ付、素ヨリ土人ノ情態ハ斯クノ如キモノト豫而覚悟モ致シ居リ、何ンゾ今更可申上迄モ無之候得共、何分八百餘名ノ大勢ノ事故、人少ノ為自然廻船宗着ノ時機ニ臨ミ不手配ヲ醸シ候様ニテハ、申譯無之候間左記ノ通り見込個條取調此段至急相伺候也

記

第一條 漁業ハ大凡ソ四月中旬ヨリ始業六月一杯ニテ、漁濟・漁具取片共七月初十日迄ニ、悉皆手明キニ可相成見込ニ御座候事。

第二條 夏秋ノ間海上平穩ナル時ハ土人製ノ小舟ニテ當所ヨリ樺太迄一日ニ渡海相成候由、然ル處中ニハ舊郷追慕ノ情禁ズ能ハズ不言不語雲行ヲ見ムカ渡樺致シ兼テ間敷計畫モ致居候様子ニ付、日夜情狀ニ目配リ、注意仕リ居候得共人少ノ為、萬一不行届ノ點有之候テハ不都合ニ付、右取締ノ為四月中旬宗着ノ豫定ニテ警邏五名、御差廻シ被成下度候事。

第三條 移転ノ義速カニ運ブト運バザルトハ、第五條ノ荷造ニ關係有之候處、右ハ前條ノ事情且ツ十三里間所々ニ點在セル八百余名ノ人數ニ付、一朝一夕ノ事ニテハ速カナル得難ク奉存候間、其際一時佐藤正克當郡へ出張ノ義御下命被成下候事。

第四條 漁業相濟候ハズ、賣荷之分ハ、勿論土人共手ニテ荷造致シ官預リノ上、在宗中ハ日用品ノミ相渡シ、其他悉皆官預リ致置候事。

第五條 迎船宗着三十日前、銘々ノ所持罷在候諸道具、悉皆荷造為致、持主ノ名札ヲ付ケ官預リノ上會所元並ニ字ヤムワツカナキ兩所ニ寄集可致候事。但本文荷造ハ六月中旬ノ見込ニ御座候事。

第六條 迎船宗着ノ前日ヨリ撫育米・家別ノ渡方相廢シ、其最前ニ於テ炊出場ヲ建設シ、日々三飯ヲ付與致度候事。

第七條 第二條ノ先着ノ警邏五名ノ外、尚今二十名丈ケ迎船着船前宗着出張相成候様仕度、警邏ノ權威ヲ以テ引移リ候様ニテハ少シ苛酷壓制ノ姿ニ陥リ候得共、方今ノ情勢不得止次第且大勢之事ニ付、是非右様無之候テハ手配方難行届奉存候間幾重ニモ此段御採用相成度候事。

明治九年一月

宗 谷 出 張

十一等出仕 高 畑 利 宣

同郡出張所在勤

權中主典 淺 井 義 孝

小判官 調 所 廣 丈 殿
六等出任 金 井 信 之 殿

なお、この宗谷から対雁への移動について、移民の一人が次のように述べている。

ホリサマ シツキサマ、

レーコロトノ ドアイヌ

ウンチコロ ペンチャイ

ドフアリキワ

ウイタハ エネアニ。

リヤコタン オホタ

オカイ アハカリ

イシカリコタンオホタ

オカイチキ

ハンケノ イペアンベ オカイクス

オマンチキ ビリカナ。

ウサイキンネ

「堀（基）様、鈴木（大亮）様

という名の役人、二名が

蒸気船（宗谷郡へ）

二艘でやってきて

互に討議した（内容）はこうだった。

リヤコタンで

暮すよりも

石狩の村で

暮すのなら

近くに食物もたくさんあるので

（そこへ）行くのならよからうぞ。と

一同も

「エネピリカクニネ」
アニイタハ レンカイネ
イシカリコタン オンネ
アリキヤイネ
オタルコタン オホタ
ヤーバンワ インカラニコ
コンタカド^ド ピリカクス
ウタリ オピシタ
キロロアン カンネ
オカヤン ヤイケ
イシカリコタン バハノ
ドラワ オマンクス
ウンチコロベンチャイ オホタ
オオーチキ ピリカナ。
タンペ レンカイネ
ウタリドラノ ラムシンネ
ドラノ アリキアン ヤイケ
イシカリナイ モアン ドイシカリ
レーコロナイ オホタ
ドラワ マカナンナ。

「これでよいのだ」
と言う意識で
石狩の村へと
やってきて
小樽の村に
私等は上陸して、ながめると
村の情景が、すばらしかったので
仲間は、皆んな
たのしんで
私等いて
石狩の村まで
連れだって行くには
蒸気船に
乗ったらよかるうぞ。と
こういう意識で
仲間と共に、心をつにして
連れだって私らはやってきて
石狩川の、小流の対雁
という名前の川へと
連れだって私等は遡上したのだよ。

チセ オカイ クニ

アンラム ヤイケ

トチュ レチエ バテヘ アンルウエ。

家がたくさんあるものと

私は思っていたが

二軒、三軒ばかりであった。」

(川村初蔵筆録・藤村久和訳『樺太資料研究会』№3 一九七九)

第二項 第一期計画

結局、カラフトからの移民たちは、宗谷移住の八カ月後、再び大きな不安を抱きながら、開拓使宗谷出張所の役人や警邏二五名に伴われて、一八七六(明治九)年六月二三日、汽船で宗谷港を出、小樽を経て石狩河口に達し、さらに石狩川を遡上して対雁に到着した。そして、このようにして連れて来られた人々に対して、開拓使は、農業を主たる生業とさせようとした当初の計画を改め、次のような半農半漁の施策を当てがうことにした。

樺太移住土人ニ対スル救護並ニ授産計画

- 一、樺太ヨリ江別太ニ至ル移送ノ経費ハ官ヨリ支出スルコト、此ノ経費金四千六百五十圓也
- 二、移住ノ年、即チ明治九年ヨリ同十二年迄、三ヶ年間全部ノ土人ニ對シ米鹽ヲ給與スルコト、此米石數三千七百三十六石六斗八升五合、此代金二萬八千二十七圓九十二錢五厘也
- 三、移住土人ニ對シテハ、一戸五十五圓ノ割ヲ以テ、住宅ヲ建設シ給與スルコト、此経費金五千五百圓也
- 四、石狩河尻ニ於テ鮭漁場三ヶ處ヲ買上ゲ漁業を營マシムルコト、此経費四千五百圓也
- 五、厚田郡建網場三ヶ處ヲ買上ゲ、就業用具ヲ給與シテ漁業ニ就カシムルコト、此経費三千九百圓也
- 六、對雁ニ官設教育所ヲ設ケ、土人兒童ノ教育ヲ施スコト



対雁に強制移住のカラフトからの移民。建物は対雁土人実業教育場（河野本道蔵）

- 七、對雁ニ開拓使吏員ノ詰所ヲ設ケ、移住土人ノ指導監督ニ任スルコト
 - 八、詰所ニハ、試作畑七千七百五十二坪ヲ設置シ、農耕ノ實地教授ヲ為スコト
 - 九、未開地四萬九千七百七十九坪ヲ各戸土人ニ割與シ、開墾ニ従事セシムルコト
 - 一〇、成耕ノ畑地ニハ順次麻芋ノ栽培ヲ奨勵シ、收穫シタル麻芋ハ建坪九十坪ノ製網所ヲ創設シ、教師ヲ聘シテ製麻・製網ノ方法ヲ婦女子ニ授クルコト
 - 一一、婦女子ニ養蠶ノ方法ヲ授クルコト
 - 一二、農具・種子ハ官給スルコト
 - 一三、漁業用資金ハ開拓使ヨリ貸付スルコト
- 開拓使はこの計画を早速実行し始めたが、移民たちはその中で開拓使のもっとも力を入れようとしていた農業施策を好まなかった。しかし、それは移民たちの従前の主要な生業が漁業であったことを鑑みるならば、至極当然のことであった。そして、このような大きな理由もあって、開拓使が

移民を一八七六（明治九）年から三年間保護、指導し、しかる後自立させようとした計画は、当初より難航した。また、その第一期計画を実施するためには、次のような官費の支出が必要であつた。

樺太舊土人、宗谷ヨリエベツ迄引移り並ニ小屋取建・扶助米・鹽共諸費調

一金四千六百五十圓 土人八百五十人宗谷ヨリ、エベツ迄引移り入費

一金五千九百六十圓 土人小屋並板藏取建入費

内 金五千五百圓

小屋百棟分

金四百六十圓 板藏一棟分

一金九千三百七拾五圓九拾七錢五厘 土人八百五拾人年扶助米鹽壹ケ年代價（初年度分）

内 金九千三百四十一圓七拾貳錢 扶助米石代

此米千二百四十五石五斗六升二合五勺

但一石ニ付七圓五十錢

内 米千百八十六石二斗五升 扶助米

米五十九石三斗一升二合五勺 右五分方欠減

金三十四圓貳拾五錢 前同斷鹽代

此鹽四十二石五斗、但一石ニ付金八十錢六厘

計金壹萬九千九百八十五圓九十七錢五厘

二ケ年目

一金九千三百七十五圓九十七錢五厘 扶助米鹽代

三ヶ年目

一金九千三百七十五圓九十七錢五厘 同 断
合計金三萬八千七百三十七圓九十二錢五厘

鮭・鯡漁場買上代其外諸貸與調

初 年

一金四千五百圓

内 金三千圓 石狩河下鮭漁場三ヶ處買上代
金千五百圓 右三ヶ處川普請其外諸費

一金三千九百圓

内 金二千四百圓 厚田郡鮭建網場三ヶ處買上代
金千五百圓 右三ヶ處入用繩蒔其外買上代

一金三千二百九十二圓三十錢五厘 宗谷ニ於テ漁具買上代

計金壹萬千六百九十二圓三十錢七厘

二ヶ年目

一金三千圓 鮭・鯡漁場六ヶ處諸費

三ヶ年目

一金三千圓 前 同 断

合計金壹萬七千六百九十二圓三十錢七厘

(以上、明治八年十一月の開拓使調書による。)

また、以上の借入金の返納方法が次のように定められていた。

以上借入金ノ返納方法

金四千五百五十五圓十錢四厘 初 年

是ハ鮭、鯡收穫高金六千八百三十二圓六十五錢六厘ノ三分ノ二返納

金四千五百五十五圓十錢四厘 二ヶ年目

是ハ前同断

金四千五百五十五圓十錢四厘 三ヶ年目

是ハ前同断

金千七百八圓十六錢四厘 四ヶ年目

是ハ前同断四ヶ年目ヨリ扶助米相癈シ候ニ付收穫高金ノ四分ノ一返納

金千七百八圓十六錢四厘

是ハ前同断

金六百十圓六十六錢七厘 六ヶ年目皆納

以 上

ところで、以上のような費用が確保され、借入金返納予定が立てられた上で、開拓使によるカラフトからの移民に対する施策が実行されて行つたわけであるが、それに対する実情はといえば、三年を経てもなお不良であつた。

開拓使がもっとも力を入れた農業についていうと、対雁に農耕地四万九千百七九坪が各戸割に当てがわれ、あ

るいは、移民世話所兼農事指導所の近くに七千七百五二坪の試作地が設けられ、農具が準備され、農業指導に専門家が招かれたが、健康な成年男子はもっぱら漁撈に出向く方を好み、農事に馴染まず、結局、農業は老人や婦人たちによってなされる副業的なものにしかならなかった。また、漁業については、開拓使が移民によるその収益を過大に予定し、彼ら移民たちの農業振興のためにまで割り当てようと目ろんだが、赤字を積み重ね、貸付資金の返納もとうてい不可能となり、開拓使は出資金を欠損処分とする他なかった。なお、このより詳しい事情が次の伺書に述べられている。

對雁移民授産之儀ニ付伺

對雁移民ノ儀ハ舊樺太ヨリ轉住以來、扶助年限内ニ於テ必ズ永世着産ノ基礎ヲ確立セン為春秋二季漁業ヲ始メ、丁男ニハ農業ヲ授ケ、婦女ニハ製網ヲ教ヘ、或ハ扶助金品ヲ蓄積シテ融用利殖ノ方法ヲ設ケ、或ハ雜穀ヲ分給シテ米價減額ノ餘剩ヲ貯ヒ誘導撫育至ラザルナク、故ニ舉村安全、今日ノ生活ヲ得タルモ、扶助ハ本年六月ニシテ期限既ニ滿チ、漁業資本貸與ノ特典モ今春鮮漁季ニ止リ、爾後ハ全ク獨立自營ノ民タルベキ筈ニ候得共、其實固陋無智ノ土人、遠ク人里ヲ離レ風土人情ニ慣レズ、且ツ漁獵ノ外他ノ業務ヲ營ムヲ知ラズ、其蓄積スル所ノ現金母子ヲ合シテ一万三千餘圓ノ巨額ニ及ブト雖モ、之ヲ舉村ノ經濟ニ見ルトキハ僅ニ三年ノ糊口ヲ支ヘ得ルニ過ギズ、加フルニ漁場貸金ノ金額モ不幸ニシテ連年薄漁、當初豫算ノ還納ヲ了スル能ハズ、着手ノ初年即チ明治八年乃至十一年、歳尾ノ損金ヲ比較スルニ、通計一万四千九百十九圓十一錢四厘ノ負債ヲ生ジ、漁場並漁具現在ノ物品ヲ代價ニ精算スルモ、猶八千六百九十八圓九錢三厘ノ損失ニシテ殆ンド填償ノ途ナキニ苦シム。

抑々該移民授産ノ計畫タルヤ專ヤ農事ニ在リテ、漁業ハ其資本ニ供スルノ目的ニ外ナラズ、故ニ今後モ此

方針ヲ擴張シテ更ニ事業ノ改良ヲ圖リ、漁場ノ如キ、到底損失ノ償ハザルハ之ヲ停メ、其利益アル箇所ヲ保存シ、製網ニハ該地處産ノ麻及當別移民収獲ノ麻ヲ需用シ、婦女子ヲシテ其業ニ就カシメ、在村ノ丁男ニハ主トシテ農業ヲ授ケ、學齡兒童ニハ力メテ教育ヲ施シ、老幼若シクハ廢疾、事ニ從フ能ハザルモノモ外ハ學村、空手徒食ノ菑ナク、勸懲、督視、成績ヲ責メ、其積金一万三千余圓ハ一屬利殖ノ法ヲ維持シ、教育處費及老幼・力役ニ堪エザルモノニハ其利金ヲ頒チテ之ヲ扶育シ、漸次經年入學男女ノ成長ヲ俟タバ、今ヨリ數年ノ後始メテ獨立自營ノ良民ニ化シ、授産保育ノ效果顯著ナルベク存候處、如何セム目下糊口ノ策漁業資金還納ノ途既ニ前條陳述スル通、幾ント目途無之、就テハ漁業負債一万四千九百十九圓餘ノ内、漁具其他在物品精算代價ヲ除キ、全ク損失ニ係ル金八千六百九十八圓九錢三厘ハ此際別途交付相成、移民ヘ下賜セラレ漁場並ニ漁具等殘品ハ悉皆官ニ返納セシメ、更ニ今秋鮭漁ヨリ向フ三ケ年間、従前ノ手續ヲ以テ資本ハ無利息ニテ毎季漁獲ヨリ返納シ、漁具ノ修繕ハ自費辨給セシメ候ヘバ、農漁製網ノ緒ヲ得、安堵就産ノ基礎必ズ固定シ、永世獨立ノ方法此ヨリ確立候儀ト存候。

即チ今移民扶助滿期ノ際、恰モ浮沈ノ岐路ニ付特旨ヲ以テ至急何分ノ指令相成度、右裁可ノ上ハ従前積金出納ノ順序及漁場廢存ノ箇所等更ニ査定ノ上重ネテ上申可致、御參考ノ為、前記漁場収支決算調相添此段御伺候也

札幌在勤

開拓使書記官 調所 廣 丈

開拓使長官 黒田 清 隆 殿

この伺書にも記されているが、開拓使はまた、既述のような勸農勸漁策を実施するに伴い、婦女子に対して麻の製網所を設けて授産させたり、養蚕や紡績に当たらせ、さらに、男児に製靴、製革を行なわせた。なお、製網

所に明治一〇年十一月教育所が設けられ、当初三四名の児童が通うことになったが、その後收容児童数が増えたので、同一二年六月、これに代わる対雁小学校が新設されるに至った。そして、開拓使はここに明治一二年四月、三千坪の農業実習地を開墾し設け、児童にまで農業に馴染ませようとした。

開拓使のカラフトからの移民に対する最初の手立てはこのようなものであったが、その満期を迎えた明治一二年六月に至っても移民の自立は凡そ得られずに終った。すなわち、既述のような開拓使による第一期計画は失敗に帰し、開拓使としては、さらに三年間従前に近い施策をとることにした。

第三項 第二期計画

第一期計画に失敗した開拓使は、その計画から扶助米の給与を廃止し、それ以外の施策を継続することによって第二期計画とした。そして、この代わり映えない施策は再び農業においても、漁業においても開拓使として不振な結果を招くことになった。

対雁における農業についていうと、計画の第一期より毎年欠損が続ぎ、そのもっとも酷い明治一二年には、収穫品の売上げが費用の約五五％という有様であった。

また、移民たちがつとも精を出した漁撈は、明治九年に鮭漁場として新開または購入された石狩川沿岸の知狩、来札、シビシビウス、対雁の四カ所および明治一〇年に鯨漁場として購入された厚田郡の三カ所に依拠していたが、明治九年より一四年に至る六年間の収支をみると、収入が支出を超えた年は明治一三年のみで、第一期および第二期計画を通じて、開拓使の官費欠損が二万七百七十七円五十二銭となった。

なお、明治八年から一五年に至る移民に対する漁業資本金は、一一万四千八百三十九円六十二銭四厘であり、これに対する移民らの返納金が八万円余、官費欠損の一部を穴埋めする移民の共有積立金他からの支出が約一万三千円であった。そして、開拓使は移民の漁業にもとづく欠損を当初予定していなかった。しかし、移民による返納

金は、自らの意志とは無関係な開拓使の強制的前貸しに対するものであったし、資本金に満たなかったとはいへ、官費欠損の約四倍、返納予定総額の約七割にもなっているのので、移民の立場からするなら、必ずしも漁業実績が不良であったとはいえない。

このようにして、結局開拓使としては第二期計画によっても移民の自立を果たせず、その計画の満期まで五ヵ月を残して札幌県に事務を引き継ぐことになった。

第四項 組合の設立

明治一五年六月をもつて第二期計画が満期になると、札幌県としては従前のような方策を受け継ぐことなく、それに終止符をうち、無理を予想の上で移民たちを自立に追いやった。すなわち、札幌県は移民たちに自営の組合を設立させ、直接的な保護から身を引いた。そして、この組合は『対雁移民組合』と称され、次のように定められた定款にもとづいて運営されることになった。なお、これは後に満期を一〇年延期されている。

對雁移民申合定款

第一條 對雁移民組合ヲ設クル所以ハ、移民七百五十餘名同志協力、専ラ農漁ノ事業ヲ勵ミ、自立就産ノ目的ヲ圖ルニ在リ。但此申合定款ハ縣廳ノ認可ヲ得ルニ非レバ改正スルヲ得ズ

第二條 組合事務所ヲ對雁村ニ置キ、役員ヲ選定シテ業務ヲ監督ス

第三條 此申合定款ハ滿五ヶ年間、即チ明治十五年七月ヨリ同二十年七月迄施行スルモノトス。若シ實施上差支ヲ生ジ、之ヲ改正スルカ又ハ滿期後尚繼續セムト欲スルトキハ、移民一同ノ協議ヲ遂ゲ之ヲ決定ス

第四條

申合年限中ハ故ナク解約スルヲ得ズ、若シ已ムヲ得ザル事故アリテ解約セサルヲ得ザル場合ニ於テハ其事情ヲ具シ承諾ヲ請フベシ、役員衆議ノ上許可スルコトアルベシ

第五條

役員及其責任左ノ如シ

但シ長以下幹事支配人ハ縣廳ノ認可ヲ得ルニ非ザレバ任免スルコトヲ得ズ

長一名、任期满五ケ年、組合一切ノ事務ヲ總理シ幹事以下ノ進退ヲ處分シ、事業ノ興廢ヲ負擔ス幹事二名、任期满二ケ年（支配人以下之ニ同シ）長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ分擔シ、且出納ヲ掌ル、但金錢物品ハ大小ヲ論ゼズ、總ベテ長ノ指揮ヲ得ザレバ其出納ヲ許サズト雖モ漁場派出先ニ於テ、豫算内十圓以下ノ金額ヲ以テ臨時ニ物品ヲ購入スルハ此限ニ非ズ

支配人一名（移民中ヨリ選任ス以下同ジ）長及幹事ノ指揮ヲ受ケ、實地ノ業務ニ關シ組合人員ヲ差配シ其勤務ヲ監督スルヲ掌ル

副支配人二名、分掌事項ハ、支配人ニ準ズ

伍長七名、現在戸數百三十九戸ヲ七組ニ分チ、各一組ヲ受持トシ、長以下役員ノ指揮ヲ受ケ組合ノ取締ヲ掌ル但漁場其他ヘ出稼スルトキハ受持内ニ指揮ヲ傳ヘ、率先業務ヲ勉勵スベシ

第六條

帳簿ノ種類大凡左ノ如シ

積金明細簿、現金出納簿、備品明細簿、當座貸付簿、豫算米受拂簿、經費豫算簿、銀行預金明細簿、諸證書留、日誌、通帳、諸品受拂帳

第七條

利息貸付ノ外現金ハ三井銀行札幌出張店ヘ預置キ支拂ノ都度別ニ定ムル所ノ手續ニ據リ受取ルベシ

第八條

金穀其他物品・水火・盜難等ノ災害ニ依ルノ外、其他止ムヲ得ザル場合ヨリ出タルモノハ、組合中ノ損失トシ、其餘ハ取扱主任者ノ辨償タルベシ

第九條 決算年度ヲ二季ニ分チ、毎年一月ヨリ六月迄ヲ上半季トシ、七月ヨリ十二月迄ヲ下半期トシ、明

細一覽表ヲ製シ、各翌月十五日迄ニ必ズ縣廳ニ提出、檢閲ヲ受ケ、且組合中ヘ報告スベシ

第十條 金穀其他ノ實況ヲ詳悉セム為、帳簿ヲ査閲セムト欲スルトキハ、組合中何人ヲ問ハズ之ヲ點檢スルヲ得ベシ

第十一條 漁場ハ其營業ニ係ル一切ノ經費ヲ引去リ殘額即チ純益金ノ内二分ヲ役員ノ手當トシ月給額ニ割算シテ之ヲ給シ八分ヲ學校其他組合協議費ニ支拂ヒ、尚餘金アル時ハ積金内ニ組入ルベシ
但役員失踪又ハ不行狀等ニテ解僱スルカ、或ハ懲戒スルトキハ本條ノ手當ヲ給セズ

第十二條 役員ノ俸給ヲ定ムル左ノ如シ、但任免異動アルトキハ、其月十五日前後ノ別ヲ以テ全額又ハ半額ヲ給スベシ

長 月俸 三十五圓以下

幹 事 同 二十圓以下

支配人 同 十圓以下

副支配人 同 八圓以下

伍 長 同 三圓以下

第十三條 旅費、並滞在日當ヲ定ムルコト左ノ如シ、但漁業中石符並厚田共有漁場へ出張ノ者ハ現賄ヲ給シテ滞在日當ヲ給セズ

長 旅行並ニ滞在日當 二圓二十錢

幹 事 同 一圓五十錢

正副支配人 同 八十錢

伍 長 同 七十錢

しかしながら、移民たちとしては、この組合を自分たちのみで運営する術をもたなかったし、それが自ら望んで設立されたわけでもなく、札幌県の方策として設けられたものであったから、それに如何に対処すべきか途方にくれた。そして、このことについて思案した結果、やむを得ずそれまで彼らの直接の指導に当たってきた縣六等属の上野正に組合長となるよう要請することになり、その受諾を得んがため次のような約定證を差し出すに至った。

約定證

第一條 拙者共今般官術ノ保護ヲ解カレ獨立營業ノ場合ニ付、貴殿官途退職ヲ決シ、總長ヲ委托スルニ付左ノ通り約定候事

第二條 拙者共一統貴殿ヲ永世ノ親家ト認ムルニ付、貴殿ハ拙者共一統ヲ子弟ト認メ、組合永續或ハ獨立窮民救助ノ方法一切委任スルコト

第三條 共有貯金及共有物品類ハ、總テ貴殿ノ意見ニ處分可相成候

第四條 貴殿ノ懇諭ヲ聞入レズ、自儘ニ自立スルモノハ追而窮スル事アルモ共有金及財産ハ分與セザルコト
第五條 前條ノ外公私ニ係ル一切ノ事ヲ判決處分スルコト

右ノ通ノ約定ニテ退職之上總長ヲ相頼候儀相違無之一札如件

明治十五年七月

札幌郡對雁村移民

舊樺太土人總代

木下チコヒロ

外九名連署

上 野 正 殿

このような約定案が果たして移民たちのみの考え出したことか否かは疑わしいが、ともかくこの条件のもとに上野正は移民たちの要請に対し、組合長となることを受け入れた。そして、上野は組合長となるために官を辞さねばならず、時の県令に対し次のように辞職の意志を表明した。

辭 職 願

正・儀明治五年三月開拓使へ出仕、本年二月廢使ニ付更ニ本縣へ拜任引續罷在候處、舊開拓使ニ於テ年來特別ノ御保護相成候對雁移民ノ儀ハ、今般御保護破廢、全ク獨立ノ姿ニ相成候ニ付將來ノ維持方法ハ組合申合定款ヲ設ケ、營業ノ積リニ有之候、然ルニ正・明治九年以來對雁村ニ在勤セシ緣故アルヲ以テ、切ニ該民ヨリ總理ヲ委托セラレ加フルニ當春滯京中黒田舊開拓長官殿ヨリ、對雁移民爾今獨立可致場合ニ相臨候得共未ダ一般人民ト共ニ並立產業ヲ營ム能ハズ、是迄特別ノ保護若シ水泡ニ歸シ候様ニテハ不相濟儀ニ付、向後該民就學生徒ハ通常ノ學科ヲ教ヘ、他人ニ頼ラズ業務ヲ主トスル迄ハ、殊更ニ世話可致旨御内諭ノ次第モ有之、爾來肺腑ニ銘シ須臾モ忘レズ、且此際維持ノ方法ヲ確定セザレバ、第一營業上ノ關係モ不尠、實ニ該民安危ノ岐路ト存候就テハ正・不肖固ヨリ其任ニアラズト雖モ、前伸止ヲ得難キ場合ニ付微力ヲ盡シ移民ト共ニ勉勵仕度誠心ニ御座候間、彼是ノ情狀御量察當分御繁務ノ際恐縮ノ至リニ存ジ候得共何卒本官御被免被下度謹而奉願候也

明治十五年七月十四日

勸 業 課

札幌縣令 調所廣文殿

六等屬 上野 正

こうして対雁移民組合はその代表者を得たが、結局、二名の幹事をも含む従前からの内地人指導者一〇名が組合役員として加わることになり、移民側から支配人、副支配人二名、伍長七名が任じられたとはいえ、その運営はもっぱら和人の手によるものとなってしまった。後に明治三〇年から一一カ年継続されることを予定されていた定款で、和人役員は総理と二名の幹事のみとされ、その他の支配人、副支配人、相談役一〇名、書記三名すべてが移民より選出されることになったが、時すでに遅く、その頃にはもはや組合は、自立の道と遠く離れて、別の道を歩み始めていた。それというのも、この間に移民たちはあまりに大きな打撃を受け過ぎたからである。

その間、移民たちの多くが、明治一七年に対雁から来札へと移転し、それに伴って製網所や事務所も来札へと



樺太からの強制移住の殉難者碑

移された。そして、明治一九年にコレラの猛威に見舞われ、さらに同年と二〇年に痘瘡に犯されて次々と倒れ、この二年ほどの間に約三〇〇人近くをも失うに至った。なお、明治一八年より三年間について、カラフトからの移民と在来民との石狩国における戸口の移り変わりをみると次表の通りである。

また、その惨状について、喜多章明はその著『北海道アイヌ保護政策史』（一九三四年刊）に

年度	戸数	戸数	人口	人口前年度比
明治十八年	二六〇戸	一、二九九人		
十九年	二六九	九九二		
二十年	二七〇	八九三	三〇七人減 九九〃	

(高倉新一郎『アイヌ政策史』による。)

おいて次のように述べている。

すなわち、「固より対雁部落以外に一人の知己故旧を持たぬ彼等として、逃げたとして身を寄せるべき處もなかった。——進退谷まった彼等は、石狩川口に出で舟に依って、旧郷樺太を指して逃げようと考えた。一同の足は期せずして石狩海岸へさして飛んだ——置捨てられたものは夢中になって後を追ふたが、病患に堪えかねて途中で、バタリ、バタリ斃れていった。海路逃げようとて舟の設備のある筈はない。石狩川口迄逃げてはきたものの、何れも此處に停った。かくて病死する者、実に四百餘名に達し、移住土人の大半は対雁原野の露と消えた。嗚呼悲惨の極。」と。

一方、組合の実績についてみると、既述のような不慮の災難を経たとはいえ、一応第一期は次表のごとく収入が支出を上回ることができた。

対雁移民組合年度別収支決算表

年度	内訳	収 入 (圓)	支 出 (圓)	差 引 (圓)
明治十五年		一七、九九七・一六四	一四、九一八・五九二	(+) 三、〇七八・五七二

十六年	一五、四七一・一〇二	一八、一〇五・二二六	(-)	二、六三四・一二四
十七年	一七、五九八・六一九	一四、〇八四・六三〇	(+)	三、五一三・九八九
十八年	一七、六八九・五三六	一六、九六七・一一九	(+)	七二・四一七
十九年	一八、一七二・四七九	一六、一六四・三五三	(+)	二、〇〇八・一二六
二十年	二六、五七三・三七九	一八、三七三・六三八	(+)	八、一九九・七四一
二十一年	二五、三六五・〇九七	二〇、二六四・八三七	(+)	五、一〇〇・二六〇
二十二年	一三、六三九・七二四	二〇、九九三・五六三	(+)	二、六四五・一六一
二十三年	一五、四六一・五四八	一四、三三三・二〇四	(+)	一、一四八・三四四
二十四年	二三、一五三・九七一	一四、七八六・一三四	(+)	八、三六七・八三七
二十五年	二四、七二〇・二五六	二五、八六八・一八九	(-)	一、一四七・九三三
			(+)	三、〇〇二・三九〇

(高倉新一郎「アイヌ政策史」による。)

但し、第一期における収支差引がプラスになったといっても、それは生活費を満たすまでに及ばなかった。

また、次いで組合の定款が延期された明治二〇年七月から一〇カ年間にしてみると、次表のごとく、前半期については必ずしも悪い成績ではなかったが、明治二五年以降漁業が不振となったため、結局一万七千円の負債を担ってしまった。さらに、明治三四年には、負債が三万二千円余りにもなり、ここに至って組合は、石狩鮭漁場一カ所と厚田の鮭漁場を売却してその負債を支払い、翌年その他の漁場と宅地を北海道庁長官の管理に任せることになった。そして、北海道庁は明治三五年七月三日、庁令九四号をもってその海産乾場と宅地を、同年二月二一日、庁令第百五十九号をもってその鮭地曳網漁場を、『北海道旧土人保護法』第十條にもとづく旧土人共有財産とした。その内容については、次の二表における通りである。

明治三十五年七月指定共有財産内容

地目	地籍	段別坪数
海産乾場	石狩國石狩郡生振村字トウヤウス二十二番地	千坪
同上	同國同郡花畔村字ヒシヒウス十七番地	一千七百六十五坪
同上	同國札幌郡對雁村六十四番地	二千二十坪
同上	同國同郡同村八十三番地	三畝二十二步
宅地	同國石狩郡新町一番地	一段二畝二十三步
同上	同國石狩郡八幡町東三番地	四畝十步
同上	同國石狩郡辨天町北十四番地	七畝十步
同上	同國同郡濱町東八番地	二畝二十四步
同上	同國同郡八幡町字來札十二番地	一町六段六畝二十步
同上	同國同郡同村同字十三番地	六段六畝二十步
同上	同國同郡同町同字十四番地	一町六畝八步

明治三十五年一二月指定共有財産内容

財産種別	数量	財産所在
主第二十一號蛙地曳網漁業	一箇所	石狩國石狩郡石狩町大字生振村字トウヤウス二十二番地沿
主第十七號蛙地曳網漁業	同上	同國同郡花川村大字花畔村字シビシビウス十七番地沿
主第九號蛙地曳網漁業	同上	同上

主第一 號鮭地曳網漁業	同上	同國同郡石狩町大字八幡町字來札
主第五十二 號鮭地曳網漁業	同上	同國同郡對雁村字前濱
主第五十二 號鮭地曳網漁業	同上	同國同郡同字上向
尊第二 號鮭地曳網漁業	同上	同國厚田郡望來村大字聚富村字シラツカリ
尊第三 號鮭地曳網漁業	同上	同上

このようにして對雁移民組合の経営は失敗に帰し、その解散をみたが、もはや組合に依存できず、また、漁業が不振となつては、移民たちは生きる道を出稼に見出す他なかった。

なお、当時の漁業不振の状況について、組合長上野正が、「樺太アイヌ共有財産に関する件」と題した報告の中に、「石狩川ニ属スル漁業ハ近年著シク不漁ニ陥リシ為メ一般従業者ハ経営上ニ非常ナル警戒ヲ加フルモ尚且多大ノ損失ヲ来ス有様」あるいは「石狩町所在地宅地ハ漁業逐年不振トナリタルニ加ヘ、河身ノ變化ハ洪水ヲ伴ヒ、人心安定セズ、最近著シク衰微頽廃ニ向ヒタリ」と記している。

そして、すでにまだ組合の存続していた頃からもあつた移民の出稼が、その解散によって一段と盛んになり、出稼を名目にカラフトへ帰郷する者も出るようになった。

移住者の一人であつた山辺安之助は、石狩の漁場における労働や帰島について次のように述べている。

明治十七年の年の秋に、丁度私が十八歳になった時、愈々石狩村の漁場へ下り、これから同郷の土人達と一所に魚漁の働きに從事した。

初めて對雁村へ来た、當初三年許は、官から扶持を宛てがはれてゐた。けれどもいつ迄も宛てがひ扶持で居居せる譯にも行かないから六箇場所を網や綱や、其外一切の漁具を添へて、土人達へ呉れ、そして共救組



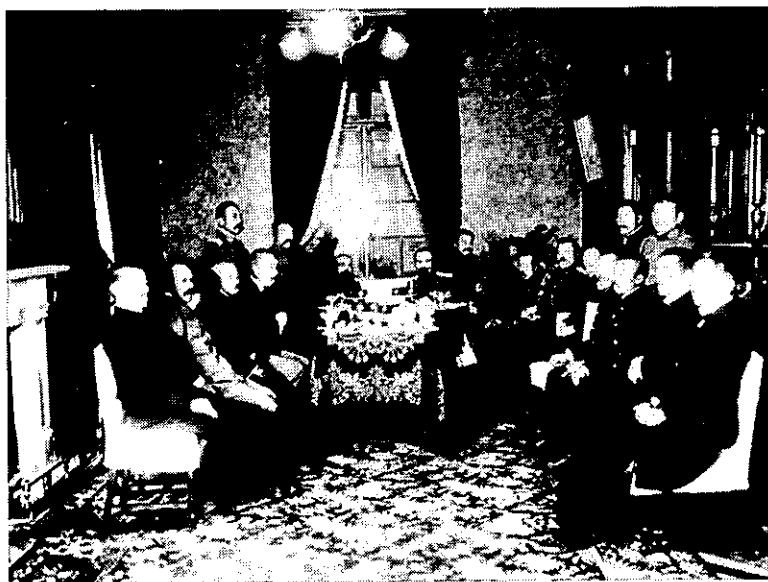
カラフト移民のパスポート

合といふものを組織して土人一同獨立して漁をやる所に、アンコンテツツ、
對雁の土人村から此石狩の漁場までは、九里しか無かったから、最初は、對雁に老人と小供とを留守番さ
して、働く者だけ石狩へ働くに出掛けるのであった。
で、正月は土人一同對雁で暮らして、一月の中頃から働く者が石狩の方へ下つて濱で鰯の漁の支度にかゝ
る。材木を取るとか舟を造るとか、其外色々な仕事をし、そして、四月の月から愈々鰯漁の仕事に取かゝる。
鰯の漁が始まる。それから十二月の月の二十日頃までかゝつて、それ
で、一年の漁が終はる。土人一同對雁の方へ引上げる。

私も最早や働き盛りの若い者になつたから、土人一同と一所
に働かされた。…中略…そこで、石狩から遙々函館にあつた役
所へ行つて私共一同、郷里の先祖の墓参りに行きたいから、旅
行免状を下附して戴きたい、と願つて見たら案外容易に免状が
下りた。

それから、明治二十六年の年八月の月、石狩の雷札の村を去
つて樺太へ歸る仕度をした。其時の同行者は、私の家内と私の
子の八代吉、それから内友の昔の頭領の後胤の内藤忠兵衛と其
家内と娘の芳子、それから雲羅宇志計といふ人（此人は後に眞
岡へ行つて亡くなつた）尚外に、年寄りが三人居た。一人は、
胡蝶別の昔の頭領の後胤で、一人は、淵瀬遠淵の人で、今一人
は、皆淵の人であつた。

此人數すべて、私と共に十三人で河崎船一艘に色々な漁具や



日露境界画定会議，明治13年11月13日，於日本郵船会社小樽支店（河野本道藏）

チシオウツ、ウサ、アム、チン、イ、ウ、ン、ク、ナ、イ、ア、ム、ノ、ナ、イ、ホ、ア、ン、ク、サ、デ、イ、シ、カ、リ、
米などを積込んで石狩川の川の出た時、
は、八月の十三日であつた。ウ、ン、ト、ホ、ネ、ト、ク、ヘ、オ、ウ、ツ、
レ、ア、イ、メ、イ、カ、シ、マ、ウ、ン、ア、イ、メ、オ、ロ、ウ、ン、ネ、ル、ア、イ、ス、ウ、ン、ハ、ネ、タ、
十三人の中から、老人二人と女や小供等を
除いた残りの四人の男が舟子となつた。其四
人の中で内藤忠兵衛が最年長者の故を以て、
船頭となり、あとの吾々三人の若者が水手と
なつた。

（山辺安之助著・金田一京助訳『あいぬ物語』一九

一三年刊）

さらに、それからまもなく、明治三十八年八月、
日露戦争の結果、南カラフトが日本領となると、
移民の中に帰郷の意志を固める者が次々と増し、
結局、翌年八月、彼らは終身懲役者、行方不明者
および日本人と結婚して北海道へ残留する者合わ
せて二七名を残し、全員が帰島することを決定し
た。なお、その帰島は、全員漁場雇の名目でなさ
れ、明治三十九年一〇月までに完了された。

また、これ以前に彼らは、貸与されていた未開
地五五町二反四畝三步の無償附与を求め、明治三

九年六月三十一日に北海道庁よりその許可を得ていたが、この土地を抵当にし、北海道拓殖銀行より千二百円を借り出して帰島の費用に当てた。

第五項 移民帰島の後始末

以上のように移民生存者のほとんどが、カラフトへ帰還してから、北海道庁は明治四〇年、彼らによって残された土地を『北海道旧土人保護法』第十条によって旧土人共有財産とし、札幌支庁長に管理させることにした。なお、同年一月一六日、北海道庁令第五号によって指定されたその内容は次の通りである。

明治四〇年一月指定共有財産内容

地目	地	籍	段別
畑	石狩國札幌郡江別村大字對雁村百八十九番地		二町九段九畝二十八歩
同上	同上	同上	二町五段四畝二十歩
同上	同上	同上	二町七畝二十七歩
同上	同上	同上	一町三段一畝
同上	同上	同上	三町三段八畝二歩
同上	同上	同上	一町二段一畝十七歩
同上	同上	同上	十五町七段四畝十五歩
同上	同上	同上	一段五畝十九歩

[illegible]

そして、以上の土地にもつづく収入が、明治四一年からの三千年で、すでにカラフトへ帰島してしまつたその共有権者たちの負債に達するまでとなり、それ以後も着々と積み立てられていった。しかし、北海道庁としては、いつまでも単に積み上げて行くだけというわけにもいかず、大正一三年に至つて、その処分法について樺太庁と

協議する運びとなった。なお、同年六月における既述の土地にもとづく蓄積は、七千八百一六円四九銭にも上っており、また、同年六月一日、両庁によって次のような協定が結ばれた。

樺太廳トノ協定書

- 一、共有財産ハ現金ヲ除キ其他全部ヲ管理者北海道廳長官ニ於テ賣却シ、其代金ト現金トヲ共有権者ノ持分ニ應シ分配スルコトメシ、樺太ニ現住スル共有権者ニ属スル分ハ、樺太廳長官ニ於テ引繼ヲ受クルコト、但配當額ノ一割五分ヲ北海道在住舊土人救護ノ為北海道社會事業協會ニ寄附スルモノトス
- 二、共有財産中前項ニ依リ樺太廳長官ノ引繼ヲ受ケタル以外ノ殘金ハ、北海道廳長官之ヲ保管シ全道居住ノ共有権者ニ配當シ、共有権者ノ判明セザル者及絶家セル者ノ持分ハ、北海道居住ノ舊土人全体ノ救護費ニ充ツルコト
- 三、財産賣却ニ關シテハ北海道廳長官ニ一切ヲ委任スルコト

以 上

さらに、この協定が成立するとし、北海道庁は内務大臣に対して、次のような処分許可願いを提出し、大正一四年三月四日に認められた。

舊土人共有財産処分認可稟請

明治八年日露兩國ニ於テ條約ヲ締結シテ樺太・千島ヲ交換スルヤ、帝國政府ハ直ニ柯太支廳ヲ閉鎖シ、同島住民カバキユートロツカ以下百二十七戸、男女八百五十三名ヲ強要シ、同九年時ノ開拓使長官黒田清隆、大判官松本十郎ヲシテ札幌郡江別町大字對雁村ニ轉住セシメ、彼等ニ米鹽ヲ支給スルト共ニ石狩河畔ノ同村

所在國有未開地五十五町二反四畝三步ヲ貸與シ、以テ農業ニ從事セシメムトセリ、然ルニ彼等ハ元來漁業ニ慣レ農ニ親マズ、耕作ヲ壓ヒ専ラ石狩川下流及川口ニ於テ鮭鱒漁業ニ從事スルニ至リシガ、明治十八年ヨリ二十年ニ至ル間、虎列拉及赤痢病蔓延シ、移住土人中死亡者四百餘名ニ及ビタル結果、彼等ハ對雁村ヲ去ツテ石狩川口ナル石狩町ニ轉住シ、同河及厚田村海岸ニ於テ漁業ニ從事スルニ至レリ。此ニ於テ石狩町ニ於テ宅地ヲ與ヘテ彼等ヲ居住セシメ海產干場、漁業權ヲ與ヘテ漁業ニ從事セシメタリ然ルニ漁業モ亦逐年不振ニ陥リタル結果、望郷ノ念已ミ難ク、明治三十四年頃ヨリ漸次樺太ニ出漁スル者若ハ家族ヲ引連レテ渡島スル者多數ニ及ビタリ。而シテ石狩町在住土人ヨリ明治三十六年十月及十二月、曩ニ貸與ヲ受ケタル畑五十五町二反四畝三步ノ無償附與ヲ出願スルニ至リシヲ以テ、該地成墾ヲ條件トシテ、北海道國有未開地處分法第三條ニ依リ、明治三十九年六月二十一日付無償附與ノ使令ヲ與ヘタリ。是ヨリ先、明治三十七八年戰役ノ結果、樺太島再ビ我版圖ニ歸スルヤ、漁業の多望ナルト懷郷ノ念ニ驅ラレテ渡樺スル者相踵ギ遂ニ明治三十九年八月頃、石狩町大字來札ニ殘留シタル老若男女ノ土人全部三百九十五名ハ其夫子兄弟ノ跡ヲ慕ヒテ渡航スルニ決シタリ。然レドモ之ガ渡航費ナカリシヲ為、曩ニ附與セラレタル畑地五十五町二反四畝三步ヲ抵當トシテ、北海道拓殖銀行ヨリ金千二百圓ヲ借受ケテ渡航費ニ充テ負債ハ其儘放置シ渡樺スルニ至レリ。此ニ於テ明治四十一年一月道廳令第五號ヲ以テ之ガ管理ヲ指定シ、爾後札幌支廳長ニ命ジテ賃貸借契約ヲ締結セシメ以テ銳意管理ノ途ヲ講ジタル結果、遂ニ負債ハ全部之ヲ償却シテ尚收益金七千八百十六圓四十九錢一厘ヲ有スルニ至リタルノミナラズ、畑ハ一反步約百圓ノ時價ヲ有スルニ至リ、時價見積價格現金ヲ合セ金六万五千餘圓ニ達スルニ至レリ。飢テ之ガ共有權者又ハ其相續者ヲ調査スルニ、現ニ樺太ニ居住スル者百二名、本道ニ居住スル者僅カニ二名アルニ過ギズシテ、其他ハ絶家若クハ全ク不明ニ屬スル狀況ニ在ルニ不拘、本官ニ於テ依然トシテ之ヲ管理シ、收益ヲ其儘蓄積スルハ全ク意義ヲ為サザルモノト認メ、客年十月以來之カ解決ニ關シ、樺太廳ト別紙ノ通り（中略）協定成立致シ候ニ付テハ速ニ之ガ處分致度候條至急御認可相成度此段要請

候也

大正十三年六月二十三日

北海道廳長官 土岐 嘉平

内務大臣 若槻 禮次郎 殿

次いで、財産を処分する段となったが、不動産のように換金できるもの全てを売り払って、その総額は三万五千三百四十八円八七銭となった。また、その処理は樺太庁との協定にもとづいてなされることになっていたが、二例の特例が設けられて、次のように実行されることになった。

記

一、共有権者中、西浦市郎、津山仁藏ノ兩名ハ初ヨリ現地ニ留リテ一般和人小作者ト伍シテ幾多ノ困苦ヲ嘗メ、荆棘ヲ拓キ、熱心耕作ニ従事シタルモノニシテ、現今生活ノ窮迫甚シク、折角共有地ノ一部ノ所有權ヲ獲得シタルモ今後自作農トシテ獨立スルノ資力スラナキ現狀ニアルヲ以テ、情狀酌量シ特ニ

金五百十四圓二十六錢也

西浦市郎ニ

金四百九十圓四錢也

津山仁藏ニ

交付スルコト

二、本共有財産ヲシテ、斯クノ如ク價値アラシメ而テ共有權者ニ直接ノ幸福ヲ與ヘシメタルハ、十餘年幾多ノ困苦ヲ忍ビ、熱心ニ耕作ニ従事シタル小作者ノ勞苦ノ結晶ニ外ナラザルヲ以テ、今回之カ處分ニ際シ聊カ之ニ酬ユルタメ、表彰トシテ一戸當三十圓、二十三戸分、金六百九十圓ヲ交付スルコト。

右合計金額一千六百九十四圓三十錢ハ之ヲ本共有財産管理費トシテ、財産殘額三萬五千三百四十八圓八十七錢中ヨリ控除シ、殘金三萬三千六百五十四圓五十七錢ニ對シ、既定ノ協約ニ基キ處分スルコト左ノ如シ。

共有財産處分調書

一金三萬三千六百五十四圓五十七錢也

内

總 額

金三萬八百五十圓二錢

但樺太ニ現在ノ共有權者及其相續者九十九名ノ持分ニ對スル配當額

算出ノ基礎

元共有權者百二十七名ナリシモ、共有權者及其相續人曠缺セル者十九名アルヲ以テ、此十九名ノ持分ハ民法二百五十五條ノ規定ニ依リ、他ノ共有權者ニ歸屬スヘキモノニ付、百八名ニ配當スルコトムシ、總額ノ百八分ノ九十九ヲ計上セリ。

右金額三萬八百五十圓二錢ヲ協定ニ基キ處分スルコト左ノ如シ

金四千六百二十七圓五十錢也

但協定第一條後段ニ依リ北海道居住舊土人救護ノ為北海道社會事業協會ニ寄附セラルベキ金額

算出ノ基礎

協定第一項後段ニ依リ樺太現住ノ共有權者及其相續者九十九名ニ對スル配當額ノ一割五分ヲ計上セリ。

金四千六百十五圓三十六錢也

但協定第二項後段ニ依リ、北海道居住ノ舊土人全体ノ救護ニ充ツル為寄附セラルヘキ金額

算出ノ基礎

協定第二項後段ニ依レバ、北海道居住ノ舊土人全体ノ救護費ニ充ツルベキ金額ハ財産總額三萬三千六百五十四圓五十七錢ノ百二十七分ノ十九、即チ五千三十四圓五十四錢ナリ。然レドモ此金額ハ樺太在住者九十九名ト、本道在住者九名ノ受クベキ配當金ナルヲ以テ、其百八分ノ九十九ヲ計上セリ。

金二萬千六百七圓十六錢也

但樺太現住ノ共有權者ハ其相續者九十九名ノ平取高

算出ノ基礎

配當額三萬八百五十圓二錢ヨリ前記寄附金額ヲ控除シタル殘額

金二千八百四圓五十五錢也

但北海道現住ノ共有權者九名ノ持分ニ對スル配當額

算出ノ基礎

總額ノ百八分ノ九ヲ計上セリ。

このようにして、かつてのカラフトからの移民たちである共有權者の財産処理がなされたわけであるが、明治八年の強制移住よりこれに至るまでに約半世紀を経過している。そして、この縁切りともいえる財産処理は、いささかも償いといえるようなものではなく、むしろその逆の性格を有するものであり、かの強制移住経験者とその子孫たちは、その後をも含めて、日露兩國による紛争の煽りを受けて、全く取り返すことのできない犠牲を蒙った。

なお、ロシア人のS・スナメンスキーが、一九二九年に著した『日本探訪』の中で、「アイヌは、この出会い以前から日本のエゾ島、サハリン島、クリール諸島、そしてまた混血としてはカムチャツカ南部（ゴライギナ河

およびアワチャ河以南)に住んでいたが、現在ではほとんど消滅している。その責任は、現住民に対する取り扱いや搾取の程度に大差のなかったロシア人と日本人が負うべきものである。(秋月俊幸訳『ロシア人の日本発見』一九七九年刊)と述べているが、とくにこの最後の一文は、まさに既述のようなカラフト在来民の強制移住によって裏づけられる。

主要参考文献

喜多章明 『北海道アイヌ保護政策史』 一九三四

高倉新一郎 『新版アイヌ政策史』 一九七二

第三章 内地人の移住

第一節 開拓使時代の移民

明治維新政府は、国内における従前と異なった新しい社会構造や経済様式を確立したり、内地民における不都合な諸事情を解決するため、あるいは、対外的理由から北海道のいわゆる「開拓」に努めることにした。維新政府や開拓使による北海道への移民対策はそのような諸理由があつてこそ企てられ、積極的に実施された。内地人の北海道への移民は、個々にはすでに前時代から多少なりともあつたが、それを維新政府は自ら援助を伴つて大々的、組織的に実施することにした。

そして、明治元年および二年の国防のための樺太募移民や同二年の本府経営のための札幌附近募移民の後、四年に至つてここ石狩地方にも団体移民が送り込まれることになった。

明治四年三月、岩手県下より招募された八〇戸が札幌およびその付近に移民することになり、移民たちは同月一九日宮古から船出し、四日後の二三日小樽に着き、願乗寺で一泊してから各々の目的地へと向かったが、この際二〇戸が当地方へと落ち着いた。さらに、同岩手県からは、同年五月農民三九戸一二九人の入地が予定され、実施された。なお、これらによつて花畔村が開村された。

その翌年五月に記録された『壬申年花畔・生振・當別反別調書』



岩手県移民による開村記念碑

によると、既述の三九戸および壬申（明治五）年入地二戸分に関する土地割渡者名、同年齡、割渡地の地目および面積、家族数は次の通りである。

- 第一番 山本 多藏（壬申年三十九）
 - 一、畑四反貳畝八分。内五畝辛未年、三反七畝八分壬申年。ノ三人。
 - 第二番 佐藤熊太郎（壬申年二十八）
 - 一、畑三反八畝九分。内壹反三分辛未年、貳反八畝六分壬申年。ノ三人。
 - 第三番 阿部 春治（壬申年四拾）
 - 一、畑三反六畝貳分。内壹反辛未年、貳反六畝貳分壬申年。ノ三人。
 - 第四番 似鳥徳次郎（壬申年三拾四）
 - 一、畑三反四畝七分。内壹反貳分辛未年、貳反四畝五分壬申年。ノ五人。
 - 第五番 荻原喜代治（壬申年貳拾五）
 - 一、畑三反貳畝五分。内壹反壹畝辛未年、貳反壹畝五分壬申年。ノ三人。
 - 第六番 簡 八十九（壬申年貳拾六）
 - 一、畑貳反五畝五分。内壹反壹畝辛未年、壹反四畝五分壬申年。ノ三人。
 - 第七番 浅水 寅蔵（壬申年四拾）
 - 一、畑四段七畝六分。内壹反貳畝辛未年、三反五畝六分壬申年。ノ五人。
 - 第八番 釜澤 忠作（壬申年貳拾五）
 - 一、畑四反貳畝八分。内壹反辛未年、三反貳畝八分壬申年。ノ五人。

第九番 久慈桑太郎（壬申年貳拾四）

- 一、畑三反四畝七分。内壠反貳畝辛未年、貳反貳畝七分壬申年。ノ四人。
第拾番 似鳥多太治（壬申年四拾八）
- 一、畑四反六分。内壠反貳畝辛未年、貳反八畝六分壬申年。ノ三人。
第拾一番 石川金太郎（壬申年二拾）
- 一、畑四反九畝三分。内壠反三畝辛未年、三反六畝三分壬申年。ノ三人。
第拾貳番 太田 勇七（壬申年三拾三）
- 一、畑四反三分。内壠反辛未年、三反三分壬申年。ノ四人。
第拾三番 小原 米蔵（壬申年三拾三）
- 一、畑四反四步。内壠反辛未年、三反四分壬申年。ノ三人。
第拾四番 小川右十郎（壬申年五拾）
- 一、畑五反五畝貳分。内壠反壠畝五分辛未年、四反三畝七分壬申年。ノ五人。
第拾五番 一方井茂内（壬申年三拾）
- 一、畑三反四畝七分。内壠反壠畝辛未年、貳反三畝七分壬申年。ノ五人。
第拾六番 鈴木 末次（壬申年四拾五）
- 一、三反。内壠反壠畝辛未年、壠反九畝壬申年。ノ四人。
第拾七番 菊地 長六（壬申年三拾八）
- 一、畑三反七畝三分。内壠反三畝辛未年、貳反四畝三分壬申年。ノ三人。
第拾八番 深田 半平（壬申年五拾五）
- 一、畑六反四分。内壠反四畝辛未年、三反六畝四分壬申年。ノ四人。
第拾九番 斎藤 小六（壬申年四拾五）

一、畑三反貳畝七分。内耆反五分辛未年、貳反貳畝貳分壬申年。ノ四人。

第貳拾番 高久重五郎（壬申年四拾一）

一、畑三反七畝九分。内耆反貳畝辛未年、貳反五畝九分壬申年。ノ二人。

第貳拾壹番 長沼 萬（壬申年四拾五）

一、畑三反九畝八分。内耆反五分辛未年、貳反九畝三分壬申年。ノ四人。

第貳拾貳番 種田勘吉（壬申年四拾八）

一、畑三反四畝七分。内耆反六分辛未年、貳反四畝一分壬申年。ノ二人。

第貳拾參番 山下吉之助（壬申年三拾六）

一、伐木辛未年、畑耆反六畝四分壬申年。ノ四人。

第貳拾四番 勝本 瀧藏（壬申年三拾九）

一、畑三反六畝一分。内耆反貳畝辛未年、貳反四畝一分壬申年。ノ二人

第貳拾五番 武田芳太郎（壬申年二拾九）

一、伐木辛未年、畑貳反六畝三分壬申年。

第貳拾六番 森本清五郎（壬申年二拾七）

一、畑貳反七畝三分。内五畝辛未年、貳反貳畝三分壬申年。ノ三人。

第貳拾七番 小坂 留吉（壬申年四拾二）

一、貳反步伐木。但壬申六月御割渡ニ付。

第貳拾八番 浪江伊之助（壬申年三拾）

一、畑貳反耆畝。内耆畝辛未年、貳反壬申年。ノ三人。

第貳拾九番 春田 周吉（壬申年四拾八）

- 一、畑貳反貳畝八分。内四畝、辛未年、尅反八畝八分壬申年。ノ四人。
第参拾番 元木 兼吉（壬申年四拾六）
- 一、畑貳反八畝。内尅反六分辛未年、尅反七畝四分壬申年。ノ二人。
第参拾一番 矢崎留次郎（壬申年三拾一）
- 一、畑貳反。内七畝辛未年、尅反三畝壬申年。
第参拾貳番 三宅 勝助（壬申年三拾八）
- 一、尅反歩伐木。但シ病氣ニ付。
第参拾参番 古野九兵衛（壬申年二拾八）
- 一、畑貳反尅畝五分。内尅反尅畝辛未年、尅反五分壬申年。
第参拾四番 菊地 茂吉（壬申年三拾三）
- 一、伐木辛未年。畑尅反六分壬申年。ノ二人。
第参拾五番 斎藤 忠吉（壬申年六拾五）
- 一、畑貳反貳畝一分。内尅反五分辛未年、尅反尅畝六分壬申年。ノ八人。
第参拾六番 山本彌三郎（壬申年四拾二）
- 一、畑貳反尅畝四分。内四畝五分辛未年、尅反六畝九分壬申年。
第参拾七番 平山 佐吉（壬申年六拾六）
- 一、畑参反貳畝。内五畝辛未年、貳反七畝壬申年。ノ二人。
第参拾八番 浮田金次郎（壬申年六拾一）
- 一、伐木辛未年。畑参畝八分壬申年。ノ三人。
第参拾九番 池田 定吉（壬申年三拾二）

一、伐木。畑耆反貳分壬申年。ノ二人。

第四拾番 池田 茂八（壬申年四拾八）

一、畑参反七畝五分。内耆反五畝辛未年、貳反貳畝五分壬申年。ノ五人。

第四拾壹番 柏木國五郎（壬申年貳拾六）

一、耆反歩伐木、但壬申七月御割渡ニ付。

また、同記録の最後には、以上の総面積および当時の花畔村役員名が次の通り示されている。

合拾貳丁九畝拾四歩

右之通反別取調奉書上候以上

花畔村伍長	村上	喜三郎 [㊤]
〃 伍長	山本	弥三郎 [㊤]
〃 伍長	勝木	瀧藏 [㊤]
〃 伍長	簡	八十九 [㊤]
〃 伍長	一方井	茂内 [㊤]
〃 伍長	小川	恂次 [㊤]
石狩御出張所		

明治四年五月には、宮城県宮城郡の高木、松島、磯崎、山形県米沢の米沢藩土玉木琢藏（引卒者）ら二九戸一二四人も石狩へと入地しており、これによって生振村が開村された。翌五年におけるそれらの入地者についての

記録を、既述の『壬申年花畔・生振・當別反別調書』によってみると次のようである。

第 壱 番 相原市右衛門（壬申年四拾貳）

一、畑五反八畝五分。内譯貳反八畝五分辛未年、三反壬申年。ノ五人。

第 貳 番 永井 松之輔（壬申年參拾壱）

一、畑貳反九分壬申年。ノ四人。

第 參 番 新田 米吉（壬申年四拾貳）

一、畑五反九畝八分。内譯壱反歩辛未年、四反九畝八分壬申年。ノ五人。

第 四 番 上野三之輔（壬申年七拾參）

一、畑五反五畝四分。内譯三畝辛未壬申年、五反貳畝四分壬申年。ノ六人。

第 五 番 大久保繁之助（壬申年六拾參）

一、畑五反八畝貳分。内譯三畝辛未年、五反五畝貳分壬申年。ノ三人。

第 六 番 関 喜兵衛（壬申年四拾八）

一、畑四反五畝六分。内譯四畝辛未年、四反壱畝六分壬申年。ノ四人。

第 七 番 丹野 専恠（壬申年四拾貳）

一、畑壱町五反八分。内譯四反歩辛未年、六反五畝八分壬申年。ノ五人。

第 八 番 蜂谷左次兵衛（壬申年貳拾六）

一、畑六反六畝三分。内譯貳反歩辛未年、四反六畝三分壬申年。ノ二人。

第 九 番 内海 留吉（壬申年四拾七）

一、畑四反九畝九分。内譯壱反歩辛未年、參反九畝九分壬申年。ノ五人。

第十番 菅原藤四良（壬申年五拾六）

一、畑七反四畝四分。内譯三反步辛未年、四反四畝四分壬申年。ノ四人。

第十一番 石黒浅治郎（壬申年五拾五）

一、畑壹反八畝壬申年。ノ四人。

第拾貳番 石山茂治郎（壬申年四拾七）

一、畑五反。内譯七畝辛未年、四反參畝壬申年。ノ四人。

第拾參番 鈴木 松之輔（壬申年四拾四）

一、畑貳反四畝參分。内譯八畝辛未年、壹反六畝參分壬申年。ノ二人。

第拾四番 佐藤 芳松（壬申年五拾二）

一、畑四反四分。内譯參反步辛未年、壹反四畝壬申年。ノ五人。

第拾五番 玉木伊右衛門（壬申年參拾四）

一、畑參反六畝五分。内譯參畝辛未年、參反參畝五分壬申年。ノ七人。

第拾六番 鈴木 傳藏（壬申年四拾八）

一、畑七反貳畝。内譯參反步辛未年、四反貳畝壬申年。ノ八人。

第拾七番 高橋藤左衛門（壬申年五拾六）

一、畑七反五畝九分。内譯參反步辛未年、四反五畝九步壬申年。ノ六人。

第拾八番 安斎 萬吉（壬申年四拾七）

一、畑壹反九畝參分。内譯壹反步辛未年、九畝參分壬申年。ノ三人。

第拾九番 櫻井 種吉（壬申年參拾參）

一、畑壹反七畝九分。内譯參畝辛未年、壹反四畝九分壬申年。ノ二人。

第貳拾番 吉田林右衛門（壬申年四拾貳）

一、畑貳反五畝五分壬申年。ノ五人。

第貳拾壹番 相澤源左衛門（壬申年參拾壹）

一、畑壹反壹畝壹分壬申年。ノ二人。

第貳拾貳番 木村 種吉（壬申年五拾參）

一、畑四反八畝九分。内譯五畝辛未年、四反三畝九分壬申年。ノ四人。

第貳拾參番 内海 伊七（壬申年二拾九）

一、畑七反參分。内譯貳反步辛未年、五段參步壬申年。ノ六人。

第貳拾四番 丹野 善七（壬申年參拾貳）

一、畑壹反貳畝七分壬申年。ノ三人。

第貳拾五番 角田八兵衛（壬申年四拾四）

一、畑貳反壹畝參分。内訳參畝辛未年、壹反八畝參分壬申年。ノ四人。

第貳拾六番 加藤市太郎（壬申年四拾四）

一、畑貳反貳畝九分。内譯參畝辛未年、壹反九畝九分壬申年。ノ四人。

第貳拾七番 高田 林輔（壬申年四拾四）

一、畑貳反八畝壹分。内譯參畝辛未年、貳反五畝壹分壬申年。ノ三人。

第貳拾八番 佐藤 金藏（壬申年四拾六）

一、畑五反貳畝四分。内譯壹反步辛未年、四反貳畝四步壬申年。ノ五人

第二十九番 山口文右衛門（壬申年四拾六）

一、畑貳反貳畝九分壬申年。ノ七人。

なお、以上の記録に続いて最後に、総面積と役員名が次のように記されている。

合拾貳丁五反五畝參拾歩

右之通生振村反別取調奉書上候以上

壬申九月拾九日

生振村伍長

玉木伊右衛門[㊤]

〃

丹野 傳 松[㊤]

〃

吉田林右衛門[㊤]

〃 兼勤副戸長 小川 恂次[㊤]

石 狩 御 役 所

この当時、すなわち、入地当初の移民たちの生活は、官による扶助が十分でなく、やっと糊口を保つ程度であったと考えられるが、開拓使としては、農地開墾を奨励して、「札幌、空知、石狩三郡曠原相連り居候ニ付、萬人競テ開キ候様無之テ不叶ニ付、官員農商等不問、開墾心掛候ハ、今日ノ御趣意勿論ノ事ニ付、他邦ノ者タリ共、願出次第、御差許ニ相成、尤最初ヨリ何町何段ト取極御割渡ノ譯ニ無之、田畑共全ク開成候上ニテ、其地ヲ見分ノ上、始テ畝数等を被相定、後來作主タルヘキ御印紙被下、且開發料トシテ、一反ニ付金貳両ヅム被下置候。右御趣意厚ク相心得、精々開發ノ心掛肝要タルベシ。但、願出、追テカノ及候丈ケ開墾致シ候ハ可為勝手。」と布達している。

また、明治三年、四年における花畔および生振兩村民に対する官費扶助を開拓地開墾掛の『農夫扶助米並塩増料仕上ケ御勘定帳』（従明治三庚午十月至辛未九月）によってみると次のようである。

一、金拾五兩永百貳拾五文

花畔村人員六拾參人之内六拾貳人六月朔日より廿九日迄一日尅人ニ付銀五分ツゝ此銀八百九拾九文六月十七日死去尅人朔日より十七日迄一日ニ銀五分ツゝ此銀八匁五分金銀九百七拾五匁如斯

〈中略〉

一、金貳拾匁參分永八拾參文貳分

花畔村人員八拾四人之内廿貳人六月十九日着廿日より廿九日迄日數十日分一日銀五分ツゝ此銀拾匁外ニ七月朔日より卅日迄八拾四人分一日ニ銀五分ツゝ共合銀匁三百七拾匁合金如斯

一、金貳拾八匁參分

生振村人員百拾五人七月朔日より廿日迄一日尅人ニ付銀五分ツゝ此銀匁七百貳拾五匁合金如斯

〈中略〉

一、金拾九兩貳分永貳百文

花畔村人員八拾貳人八月朔日より廿九日迄一日尅人ニ付銀五分ツゝ此銀匁百八拾九匁之内七月廿三日死去貳人廿四日より卅日迄日數貳七日分此銀七匁引去テ銀匁百八拾貳匁合金如斯

一、金貳拾八兩永參拾參文參分

生振村人員百拾六人八月朔日より廿九日迄一日尅人ニ付銀五分ツゝ合金如斯

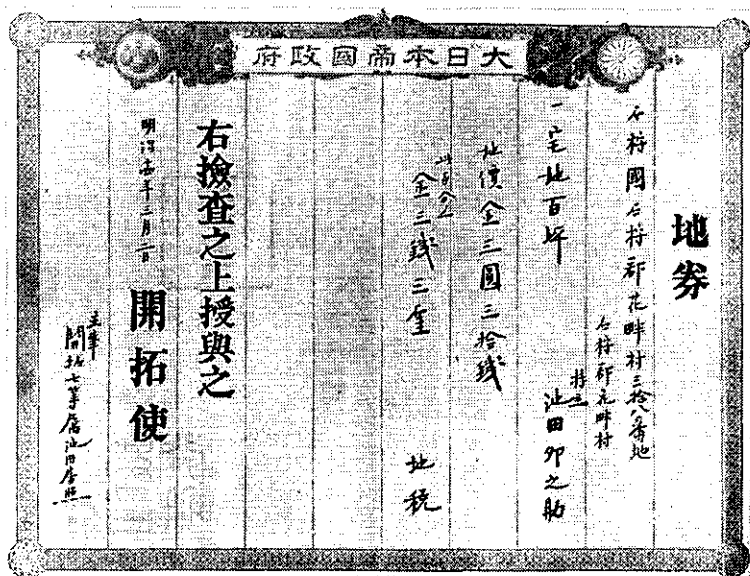
〈中略〉

一、金貳拾貳兩貳分

花畔村人員八拾貳人日數前同断一日尅人ニ付銀五分ツゝ合金如斯

〈中略〉

一、金三拾兩貳分永五拾文



明治14年の花畔村の地券

生振村人員百廿貳人日數前同断外八月廿八日着
六人廿九日一日分此銀三匁共相加へ合如斯

そして、明治六年頃の開墾状況についてみると、
花畔村で四〇戸一四・六町、生振村で二九戸一三・
九町となっており、同年八月ホールズ・ケブロンが
これら兩村の開墾の進度をすみやかであると黒田次
官に報告している。

また、この前後の政府、開拓使の土地政策をみる
と、四年九月に、札幌本庁が、永住人について、従
来居住してきた拝借地を沽巻地、開墾した拝借地を
所持地と改め、沽巻地、所持地に証券を下附してお
り、また、五年九月に、『土地賣貸規則』およびそ
れに伴う『地所規則』を定めて、私有地に「地券」
を与えることとした。

なお、土地賣貸規則および地所規則は、その後明
治一九年に『北海道土地拂下規則』が發布されるま
で存続された。

さらに、一〇年一二月に至っては、『北海道地券
発行條例』が發布されて、地租賦課の基礎が築かれ

た。

開拓使時代には、この他明治一二年に至って、南線地区に四国より一四名が入地している。

第二節 札幌縣時代の移民

この地方への内地人の移住は、開拓使時代に次ぐ僅かな期間の札幌縣時代にもなされている。すなわち、明治一五年二月七日（または一二月）、オタルナイが樽川村として開村された後約三年を経て、一八年一月、この村に山口県から四三戸の官費渡航による保護移民が移住した。

なお、それ以前からの同地の土地所有者は六名のみであり、それらを所有土地の地目や坪数他とともに示す次の如くである。

分都越六番地	海産干場	五、〇〇〇坪	地券	
明治一一年一月一日	小野武助渡	親舟町	古谷	長兵衛
樽川八番地	海産干場	一、〇〇〇坪	地券	
明治一八年四月二五日	高橋宗策渡	辨天町	高嶋	晴信
樽川七番地	宅	一、九二四坪	地券渡	
明治一五年四月八日	樽川村	松井八郎左衛門		
樽川参番地	宅	二、五二二坪	地券	
明治一五年一月四日	土門治郎兵衛渡	羽後国秋田 郡真賀田村	佐々木	藤一郎

樽川四番地	宅地	一一一坪	樽川村	地券渡	松井八郎左衛門
明治一六年八月二一日					
小樽内川五番地	宅地	一、一一八坪	樽川村	地券渡	石田 勇三郎
明治一八年七月廿日					
小樽内川七番地	宅地	一二〇坪	樽川村	地券渡	石 栗 政 吉
明治一五年四月八日					

また、明治一八年一月における山口県からの来住家族代表者名、その仮渡土地名および同坪数は次の通りである。

◎字分部越	原野	五、〇〇〇坪	蔵中 庄右衛門
◎	〃	五、〇〇〇坪	野坂 伊三郎
〃	〃	五、〇〇〇坪	尾崎 辰蔵
〃	〃	五、〇〇〇坪	釣本 繁次郎
◎	〃	五、〇〇〇坪	藤重 増蔵
◎	〃	五、〇〇〇坪	河本 判蔵
◎	〃	五、〇〇〇坪	藤中 三代蔵
◎	〃	五、〇〇〇坪	川中 栄助
〃	〃	五、〇〇〇坪	高林 弥四郎
〃	〃	四、二三四坪	目貫 昇太郎

五、 ○○○坪	二、 九一六坪	七、 ○○○坪	一、 ○○○坪	四、 八〇一坪	〃	〃	〃	五、 ○○○坪	〃	〃	四、 〇四六坪	〃	〃	五、 ○○○坪	五、 〇四四坪	四、 二三四坪	四、 二三四坪	四、 二三四坪
●●	●●	●●●●	●●●●	●●●●	〃	〃	〃	●●●●	〃	〃	●●	〃	〃	●●	●●	●●	●●	

小田	木村	中本	末岡	宮崎	津原	森本	竹長	河村	伊藤	松本	北畠	篠川	沖田	白木	白井	岡田	松本	中津井	水永
素五郎	重郎	忠次郎	九十郎	辰蔵	浅吉	茂八	亀吉	興七	幸助	安次郎	小一郎	浅十郎	惣右衛門	千代衛郎	長右衛門	国藏	庄八	舛吉	久右衛門

[illegible]

(注・◎印の付せられている者は、地券の渡された時点で留まっていた者)

しかし、これらの四三戸中二三戸が地券を渡されて居らず、地券を渡されたのは二〇戸のみについてであり、ともに移住したうちの半数以上が同地に馴染めなかったということになる。

また、同じく山口県から一八年、同村に河本莊七によって率いられた一二戸が入地している。

そして、これら山口県からの入地者の当初の生活状況とはいえば、『札幌縣第四回勸業年報』（明治一八年版）に、「本年四月以来、廣島山口兩縣民ノ札幌郡山口手稻兩村及ヒ石狩郡樽川村等ニ移住セシ者資力極メテ菲薄ニ

シテ、壯者ハ過半他ニ出稼シ開墾ニ従事スルヲ得ス。出稼スル者モ亦只僅ニ一身ノ糊口ニ過キス。是ニ於テ其非ヲ悟リ、一家壯者二人アレハ一人ハ他ニ勞役シ、一人ハ留リテ開墾シ其得ル所ヲ以テ互ニ相救済シ、以テ業ニ就クニ至レリ。」(句点、読点は編者による)と記されているごとくである。

なお、その後同樽川村では、秩父事件で追われた秩父自由困民党幹部井上伝蔵が、東京府平民伊藤房次郎という変名を用いて分部越に入地し、二五年八月四日、親船町北一七番地に寄留して畑四万八千坪の貸下を受け、二六年一月より三三年一二月までの八カ年をかけて開墾している。

さらに、二四年一〇月三日には、開進社副社長宮崎簡亮が、白川一番地より一〇番地までの四〇町四反五畝二〇歩の払い下げを受けており、この後それを奥保蔵(後の陸軍大将)が譲り受けている。

すでにまた、山口県からは、明治一五年、手稲町星置に一四戸の団体が入地している。

そして、明治一八年、既述に加えて山口県(周防国玖可郡中津村)より一四戸(または一二戸)の保護移民が高岡に入っている(『河野常吉ノート』による)。ただし、この移住は、二〇戸(または一九戸)で生振村に入り、同年六月一日、そこに六戸を残して高岡へと移ったものであり、通称六戸といわれる地区は、この残留した六戸による地所である。

また、高岡に転住した移民たちは、当初シララトカリ川沿いの地味の肥沃な場所を選んで落ち着いたが、その年水害に見舞われ、一九年に高台に移転した。

この団体の明治二一年一一月における各戸別土地割渡面積および土地割渡者名は、北海道庁拓殖部殖民課の『石狩郡各町村台帳』によると次の通りである。

字高岡	原野	五、〇〇〇坪	一八年一月割渡	三浦新五郎
			二一年一一月成功	

宮本熊右衛門	四、九五〇	〃
沖村鳶右衛門	三、六七八	〃
吉井安右衛門	二、九七〇	〃
竹中興右衛門	五、〇〇〇	〃
植田孝助	〃	〃
高橋仙左衛門	〃	〃
竹中芳次郎	〃	〃
前田徳右衛門	〃	〃
沖本市郎右衛門	〃	〃
竹永柴左衛門	〃	〃
倉重重藏	〃	〃
吉岡平藏	〃	〃
片倉市蔵	〃	〃
吉中徳市	〃	〃
松永平三郎	〃	〃
川島作右衛門	〃	〃
藤岡新兵衛	〃	〃
藤本市左衛門	一、二三三	〃

また、高岡には、この後明治二八年五月、やはり山口県から三七戸一六〇人ほどが入地している。

第三節 北海道庁時代の移民

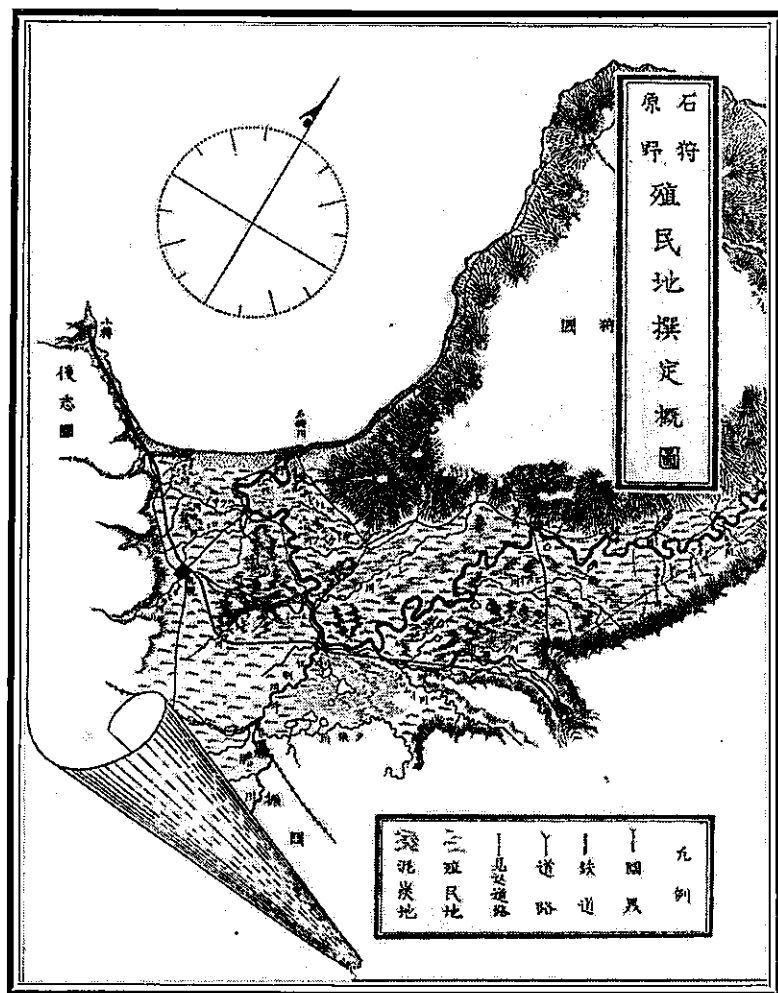
北海道庁時代に入いつて、従来よりさらに内地からの移民を増す計画がもたれ、北海道の各地で殖民地が選定された。その明治二十六年の石狩および石狩附近の区画実施状況をみると次の通りである。

明治二十六年石狩および石狩付近殖民地區劃實施狀況一覽表

區劃 年次	原野名	三万坪以上	三万坪未滿一 万五千坪以上	一万五千坪	一万五千坪未 滿一万坪以上	一万坪未滿 六千坪以上	六千坪未滿
明治二十六年	輕川原野			二、九四、〇〇〇坪 一九七戸	一、八四、三〇〇坪 三六戸	一、〇〇、七九坪 三三戸	六、一二七坪 二四戸
同 年	花畔原野			三、三五、〇〇〇坪 三三戸	一、四四、三三三坪 二六戸	二、七、五五坪 一六戸	四、三三二坪 二二戸
同 年	生振原野			七、一五、〇〇〇坪 四九戸	九八、二六六坪 六戸	二、五、五九坪 三三戸	八、二九二坪 二七戸
同 年	篠津原野			四、四四、〇〇〇坪 二九戸	八四、七六六坪 六戸	二、七、五五坪 一六戸	五、五五五坪 一七戸
同 年	當別原野			一五、六〇〇、〇〇〇坪 一、〇四戸	三、八九、二四四坪 二四戸	八、三三、三三六坪 一〇六戸	一、九、八七五坪 五戸

〔新撰北海道史』第四卷による。〕

また、これらのうち石狩地方の殖民地の区画について、『新撰北海道史』第四卷で、「石狩國各原野等に於ける區劃の方法は、大體同一で直角法によつて方九百間の大劃を作り、これを九等分して中劃とし（方三百間）、更



石狩原野殖民地選定概圖（「北海道庁勸業年報」第4号，明治21年刊）

にこの中に間口百間、奥行百五十間一萬五千坪を區劃し、一戸の標準耕作面積として、六戸を入れるのを原則とした。然しその土地の状況によって中劃、大劃に止め、小劃の測設迄は行はざる土地もあり、中劃、小劃に止った所もあった。即ち土地不良にして急に入地不能の箇所、牧畜適地等は、大劃、中劃に止め、又土地狭少にして大劃を要せざる所は、中、小劃に止めたのである。斯る方法を原則とはしてゐるが、土地の状況によって必ずしも直角法によらず、ためにその區劃も一萬五千坪以下の區劃が測設されたのであった。」と説明されている。

そして、殖民地に選定された生振原野（西生振）に、明治二十七年四月一日（旧歴）、愛知県下一六カ町村から五六戸三二〇余人が入地し、八四万坪に亘って開墾に従事することとなった。さらに、それに翌二八年三九戸、翌々年（二九）四一戸が加わった。

なお、この団体の、移住前の状況と移住後の様子、功勞者などが、北海道庁第五部殖民課による『移住者成績調査第一篇』（一九〇六年刊）に次のように紹介されている。

愛 知 團 體

郷里 現在 愛知縣東春日井西春日井二郡
石狩國石狩郡生振村字生振原野

郷里に於ける状態 此の團體は愛知縣民八十戸よりなる。然れども最初一團體として移住せしは五十六戸にして、之を細別すれば東春日井郡離五村九戸、八幡村七戸、池林村六戸、和爾良村春日井村各四戸、小牧町三戸、志談村眞々村各二戸、片山村三戸、丹羽郡岩倉町五戸、東野村三重島村幼村榮村穗波村各一戸、西春日井郡尾張村六戸なり。其の地尾張國の北部に位し、小牧町を中心として其の附近三四里の間にあり、名古屋市を距ること四里乃至六里。地勢は平地及び丘陵にして皆農業を以て生活するも、土地を所有するもの少なく其の大部は小作を爲し、一戸の耕作反別平均一町五反歩。概して田は畑の区別より稍々多し。田は水稻と麥、蕎麥、紫雲英の二毛作にして、畑には大麥、煙草、甘藷、甘藷、蕎麥、大豆等を栽培す馬を所有

するもの少なく、養蠶其の他の副業亦盛ならず。常食は大抵麥七分米三分の割合に用ひ一般生計の道容易ならず。殊に明治二十四年濃尾大震災後は一層の困難を加へ、更に餘資を貯へ發達を望む如きことは甚だ難し。

移住の動機及び移住の顛末

東春日井村長江常三郎なるもの眼に一丁字を解せざるも、義侠心に富み從來好んで附近住民の世話をなせしかは人呼て御代官と稱せり。常三郎北海道開拓の有望なるを聞き明治二十六年夏渡航して視察すること數十日、土地貸付に關する書類等を得て携へ歸り實地見聞せる所を語り、團體を組織して移住せんことを慫慂し賛成者を得たり因て其の冬一同集會して常三郎及び佐藤永太郎、佐藤安次郎の三名を選びて總代となし、永太郎及び安次郎の二名を更に渡道せしめて調査せしむ。兩名札幌に來り其の附近の景況を視察し道廳に出頭して土地貸付の手續等を聞き、膽振國を経て歸國し其の視察の結果を報告せしに一同繼然移住することに決し、規約を結ひ先づ土地の貸下を得んか爲め植村瀧三郎、吉田甚九郎、梅本勝次郎の三人を出發せしめたり。此の三名は札幌に來り附近の原野を踏査し石狩國石狩郡生振原野區劃地を選定し、團體を二個に分ち、二十七年五月十五日貸下地豫定存置を出願し、六月九日許可を得たり。即ち、甲團體は二十九戸にて其の地積四十三萬二千四百五十坪、乙團體は二十七戸にして其の地積三十九萬七千坪なり。斯の如く此の團體は表面上二個に分つと雖も其の土地相接續し、同一の規約を守り、協同事に従ひ其の實一箇の團體たり扱て郷里に於ける團體民は此の春土地家屋家具等を賣却し五十六戸三百二十餘人相携へて移住の途に上り名古屋に至りしに、會々同縣西春日井郡水野治左衛門なるもの農民數百人を誘導して漫然後志國瀨棚原野に移住せしに、土地の貸付を得ずして一同困難を極むるとの事、同縣廳の知る所となり移住民に關する調査嚴重なりしかは此の團體も亦取調を受けしに、未だ土地貸下の指令を得ざるを以て出發を許されず、團體民は激昂して率先者に向ひ囂々不平を訴へしも、數日の後土地確定の電報至りて靜穩に歸し同市に七日間滞在の後ち郵船会社の汽船に乗り出發するを得、海路恙なく小樽に上陸し札幌に一泊し、茨戸

に至り此處に老幼を留め壮丁は原野に入りて小屋掛等に從事し、十五日の後ち一同茨戸より原野に入りたり。時に舊歷四月十五日なりき。抑も此の團體は右五十六戸の外尚ほ六十三戸即ち百十九戸を以て團體規約を結ひたるものにして、三箇年間に移了する計畫なりしも生振原野には既に移住すへき餘地なく、二年目即ち明治二十八年の移住者三十九戸は其の附近なる當別原野を出願せしも其の地水害の患あるを以て四戸を生振に移し、其餘は上川郡愛別原野に變更して之に移住せり。即ち、愛別に入りたる團體と同一なるものなれとも其の地遠隔にして成績も亦稍々異なる所あるか故に、茲には生振原野に入りたるもののみを掲ぐ。其の現在の戸數八十戸なるは其の後毎年二十三戸宛移住し團體地内に入りしものありしか故なり。

移住當初の景況 此の團體民か郷里出發の際所有せる資金は各戸甚た不同にして約千圓を有するもの、一戸四五百圓を有するもの三戸、其の他は平均百圓内外にして旅費（一人に付凡そ七圓）を支拂ひて残る所僅少なり。又旅費の外一錢も持たざるもの數戸あり。携帶品は衣類家具及び少許の農具等にして、外に各戸平均二三俵の米麥を携帶せり。移住地は石狩國石狩郡に屬し、石狩川其の東部を流れ札幌市街を距る凡そ四里、石狩町を距る凡そ二里。當時原野には測量の際劃分けたる細徑あるのみにして交通不便、加ふるに樹木繁茂し熊笹叢生したれば、開拓の業容易ならず。相勵まして伐木開墾に従事し資本なきものは資本あるものの開墾を手傳ひ、傍ら自己の土地を開きしも其の業に熟練せず。且つ移住の時期稍々後れたる為め明治二十七年は一戸平均五反歩の作付をなしたるのみにして收穫少なく郷里より携帶せし米麥は喰ひ盡し大に困難を極めたりと云ふ。

移住後の經歷 明治二十八年に至りては土木工事及び附近の農場等に出稼して纔かに糊口の資を得る者少なからず。團體中余裕ある者は低利を以て一同に融通し又札幌商人四五より食料品農具等を借受たり。就

中山田某、高松某の二商店は頗る義侠心に富み、初年及び二年目即ち二箇年間の食料品を貸與せりと云ふ。食料は主として裸麥及び小麥の引割粕を紛末としたるものに野生食用草木の莖葉を混したるものなれば、其の粗悪實に堪ゆへからずして纔かに飢渴を凌ぐに足るのみ。老幼の哀訴目前の窮迫轉た決心を沮喪せしめたり。此の年毎戸平均作付反別一町二三反歩に達せしも不幸にして夜盜虫の害甚しく收穫減少し、更に一層の困難を極め出稼するものあり。竊に衣類等を賣却して多少の食料品を購ふ者あり。益々慘狀を呈したり越て二十九年秋収充分なりしを以て少しく安堵するを得、三十年に入りては復た出稼するものなく、一意開墾耕種に従事し、始めて收穫の一部を賣却したり。三十一年秋季大洪水ありて團體民の三分の一は其の災に罹りたるも、各自相救助して益々奮勵し、三十二年には事業大に進歩し耕馬等を購入するものもあり。三十三年には各戸何れも全地を成墾し、其の後年々順境に向ひ、三十六年には過半家屋を改築し農馬洋犁等を購入し、又土地を購入せるもの六戸あり。今や各戸平均資産額約千圓以上に達せり。而して團體を頼りて郷里より移住するもの毎年二三戸宛あり。多くは團體地附近に住し農業に従事せり。三十七八年戦役に出征したるもの十六名、内戦死者二名、負傷者四名あり。

團體規約其の他の美風 團體規約は北海道廳にて調製せる團結移住者規約標準に據りて作りたるものなれば、茲に贅せず。唯其のみを畧記せん。

一、團體民の爲め從來最も盡力せるは、長江常三郎、佐藤安次郎の二人なり。殊に常三郎は本年七十三歳の老齡なるか其の功勞多きを以て人々之を尊敬し、事ある際も常三郎出づれば概ね解決するを得る有様なり。三十七年三月十五日常三郎の功勞を子孫に傳へんか爲め團體民一同にて紀念碑を建立せり

一、此の團體民は移住當初甚た困難せしか、長江常三郎主として其の所持せる金員約五百圓を月八朱の低利を以て融通し、其の他の餘金ある者亦皆之に準して低利の融通をなし、月利一分より高きものなか

りしを以て貧窮者は大に其の利便を蒙り事業を繼續したり。

一、貸付地の成功期限に至り、種々なる事情の爲め尚ほ成墾せざるもの數戸ありしか、團體民は相集り助力開墾して付與を受けしめたり。

一、團體民は勤勉節儉にして各々其の業を勵み奢侈の風なく又賭博をなすの惡弊なし。

一、團體民は吉凶相慶吊し殊に能く罹災者を救助す。其の一例を挙げれば、火災に罹りし者あるときは國民は一同相集り草屋を作りて與へ、且つ、各戸より家具農具及び雜穀を醸出して之を救へり。又三十七八年戰役に出征したるものにして留守宅貧困なるものには、各戸より食料を醸出し、且つ、播種收穫の際は各自之を救助せり。

一、團體民には租稅村稅等の納付を怠る者なし。

一、團體民の家屋を建築するに木挽は殆ど各自之を行ひ、大工も團體中に數名あるを以て他より雇入れたること稀なり。

一、團體民は溫順にして曾て附近住民と衝突したることなきのみならず、三十七年の大洪水には附近農民の罹災者を救助せり。又郷里より移住したるもの及び其の他の人民にして團體の交際をなし、同一の風儀を守るのも多々あり。

生活の現状

團體民の現状は其の郷里に在りし時に比すれば甚だ良好にして、少くも各自五町歩の耕地を所有し、之に燕麦、蕎麥、大豆、小豆、大麥、小麥、黍、玉蜀黍、馬鈴薯等を作付し、自家の所要を除き一ヶ年の販賣收入高平均三百五十圓位を普通とす。肥料は人造磷酸肥料を購入し、又自家生産の人糞厩肥等を施して専ら地力の消耗を補ふか故に、作物の收穫多く、各戸年々多少の余裕を生し之を以て生活の狀態及び諸種農事上の改良をなせり。團體地内に小學校、寺院の設けあり祭日は一同の原野に入りたる舊曆四月十五

日及び各自に土地貸下の指令を得たる新曆九月一日の二口と定め、一同休業安息す。家屋は概ね改築し、馬は毎戸多きは三頭、少きも一頭を所有し、又養雞をなすもの少なからず。食物は自家生産の雜穀を主として米は平均一戸一ヶ年六俵位を購ふのみ。副食には春期厚田地方より生鯿を購ひて之を漬け置き年内の用に供す。團體の事務は總代一人、線長四人を置きて取扱はしめ、皆名譽職にして投票を以て選舉し、一ヶ年毎に交代す。又本團體中村會議員有權者は生振村中の過半を占む。更に此の團體民の現狀を其の附近農民に對比するに、土着心の堅固なると能く共同和親せると勤儉なること其の他善良の風儀を維持する點に於て大に超越し、誠に模範たるの地位にあり、今團體民中成績佳良なるもの二三の現狀を左に掲ぐ。

長江常三郎 移住の率先者にして東春日井郡春日井村亡長江左衛門の長男にして、明治廿七年五月移住す。移住の際田畑家屋を賣却し、資本金五百圓及び四五年間服用すへき衣類、一カ年間の食料として米、麥、味噌等を携帶したり。目下一萬五千坪の成墾地を自作し家族六人内勞働に堪ゆるもの三人、馬一頭、洋犁耙耨各一臺を所有し、農作物は小豆、蠶蠶を主とし、麥、稻黍、大五等を耕作す。資産約八百圓にして年々多少の餘剩あれども富裕なりとは言ひ難し。然れとも常三郎は從來本團體の爲めには私業を棄てて盡瘁し、其の功勞多きを以て人々に尊敬せられ、今年七十三歳の老體なれとも身體頗る健全にして今尙は公私の事に盡力せり。

伊藤銀三郎 嘉永三年五月東春日井郡堀内村に生る父を勇三と云ふ。明治二十七年の移住者にして郷里に在りては小作をなし渡航の際は僅に六十圓を携帶し、家族五人と共に現地に移住せしむ者なり。移住後他の團體員と共に百難を排して事業に従事し、現在所有地七町五反歩、馬一頭、西洋農具を用ひて之に燕麥、蠶蠶、大小豆、麥を耕作す。現家族七人内勞働するもの四人新築せし廣大なる家屋に住し、資産千三

百圓にして年々百圓内外の餘剰あり。

吉田甚九郎

西春日井郡尾張村より明治二十七年五月當地に移住す。吉田治兵衛の長男にして嘉永元年正月生る。移住の際家屋及び多少の田畑を賣却して八十餘圓を得、之を携帶して渡航せしか、爾來非常なる勤勉節約の結果割當地一萬五千坪を成墾し、家族五人内勞働者三人、馬一頭、西洋農具を用て所有地五町歩に燕麥、小豆を主とし麥類を作付す。現在資産千二百圓、一カ年五百圓の收入ありて年々百圓位の餘裕あり。

船橋錠吉

東春日井郡小牧町より明治二十七年春移住せしものにして慶應元年三月生る。船橋民藏の長男なり。郷里出發の際は僅に五十圓を携へ夫婦二人にて渡航せり。爾來辛酸を嘗め三十三年には五町歩の成墾を為したり。現に家族五人内二人勞働に堪へ、馬一頭を使用して所有地五町歩に燕麥、大小豆、麥を作付す。現在千圓の資産を有し、年々百圓内外の餘裕あり。

また、同団体は入植に当たり、その成功を期して次のような規約を設けた。

愛知縣團結移住者規約

第一條 北海道廳ノ規定セラレタル團結移ノ要領ニ準ジ茲ニ愛知縣民五十六戸一ノ團體ヲ組織シ北海道ニ

移住シテ専ラ農業ニ従事シ自作ヲ以テ目的トス

第二條 本團體ハ北海道ニ移住シ土地ノ貸トテ請願シ之ヲ開墾シテ確固タル新農村ヲ興起シ公私ノ利益ヲ増進シ臣民ノ本分ヲ盡ス事

第三條 本團體移住者ハ一時ニ移住スル能ハザル事情アルニ依リ明治二十七年ヨリ同廿九年迄三ケ年間ニ

左記ニ依リ移住スル者トス

明治二十七年 五十六戸

同 二十八年 三十九戸

同 二十九年 四十一戸

毎年配當ヲ戸数移住シタル時ハ總代人又ハ各自ヨリ地元戸長役場ヲ經テ北海道廳ニ届出可シ

第四條

移住者中若シ疾病死亡其他ノ事故ニ依リ缺員ヲ生シタル時ハ移住終年ニ至リ本人若クハ親戚ニ於テ自村ヨリ適當ノ補缺移住者ヲ選出シ原籍地方長官ノ認可ヲ得テ移住セシムヘシ

第五條

本團體移住者ハ各自作シテ移住ノ上直ニ開墾事業ニ從事スル者トス

第六條

本團體移住者ハ勤儉着實ヲ旨トシ土地貸下許可ノ翌年ヨリ毎年若干ノ金品ヲ貯蓄シ凶荒ノ用ニ供スル者トス

第七條

本團體移住者ハ團體ヲ重シ德義ヲ厚シ且一意専心實業ヲ興起センコトヲ勉ムル者トス

第八條

本團體移住者ハ奢侈輕薄舉動ナク共同和樂シテ左ニ掲ケル事項ハ之ヲ嚴禁スル者トス

一、金品物品ヲ賭シ博奕ヲ開事

一、祝祭日ノ外猥リニ配宴ヲ開事

一、婚儀葬祭等其分ニ超ル事

第九條

一、其他不品行ニシテ風俗ヲ紊亂スル事

本團體移住者中疾病ニ罹リ若クハ不時ノ災難ニ遭遇シタル時ハ相互ニ救護ヲ為スノ義務アルハ勿論起業方法書ノ如ク成功ニ能ハザル場合ニハ相互ニ協力シテ成墾セシムル者トス

第十條

移住者旅費其他家作器具食料等移住ニ關スル一切ノ諸費ハ總テ各自ノ負擔タルヘシ

第十一條

本團體移住者中ヨリ總代二人ヲ互選シ左ノ事項ヲ取扱ハシム

一、土地貸下ニ関スル官廳へ願書差出ノ件

二、公達命令等下達ノ件

三、公共ニ關スル上達ノ件

四、開墾上管理ノ件

五、貯蓄物品管理ノ件

六、規約違反者處分執行ノ件

第十二條 總代人ノ任期ハ三ヶ年ヲ以テ満期トス

但シ満期ニ至リ再選スル事ヲ得

第十三條 總代人任期中ト雖モ團體移住者三分ノ二以上ノ意見ニ依リ變更スル事アルヘシ

第十四條 本團體移住者規約ニ違反シ若クハ左記ノ一ニ該當スル者ハ衆議ノ上總代人ヨリ一應説諭ヲ加ヘ尚

改メサル時ハ輕キハ一圓乃至三圓ノ違約金ヲ徴シ重キハ本團體ヲ除名スル者トス但シ本團體ヨリ除名シタル時ハ貯蓄預金ヲ還附セサル者トス

一、故ナク開墾ニ従事セサルモノ

二、故ナク他ニ轉居スル者

三、農期間他人ヲ誘導シテ出稼ヲ為ス者

四、相互救護ノ義務ヲ果サマル者

五、本團體ノ面目ヲ汚スヘキ行為アル者

第十五條 本團體規約ノ改正ヲ必要トスル場合アル時ハ團體戸數三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ變更スル事アルヘシ

但シ最初本規約ノ認可ヲ得タル縣廳ノ承諾ヲ得サレハ實施セサル者トス

第十六條 團體者各自本規則ヲ是認シテ茲ニ記名捺印ス

二十七年三月

さらに、前掲書『移住者成績調査』には三縣時代および北海道庁時代初期に花畔および生振へ入地した個人四名の移住の前後を次のように記している。

山 内 百 度
郷里 山形縣飽海郡山楯村
現住 石狩國石狩郡花川村

移住前の状態 百度は萬延元年四月山形縣飽海郡山楯村に生る。父を一久と稱して神官を職とせし相當の生活をなせしも不幸打續きし為め、漸次生計不如意となれり。百度長して師範學校に入り卒業するに至らずして兵役に服し、滿期除隊後縣内の小學校に教鞭を取りたれとも、一家の都合上暫くにして辭職し、後ち小作農に従事する傍ら他の勞働を為し纔に糊口を凌きたり。

移住及び開墾の端緒 百度農業を永く營むも所有地を耕作するに非らざるを以て到底餘資を貯ふる能はず。是に於て北海の未開地に入り商業或は農業を以て資産造らんと欲し、家財を賣拂ひ夫妻僅に小樽迄の旅費を携へて明治二十二年十二月郷里を發し、二十三年一月小樽に着したるときは既に半錢の貯へもなく、着衣を典して路用に代へ札幌に入りたり。然れとも素より資本あるにあらざれば、野菜の行商を始めたるに意外の利益あり。漸次業を擴張して妻には魚を商はしめ、自身は馬匹を購入して行商しつゝありしに、不幸にして馬は斃死し、次て妻は病床に臥して魚類を腐敗せしむる等の悲境に陥り、少許の貯蓄も之を失ふに至れり。是に於て開墾事業の基礎確固なるに若かさるを思ひ、終に花畔村に入りて先づ小作をなしたり。

移住地當初の景況 明治二十四年二月花畔に入り小作をなしつゝ少許の金を得、九圓を以て八線一號に未開地五町歩を購入したり。地は疎林にして高低起伏定まらず、菩提樹、檜、赤楊等を生し、土質は砂土及び泥炭の濕地にして地味佳ならず。交通は現時と略ほ大差なきも、附近には未開地尚ほ多かりき。

開墾着手後の經歷 移住後夫妻二人にて開墾に着手し、濕地には排水溝を設け麥類、稻藜、粟、大小豆等を栽培したれども、地味不良なる為め收穫多からず。斯くして三年にして全地を成功せり。此の間年々他人の開墾に従ひ、或は小作地を伐木して薪炭を製し、之を石狩町に賣却する等夫妻専心勞働したるを以て數十圓の餘裕を得たり。明治三十三年其の居住地永住に適せざるを以て枉葺家屋二十二坪半を附し、二百七十圓にて賣却し、更に二百九十圓を投して既墾地五町歩を購入したり。之れ現住地なり。此の地は石狩川東南を流れ、地勢概ね平坦、地味中等、收穫普通なり。其の後は専ら自作に従事し年々多少の貯蓄をなし、三十四年馬一頭を購入して益々其の業を勵み、三十六年附近に於て未開地五千七百坪の貸付許可を得三十八年九百圓を以て耕地十町歩餘を購入したり。

成功の狀態及び性行 今日に於ける資産價格二千五百圓にして一箇年の總收入約五百圓、總支出四百圓にして年々百圓内外の餘裕を生し、所有地は二十町歩。其の大部分は四戸の小作に分貸し、自家は本年其の關係せる購販組合整理の爲め蔬菜地として少許を耕作せるのみなり。家族三名と共に三十五坪餘の家屋に住し、長男一郎は小學校教員を奉職せり。百度質朴正直にして以前は組長總代等の職に就き、現今は村會議員、學務委員、第五部衛生組長、購販組合長等の公職を帶ひ、殊に購販組合は前組長不整理の後を繼承して其の快復に盡瘁しつゝあり。目下所有の畑を自作する能はざるは之か爲めなり。一村の信用厚くして輿望あり。

櫻 田 清 平

郷里 徳島縣那賀郡富岡町
現住 石狩國石狩郡花川村

移住前の狀況 清平は徳島縣那賀郡富岡町大字辰巳新田の平民にして安政二年十一月生る。代々農業を營み幼少の際は相當の生活をなしたれとも、其の後種々の事情に仍り所有の土地を失ひ、小作人となりて水田一町五反歩を耕作せり。然れとも小作料の高價なると家族多きか爲め、平作にても纏に一家の糊口を爲すのみにて一朝凶作に遭遇せんか唯餓死を待つか如き状態なりしと云ふ。

移住の動機及び移住の顚末 前述の如く生計豊かならざるに明治二十一年八月大海嘯あり。耕作したる農作物は鳥有に歸し、人畜の死傷も亦少なからず。當時清平家族七人にて到底生計の爲し難きに至り、北海道の未開地に入り開拓の業に従はんと斷然意を決し、親戚知己と協議し家財全部を賣拂ひ、渡航費として百五十圓を懷中し二十三年二月家族と共に郷里徳島を發して四月小樽港に着し、一と先づ篠路兵村の親戚に身を寄せ、七月石狩町桑田知明所有の未開地に一反歩開墾料三圓、小屋掛料十圓を給與せられ、畝下三箇年四年目より収獲物十分の一の小作料を納付すへき契約にて小作となり入場したり。

移住地当初の景況 清平の入りし小作地は砂地にして櫛、樺、槐櫟等を生し、地味佳ならずと雖も其の契約他に比し有利なるを以て多少の餘財を生する迄此の地に住居せんと家族の雨露を凌ぐに足る丈けの掘立小屋を作り、清平夫妻及び當時十五歳になりし長男政次郎と共に専心開墾に従事したり。斯くて二十七年に至り多少の餘財を貯へしを以て花川村北三線三番地の未開地五町歩の貸付を出願して許可を得たり。之れ現在の居住地にして石狩川は東北數町の處を流れ、地勢概ね平坦なれとも濕潤にして拂赤楊等の密林に笹及び雜

草繁茂せり。當時交通は道路未だ開けず、不便甚しく附近には二十餘戸の移住者あるも何れも其の食料及び日用品を石狩町にて購入し、駄馬或は人背によりて運搬せり。

事業着手後の經歷

土地の貸付許可せらるゝや直に小作地を返還し掘立小屋を作り、家族一同轉居して開墾に着手し、明治三十年秋全部成墾して附與を受けたり。翌三十一年此の地に隣接して成墾地一町六反歩を百五十圓を投して購入したり。然れども兩地とも濕潤なりしを以て排水溝を縱横に設け、又三十一年大水害の復舊工事として自ら其の筋に出願し北三線路側に大排水溝を開鑿せしに、其の効空しからず。附近の濕潤地一変して乾燥し農作の増収を見るに至れり。作物は初め大小豆を主とし、麥類之に次ぎしか、其の後燕麥の需用増大するや之と共に大小豆を作付し、本年はビール用大麥を主とし、燕麥之に次ぎ其の他は自家食料作物を栽培せり。馬匹は小作當時より購入し、器械を用ひて耕作し、清平は勿論家族皆業に勵みたる結果年々百圓餘の餘裕を生せりと云ふ。

成功の狀態及び性行

現在所有地は宅地とも六町六反歩にして二三年前より一町五六反歩の畑地を借受け、小作し本年耕作反別八町歩餘にして耕馬一頭あり。資産約千四五百圓を有し、一箇年の總收入約七百圓、總支出約六百圓にして年々百圓餘の實益あり。住宅は二十七坪の葺葺平屋にして別に十五坪草葺の厩舎兼物置あり。家族十四名、能く和合し常食は麥を主とし、米は一箇月六斗乃至八斗を混用す。清平資性着實にして公共心に富み、以前組長、部長、學務委員等の職にあり。現今は戰時報効組合長、軍人家族保護會長、村會議員及び村農會評議員等の公職を帶へり。以て一村の重きを為せるを知るに足るへし。嗣子政次郎は明治九年六月郷里に生れ移住以來能く父の志を扶けて業務に勉勵し、現今は家政を担任せり。

吉 澤 寅 吉

郷里 群馬縣利根郡沼田町
現住 石狩國石狩郡生振村

移住前の狀況 寅吉は安政五年三月群馬縣上野國利根郡沼田町に生る。幼にして両親を失ひ、親戚の助力を得て父の遺業なる農を營みしか、明治十二年三月類焼の厄に遭ひ住宅倉庫の全部烏有に歸したり。

移住の動機及び移住の顛末

火災後は非常なる困難に陥りしか、知人より北海道の有望なるを聞き斷然移住の決心を為し、所有の田地を賣却して災害後負債等の處分を為し、僅少の殘額を以て旅費に充て明治十五年十一月札幌に着したり。此の時は既に懷中半錢の貯も無ければ、彼處此處と勞役に従事し、纔に其の日の糊口を凌ぐこと二年。明治十七年春脚氣病に罹り、一時は非常の重体なりしか、當時止宿せし旅館の主人中村與助なるもの慈善心に富み自費を據ち能く看護せしか為め九死の中に一生を得、翌十八年五月體驅全く快復せしを以て、六月知人の周旋に依り農學士宮部金吾の下僕に住み込みたり。寅吉札幌に住居以來附近の果樹園苹果の品質佳良にして收穫多額なるを見、常に其の栽培事業の將來有望なるを信せしを以て主用の傍ら苹果栽培の研究に潛心したり。明治十九年主人米國に留學する事と為りて同家を去り、更に農學士藤田九三郎方に雇はれ十七町步餘の開墾地を管理する傍ら苹果栽培の方法を研究し、二十二年多少の貯蓄を得たるを以て二十四圓を投し米國カリフォルニア洲より苹果種子三十九斤を取寄せ、苗穂村に成墾地四反歩を借り受けて全部播種し、果樹の栽培地を札幌附近に得んとしたれとも適地なかりしを以て石狩郡生振村に於て他人の貸下地二萬坪を譲り受けたり。是れ寅吉が開墾に着手せる始めなり。

移住當初の景況

寅吉か譲り受けたる土地は現在の居住地にして石狩郡生振村番外地にして石狩川の西北岸に位し、地勢高低多きも楡、榊、櫟、櫟、櫟を主とし、赤楊、胡桃等の樹木に笹密生し地味肥沃なり。當時は

交通頗る不便にして粗船を造りて石狩川を渡り、辛ふして篠路に出づる事を得たり。附近多く密林地にして野獸出沒し、甚だ寂寥を極めたり。

移住後の經歷

土地の譲與を受くるや主家を辭して明治二十三年春該地に移り、九尺に二間の拜小屋を立て伐木開墾に着手したり。然れども素より多く貯蓄あるにあらずは、開墾の傍ら他の勞働に従事して賃銀を得、非常の辛酸を嘗めつゝ三反歩を開墾して食糧を耕作したり。翌二十四年には春篠路兵村より現妻を娶り、先妻の殘せし長男信太郎と共に三人専心開墾に従ひ、八反歩を開墾したり。其の後二年にして全部を成墾し、成墾地は主に自家用の食料を作り、且つ先年苗穂村に播種せし苹果苗成長し、之に接木せしに結果頗る良好なりしを以て、三百本を所有地に移植し殘る数千本を販賣し、其の後年々苗木を造り之を賣りて、一箇年の生計費に充てたり。二十五年當別村字ビトエに於て未開地三萬七千五百坪の貸下を受け、其の過半は一反歩に付一圓五十錢の開墾料を與へ、歟下年限三箇年の契約にて小作せしめ、其の他は雇人を使役して開墾自作し、三十一年全部を墾成して付與を受けた。果樹栽培は開墾着手當時より熱心經營する所にして果園造成の傍ら苹果苗を養成して年々數千本を販賣し、遂には之を主業とするに至れり。故に二十五年八月北海道物産共進會に苹果苗木を出品して三等賞を得たるを始めとし、二十七年十一月北海道果樹協會第二回果實品評會には一等賞を、三十年三月第四石狩厚田濱益三郡海陸產品評會には褒賞を授與せられ、又三十三年には苹果三函を宮内省に獻納して嘉納せられたり。二十八年札幌興農園に苹果苗及び諸作物の種子を販賣するの特約を結びたりしか、後自園に同園試作場の名稱を付し品種品質を精撰して苗木種子を同園に供給せり。爾後は開墾の進捗すると共に益々種子苗木の養成に励め果實を產出するに至りしを以て、年々の收入約千圓に達し専ら事業の改良發達を企圖しつゝ今日に至れり。

成功の狀態及び性行

現在所有地積十八町五反歩。現住地にあるものゝ内三町歩は果樹園にして、苹果大約千二百本を栽植す。其の主なる種類は祝、紅玉、柳玉、國光、紅紋等なり。又販賣用種苗園は一町歩にして牧草大小豆其の他のものを栽培し、殘餘の三町には自家用の穀菽、蔬菜及び家畜の飼料を耕作す。又當別村ビトエに在る耕地は十二町五反歩にして長男信太郎管理の爲め住居し、内二町歩には近年苹果を植へ四町五反歩には大小豆、麥類を自家にて作付したる残り小作人に貸付せり。此の地の苹果は尚ほ稚樹にして果實の收穫なし。一箇年の収入は果實苗木にて七百圓、種苗類にて三百圓、其の他の農作物にて二百圓、計千二百圓にして、總支出は生計費耕作費其の他を合して約千圓なれば、毎年二三百圓の純益ある計算なり。尤も字ビトエの耕地は現今専ら長男の經營する處なれば、その収入支出を計上せず。住宅は附屬物置とも三十坪にして別に果藏庫一作棟、業場一棟あり。家畜は馬匹二頭ありて耕作運搬に使用し、又牛二頭、鶏數羽を飼養す。寅吉資性着實にして能く艱難に耐へ、其の開墾を企つるや素より資本あるに非らざれば、唯熱心と忍耐とを以て今日の成功を爲すに至れり。殊に普通穀菽農以外夙に果樹栽培の有利なることに着眼し、多年の實驗は之に關する智見を増大し、現今に於ては地方果樹栽培の老練家として知らる。又公共の事に熱心にして二十九年初めて村組長となり以來、三十一年總代人に選はれて三十四年迄就職し、其の後も村内公共の事に斡旋して重望あり。家族五名なれとも長男信太郎は字ビトエに分住するを以て、寅吉は残れる妻子三名と共に常雇二人を使用し、自ら果園、農園に出てゝ勞働し益々の發達を圖りつゝあり。

波邊

長次郎

現郷里 山梨縣東八城郡錦村字二宮
住 石狩國石狩郡生振村

移住前の狀況

長次郎は嘉永元年十二月山梨縣東八城郡錦村字二宮に生る。父を傳右衛門と稱し、代々農を業とす。祖先は村内一二の素封家なりしか其の後不幸相次て生し、父傳右衛門の代に至り資産を失ふに至

れり。長次郎は貧困の中に育ち年九歳の時父病死の不幸に遇ひ、以後は兄と共に母の手に養育されたり。斯くの如く幼時より貧困を嘗めたるを以て、長して兄を助け家産を起さんと一意職業を勵み十數年間一日の如く勤勉せり。

移住の動機及び移住の顛末

長次郎屢々知人より北海道實業の有望にして利得多く資産を作るに容易なりと聞き、兄の留むるをも聞かす永年共に勤勉して得たる土地を兄に與へ、明治十四年春僅に十餘金を携へ、單身郷里を發し、横濱を経て函館に着したる時は既に懷中半錢の貯へもなく、止むを得ず同地に於て人夫となりて糊口を凌ぎたり。後ち或は漁夫に雇はれ或は木材切出の人夫となりて専心勞働をなせとも、到底餘資を貯ふる能はざるを以て、明治十五年漁夫となりて石狩に移り、勞働の傍ら附近を視察するに當時未開地多くして農業に熱心なるもの極めて寡なきも、土質一般肥沃にして將來農業の望みあるを思ひつゝ其の間多少の貯蓄を得て明治十七年妻を娶り、二町歩の未開地を十圓にて購入したり是れ現住地の一部分なり。

移住地当初の景況

土地購入後直に掘立草屋を建て明治十八年三月夫妻現地に移住す。此の地石狩を距る約一里半其の間辛うして人馬の往復し得る細徑ありしのみ。交通頗る不便にして、夏期は丸木船を以て石狩川を渡り、茨戸或は花畔を経て札幌に往復せしと云ふ。地内は檜、樺、楊、樺、榛等の樹林に笹繁茂し、地味中等、概ね平坦にして高燥なり附近には三十戸の移住者ありしも、其の人々は開墾に勉勵せず。日々石狩河畔に出て漁業をなせり。此の移住者は仙臺地方のものにして、食料家屋農具等を給與され官の保護を受けしものなれども、開墾事業進まず、殆ど未開地の状態なりき。

移住後の經歷

現地に移るや夫婦専心開墾に従事して其の年は一町歩を開墾し、粟稻黍の如き食料作物を

播種し、殘部一町歩は下草を刈拂ひ焼蒔を行ひたり。何れも收穫良好にして食料を残し、他を賣却して七八十圓の取得あり。茲に於て大に農業の趣味を感じ、益々開墾耕種に精勵せし。結果年々剩餘を生じ、又果樹栽培の有望なるを思ひ、明治二十二年苹果苗二百本を札幌より買ひ求め、之を栽植したり。其の後數年間は集約的の農業を行ひ、餘暇を以て出稼をなし、一意節儉して三四百圓の貯蓄を得たるを以て、明治二十八年所有地に接續せる土地十町歩の貸下を出願して許可を受け、數年を経ずして全部を成墾せり。此の間年々蕎麥、大豆、小豆、麥等を栽培せしに、其の收益多くして千圓餘の貯蓄を得たれば、同村四線及び八線に於て十六町歩の土地を八百圓にて購入し、三十六年復た現住地に隣接して五町歩を購入したり。是等は過半成墾せる他人の貸付地を譲受けたるものにして、未開地は人を雇ひて開墾し、全部を二三年にして成墾し、年々自作地數町を除くの外小作に貸付せり。又苹果は生育可良なるか故に、毎年増植して遂に千五百本となし、漸次結實するに至り。年々多少の収入あり。耕作物は近年燕麥を主とし其の他穀菽を栽培して食料を除き毎年約四五百圓の収入あり。食物は移住當初より雜穀を常食とせしか、近年多少の米を混するに至れりと云ふ。

成功の狀態及び性行

長次郎開墾に着手して以來貯蓄を得るに、從て土地を購入したれば現在の所有地合計二十五町歩に達し、内十町歩を自作して蕎麥、大豆、小豆、小麥、燕麥を栽培し、他を小作地となせり。住宅は先年新築せし五十坪の葺葺平屋にして別に、五坪の倉庫を有し、成功の今日と雖も儉約を旨とし、麥、粟、稻黍等の雜穀に一箇月一俵の米を混へたるものを食料とせり。現在の資産は約五千圓にして、一箇年苹果、小作料、其の他自家耕作物の販賣等を合して七百圓の總収入あり。納税額は國稅八圓五十八錢、地方稅四圓九十錢、村費八圓四十錢、合計二十一圓八十八錢にして、年々二百圓内外の剩餘を生じつゝあり。長次郎資性實直質朴なるか故に地方の信用厚く、二十五年以來村總代に擧げられ、三十五年二級町村制を施かるゝに至る迄十箇年就職し、能く公共の事に盡力し、其の功勞多大なるを以て村民一同より銀盃を贈られたり。

其の後或は村農會評議員或は学務委員等を務め現に学務委員の任にあり。殊に將來の農村繁榮策として兒童教育の重大なるを感じ、移住の初より學校設立其の他教育の事項に關しては大に盡力せりと云。目下家族七名内四名は自己と共に農圃に出て、耕作の事に従ひ、能く和合して家風順良なり。

(以上の句点、読点は編者による。)

明治二十七年にはまた、花畔原野に、石川県江沼郡大土村の坂下岩次郎、水上藤次郎、前田惣衛門らが、前年における石狩地方の現地調査にもとづいて主唱し、指導して構成された加賀団体が入植した。同団体は前田惣衛門に率いられて、まず同二十七年四月六日、二五戸が入地し、同年三六名に対し五二万七千余坪の予定存置を出願した上、三ヶ年継続移住を許可されたので、翌年五戸、二九年七戸も入地することになった。そして、三一年に全地を墾成した者が五戸おり、三二年には他のほとんどもその附与を受け、残る者は三戸のみとなっている。

なお、この団体の郷里は、石川県で最も山間の僻地で、小作農民の多かったところであり、その頃人々は日常アワ、ヒエ、キビなどを主食としていたといわれ、移住直後は札幌附近に小作や雇人として出ながら開墾に従事したという。

また、二十七年には以上の他、徳島県人関又一が九万坪の予定存置を手続きし、翌二十八年貸付を許可されて、小作六戸(うち二戸は徳島出身)を樽川に入れている。

さらに、二十八年、石川県から三二戸一六〇人が花畔に入地した。

以上のように、明治初期から二〇年代後半までに亘って内地からの移住があり、それに伴ってここ石狩地方の人口は次第に増加し、かつて漁業で栄えたこの地方が、そのとくに明治二〇年代以降における不振とともに、農業に重きを置く地帯へと変貌されて行つた。ちなみに、明治二〇年代末から三〇年代前半にかけての花畔および樽川両村の戸口、人口増加を辿ると、次表のごとくである。

明治三〇年前後における花畔・樽川両村の戸口および人口

村名	年度		明治十五	明治二九	明治三一	明治三二	明治三三
花畔村	五〇戸 一六〇人	一八八戸 一、二〇三人	三六〇戸 一、三二一人	三六二戸 一、五一一人			四五二戸 一、八七八人
樽川村		六〇戸 二五二人	一三八戸 五七三人	一四〇戸 五八六人			一六六戸 六九五入

また、人口の増加は商工業の発展を促し、市街地の景況を盛んにした。その様子を明治三十九年刊行の『石狩案内』に掲載された広告により紹介すると次のようである。

和洋料理



嘉

壽

美

石狩市天

江別木工場挽割材一手販賣
材木材製卸小賣商



上野材木店

石狩船場町

美術寫真
新式攝影
寫真師
石狩町大字本町
田中春吉

吳服雜貨
荒産物
農産物
石狩若生町
金岩崎商店

和洋酒類
雜貨商
石狩本町
奇川野商店

吳服太物雜貨
荒物米穀
石狩町大字親船町
三長野商店

倉庫業

全井尻

支店

南濱

倉庫

小樽監色内町四十一番地

(電話五六二)

北濱

電話(一五三)
電話(一五四)

土地測量并買賣
官廳向代書業

石狩親船町

成田筆耕所

銘酒

金龍高砂
松綠釀造

安

小樽若松町
安達

吉平

米 各 種 和 洋 酒 雜 貨 卸 小 賣
 大 阪 阿 爾 卡 林 式 會 社 石 持 郡 石 持 町 八 幡 町 一 手 捌
 農 家 用 物 產 工 品 外 託 賣 買
 海 陸 物 產 委 託 買 賣
 一 山 商 會
 本 柳 貞 一

吳 荒 小 和 服 太 物 物 物 諸 雜 器 貨
 洋 間 酒 物 物 雜 貨
 五 石 持 本 町
 中 島 商 店

駐 駐 鑑 煙 製 製
 駐 鑑 煙 製
 三 石 持 船 場 町
 高 橋 儀 兵 衛

民 刑 訴 訟 事 務 取 扱 廣 木 辯 護 士 出 張 所
 石 持 仲 町

流行理髮

石狩親船町
勝又半四郎

米農産雜
貨類賣買

木

石狩町生振
鳥羽商店

旅館

石狩親船町
幸今泉衆吉

旅館

石狩親船町
金澤又太郎

主要参考文献

- 『移住者成績調査』第一篇 北海道廳第五部殖民課 一九〇六
『新撰北海道史』第三卷（通説二） 北海道廳 一九三七
『新撰北海道史』第四卷（通説三） 北海道廳 一九三七
「創業の人々を語る」若林功 『北海道農會報』第三八卷第四五五號（十一月號） 一九三八
『石狩灣に沿っての明治百年の舊跡——未完のノートから——』長谷川嗣 石狩町郷土研究會

第四章 行政の諸相

第一節 明治期の行政および行政資料

本章では明治・大正期におけるこの地方の行政の具体的内容のうち、とくに重要なところについて述べようとするが、開拓使時代および札幌県時代のそれに関しては、残念ながら資料に乏しく多くを語ることができない。しかしながら、明治期の北海道庁時代については、明治二十四年より三十一年に亘る親船町外九町三村の総代人會議案他文書綴（途中年度一部欠け。村山文書№12）と明治二五年八月より明治三五年（途中年度一部欠け）に至る花畔村総代人らの記録が残されていて、当時における行政諸事については、かなり良く把握することができる。

そして、既述の親船町外九町三村および花畔村の記録から、当時主として行政的施策を必要とされたところは、市街地の区画整備、道路の開鑿、農地開墾に伴う土木工事他による諸整備、治水事業、災害時の救護、規約類の制定、総代人他役員の選出およびそれらの任務分担の取り決め、地方（町村）費の賦課徴収、公共的諸事業に伴う会の組織化、警備、出兵、学校の建設およびその維持、病院の運営、保健・衛生上の処置、神社における祭礼や葬儀の挙行、渡船運行、町村内の相互扶助などの諸点であったことが判る。

これ以前の開拓使時代、札幌県時代についても、主に行政上問題とされたところは以上と大きく変っていないと思われる、副戸長、総代人らを中心にしたような諸策が講じられていた。ただし、石狩地方の行政的措置がこの地方のみで単独になされていたわけではなく、たとえば開拓使、札幌県、あるいは北海道庁による行政区域や行政組織の変更、在来民、カラフトからの移民、および内地移民などに対する基本的な施策、主要道路の開鑿、石狩川の治水事業や河口改修事業、築港および運河開設計画（開拓使時代のみ）、缶詰所の経営などの諸策もあった。



戸長役場時代の町内有力者達

〔裏書き〕

石狩戸長役場当時の町内有力者達

向って右より

前列 一番目 森山友太郎

七〃 佐々木（桜湯）

二列目 一番目 高島

二〃 八木

三〃 平泉

四〃 齊藤皓戸長

（一人おいて）奥村

次 齊藤菓子店主

後列 二番目

三〃 富田郵便局長

四〃 村山家支配人 加藤円八

五〃 神職 岡村静雄

初代戸長 齊藤 皓 在任期間

就任 明治二十七年七月（五年九ヵ月）

退任 明治二十八年四月

次に、具体的資料により明治期道庁時代始めの行政の内容をみるならば、明治二十四年より三十一年に至る親船町外九町三村についての総代人会議議案他文書、綴目録によって、まず当時におけるその概要を把握することができ、それを示すと次の通りである。

親船町外九町三村総代人会議議案他文書目録（へゝ内は資料欠け。）

明治二十四年九月二十六日付

同九月二十八日定期総代人会議開催別紙議案添通知書

但基本財産ニ關スル件、二十三年度町村費決算報告 二十五年年度町村費予算並賦課方法等ハ当日會議場ニ

テ配布ノ事

一、石狩町渡舟の市街各町負担ト為サントス 説明及記

一、石狩町小学校増築1件 説明

一、石狩小学校簡易科ヲ尋常及高等科ニ更変スルノ件 説明

一、町村費取扱費豫算並賦課法 説明及豫算書付

明治二十四年十二月七日

同年十日定期總代會二十五年年度豫算案添通知書

一、明治二十五年年度公立石狩病院収豫算書

一、〃 〃 石狩小学校經費収支豫算書

一、〃 〃 石狩小学校若生分校經費収支豫算書

一、〃 〃 石狩外三町村費取扱費収支豫算書

一枚

三枚綴り

二枚綴り

二枚綴り

一枚

一、〃 會議費収支豫算書

二枚綴り

一、〃 石狩市街警備費収支豫算書

一枚

明治二十五年三月十二日

同年三月二十日午後一時左記ノ項目ニ依リ協議方通知書

一、若生分校再築費支出ノ件

〈一、石狩小學校増築費決算報告〉

一、町村費目へ渡舟場費ノ一項増加ノ件

一、二十五年渡舟場豫算ノ件

一、渡舟場付屬地賃地料ノ件

一、病院付屬地賃地料ノ件

一、二十五年病院費豫算更訂ノ件

一、學校及病院市街共有資産取扱方法

一、石狩小學校若生分校校舍再築費金百六拾七圓拾三錢五厘明治二十六年度ヨリ向三ヶ年間ニ町村費ニ課出セ

ントスルノ件 説明

原案通り可決

一、石狩小學校増築費決算報告

〈欠〉

一、町村費課目中へ石狩河渡舟場費ノ一項増加ノ件 説明

原案通り可決

一、明治二十五年石狩河渡舟場費収支豫算

一、石狩川渡舟場付屬地賃借料評価ヲ為サシメタル三ヶ年一坪
金十二錢五厘ナリ當否如何

原案通り可決

一、石狩郡辨天町病院付屬地賃借料ハ明治十七年中總代人會ノ議決ニヨリ坪金二十五錢ナリ價下ゲ願ニヨリ
ソノ當否如何

修正 二拾錢ニ減ズ

一、二十五年病院費豫算更訂ノ件

〈欠〉

一、學校及病院資産及石狩市街資産賃借ニ付議決ヲ受クルニ不便ノ總代人多キヲ以テ市街總代人ヨリ四名ノ
常議員ヲ舉ゲテ次ノ担当條項ヲ定ム

一、學校及病院資産並市街共有資産貸付金延期願及徴収ニ係ル費用支出ノ件ノ議決

一、學校、病院、市街共有土地建物賃借及徴収ニ関スル議決

一、學校、病院、市街共用金等ノ借受人ノ身元調査ヲナシ返済方棄損スル議決

常議員 宮崎義光氏 中嶋房藏氏
石川□藏氏 佐藤□□氏

明治二十五年三月二十八日

本年八月室蘭鐵道開通 北海道物産共進會開催

天皇陛下の御巡幸ヲ仰グ請願書ニ總代人署名ニツイテノ心得方等通達

齊藤 皓殿 林 悦郎

明治二十五年六月六日

同月十日午後一時ヨリ総代人會議開催方通知書

- 一、石狩消防組組織變更ノ件
- 一、石狩病院費臨時支出ノ件
- 一、共同火葬場地所撰定ノ件
- 一、石狩當別間道路修繕願ノ件
- 一、石狩消防組廃止ノ義願案
- 石狩消防組組織變更法案 一枚
- 石狩消防組規約書 一枚
- 一、共同火葬場地所撰定ノ件 理由 三枚
- 別紙場所略図付 理由 一枚
- 一、石狩當別間道路修繕願得失 理由 一枚

明治二十五年十一月二十四日

丙第一八一號

来ル十二月八日定期總代人會議開催、報告及議案

拾彙通添通知書

報告 第壹號

第一編 行政編

一三三

明治二十四年度石狩各町外三村費收支決算報告書

三枚

報告 第二號

明治二十四年度石狩小學校並若生分校費收支決算報告書

二枚

報告 第三號

明治二十四年度石狩市街警備費收支決算報告書

二枚

議案 第一號

總代人會規則案

一枚

議案 第二號

明治二十六年度石狩市街外三村費收支豫算書

三枚

議案 第三號

明治二十六年度石狩小學校經費收支豫算案

二枚

議案 第四號

明治二十六年度若生分校經費收支豫算書

二枚

議案 第五號

明治二十六年度石狩市街警備費收支豫算書

一枚

議案 第六號

消防組置方法書

二枚

議案 〈欠〉

議案 第八號

明治二十六年度石狩郡親舟外十二ヶ町村費賦課方法案

二枚

議案 第九號

石狩市街各町外二村費ト市街各町費ト花畔村費ノ三項ヲ合併シ、石狩市街各町外三村費トヨ賦課徴収セ
ントスルコトノ可否如何

別紙

議案 第八號第三條第一項 土地ノ部修正文

一假地ヲ標準トシテ二假地ハ二割引三假地ハ三割引四級地ハ七割引海産干場ハ七割五分割トスル。
宅地、海産干場、畑地トモニ第一等級地ヨリ第四級地ニ分ケ更ニ各々一等ヨリ十等ニ分ケルト言ウ 二枚

明治二十八年八月十五日

丙第一六一号

投票多數ニ依リ親舟町總代ニ當選通知書

加藤 円 八 殿

齊 藤 皓

明治二十八年十二月七日

十二日午前九時ヨリ二十七年年度収支決算報告及同二十九年年度収支豫算評決ノ為通常總代人會議開催通知書

加藤 円 八 殿

加藤 一 魯

明治二十八年十二月七日

明治二十七年年度収支決算報告並同二十九年年度収支豫算書別冊ノ通付書

明治二十七年年度

石狩郡親舟外九町聯合收入支出決算書

明治二十八年十二月 日提出 報告書

明治二十七年

石狩郡親舟外九町三村聯合收入支出決算書

明治二十八年十二月 日提出 報告書

明治二十七年

石狩郡親舟外九町三村聯合收入支出決算書

明治二十八年十二月 日提出 報告書

明治二十九年

石狩郡親舟外九町三村聯合收入支出決算書

明治二十八年十二月 日提出

明治二十九年

石狩郡親舟外九町聯合收入支出決算書

明治二十八年十二月 日提出

明治二十九年

石狩郡親舟外九町三村聯合收入支出決算書

明治二十八年十二月 日提出

付 石狩郡親舟外九町三村費賦課徵收方法規定

明治二十九年十二月十二日提出

三枚綴

四枚綴

五枚綴

四枚綴

三枚綴

五枚綴

四枚綴

石狩郡親舟外九町三村聯合

明治二十八年収支決算報告

五枚綴

石狩郡親舟外九町二村聯合

明治二十八年収支決算報告

四枚綴

石狩郡親舟外九町聯合

明治二十八年収支決算報告

三枚綴

石狩郡親舟外九町三村聯合明治三十年収支總計豫算

明治二十九年十二月 日提出

四枚綴

石狩郡親舟外九町聯合明治三十年度収支豫算

明治 年 月 日提出

四枚綴

議案 第卅號

明治二十八年度病院費予算不足金ニ対シ、三十年度三十一年度ニテ償却スルノ件

明治二十九年十二月 日提出

一枚

議案 第貳號

明治二十八年度教育費豫算不足金ニ対シ、一時借入支出セルニ対シ事後承認ヲ求ムルノ件

一枚

議案 第參號

公立石狩尋常高等小学校区域ヲ變更シテ樽川、生振ノ兩村ヲ分離スルノ件

前件ヨリ明治二十八年以降ノ教育費不足額ハ學校付屬財産ヲ充テ石狩各町ノ債務トナス件

明治二十九年十二月 日提出

一枚

明治二十八年度

石狩河渡守請負金収支決算報告

一枚

石狩病院職員区域外往診規定

一枚

明治二十八年度備荒基本金報告

一枚

明治二十九年十二月 日報告

明治三十年十一月二〇日

乙第六五號

明治二十九年度町村費収支豫算報告並同三十一年度収支豫算評決ノ為メ十一月二十四日通常總會午前九時ヨリ開催方通知書

議案及報告書ハ追テ送付致候

石狩郡親舟外九町三村聯合明治二十九年年度収支決算報告

明治三十年十一月 日報告

五枚

石狩郡親舟外九町聯合明治二十九年年度収支決算報告

明治三十年十一月 日報告

三枚

石狩郡親舟外九町三村聯合明治三十年年度収支總計豫算

石狩郡親舟外九町三村聯合明治三十年年度収支豫算表

明治三十年十一月 日提出

九枚

添付 石狩郡親舟外九町三村聯合明治二十九年年度収支決算報告

同三十年十一月 日提出

石狩各町聯合町費「教育費、警備費」賦課等及人員調、戸数割 二枚
親舟外九町營業割等級及人員調 一枚

石狩郡親舟外九町三村聯合 明治三十一年度収支總計豫算

〃 〃 収支豫算表

明治三十年十一月 日提出 四枚

明治三十一年度石狩郡親舟町外九町聯合町費營業割第一期賦課額及等級人員一戸課總額表 二枚

明治三十一年度石狩郡親舟外九町聯合町費戸別割第一期賦課額及一戸課額表

三枚

石狩渡船場收入殘金明治二十八年年度仕訳報告

明治三十年十月 日報告

明治三十一年三月四日

乙第一三號

三月五日午後一時ヨリ臨時總代人會開催通知狀

一枚

一、石狩小學校授業料ノ件

一、同上付屬學團地開懇ノ件

一、町費賦課法ニ關スル件

一、親舟町共有宅地ニ關スル件

石狩尋常高等小學校授業料額並徴収規定

明治三十一年度教育費俸給ノ額更正按

明治三十一年三月 日提出

一方、花畔村における主な行政施策の範囲も既述と大差はなく、それを明治二五年の惣代人金子清一郎および山本多藏による記録に例をとって示すと次のようである。

明治二五年度花畔村惣代人記録

明治廿五年度

- 一、廿五年八月十四日金子清一郎花畔村惣代人撰舉セラル山本多藏ハ從前ヨリ勤務
 - 一、八月廿一日午後ヨリ学校ニ於テ村方重立集會ス縣道修繕及里道ノ橋梁破損所修繕等ノ事ヲ議ス
 - 一、八月廿四日終日村内里道ノ橋梁破損所ヲ修繕ス人夫六拾貳人ヲ要ス
 - 一、八月廿八日金比羅神社祭典
- | | | | | |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 祭典掛 | 平山直吉 | 元木兼吉 | 佐々木安藏 | 深田万治郎 |
| 祭費集掛 | 国安岩治 | 菊池寅吉 | 高野三平 | 後藤次助 |
| | 有原龜太郎 | 米田新次郎 | | |
- 有志寄附帖ヲ三冊ニナシ第壹號ハ本村寄番地ノ以南輕川新道ノ茨戸橋マテ寄附金四圓九拾貳錢第二號ハ寄番地ノ廿一番地迄寄附金六圓拾錢也第三號ハ廿四番地ノ以北寄附金五圓四拾錢也通計拾六圓四拾貳錢也此所ノ祭典入費通計金拾五圓七拾七錢八厘五毛也殘金六拾四錢壹厘五毛過ス
- 一、八月廿九日祭典跡仕舞ニ付山本氏方行
 - 一、十月三十日輕川新道修繕ノ儀ニ付願上

道路修繕ノ義願

石狩國石狩郡花畔村札幌郡下手稻村トノ里道ハ小樽石狩地方間ノ要路ニテ貨物運搬旅人ノ通行頗ル頻繁ニ有之候然ルニ該道路ハ元來泥炭地ニ築役相成タルモノナレバ毎歲夏季ニ至レハ乾燥シ野火ノ類焼ヲ被リ通行ヲ絶チ或ハ春秋深泥ト成ル等甚タ通行困難ニ付客年中石狩小樽下手稻花畔厚田等ノ有志者ニ相圖リ應分ノ寄附金ヲ據出シ其金貳百六拾五圓四拾錢ヲ以修繕致シ得共凡今ニ至リ尚ホ從前ノ深泥道路ニ相成人馬ノ通行甚タ困難有シ候然ルモ該道路完全ノモノニ修繕ヲナサントスルニハ多額ノ費金ヲ要スル義ニシテ到底地方人民ノ負担ニ堪サル所ニ付何率御廳ニ於テ實地御點檢ノ上御修繕被成下候様致度本里道ニ關係ノ村惣代人連署此段奉嘆願候也

明治廿五年十月

札幌郡下手稻村惣代人

芹野 藤三郎

村上 藤吉

石狩郡花畔村惣代

山本 多藏

金子 清一郎

札幌外九郡長 林悦郎殿

一、十一月十五日村内馬持一同屯戸ニ付屯名宛ヲ要シ本村内縣道破損所ヲ修繕ス

屯番地ノ以南ニ要スル人夫拾七人以北ニ要スル人夫拾八人都合三拾人ナリ

一、同月十六日夕刻今野徳治焼失ス

沓番地以南ニ要スル人夫拾七人以北ニ要スル人夫拾八人都合三拾人ナリ

一、同月十六日夕刻今野徳治焼失ス

一、同十七日村方ヨリ人及馬車ニテ今野方ニ加勢ニ行

一、十二月一日本村中央排水願ニ付戸長役場ニ出願ス

花畔村中央排水願

本村内石狩港ヨリ札幌區ニ達スル縣道方位西ニ當リ凡ソ百餘間以外ハ皆樹林或ハ草生ノ沃地ニシテ殊ニ耕
耘ニ適良就中 樹培養ニ適スレハ内地農民殊ニ輻輳シテ追々土地貸下ヲ出願スルモノ陸續日ニ増加スト雖
モ何分石狩川沿岸ハ凡ソ五尺餘高クシテ為ニ四季共乾燥セス又春季ハ雪水停滯シテ該地及ヒ縣道ニ至ル迄
悉ク一圓湖水ノ如ク船ヲ以テ往来シ春季數月間ハ更ニ土色ヲ見ル不能處ナレハ農民モ為ニ意外ノ失望自然
方向ヲ誤マル其慘情黙止スルニ不忍次第ハ是皆花畔村中央排水及ヒ作道ノ開設無之ニ原因スルモノト確信
ス然ルニ近年本村ヨリ輕川ヘ達スル道路及篠路屯田地方ヘ新道旦リ大排水開鑿ノ為メ昨今兩年移住民ノ繁
殖逐日増加シ其幸福ハ是皆排水ノ功力ニ依ルモノナリ故ニ此度別紙畧繪圖ノ通り縣道ヨリ西四百餘間以外
該村沓番地輕川新道附ヨリ方位北凡ソ三千五百間餘ノ排水開設アル己上ハ自然春季縣道ノ滯水ヲ排除シ往
來人民ノ困難ヲ救ヒ其上右新設ノ排水左右前後凡ソ貳百有餘万坪ハ歲月ヲ不輕シテ速ニ其開鑿其成功ヲ見
ル事論ヲマタサル處ニ候間何卒移住民ノ退歩セス増々繁殖ナス事ヲ希望致候得者實施御調査ノ上右排水及
道路共開鑿被成下度別紙繪圖面相添此段奉願上候也

明治廿五年十二月一日

石狩郡花畔村惣代

金子 清一郎

同 山本 多藏

北海道廳長官 北垣国道 殿

一、十二月十七日村内重立會議ス論聞左ニ

一、明治廿六年度豫算案第九號花畔村校費ヲ石狩校費ニ合併割課賦スルコトヲ飽迄不取事ト聞ス

一、学校生徒ハ是迄授業料ヲ不要之處爾今ハ左之通課賦スルコト

老名ニ付金三錢ツツ 貳名ハ金四錢五厘之コト

明治廿六年一月ヨリ

一、村社敷地ハ本村學田地南ノ端道路附ノ間口四拾間奥行三百五拾間則チ老万四千坪ト聞ス

第二節 明治期における公的諸制度・規約類

既述の親船町外九町三村および花畔村の総代人による記録から、明治二〇年代半より三〇年代前半にかけて、この地方の地方行政に伴った基本的な制度や規約類が整えられているのが判る。いま、そのうち主要なものを示せば、まず、明治二五年十一月二四日、親船町外九町三村総代会会で定められた次のような同会規則を上げることが出来る。

總代人會規則（案）

第一條 會長ハ戸長之ヲ勤ム

第二條 議事ノ終初ハ會長之ヲ指定シ總代人ノ席次ハ抽籤ヲ以テ定ム

第三條 議案ハ先ツ其大体ヲ議シ次ニ逐審議シテ後可否ヲ決ス

第四條 修正意見アルモノハ議席ニ於テ陳述スヘシ 但賛成者ナキ説ハ議題ト為スヲ得ス

第五條 可否ヲ決スルハ起立ノ多數ニ依ル可否同數ナルトキハ籤取ヲ以テ決ス

第六條 發言セントスルトキハ起立シテ會長ノ許可ヲ得ヘシ

第七條 演述ハ都テ起立シテ會長ニ為シ總代人相互ニ應答スルヲ許サス 但會長ノ許可ヲ得タルトキハ直ニ討論スルヲ得

第八條 議事中總代人ハ相互ニ姓ヲ呼（山川君ト云フカ如シ）ヒ會長ニ對シテ単ニ會長ト呼フヘシ

また、花畔村ではこの翌年の明治二六年二月一九日、次のような村民契約証を定め、村内住民相互の團結を約している。

花畔村村民契約證

第一條 本村ハ海濱ニ逼近之地所モ多ク有之暴風ノ為メ禁伐林ハ尤必要ナルヲ以テ村民相互ニ之ヲ監守スヘシ

シ若伐木等ノ違犯者ヲ見受タルトキハ速ニ其筋ヘ届出ヘキ事

但シ違犯者ヲ看過ナス者ハ同犯者ト見做シ本人ニ關ラス届出ル者トス

第二條 村内ニ住居スル者ハ其當時最寄ノ村惣代エ届出記名調印ナスヘキ事

第三條 村民共和ハ人倫之大基ナレハ村中之交誼ヲ厚フシ相互ニ親密ノ交際スヘキ事

第四條 小學齡之兒童アラハ其期ヲ怠ラス就學スヘキ事

第五條 非常之災害疾病アルトキハ近接ノ者ハ勿論村民相互ニ救助スヘキ事

但シ死葬之節ハ組合ヲ定メ置組合外ハ親族知己ノ者ニアラサレハ關係ナキ者トス

第六條 村内道路修繕等有之候節ハ無洩出役致候事

但シ小兒女子等ハ不得止事故アルニアラサレハ出サイル者トス

第七條 村惣代ハ村内一切之事務ヲ管理シ及共有財産ヲ整理スル者トス

但シ惣代ハ本村内エ五ヶ年以上住居スル者ニアラザレハ撰舉セサル事

右之通相守リ可申若シ條件ニ背クモノハ村民一統交際セサル者トス之ニ仍テ村民契約連署致候也

石狩國石狩郡花畔村

明治二十六年二月十九日

惣代

同

山本多藏	金子清一郎	田所正義	佐藤熊太郎	深田半平	似鳥多太次	淺水寅藏	齋藤小六	高久重五郎	元木兼吉	黒田丈作	春田周吉	釜澤忠作	佐々木宮藏	紺野捨吉
阿部春治	似島徳次郎	太田勇七	簡慈祭太郎	長沼熊治	山下吉之助	平山直八	森本清五郎	斎藤啓次郎	友尾熊太郎	小林源次郎	小畑謙治			

鈴木平三郎	大村勘六	山崎喜代松	中原多吉	大場助五郎	阿部熊藏	山形金次郎	森本熊吉	伊藤幸三郎	畠山末吉	池田卯之助	松本鶴藏	畑中善太郎	原田常吉	國安岩次	阿部武助	玉井仁左衛門	米田新左衛門	鈴木可弘	宮澤喜八
山之内百度	川端嘉藏	菊地寅吉	近江勘助	萩野倉吉	佐川半右衛門	高谷市太郎	小林金藏	大瀧岩太郎	後藤次助	小柳運次郎	三宅勝助	石原初五郎	井口金三郎	高野三平	今野徳治	和久井藤太郎	武井三之助	伊藤常吉	有原亀太郎

高橋直太郎	佐々木茂平
坂本和太郎	木村宇兵
簡運次	下山繁之丞
鈴木大吉	美鳥完平
森佐平	高木兵助
嵐幾太郎	横野小市郎
清水倉太	石川長左衛門
藤中源七	金子初太郎
橋本賢弘	大石宇之松

契約證追加ヲ定ムル左ノ如シ

追加

一 村内ヲ大別シテ五組トナシ（上組中組下モ組屯田新道組輕川新道組）トス組毎ニ組長名ヲ置キ惣代ノ補助ト可致事

但シ当分ノ内屯田新道組ハ上組ニ併置ス

一 組長ハ其組合限ニ於テ投撰シ其當撰者ヲ戸長役場ニ届置事
但シ年限ハ滿二年之事

一 組長ハ村惣代ノ補佐ナレハ組内ニ關スル諸般ノ事務ハ總テ之ヲ惣代ト相謀ルヘク且ツ葬儀等ノ節ハ適宜之ヲ組内ニ報道スヘシ

以上

さらに、花畔村では二六年の『村民契約書』に加え、明治三十一年二月二日、一三五名の出席者による村中惣會において、次のような『村會議法規則』『村内組合法規約』『組長撰挙法』および『伍長の心得及撰挙法』各案を通過させている。

花畔村村會議法規則

凡ソ會議ハ村内一般ニ關スル利害得失ヲ議定スルモノナレバ村民ノ惣會ヲ要スル筈ナレ共其項ヲ省カン為メ條件ヲ設クル左ノ如シ

第一條 一伍組内ヨリ伍長耆名ツ、出會スル之レヲ大集會ト稱シ又一組内ヨリ組長耆名ツ、出會スル之レヲ小集會ト稱ス

第二條 議長ハ村惣代人トス組長及伍長ハ議員タル事

第三條 議題ハ村惣代人ヨリ提出スル事

第四條 大集會ハ必要點止カタキ事非サレバ年一回トシ毎年一月中開設スル者トス

第五條 小集會ハ年五回トシ必要ナキ時ハ引延スル事ヲ得

第六條 會議ハ惣テ多數ニテ之ヲ決ス大小集會トモ議員過半數ニ滿タザレバ開會セサル者トス

第七條 議員ニ於テ會議ノ申合せ時間ニ出所ナキモノハ議決ノ事項ニ於テ異議申立ル事ヲ得ス

第八條 會議ニ於テ議決致シタル條件ハ村民ニ於テ異議申立ル事ヲ得ス

第九條 伍長拾名以上ノ申立ニ依リ臨時大會ヲ開設シ組長三名以上ノ申立ニ依リ小集會ヲ開ク事ヲ得

理由

抑我花畔村ハ去之明治廿六年殖民地設定セラレシヨリ始テ村落タルノ体戈ヲ為シタル者ニシテ其星霜尚淺キカ故ニ村民或ハ其家アルヲ知リテ其村アルヲ知ラサルモノ、如シ苟モニ千内外ノ人口ヲ有スル村落ナレバ之

レニ關スル利害得失淺少ナラザルベシ豈惣代人壹貳名ノ態處辯シ得ヘキ者ナランヤ從來コノ設ケナク又我々惣代其任ヲ得サル為メ村政稍ニ退歩ノ項キアリ千茲尖議會ノ必要ヲ感シ提出スル者ナリ。

花 畔 村 惣 代

山 本 多 藏
金 子 清 一 郎

明治三十二年二月十二日

花畔村村内組合法規約

第一條 此組合法ハ村内人民相互ニ申合ヲ以テ村内ノ基礎ヲ鞏固ニシ以テ將來ニ地方ノ福祉各自ノ利益ヲ増進セントスルヲ目的トス

第二條 此組合法ハ村民各自ノ規約ニ依テ成立スルモノトス

第三條 組合規約実行ノ區域内ニ凡ソ四拾戸以上ヲ以テ組トス
毎組各組長壹名ヲ其組合中ニ於テ互撰投票

花畔村組長撰舉法

第四條 組長ノ資格ヲ有スル者ハ左ノ如シ

- 一、二十七歳以上ノ男子ニシテ一戸主タルモノ
- 二、其組合ニ於テ課賦金中等以上ヲ納ルモノ
- 三、滿二ヶ年以上村内ニ居住シタルモノ

第五條 組長ノ資格有セサルモノ左ノ如シ

一、官吏公吏 二、禁錮以上ノ刑ヲ犯シタルモノ

二、身代限りノ處分ヲ受ケ未タ辯濟ノ義務ヲ了ヘサルモノ

第六條 投票用紙ハ總代人ヨリ之ヲ配付スルモノトス

一、改撰期日ハ十日以前ニ總代人ヨリ其組合ヘ廣告スル者トス

二、改撰ノケ所ハ學校或ハ總代人ノ宅ニ於テ惣代人立會ノ上開緘シ高點者ヘハ惣代人ヨリ當撰ヲ告知シ且ツ戸長役場ヘ届ルヲ定例トス

第七條 組長當撰者ハ其組合ニ於テ衆望ノ歸スル處ノ名譽職タレバ私事ノ故障ヲ以テ辭スル事ヲ得ス

組長ノ勤務

第八條 組長ノ勤務ハ左ノ如シ

一、常ニ組合ノ共和親睦ヲ計リ村内ノ公益ヲ増進セシムル事ニ盡力スル事

二、公共事業上惣代人ニ於テ諮問スル事アル時ハ之レニ對シ意見ヲ述フル事

三、組合中戸籍ニ關スル諸届ヲ怠ラザシムル事

四、學齡兒童ノ就學ヲ勸誘スル事

五、村費賦課法ニ付帶セル財産價格ヲ調査スル事

六、各自利害ヲ有スル法令發布ヲ通告スル事

七、道路ノ修繕及ヒ清潔法ニ關スル事

八、種痘法ノ施行ヲ普及セシムル事

九、傳染病予防ニ關スル事

十、神社ノ修繕並ニ祭典ニ關スル事

十一、組合ニ於テ死亡アリタル時ハ之ヲ其組合内ニ通告シ葬儀ヲ行ワシムル事

十二、出火天災不幸ノ節救助法ヲ其組合限リ規約ヲ設ケ置事

第九條 組長ノ任期ハ滿二ケ年トス但滿期後再任スル事ヲ得

第十條 此組合法ノ規約ヲ改正セントスル時ハ村内ノ組長過半数ノ決議ニ依ルモノトス

花畔村伍長ノ心得及撰擧法

第一條 伍長ハ其伍組ノ代表者ナレバ其伍組ノ内ニテ徳望アル者ヲ撰出スル事

第二條 伍長ハ組長ノ執務ヲ助ケ組長ヨリ通知アリタル事ヲ其組内ヘ知ラシムル事

第三條 伍長ノ任期ハ滿一ケ年トス

第四條 投票用紙ハ組長ヨリ之ヲ配付スルモノトス開緘ノケ所ハ組長ノ宅ト定ム

第五條 伍長ハ官吏惣代人組長ト雖モ之ヲ兼任スルコトヲ得

なお、その後花畔村下組では、伍長会において明治三十一年三月五日、次の二規約を定めている。

花畔村下組組合規約

一 組内人民死亡ノ節ハ直ニ組長ヘ届出ル事組長ハ家主相談ノ上葬式ノ日時ヲ定メ其親族近隣ノ者ヲシテ組内一同ヘ通知為致候事

但シ親族知己ヘハ其家主ヨリ通知スル者トス

一 葬式ニ趣ク者ハ金拾錢以上ヲ持参スル事

但シ学齡兒童以下ハ半額トス

- 一 親族知己ハ右ノ限ニアラス
- 一 葬式ノ節ハ酒ヲ用ヘザル事
- 一 但シ家主ノ有志ニテ用ユル分ハ此限ニアラズ
- 一 家屋火災ノ節ハ組長ヨリノ通知ヲ受テ戸ヨリ金拾錢以上持參半日又ハ一日ノ助手ヲナス事
- 一 但シ一日ナル時ハ持辯當ノ事
- 一 病難ニ罹リ耕作ノ仕未能ハサル者ハ其旨伍長ヘ願出伍長ハ組長其他ノ伍長三名以上ノ協議ヲ歷テ一日又ハ半日ノ助手ヲナス事
- 一 但シ一日ナル時ハ持辯當ノ事
- 一 右ノ場合ニ他方稼ニ出テ居リ出役セサル者ハ後日ニ於テ右相当之義務ヲ盡ス事
- 一 一年中ニ組合惣會ヲ兩度開ク者トス 二月、十一月

花畔村下組評議員任務

- 第一條 評議員ハ伍長ヲ代表シ村會議及其組合内ノ議事ニ參與スル事
- 第二條 評議員任期ハ滿卅ケ年トス
- 第三條 評議員ハ名譽職ニシテ無報酬之事

加えて、同花畔村では、翌三二年一月一日の大集會で次のような総代人撰出に係わる規約を定めている。

総代人撰舉規約

- 第一條 総代人撰舉ヲ執行スル拾日前ニ於テ一般村民ヨリ無記名投票ヲ以テ四名之候補者ヲ撰出スル事

第二條 撰舉有権者ハ前條ニ依リテ撰出シタル候補者中ニ於テ決選投票ヲ行フ事

第三條 撰舉ハ凡テ一般ノ撰舉法ニ準據スル事

なお、既述の総代人記録によれば、公共的規約類として以上の他にも次のようなものを上げることができる。

石狩消防組規約書

明治二五年六月六日成立

石狩消防組設置方法書

明治二五年一月二四日成立

明治二六年度石狩町外一二ヶ町村費賦課方法

明治二五年一月二四日成立

花畔共同牧畜会規約

明治二九年四月成立

花畔村野火取締規約

明治二九年七月一九日成立

道路掃除規程

成立年月日不明

石狩川治水期成會ノ會則（近隣市町村を含む）

明治三二年一月一〇日成立

花畔村道路掃除排水浚規約（村會議法規約他に伴って決議）

明治三二年二月一二日成立

花畔村村債起債方法

明治三二年一〇月一五日成立

（賦課等級割に伴う規程）（編者假題）

明治三二年二月一八日成立

共同漁業會規約

明治三四年一二月二〇日成立

漁業規約

明治三六年五月一二日成立

第三節 明治期における財政

次に、明治期の親船町外九町村における財政状況についてみると、明治二〇年代半より三〇年代初頭に亘る年度別収支報告または予算書によって、当時におけるその概要を知ることができる。そのうちいま二四年の収支決算報告（一部分）、二六年の収支予算書（一部分）、二八年の決算報告、三〇年の予算書を示すと次の通りである。

明治廿四年度石狩各町外三村費収支決算報告書

収 入 ノ 部	
豫算金八拾三圓七拾三錢貳厘	町村費収入高
一金八拾三圓九拾三錢	
豫算金千百六拾五圓	
一金千貳百七拾壹圓參拾錢	雑 収 入
但豫算ニ封シ金百六圓三拾錢ヲ超過シタルハ豫算決算后国庫ヨリ補助アリタルト藥價収入加シタルニ依ル	
内 譚	
金百 圓	国庫ヨリ補助
金千百圓五拾九圓五錢	藥 價 収 入
金拾貳圓貳拾五錢	建物貸下料

一金三圓六拾四錢八厘

前々年度ヨリ繰越高

合計金千三百五拾八圓八拾七錢八厘

支出ノ部

豫算金拾圓九拾錢

一金拾壹圓八拾七錢五厘

會議費

豫算ニ對シ實費ニ於テ金九拾六錢五厘ヲ超過シタルハ總代人増員セシニ依リ辨當料及議案淨寫料ノ支出

高タルニ依ル

内 譚

金四圓八拾錢

總代人辨當料

金貳圓壹錢

筆紙墨文具

金參圓貳拾五錢

雇人料

金壹圓八拾壹錢五厘

淨寫料

豫算金千貳百拾八圓六拾八錢

一金千三百貳拾三圓九錢三厘

病院費

但豫算ニ對シ金百四圓壹錢三厘ヲ超過シタルハ薪炭ノ價格騰貴シタルト藥品器具購入シタルニ因ル

内 譚

金七百貳拾圓

醫員俸給

金四拾貳圓八拾八錢

金六拾六圓五拾錢

金貳百六拾六圓

金百拾七圓七拾五錢八厘

金四拾六圓貳拾七錢五厘

金參圓拾七錢

金貳拾五圓六拾壹錢五厘

金五圓七拾錢

金貳拾九圓

豫算金貳拾貳圓八拾錢

一金貳拾貳圓六拾八錢五厘

內 譯

金五圓七拾五錢

金七圓七拾錢

金九圓貳拾貳錢五厘

一金壹圓貳拾貳錢五厘

合計金千三百五拾八圓八拾七錢八厘

旅 庸 藥 需 營 運 器 書 雜

旅 庸 藥 需 營 運 器 書 雜

旅 庸 藥 需 營 運 器 書 雜

旅 庸 藥 需 營 運 器 書 雜

旅 庸 藥 需 營 運 器 書 雜

旅 庸 藥 需 營 運 器 書 雜

旅 庸 藥 需 營 運 器 書 雜

翌々年度へ繰越高

(なお、同年の九町三村費収支決算報告は右の他、学校費および市街警備費関係分についてもなされており、学校費支出合計は六五九円四三銭、警備費支出合計は六八円四〇銭三厘となっている。)

明治廿六年度石狩市街外三村費収支豫算書

収入ノ部

前々年度實収金

一金貳百四拾壹圓拾貳錢五厘

町 村 費

前々年度實収金ニ對シ金五拾六圓ヲ増加シタルハ病院費補助金減額セラレタルト町村費取扱費ヲ町村ノ負擔ト為シタルニ因ル

前々年度実収金千貳百七拾壹圓參拾錢

一金千百六拾九圓五錢

雜 収 入

前々年度實収ニ對シ金百貳円貳拾五錢ヲ減シタルハ病院費補助金減シラレタルト附属建物焼失ニ付建物貸下料ニ於テ減ニタルニ依ル

内 譯

金千百五拾九圓五錢

藥 價 収 入

金 拾 圓

賃 地 料 収 入

一金壹圓貳拾貳錢五厘

前々年度ヨリ繰越高

合計金千四百拾壹圓四拾錢

支出ノ部

前々年度實費金拾壹圓八拾七錢五厘

一金七圓參拾錢

會議費

前々年度實費ニ對シ金四圓五拾七錢五厘ニ減シタルハ議案淨寫料等ヲ町村費取扱雇□シテ為ザシムル事トシ臨時雇ヲ省キタルニ因ル

内 訳

金四圓八拾錢

總代人辨當料

金貳圓

筆紙墨文具

金五拾錢

雜費

前々年度實費金千三百貳拾三圓九錢三厘

一金千三百參拾壹圓六拾錢

病院費

前々年度實費金八圓五拾錢七厘ヲ増加シタルハ病院焼失后諸器械ノ不足ヲ補充スルノ器具講入費ノ増シタルニ依ル

内 譯

金七百五拾六圓

醫員俸給

金四拾參圓貳拾錢

旅費

金六拾六圓

庸人料

金五拾圓

備用品

金百六圓四拾錢

需用品

金貳百七拾圓

金參拾圓

金拾圓

前々年度實費金貳拾貳圓六拾八錢五厘

一金七拾貳圓五拾錢

前々年度實費ニ對シ金四拾九圓八拾七錢五厘ノ超過シタルハ傭人料ヲ増加スルノ必要ヲ感シ豫算ニ組込タルニ依ル

内 譯

金六拾圓

金七圓五拾錢

金五圓

合計金千四百拾五圓四拾錢

(また、右予算書に伴う小学校経費および市街警備費予算によれば、石狩小学校経費支出合計が六七六円、同若生分校経費支出合計が一六八円八二錢五厘、市街警備費支出合計が六六円となっている。)

藥 修繕 藥品
書 籍 費

町村費取扱費

庸 人 料
用 紙 料
雜 費

石狩郡親船外九町聯合明治廿八年収支決算報告 (一)

収 入

科 目	豫 算 額	決 算 額	比 較	
			増	減
第一款 前年度繰越金	八一・四六〇	八一・四六〇		
第一項 前年度繰越金	八一・四六〇	八一・四六〇		
第二款 町 賦 課 金	八八・八四〇	八五・八四〇		三・〇〇〇
第一項 戸 別 割 割	四九・九〇〇	四七・二五〇		二・六五〇
第二項 營 業 割 割	三八・九四〇	三八・五九〇		〇・三五〇
合 計	一七〇・三〇〇	一六七・三〇〇		三・〇〇〇
差引減金 参圓				

説明 (編者省略)

支出

科目	預算額	決算額	比較	
			增	減
第一款 警備員	一一〇・三〇〇	一一九・〇五五	八・七五五	
第二項 消防員	一一〇・三〇〇	一二九・〇五五	八・七五五	
第一目 消防夫當	四・三〇〇	八・二〇〇	三・九〇〇	
第二目 器械費	四三・〇〇〇	四一・〇〇五		一・九九五
第三目 被服費	五八・〇〇〇	五五・二〇〇		二・八〇〇
第四目 雜費	五・〇〇〇	一四・六五〇	九・六五〇	
第二款 夜警	六〇・〇〇〇	三三・七四一		二七・二五九
第一項 番屋費	六〇・〇〇〇	三三・七四一		二七・二五九
合計	一七〇・三〇〇	一五一・七九六	八・七五五	二七・二五九

差引減金 拾八圓五拾錢四厘

說明（編者省略）

石狩郡親船外九町貳村聯合明治廿八年度収支決算報告 (二)

収 入

科 目	豫 算 額	決 算 額	比 較	
			増	減
第一款 財産収入	五六・九四五	五六・〇〇〇	〇・一二五	〇・九四五
第一項 貸地料	二〇・九四五	二〇・〇〇〇		〇・九四五
第二款 借家料	三六・〇〇〇	三六・〇〇〇		
第三款 雜收入	二七二・五二五	二七二・六五〇	〇・一二五	
第一項 小學校授業料	二七二・五二五	二七二・六五〇	〇・一二五	
第三款 前年度繰越金	一・五七〇	一・五七〇		
第一項 前々年度繰越金	一・五七〇	一・五七〇		
第四款 町村財課額	三〇一・六二〇	二九九・七二〇		一・九〇〇
第一項 戸別割	一九八・三二〇	一九八・二三〇		〇・一四〇
第二項 營業割	一〇三・三〇〇	一〇一・四四〇		一・八六〇
第五款 一時借入金	一一〇・〇〇〇	一一〇・〇〇〇		
合 計	七四二・六六〇	七三九・九四〇	〇・一二五	二・八四五
差引殘金 貳圓七拾貳錢				

説明(編者省略)

支出

科目	預算額	決算額	比較	
			增	減
第一款 教育費	六三二・六六〇		一〇四・七〇〇	
第一項 俸給	四二〇・〇〇〇	五〇八・〇九八	八八・〇九八	
一 訓導俸給	四二〇・〇〇〇	四三八・〇九八	一八・〇九八	
二 準訓導俸給		七〇・〇〇〇	七〇・〇〇〇	
第二項 雜給	三六・一五〇	三三・〇七一		三・〇七九
一 旅費	三・八〇〇	一一・四四〇	七・六四〇	
二 雇人料	五・四〇〇	五・八五〇	〇・四五〇	
三 慰勞金	一八・〇〇〇	八・五〇〇		九・五〇〇
四 賞與金	四・七五〇	二・九〇〇		一・八五〇
五 教員恩給基金	四・二〇〇	四・三八一	〇・一八一	
第三項 需用費	一四八・〇八〇	一六六・六四六	一八・五五六	
一 備品費	六九・四九〇	四五・九八五		二三・五〇五
二 消耗費	五五・七〇〇	一〇二・六三一	四六・九三一	
三 通信運搬費	六・〇五〇	〇・二五〇		五・八〇〇
四 雜費	一六・八四〇	一七・七七〇	〇・九三〇	

第四項式賀費	一〇・三〇〇	一〇・三〇〇	一一・四六九
第五項修繕費	一六・九六一	一六・九六一	一一・四六九
一目校舍修繕費	一六・九六一	一六・九六一	一一・四六九
合計	六三二・六六〇	七三五・〇六六	一〇二・四〇六
差引増金	百貳圓四拾錢六厘		

說明
(編者省略)

石狩郡親船外九町三村聯合明治廿八年度収支決算報告 (三)

收入

科 目	豫 算 額	決 算 額	比 較	
			増	減
第一款 財産収入	三〇・四一圓	四二・五〇圓	一二・四五九	
第一項 建物貸下料	一二・〇〇〇	三〇・〇〇〇	一八・〇〇〇	
第二項 地所貸下料	一八・四一	一三・五〇〇		五・五四一
第二款 雑 収	九三・三〇〇	六九・三・六八〇		一三九・三二〇
第一項 病院 收入	九三・〇〇〇	六九・一・三七〇		一三八・六三〇
第二項 雑 入	三・〇〇〇	二・三二一		〇・六九〇

第三款 前年度繰越金	五〇六六	五〇六六	
第一項 前年度繰越金	五〇六六	五〇六六	
第四款 町 村 賦 課	三〇五・二四〇	三〇四・三五〇	〇・八九〇
第一項 戸 數 割	一九九・七四〇	一九九・〇一〇	〇・七三〇
第二項 營 業 割	一〇五・五〇〇	一〇五・三四〇	〇・一六〇
第五款 一時 借 入 金	一六〇・〇〇〇	一六〇・〇〇〇	
合 計	一、四三三・三四七	一、二〇五・五九六	二二・四五九
差引減金 貳百貳拾七圓七拾五錢壹厘			二四〇・二二〇

說明（編者省略）

支 出

科 目	豫 算 額	決 算 額	增 比	較 減
第一款 會 議 費	一八・九五〇	一四・一四〇		四・八一〇
第一項 雜 給	一〇・〇〇〇	八・六〇〇		一・四〇〇
一 目 總代人辨當料	七・〇〇〇	五・六〇〇		一・四〇〇
二 目 旅 費	三・〇〇〇	三・〇〇〇		
第二項 需 用 費	八・九五〇	五・五四〇		三・四一〇
一 目 備 品 費	一・〇五〇	一・八九五	〇・八四五	

第一編 行政編

第二目	印刷費	三五〇〇	一・一五〇	二・三五〇
第三目	消耗費	四四〇〇	二四九五	一九〇五
第二款 病院				
第一項	院費	一、三三六二〇	一、〇〇四・九三八	七三・九八二
第一目	院長俸給	六九六〇〇〇	五一六・五七五	一七九・四二五
第二目	醫員俸給	三六〇〇〇〇	三三四・五七五	二五・四二五
第三目	藥劑師俸給	三四〇〇〇〇	一八二・〇〇〇	五八・〇〇〇
第二項	雜給	九六〇〇〇		九六・〇〇〇
第一目	旅費	一四〇・九〇〇	一四〇・七四五	〇・一五五
第二目	雇人料	二六・四〇〇	六一・七一〇	三五・三二〇
第三目	慰勞金	九八・五〇〇	六三・〇三五	三五・四六五
第四目	諸手当	一五〇〇〇	一五・〇〇〇	
第三項	需用費	一〇〇〇	一〇〇〇	
第一目	藥品及器械費	二八〇・七二〇	三五一・〇八八	九四・三六八
第二目	消耗費	一九一・六一〇	二三七・一四八	四五・五三八
第三目	通信運搬費	五五・九五〇	九一・五七〇	三五・六二〇
第四目	雜費	六・七六〇	三・三七〇	三・三九〇
第四項	修繕費	二六・四〇〇	四三・〇〇〇	一六・六〇〇
第一目	院舍修繕費	一五〇〇〇	二六・五三〇	一一・五三〇
第二款	公債費	一五〇〇〇	二六・五三〇	一一・五三〇
		五五・六七七	五五・六七七	

第二項 町村公債償還	五五・六七七	五五・六七七	
一目 元 金	四五・三〇〇	四五・三〇〇	
二目 利 子	一〇・三七七	一〇・三七七	
第四款 町村費取扱費	六六・二〇〇	七四・九七〇	八・八七〇
第一項 徴収諸費	六六・二〇〇	七四・九七〇	八・八七〇
合 計	一二七・三三四七	一二七・三七二五	七八・四九二
差引残金	六拾九圓六拾貳錢貳厘		

説明(編者省略)

石狩郡親船外五町三村聯合明治二九・三十年代収支豫算表

収 入

科 目	前年度豫算額	本年度豫算額	附 記
第一款 財産スルヲ入リ	三〇・〇〇〇 圓	一二・四八〇 圓	
第一項 貸 家 料	一二・〇〇〇	一二・〇〇〇	辨天町南拾貳番家屋ノ分
第二項 貸 家 料	一八・〇〇〇	一〇・四八〇	横町北三番地所之分
第二款 雑 収 入	一、〇二四・五〇〇	一、三〇〇・五〇〇	
第一項 病院 収 入	一、〇二〇・〇〇〇	一、二九六・〇〇〇	石狩病院藥價收入一ヶ月金百圓ツツノ見込

第二項 雜入	四・五〇〇	四・五〇〇	督促金狀手数料
第三款 前年度繰越金	一七・五四五	一・八七一	
第一項 前々年度繰越金	一七・五四五	一・八七一	明治二十八年年度ヨリ繰越ノ分
第四款 町村賦課額	三二・二七〇	五〇八・六五九	
第一項 戸別割	二二七・六〇〇	三八五・四三九	別紙賦課法ニ依ル
第二項 營業割	八四・五七〇	一二三・三二〇	同上
合計	一、三八四・二一五	一、八三三・五一〇	

支出

經常部

科目	前年度豫算額	本年度豫算額	附記
第一款 會議費	一八・七〇〇	二八・七〇〇	
第一項 雜給	一一・二〇〇	一八・四〇〇	
一目 總代人辨當料	四・〇〇〇	一一・二〇〇	三里未滿總代人八人三里以上總代人六人一日一人ニ付二千錢ツツ日數四日分
二目 旅費	七・二〇〇	七・二〇〇	三里未滿以上總代人六人宿泊料一人四十錢 三分

第二項 需用費		七・五〇〇	一〇・三〇〇	
一 目 備品費			二・八〇〇	テール一圓硯函一組三十錢、右桌子用白木綿老圓五十錢
二 目 消耗費		三・〇〇〇	一・五〇〇	新炭油及諸用紙筆墨代
三 目 印刷費		四・五〇〇	五・〇〇〇	議案報告書一枚五厘ツツ老千枚
四 目 雜費			一・〇〇〇	布巾其他敷品代
第二款 衛生費			二・〇〇〇	
第一項 痘種痘苗費			一五・〇〇〇	痘苗具五錢（五人用）三石目代 但春季及秋季用各百五十
二 目 雜費			五・〇〇〇	雜役人夫貸諸雜用
第三款 病院費			一、五八八・五六〇	石狩病院ニ係ル分
第一項 俸給		七・八四〇・〇〇	九七六・〇〇〇	
一 目 院長俸給		四二〇・〇〇〇	四八〇・〇〇〇	院長一ヶ月四十圓十二ヶ月分
二 目 醫員俸給		二六四・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	医員一ヶ月三十五圓十二ヶ月分
三 目 藥劑師俸給		九六・〇〇〇	九六・〇〇〇	藥劑師一ヶ月八圓十二ヶ月分
第二項 雜給			一五四・〇〇〇	
一 目 旅費		三〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇	院長及醫員管内出張旅費
二 目 雇人料		八二・〇〇〇	八二・〇〇〇	看護夫一ヶ月六圓老ヶ月分其他雪圍人夫賃 及臨時看護夫等使用一日二十錢五十日分

三目 慰勞金	一五・〇〇〇	三〇・〇〇〇	院長及醫員年末慰勞金
四目 諸手当	三・〇〇〇	二・〇〇〇	看護人及其他手当
第三項 需用費	三〇〇・〇〇〇	四四三・五六〇	
一目 藥品及器械費	二一五・一六〇	三〇〇・〇〇〇	藥品代貳百四十圓、醫療器械代六十圓
二目 備品費		二五・一六〇	椅子、煙筒、硯函、十能、提灯、藥棚、其他五品購入ノ見込
三目 消耗費	六一・九五〇	八九・〇〇〇	薪三十數三十圓、炭百三十俵代拾八圓、石油四代六圓、晒木綿百足代二十五圓、其他判綿石鹼、筆、墨、用紙外五品十圓
四目 通信費	六七・六〇	三・〇〇〇	諸方へ信書發送用
五目 雜費	二七・四〇〇	二七・四〇〇	前年度ニ同ジ
第四項 修繕費	一五・〇〇〇	一五・〇〇〇	
一目 院舎修繕費	一五・〇〇〇	一五・〇〇〇	前年度ニ同ジ
第四款 公債費	六六・二四五	八〇・〇〇〇	
第一項 町村公債償還費	六六・二四五	八〇・〇〇〇	明治二十八年年度ニ於テ借入金百六十圓ノ内本年度ニ於テ八十圓償却、明治三十一年度ニ於テ八十圓ニ利子償却、同明治三十年度
一目 元金	六六・二四五	八〇・〇〇〇	□月□日認可ノ分
第五款 町村費取扱費	七四・〇〇〇	一一六・二五〇	

また、三村中、生振村の三〇年度教育費関係収支予算書、花畔村の三二年度収支予算書をみると次の通りである。

第一項徴収費	七四・〇〇〇	一・一六・二五〇	使給料日給二十五銭ツツ三百六十五日分六十一圓二十五銭、諸用紙六拾五圓、其他備品及雜費十圓
第二項徴収諸費	七四・〇〇〇	一一六・二五〇	
合計	一、三八四・二一五	一、八三三・五一〇	

石狩郡生振村明治三〇年度収支豫算表

収 入

科 目	前年度豫算額 圓	本年度豫算額 圓	附 記
第一款 国库補助金	四〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇	北海道廳へ補助諸願
第一項 教育費補助	四〇・〇〇〇	四〇・〇〇〇	
第二款 雜 収	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	
第一項 小學校授業料	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	
第三款 村 賦 課 額	一〇七・五八〇	一〇七・五八〇	

第一編 行政編

一六〇

第一項 戸別割計	
一〇七、五八〇	
一七一、五八〇	

支出

經常部

科目	前年度豫算額 圓	本年度豫算額 圓	附記
第一款 教育費			
第一項 俸給費	一七一、五八〇		
第一項 訓導俸給	一〇八、〇〇〇		訓導一ヶ月金九圓十一ヶ月分
第二項 雜給	一〇八、〇〇〇		
第一項 旅費	一四、五八〇		訓導赴任旅費
第二項 雇人料	五、〇〇〇		雪圍其他全五人分一日金參拾錢
第三項 慰勞金	一、五〇〇		訓導年末慰勞金三圓學務委員金二圓
第四項 賞與金	五、〇〇〇		學期末試驗賞與代
第五項 教育恩給基金	二、〇〇〇		教育退隱料訓導俸給百分ノ一
第二項 需用費	一、〇八〇		
第三項 備品費	三五、五〇〇		書籍代五圓新聞代七圓ストープ一組五圓其
第一項 備品費	二二、〇〇〇		

二目	消耗費		他水桶外九品代五圓
三百	雜費	三、〇〇〇	薪代三圓炭代二圓石油代老圓五十錢諸用紙
第四項	式賀費	三、〇〇〇	代二圓白墨其他二圓
第五項	修繕費	五、〇〇〇	幕及其他二圓
第六項	總等費	五、〇〇〇	天長節式賀二圓紀元節一圓
合計		一七二、五八〇	

(編者注・支出合計五〇錢合わず)

花畔村明治三十二年度収支豫算表

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
小學校授業料	二三・〇〇〇圓	教 育 費	四九四・七三〇圓
前年度繰越金	一・五〇〇	衛 生 費	一〇・〇〇〇
村賦課戸別割	四八〇・二三〇	雜 支 出	一〇・〇〇〇
合 計	五一四・七〇〇	合 計	五一四・七三〇

さらに、同時期の当地方町村費の賦課についてみると、次の資料にみられるように、営業割と戸別割とに大別した上、さらにそれらの各々に等級を設け、年間の二期に分けて徴収した。

明治二十六年度石狩郡親船外十二ヶ村費賦課方法（案）

第一條 町村費ノ課出科目ヲ營業割戸別割ノ二種トス

第二條 營業割ハ漁業商業工業雜業ノ四種トス

但租稅ナキ營業ハ之ヲ省ク

一、漁業ハ前年度（歷年度ナリ）收穫品工業ハ製造品ヲ販賣平均價格ヲ以テ之レヲ代金ニ直シ（收穫品五百石ニテ平均價格百石千圓ナルトキハ五千圓トスルガ如シ）之ヲ目安トス商業及雜業ハ前年度商業高ヲ目安トス

各十等ニ分ツ新規營業者ハ收入見込届高ニ據リ賦課シ其等級區分ハ左ノ如シ

一等	金五千圓以上	二等	金貳千圓以上
三等	金千五百圓以上	四等	金千圓以上
五等	金八百圓以上	六等	金五百圓以上
七等	金貳百五十圓以上	八等	金貳百圓以上
九等	金五十圓以上	十等	金五拾圓以上

第三條 戸別割ハ土地建物其他ノ財産目安トシテ等級十等ヲ定ム則左ノ如シ

一、土地ハ公定地価ヲ目安トシ地価千圓以上ヲ一等八百五十圓以上ヲ二等七百圓以上ヲ三等六百圓以上ヲ四等五百圓以上ヲ五等四百圓以上ヲ六等三百圓以上ヲ七等貳百圓以上ヲ八等百圓以上ヲ九等百圓未満ヲ十等トス地價未定ノ土地ハ隣地比較ヲ以テ定ム

二、建物ハ石造土造木造ノ三種ニ分ツ石造ハ二割増トシ土造ハ二割五分増トス總坪數二百坪以上ヲ一等百七十坪以上ヲ二等百五十坪以上ヲ三等百三十坪以上ヲ四等百坪以上ヲ五等七拾坪以上ヲ六等五拾坪以上ヲ七等三拾坪以上ハ八等拾壹坪以上ヲ九等十坪未滿ヲ十等トス

三、其他財産ハ戸數割稅ニ準シ三等ニ區分シ前各項ヲ合併シテ賦課ス

第四條 前各條ニ依リ賦課シタル町村費ハ四月三拾日拾月參拾壹日ノ二期徵收ス

第五條 町村費ノ徵收決算ハ翌年度十二月トス

このような町費賦課方法実施の具体例を明治三十一年の營業割、戸別割記録によつてみると次の通りであり、等級が二十六年當時より細分されている。

明治三十一年度石狩郡親船外九町聯合町費營業割

第一期賦課額及等級人員一戸課額表

金百五拾六圓八拾九錢 第一期營業割

此標準商金高総額金貳拾四萬〇四百圓ニ對シ算出スル時ハ商金高拾圓ニ付金六厘五毛當ル

等 級	一ヶ年商金高	人 員	一戸賦課額	計 金
一 等	參万圓以上	〇人	〇	拾六圓貳拾五錢
二 等	壹万五千圓以上	一人	拾六圓貳拾五錢	拾六圓貳拾五錢
三 等	貳万圓以上	二人	拾 參 圓	貳拾六圓

合 計	四等 貳萬五千圓以上	二入	九圓七拾五錢	拾九圓五拾錢
五等 老萬圓以上	一入	六圓五拾錢	六圓五拾錢	
六等 八千圓以上	二入	五圓貳拾錢	拾圓四拾錢	
七等 七千圓以上	○	○	○	
八等 六千圓以上	○	○	○	
九等 五千圓以上	一入	參圓貳拾五錢	參圓貳拾五錢	
十等 四千圓以上	四入	貳圓六拾錢	拾圓四拾錢	
十一等 參千圓以上	七入	老圓九拾五錢	拾參圓六拾五錢	
十二等 貳千圓以上	十五入	老圓參拾錢	拾九圓五拾錢	
十三等 千五百圓以上	四入	九拾七錢五厘	參圓九拾錢	
十四等 千圓以上	十四入	六拾五錢	九圓拾錢	
十五等 七百五拾圓以上	十三入	四拾八錢八厘	六圓參拾四錢四厘	
十六等 五百圓以上	二十入	參拾貳錢五厘	六圓五拾錢	
十七等 貳百五拾圓以上	二十三入	拾六錢參厘	參圓七拾四錢八厘	
十八等 百五拾圓以上	十七入	九錢八厘	老圓六拾六錢六厘	
十九等 八拾圓以上	十五入	五錢貳厘	七拾八錢	
二十等 五拾圓以下	十四入	參錢參厘	四拾六錢貳厘	
			百五拾七圓九拾五錢 內老圓六錢割出過	

明治三十一年度石狩郡親船外九町聯合町費戸別割

第一期賦課額及等級人員一戸課額表

金貳百參拾九圓六拾錢 第一期戸別割

此標準價格金拾參萬六千五百八拾圓ニ対シ算出スル時ハ則チ拾圓ニ付金壹錢七厘貳毛当ル

等級	標準價格	人員	戸賦課錢	計金
一等	五萬圓以上	○	○	○
二等	四萬圓以上	○	○	○
三等	參萬圓以上	○	○	○
四等	貳萬五千圓以上	○	○	○
五等	貳萬圓以上	○	○	○
六等	壹萬五千圓以上	○	○	○
七等	壹萬圓以上	二人	拾七圓貳拾錢	參拾四圓四拾錢
八等	八千圓以上	○	○	
九等	六千圓以上	一人	拾圓參拾貳錢	拾圓參拾貳錢
十等	四千圓以上	三人	六圓四拾八錢	拾貳圓九拾六錢
十一等	參千圓以上	二人	五圓拾六錢	拾圓參拾貳錢
十二等	貳千五百圓以上	○	○	

合 計	十三等	貳千圓以上	二人	參圓四拾四錢	六圓八拾八錢
	十四等	千參百圓以上	十二人	貳圓貳拾參錢六厘	貳拾六圓八拾參錢貳厘
	十五等	千百圓以上	二人	壹圓八拾九錢貳厘	參圓七拾八錢四厘
	十六等	九百圓以上	七人	壹圓五拾四錢六厘	拾圓八拾貳錢貳厘
	十七等	八百圓以上	五人	壹圓參拾七錢六厘	六圓八拾八錢
	十八等	六百五拾圓以上	十一人	壹圓拾老錢八厘	拾貳圓貳拾九錢八厘
	十九等	六百圓以上	四人	老圓參錢貳厘	四圓拾貳錢八厘
	二十等	五百五拾圓以上	四人	九拾四錢六厘	參圓七拾八錢四厘
	二十一等	四百圓以上	二十二	六拾八錢八厘	拾五圓拾參錢六厘
	二十二等	參百五拾圓以上	十八人	六拾錢貳厘	拾圓八拾參錢六厘
	二十三等	參百圓以上	十六人	五拾老錢六厘	八圓貳拾五錢六厘
	二十四等	貳百五拾圓以上	二十二	四拾參錢	九圓四拾六錢
	二十五等	貳百圓以上	三十一	參拾四錢四厘	拾圓六拾六錢貳厘
	二十六等	百五拾圓以上	六十二	貳拾五錢八厘	拾五圓九拾九錢六厘
	二十七等	百圓以上	七十一	拾七錢貳厘	拾貳圓貳拾老錢貳厘
	二十八等	八拾圓以上	七十七	拾參錢八厘	拾圓六拾貳錢六厘
	二十九等	五拾圓以上	五十八	八錢六厘	四圓九拾八錢八厘
	三十等	參拾圓以上	五十三	五錢貳厘	貳圓七拾五錢六厘
					貳百四拾圓參拾參錢六厘
					內四圓七拾參錢六厘割出過

また、明治三十三年頃における花畔村の賦課状況を示した次のような資料もある。

明治三十三年頃花畔村所有地總計表

一、畑四百貳拾貳町貳反三畝貳歩	乙部所有地
金百六拾八圓六拾六錢九厘	反三錢ノ割
一、畑八拾八町五反〇拾四歩	騰本甲部ヨリ乙部ニ入ル所有地
金貳拾六圓五拾五錢壹厘	反三錢ノ割
一、畑三百貳拾五町六反四畝拾九歩	甲部所有地
金百六拾貳圓八拾貳錢三厘	反五錢
一、畑百八拾七町貳反貳畝貳拾叁歩	緑ノ分
金五拾六圓拾六錢七厘	反三錢ノ割
一、畑百七拾三町八反八畝拾四歩	前田農場
一、畑百七拾八町八反九畝拾三歩	ヤウスバ貸附中
一、八百四拾九町貳反九畝拾八歩	貸附中
計貳千八拾六町七反八畝廿八歩	
内 譯	
千五拾町貳反六畝拾九歩	所有
百八十七町貳反貳畝廿叁歩	未縁ノ分
八百四拾九町貳反九畝十八歩	

明治三十三年第一部花畔村賦課割總計（傍点編者）

一、金百貳拾圓四拾錢

內譯

九拾圓四十錢追加
三拾圓 落成式

臨時費
經常費

一、金八百四拾壹圓九拾九錢

合計九百六拾貳圓三拾九錢

賦課割

金五百八圓貳拾壹錢

戸別割

金貳拾圓

營業割

甲 金貳百貳拾壹圓三十七錢

反別割

乙 金貳百拾貳圓八拾錢

同上

明治三三年度花畔村第一期賦課割及等級割當（戸別營業）

戸別割

九等 拾圓八拾錢

十三等

六圓四拾八錢

十六等

四圓三拾錢

十四等 五圓四〇錢

十五等

四圓三拾二錢

二十等

一圓六拾二錢

十八等 二圓七〇錢

十九等

二圓拾六錢

廿三等

六圓六拾四錢

廿一等 一圓〇八錢

廿二等

九圓七拾二錢

廿六等

五圓四拾錢

廿四等 七圓五六錢

廿五等

六圓四拾八錢

廿九等

二圓拾六錢

廿七等 四圓三二錢

廿八等

三圓二拾四錢

三十等 一圓〇八錢

營業割

十二等	貳人	屯戸ニ付一圓二拾錢	十三等	屯戸ニ付八拾錢
十四等	五人	六拾錢	十五等	四五錢
十六等	四人	三拾錢	十七等	一八錢
十九等	貳人	九錢	廿等	六錢
營業割拾円ニ付屯錢貳厘				

戸数等級ハ所有地ハ屯反ニ付屯錢五厘

戸別割

さらに以上のような賦課による町村費で賄うことのできない公共事業のためには債券の発行もなされている。いまそれを物語る資料として、明治三二年、花畔で学校増築並びに同分教場新設に当たり発行された村債に関する記録を以て示す。

村債募集主意書

石狩郡花畔村ハ地積殆ンド貳里四方ニ亘リ去ル明治貳拾七年殖民地設定以来逐年戸口數増加シ現今戸數參百五十以上ニ達シ随テ學齡兒童ノ數今ヤ數百ノ多キニ至リ去ル明治貳拾九年小學校ヲ改築セシモ今ヤ既ニ狹隘ヲ告ゲ兒童ノ入學ヲ申出ゾルモ拒絶シアル有様ニシテアレバ本年度ニ於テ本校ノ増築並ニ分教場設置ノ必要ヲ認ムルト雖モ之ガ費用ヲ一時ニ各戸負擔セシムルハ實ニ容易ノ業ニ非ス去リトテ國家教育ノ重且ツ大ナル決シテ忽諸ニ附スル者ニ非サルヲ以テ茲ニ總代學務委員組長相會シ村債壹千圓ヲ募集シ本校増築並分教場

ヲ設置シ以テ教育設備ノ完全ニナサン事ヲ議センガ為明治三十拾貳年拾月拾五日ヲ以テ臨時總代人學務委員組
長評議員集會ノ上協議セシニ出席何レモ同意ニテ別紙議決書ノ通り可決直チニ實行スル事ニ議定セリ

なお、この記録にみられるような村債を發行するについては、次のような北海道庁の訓令にもとづく必要があ
つた。

北海道廳訓令 第五拾號

明治廿九年 九月廿七日

一區町村ニ於テ新ニ負債ヲ起シ又ハ旧債ヲ増加セントスルトキハ其起債ノ金額並目的區町村費賦課徵收ノ現
況募集ノ方法利息ノ定率及償還ノ方法ヲ詳具シテ北海道廳長官ノ許可ヲ受クヘシ其許可ヲ受ケタル事項ノ變
更ヲ要スルトキ亦同シ

但シ其年度内ノ收入ヲ以テ償還スルモノニシテ豫算内ノ支出ヲ為スカ為メ必要ナル一時ノ借入金ハ此限ニ
アラス

村債募集決議書

一、金額壹千圓也 募集額

目的

一、公立花畔尋常小學校増築並ニ同分教場貳ヶ所新設費ニ充ツ

方法

一、借入方法ハ本村内ニ於テ證書額面金貳拾圓トシテ證券五拾枚ヲ發行シ明治參拾貳年拾壹月中ニ於テ現金

ト證書引換スル者トス

一、村債證書ニハ所屬戸長及花畔村總代人署名捺印債務ノ責ヲ負フモノトス

一、利子ハ年耄割トシテ毎年四月參拾日同拾月參拾日ノ兩度ニ支拂フモノトス

一、償却ハ明治參拾參年四月參拾日ヨリ抽籤ヲ以テ順序ヲ定メ置キ來ル明治參拾七年拾月迄年貳回宛元利金共漸次償却スル者トス

一、前項償却ハ明治參拾參年度ヨリ參拾七年度迄村費ニ賦課徵集シ以テ元利金ヲ支拂フモノトス
右村債募集ニ關スル各項ハ明治參拾貳年拾月拾五日臨時總代人組長評議會ヲ開キ大多數ヲ以テ可決候ニ付此段及報告候也

明治參拾貳年拾月

石狩郡花畔村

議 定 書

花畔村ハ明治參拾貳年拾月拾五日會議ヲ開キ左ノ條項ヲ可決確定シ各員署名捺印之上之ヲ證ス
決議條項

一、公立花畔尋常小學校々舎増築併ニ分教場新築之經費ニ充ツル為メ金壹千円ノ村債ヲ起ス事

一、村債ニ對スル利息ハ年耄割トシ毎年四月拾月之末日ニ於テ支拂フ事

一、元金ノ償却ハ明治參拾參年四月ヨリ明治參拾七年拾月ニ亘ルノ五ヶ年間ニ於テ別紙割合表之通り毎年四月拾月ノ末日抽籤ニ依リテ償還スルモノトス

各年償却割合

明治參拾參年度 四月 金八拾圓

拾月 金八拾圓

同 参拾四年度	四月	金八拾圓
同 参拾五年度	拾月	金百圓
同 参拾六年度	四月	金老百圓
同 参拾七年度	拾月	金老百圓
同 参拾七年度	四月	金百貳拾圓
同 参拾七年度	拾月	金百貳拾圓

右

附記本證書ニ對スル契印ハ花畔村總代人併ニ學務委員四名之実印ヲ以テ押捺スル事ヲ各員承諾スルモノナリ

明治三十二年十月十五日

金子 清一郎	水上 藤次郎	橋本 賢弘	坂東 滿之助
櫻田 清平	松本 鶴藏	太田 勇七	石井 函太郎
南出 亥之助	横田 帑雄	小倉 官平	中西長右衛門
佐々木 茂平	横田 石松	久慈 祭太郎	佐藤 熊太郎
後藤 治助	喜田 嘉太郎	二木 瀧次郎	鈴木 代吉
佐野 惣太郎	江部 喜太郎	前田惣左衛門	坂下 岩次郎
横田 林平	藤中 房太郎	横井 帑造	森 佐平
山内 萬藏	四日 榮造	兒嶋 辰次郎	石川 俊太郎

大橋 兵治 宮島 源吉 以上三拾四名

番号

北海道石狩郡花畔村々債證書

一金貳拾圓也

- 一、本證額面金額ニ対スル利子ハ一ケ年一割トス
 - 一、本證書ノ金額償却期間ハ明治三十三年ヨリ同三十七年迄五ケ年トス
 - 一、償却方法ハ毎年六月十二月ノ二回抽籤ヲ以テ償却スルモノトス
 - 一、利子ハ毎年四月十月ノ兩度ニ支拂フモノトス
- 明治三十二年十一月 日發行

北海道石狩郡花畔村

總代人 金子 清一郎

同 水上 藤次郎

戸長 加藤 一魯

誰 殿

第四節 大正期の行政

大正期におけるこの地方の行政を記した資料もまた乏しいが、大正五年および大正七年の『町勢一覽』、『大

正十年事務報告』（石狩町役場資料）によって、大正期半頃のその概要を示すことができる。
まず、大正五年、大正七年の行政機関の内容および公共組合の存立状況を示すと次のようである。

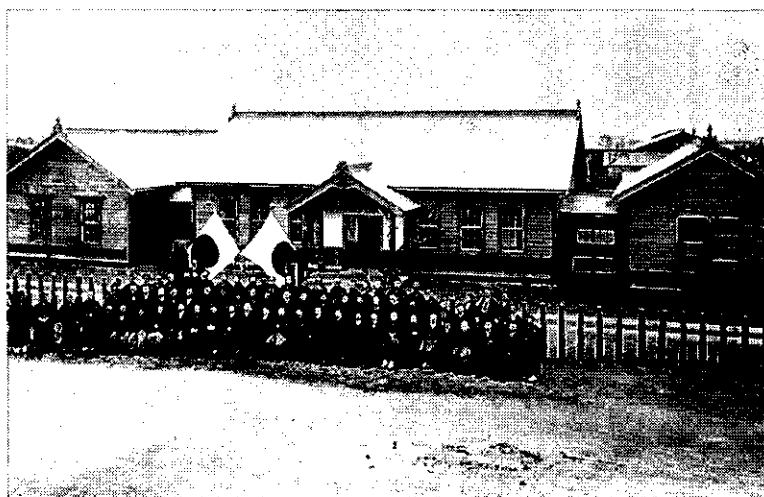
大正五年における行政機関とその組織および公共組合等

行政機関

名 称	位 置	名 称	位 置
石 狩 町 役 場	石 狩 町 大 字 親 舟 町	花 川 郵 便 局	石 狩 町 大 字 花 畔 村
札幌警察署石狩分署	石 狩 町 大 字 親 舟 町	花 畔 村 巡 査 駐 在 所	石 狩 町 大 字 花 畔 村
札幌区裁判所石狩出張所	石 狩 町 大 字 親 舟 町	若 生 町 巡 査 駐 在 所	石 狩 町 大 字 若 生 町
石 狩 郵 便 局	石 狩 町 大 字 親 舟 町	生 振 村 巡 査 駐 在 所	石 狩 町 大 字 生 振 村
石 狩 川 治 水 事 務 所	石 狩 町 大 字 花 畔 村	石 狩 川 水 測 所	石 狩 町 大 字 舟 場 町

町 吏 員

職 名	員 数	職 名	員 数
町 長	一	書 記	四
助 役	一	書 記 補	二
収 入 役	一	附 属 員	二



旧役場庁舎

各種委員

名称	員数	名称	員数
町会議員	一六	臨時委員	二三
学務委員	一〇	土地等級調査委員	六
部長代理者	一二	土木委員	六

公共組合

名称	位置
石狩町農會	石狩町大字親舟町
石狩町水産組合	石狩町大字船場町
石狩町漁業組合	石狩町大字親舟町
石狩町信用販売組合	石狩町大字八幡町
石狩町東部購買販売組合	石狩町大字生振村
石狩町西部購買販売組合	石狩町大字花畔村
石狩町火災予防組合	石狩町大字親舟町
石狩町衛生組合	自第一組合至七組合

大正七年における行政機関と
その組織および公共組合等行政機関

町吏員及名譽職吏員

種別	職名	町吏員	名譽職吏員
町長	助役	一	二〇
収入役	書記	一	一一
書記	書記補	四	一〇
計		三	一二
		部	部長代理
		常設委員	学務委員
		町會議員	一一

諸官衛公署（石狩町役場以外）

名称	職名	局長	通信手	逓信事務員	臨時事務員	計
石狩郵便局	一一	一一	一一	一一	一一	二七
花畔郵便局	一一	一一	一一	一一	一一	二七
石狩警察分署	警部	一	巡查部長	巡查	計	七
石狩燈臺	看守長	一	看守	計		三
札幌區裁判所	書記	一				
石狩出張所	一					

公共組合

組 合 名 称	設 立 年 月 日	位 置
石 狩 町 農 会	明治三十八年十一月一日	石狩郡石狩町大字親舟町役場内
石 狩 水 産 組 合	明治三十六年一月一日	同 郡同 町大字舟場町
石 狩 漁 業 組 合	大正二年十一月一日	同 郡同 町大字親舟町
石狩町信用販売購買組合	大正四年五月十三日	同 郡同 町大字八幡町
石狩町東部販売組合	大正二年七月四日	同 郡同 町大字生振村
石狩町西部購買販売組合	大正元年十月一日	同 郡同 町大字花畔村

(以上「大正七年六月調石狩町勢一覽」による。)

また、同大正五、七年における町有財産についてみると、次のようである。

大正五年の町有財産

土地之部

地 目	反 別	時 価
宅 地	町 二・七二〇九	四、〇六九 円

建物之部

町	巡査	村	渡船場
役場	駐在所	医所	待合所
坪	一〇五	四二	二二
数	二六		

町	消防	渡船	学校	火葬	墓	学校	役場	原	山	畑
計	立病院敷地	防番屋敷地	船場敷地	校演習地	葬	校敷地	場敷地			
一九八・四三二四	〇・三〇〇〇	〇・〇四二二	〇・〇二二二	二・七四一六	〇・〇六二〇	九・六六二〇	三・七二〇四	〇・二〇一八	七・九六二五	一八・八六一〇
三七、七三八	二七〇	七一	三六	二七四	四	六八一	五、五八二	三〇九	七九六	二、八二九
										三、八一七

奉	小	教	火	消
		員		防
置	学	住	見	番
所	校	宅	櫓	屋
		一、一九六三	九八	二二

有価証券之部

種 目	金 額
拓殖債	七、〇〇〇円
特別債	一、〇〇〇
勸業債	二、二二〇
貯蓄債	五〇
計	一〇、二六〇

(以上「大正五年四月調石狩町勢一覽」による。)

大正七年の町有財産

土地之部

地目	筆数	段別	時価
宅地	二一	町 二・六五二二	三、九八一・〇〇〇
畑地	三九	一五三・一三三七	三〇、六二七・八〇〇
山林	三	一八・八六一〇	二、八三〇・〇〇〇
原野	四	七・九六一五	一、一九四・七五〇
役場敷	一	〇・二〇一八	三〇九・〇〇〇
同上附属敷	一	〇・〇二二七	四四・〇〇〇
学校敷	二	〇・二七三	四一六・〇〇〇
墓	五	七・三六二〇	五二二・〇〇〇
火葬場	一	〇・〇三二〇	二・〇〇〇
合計	七七	一九〇・五三一	三九、九二六・五五〇

建物之部

種 別	棟 数	坪 数	時 価
町役場庁舎	一	一〇五・〇〇〇	九四八・〇〇〇
同上附属井戸	一	二・〇〇〇	二・〇〇〇
巡查駐在所	二	四二・五〇〇	二二・〇〇〇
村醫在所	一	二二・五〇〇	九〇・〇〇〇
渡船待合所	二	一九・五〇〇	七八・〇〇〇
消防番屋	二	二一・〇〇〇	八四・〇〇〇
火見櫓	一	九・〇〇〇	二七・〇〇〇
学校	二	一、〇二四・〇〇〇	七、一六八・〇〇〇
同上附属井戸屋形	三	八・〇〇〇	八・〇〇〇
奉置所	五	六・六八三	二、〇五五・〇〇〇
隔離病舎	一	三四・七五〇	八〇・〇〇〇
役場附属物置	一	一〇・五〇〇	二三一・〇〇〇
計	三二	一、二九五・四三三	一、七〇三・五〇〇

預金及貸金之部

銀行預金	郵便貯金	貸金	現金	計
二、〇〇〇圓	二、七〇一圓八二八	ナシ	〇〇一	一四、七〇一圓八一九

有價證券之部

特別五分利公債	勸業債券	貯蓄債券	拓殖債券	計
一、〇〇〇圓	二、一九〇圓	五〇圓	七、〇〇〇圓	一〇、二四〇圓

貸下地之部

位 置	地 積	許可年月日	目的	成功年限	備考
生振村 自六一四番 至六一八番	三三、町七五〇〇	四十二年四月十二日	畑	八箇所	賣拂地

(以上、「天正七年六月調。石狩町勢一覽」による。)

さらに、同五、七年度における財政状況をみると次の通りである。

大正五、七年度の石狩町における歳入・歳出および諸税

歳入

区別	大正七年度予算	大正六年度予算	大正五年度決算
使用料及手数料	五二五・〇〇〇	五一〇・〇〇〇	四二四・〇五〇
使用料	二五・〇〇〇	一〇・〇〇〇	二六・〇〇〇
手数料	五〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	三八八・〇五〇
国庫下渡金	一、五五二・〇〇〇		
義務教育費下渡金	一、五五二・〇〇〇		
交付金	五三九・〇〇〇	四四一・〇〇〇	五三八・六八〇
国庫交付金	一三九・〇一〇	一〇一・〇〇〇	一三六・七七〇
地方費交付金	四〇〇・〇〇〇	三四〇・〇〇〇	四〇一・九一〇
雑収入	二、三三七・〇〇〇	三、一一一・〇〇〇	一、七七二・四〇五
町村税滞納処分費繰替償金	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	五・九〇〇
行旅病人救護及死人取扱費	五〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五三・一三〇
繰替償金			
陸海軍召集諸費繰替	二・〇〇〇	二・〇〇〇	
入金			

徴兵検査入営旅費繰替戻入金	小学校授業料	過年度収入	訴訟費用弁償金	隔難病舎収入金	軍人被服返納費戻入金	地方費補助	教育費補助	衛生費補助	寄附金	教育費補助	土木費寄附	教育受託費	繰越金	前年度繰越金	地価割	所得税割	国税營業税割	
一二〇・〇〇〇	一、二五七・〇〇〇	八〇〇・〇〇〇	一五・〇〇〇	一〇三・〇〇〇	四二二・〇〇〇	三三四・〇〇〇	八八・〇〇〇	一、七八八・〇〇〇	一、七八八・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇	二、六一八・〇〇〇	三四三・〇〇〇	四〇五・〇〇〇	一三五・〇〇〇
一〇〇・〇〇〇	一、一四七・〇〇〇	一、六二二・〇〇〇	二五・〇〇〇	一〇三・〇〇〇	二・〇〇〇	七二七・〇〇〇	一六四・〇〇〇	五五三・〇〇〇	七二五・〇〇〇	四二五・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	一八〇・〇〇〇	一八〇・〇〇〇	四八七・〇〇〇	二三四・〇〇〇	四六五・〇〇〇	一三五・〇〇〇	
一〇〇・六九〇	八七八・一〇〇	七三五・五八五				五一・三六〇	一一・〇〇〇	四〇・三六〇	四九・三六〇	四九・三六〇	一五〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	一、一二〇・五六二	一、一二〇・五八二	一七、七八七・三四〇	一九一・八六〇	五四三・三四〇	一三四・〇九〇

經常部
歳出

区別	役場	給料	雑費	庁費
大正七年度予算	六、七五八・〇〇〇 円	三、一四四・〇〇〇	二、六二八・〇〇〇	九五一・〇〇〇
大正六年度予算	五、七六〇・〇〇〇 円	三、〇三六・〇〇〇	一、七九〇・〇〇〇	八八九・〇〇〇
大正五年度決算	五、六六四・六六五 円	二、八五一・七九七	一、七六二・七七一	九八四・二三五

合	基 本 財 産 繰 入 金	特 別 税 反 別 割	地 方 税 水 産 税 割	地 方 税 雑 種 税 割	地 方 税 営 業 税 割	戸 別 業 割	国 税 鉦 業 税 割
二九、五九一・〇〇〇		九、二二五・〇〇〇	八〇〇・〇〇〇	八〇〇・〇〇〇	一七五・〇〇〇	九、五九〇・〇〇〇	一四五・〇〇〇
二五、一七一・〇〇〇		八、五八九・〇〇〇	八〇〇・〇〇〇	七五〇・〇〇〇	一六五・〇〇〇	八、三三九・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇
二二、二八四・七五七		七、六二四・三二〇	八八九・七六〇	七五四・二一〇	一七一・七九〇	七、四〇〇・一一〇	七七・八六〇

諸 稅 及 負 担	供 進 諸 費	神 饌 幣 料 費	神 社 費	表 彰 費	地 方 改 良 獎 勵 費	事 業 費	勸 業 費	水 產 組 合 補 助 費	事 務 研 究 會 補 助 費	札 幌 外 四 郡 教 育 會 補 助 費	神 社 費 補 助 費	土 木 費 補 助 費	青 年 團 補 助 費	北 海 道 自 治 協 會 札 幌 支 部 補 助 費	在 鄉 軍 人 分 會 補 助 費	農 會 補 助 費	補 助 費	火 防 費	警 信 費
一七 七・〇〇〇	八・〇〇〇	二二・〇〇〇	三〇・〇〇〇	五八・〇〇〇	五八・〇〇〇	一一・〇〇〇	一二・〇〇〇	三〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一二・〇〇〇	四四・〇〇〇	一〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	八八・〇〇〇	三六・〇〇〇	三六・〇〇〇	二六・〇〇〇
一七 一・〇〇〇	八・〇〇〇	二二・〇〇〇	三〇・〇〇〇	三三・〇〇〇	三三・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇			一二・〇〇〇	四四・〇〇〇	三〇・〇〇〇	二〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	七九・〇〇〇	二八・〇〇〇	二八・〇〇〇	二八・〇〇〇
一六 五・九九〇	五・一七〇	二二・〇〇〇	二七・一七〇	二八・九九〇	二八・九九〇	一五・〇〇〇	一五・〇〇〇	四〇・〇〇〇				二五・二八〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	三五・二八〇	二四・一三〇	二四・一三〇	二四・一三〇

合 予	過 過 過 雜 雜 雜	過 過 過 雜 墓 諸	年 年 年 支 支 支	度 度 度 支 地 支	支 支 支	金 金 金	還 還 還	付 付 付	出 出 出	費 費 費	稅
計	費	出	金	出	費	出	稅				
二六、四二四・〇〇〇	三三五・〇〇〇	一〇・〇〇〇	二・〇〇〇	一八五・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	一七七・〇〇〇
二二、二八三・〇〇〇	四二二・〇〇〇	一〇・〇〇〇	二・〇〇〇	二二七・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	二・〇〇〇	一七一・〇〇〇
二〇、六五七・四五五	四二三・一五一	一九・四八〇	一・五三〇	一六二・二二〇	一・五三〇	一・五三〇	一・五三〇	一・五三〇	一・五三〇	一・五三〇	一六五・九九〇

臨時部
歲入

教 警 土	校 火 道	舍 舍 路	增 育 備	築 防 橋	及 改 梁	築 費
費	費	費	費	費	費	費
大正七年度予算	大正七年度予算	大正七年度予算	大正七年度予算	大正七年度予算	大正七年度予算	大正七年度予算
一、一〇二・〇〇〇	二、一九八・〇〇〇	九五・〇〇〇	九五・〇〇〇	五四一・〇〇〇	五四一・〇〇〇	五四一・〇〇〇
三六二・〇〇〇	七四八・〇〇〇	一二八・〇〇〇	一二八・〇〇〇	二二二・〇〇〇	二二二・〇〇〇	二二二・〇〇〇
二二、一八六・〇〇〇	二二、一八六・〇〇〇	八二・九〇〇	八二・九〇〇	二八三・八八〇	二八三・八八〇	二八三・八八〇
大正六年度予算	大正六年度予算	大正六年度予算	大正六年度予算	大正六年度予算	大正六年度予算	大正六年度予算
二二、一八六・〇〇〇	二二、一八六・〇〇〇	八二・九〇〇	八二・九〇〇	二八三・八八〇	二八三・八八〇	二八三・八八〇
大正五年度決算	大正五年度決算	大正五年度決算	大正五年度決算	大正五年度決算	大正五年度決算	大正五年度決算
二二、一八六・〇〇〇	二二、一八六・〇〇〇	八二・九〇〇	八二・九〇〇	二八三・八八〇	二八三・八八〇	二八三・八八〇

[illegible]

第一編 行政編

一九〇

總 合	土 木 補 助 費	計 計
三、一六七・〇〇〇	二、八八八・〇〇〇	二、三七・〇〇〇
二九、五九一・〇〇〇	二五、一七一・〇〇〇	二、三八八・三〇二
		二、〇四五・七五七

特別會計基本財産

歳入

区 別	大正七年度予算	大正六年度予算	大正五年度決算
財産ヨリ生スル収入	三、六九二・〇〇〇	三、四二八・七一九	三、一六一・六五七
貸 地 料	二、四一四・五〇〇	二、三二五・二一九	二、〇六二・一六七
預 金 利 子	六九六・〇〇〇	五三二・〇〇〇	三四九・四九〇
公 債 利 子	五八一・五〇〇	五八一・五〇〇	七五〇・〇〇〇
一般會計ヨリ戻入金	八〇・〇〇〇	五八〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
一般會計ヨリ入金	八〇・〇〇〇	五八〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
雑 収	一五・〇〇〇	一五・〇〇〇	四五・〇七〇
不用品払下	五・〇〇〇	五・〇〇〇	四五・〇七〇
雑 入	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	四一・〇〇〇
過 年 度 収 入	三〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	二五八・二四一

經常部
歳出

過年度収入	大正七年度予算	大正六年度予算	大正五年度決算
渡船場特別会計ヨリ戻入金	三〇〇・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	二五八・二四一
渡船場特別会計ヨリ戻入金	二四八・〇〇〇		
渡船場特別会計ヨリ戻入金	二四八・〇〇〇		
合 計	四、三三五・〇〇〇	四、一二三・七一九	三、九六四・九六八

区 別	大正七年度予算	大正六年度予算	大正五年度決算
財産蓄積金	三、八九〇・〇〇〇 円	三、七三五・〇〇〇 円	三、六一七・九九八 円
借 地 立 金	三、八九〇・〇〇〇	三、七三五・〇〇〇	三、六一七・九九八
風防林地借地料	二六四・一〇〇	二四七・四九〇	二四七・四九〇
堤防敷地特別使用料	二四七・四九〇	二四七・四九〇	二四七・四九〇
予 備 費	一六・六一〇		
予 備 費	一〇・九〇〇	三六・二二九	
予 備 費	一〇・九〇〇	三六・二二九	
合 計	四、一六五・〇〇〇	四、〇一八・七一九	三、八六五・四八八

(以上「大正七年六月調石狩町勢一覽」による。)

地方 地 税											
商業	工業	料理	飲食	湯屋	理髮	代書	營業	所得	鉦業	戸數	反別
業	業	店	店	稅	稅	業	稅	稅	稅	割	割
稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅
四一・八七〇	〇・三七〇	三一・一二〇	二〇・一三〇	八・七六〇	一五・六四〇	八・〇六〇	〇・〇八〇	一六一・五〇〇	一六七・三二〇	二、五三七・六六〇	三、九六一・五九〇
円											
地方 地 税											
興行	船	車	馬	私法人	畜犬	國稅營業	水產	地租	牛馬	自轉	合計
業	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅
稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅	稅
六四・〇〇〇	四三・一五〇	一、二〇五・〇五〇	二二〇・五〇〇	九・六六〇	七七・〇〇〇	一一・一九一〇	一、六五二・一〇〇	二〇七・五四〇	一二・五〇〇	一四・〇〇〇	一〇、九四二・五〇〇
円											

大正十年事務概要

當町ノ事務ハ自治体固有ノ事務ト國家ノ委任事務タルトヲ問ハス、逐年益々複雑繁劇ヲ加ヘ、本年中ニ於ケル文書ノ收受及發送數ハ前年ノ計壹萬五百拾九件ニ對シ壹萬貳千七百八拾六件ノ多キヲ示シ、殊ニ同年五月中前町長ノ不幸ニ際會スルアリ。爾來約半歳ノ間後任者其人シ得ルニ難ク事務進捗ト本町ノ發展ニ對シ大頓挫ヲ來タシタル觀アリト雖モ、此間部下吏員ノ一致協力シテ誠意ヲ致シタル結果大過ナクシテ相當ノ成績ヲ収メ得タルハ小職ノ大ニ欣幸トスル所ナリ。

今茲二十年中ノ事務成績ヲ報告スルニ當リ、先ヅ同年中ノ經過シタル事項ノ重大ナルモノヲ左ニ列擧スル所アラン。

一、皇太子殿下ノ御渡歐奉送

(説明編者省略)

二、私設火防團ノ組織

(説明編者省略)

三、安孫子町長ノ逝去

(説明編者省略)

四、麻糸會社ノ焼失

(中略)

之ヲ要スルニ石狩町ハ頻年鮭鱒ノ薄漁ニ次グニ大戰後農産物價格ノ暴落ヲ似テシ、昔日ノ全盛時代ニ於ケル形影ヲ存セズト雖モ然レドモ不肖ハ石狩町衰運ノ挽回策ヲ講スルヲ以テ天ノ使命ト心得、出來ル丈ケノ最善ヲ盡シテ町ノ發達ヲ圖リ進展ヲ計畫シテ、九千余人ノ町民諸氏ニ酬スル所アラシコトヲ期ス。冀クハ町會議

員諸君何分ノ以下各係担任ノ事務ニ就テ其要領ヲ表示スベシ（句点、読点は編者による）。

また、同報告によつて同年における石狩町の役場職員および各種役職員の構成、町役場事務文書の收受・発送状況および公的諸規則類の発布状況、町議会開催状況などについてみると次の通りである。

大正一〇年石狩町役場有給吏員構成表

町長	助役	収入役	書記	書記補	計
一	一	一	四	五	一一

同年石狩町名譽職員構成表

町會議員	學務委員	土木委員	土地調査委員	部	部長代理	計
一五	一〇	六	六	一二	一一	六〇

（但し、町會議員一名欠員）

同年石狩町庶務事務文書収発件数表

内訳	庶務	教育	社寺	衛生	兵事	戸籍	財務	勸業	計
收受文書	六四四	四五七	三七	二四〇	一一三一	二、三七一	一、三七一	一、八二六	八、〇七八
發送文書	四四〇	三二三	二八	一六三	一、一八七	一、七九五	一八三	五九九	四、七〇八

件数	七五八	五二二	四四	二八七	一、一三一	三、一六七	一、五五四	二、四二五	九、八八七
----	-----	-----	----	-----	-------	-------	-------	-------	-------

同年石狩町規約類發布件數表

條	例	規	則	告	示	告	論	計
一			一		九六			九八

同年石狩町会開催状況および議案等件數表

招集回数	開会日數	議案件數	諮問件數	報告件數
八	二五	七七	七	三

そして、このような諸条件、諸状況に伴った町行政のあらましは、次のような町議会の議案およびその決議結果、諮問、報告から察することができよう。

大正一〇年町會議決案件、諮問および報告

議案件名	回次	月日	決議	摘要
一、附加税制限外賦課ノ件（營業税）	第一回	自一月二十五日	修正	可欠
二、同（地方税）	〃	〃	〃	〃
三、同（戸別割）	〃	〃	〃	〃

四、	石狩町特別反別割條例中改正ノ件	〃	原案可決
五、	同	〃	修正可決
六、	學務委員実費辨償支給方法中改正ノ件	〃	撤回
七、	名譽職員実費辨償額及報酬額及其支給方法中改正ノ件	〃	〃
八、	石狩町有給吏員給料旅費額及其支給方法中改正ノ件	〃	〃
九、	基本財産蓄積停止ノ件	〃	原案可決
一〇、	同（特別會計）	〃	〃
一一、	學務委員定期改選ノ件	〃	選舉
一二、	出納時檢査立會人選舉ノ件	〃	〃
一三、	大正十年度歳入歳出豫算	〃	修正可決
一四、	大正十年度特別會計普通基本財産歳入歳出豫算	〃	〃
一五、	石狩川渡船場特別會計歳入歳出豫算	〃	原案可決
一六、	大正九年度歳入歳出追加更正豫算	〃	〃
一七、	石狩川渡船場特別會計歳入歳出追加更正豫算	〃	〃
一八、	基本財産一時支消ノ件	〃	〃
一九、	名譽職吏員実費辨償額臨時割増支給ノ件	〃	〃
二〇、	學務委員実費辨償額臨時割増支給ノ件	〃	〃
二一、	小學校授業料規程中改正ノ件	〃	原案
二二、	大正九年度追加地方稅戸數割各四等級査定ノ件	〃	〃

第二回
自三月十一日
至三月十二日

二三、同上賦課標準	〃	〃
二四、大正九年度追加地方稅反別割各四等級査定ノ件	〃	〃
二五、同上賦課標準	〃	〃
二六、國有林解除ノ上賣掛出願ノ件	〃	〃
二七、未開地賣掛出願ノ件	〃	〃
二八、石狩町共同薪炭林管理規則設定ノ件	〃	〃
二九、石狩町共同放牧地管理開使用規則設定ノ件	〃	〃
三〇、授業料制限外徵收ノ件	〃	〃
三一、堤防敷地使用出願ノ件	〃	〃
三二、役場吏員旅費臨時割増支給廃止ノ件	〃	〃
三三、役場吏員臨時手當給與規定廃止ノ件	〃	〃
三四、給仕小使同上	〃	〃
三五、學務委員實費辦償額臨時増給廃止ノ件	〃	〃
三六、名譽職吏員實費辦償額臨時増給廃止ノ件	〃	〃
三七、名譽職吏員實費辦償額及其支給方ノ件	〃	〃
三八、町會議員實費辦償額臨時増給廃止ノ件	〃	〃
三九、石狩町有給吏員給料旅費額及其支給方法中改正ノ件	〃	修正可決
四〇、學務委員實費辦償額支給方法中改正ノ件	〃	〃
四一、石狩町會議員實費辦償額及其支給方法中改正ノ件	〃	〃
四二、大正十年度歳入歳出更正豫算	〃	〃

四三、町立小學校授業料規定廃止ノ件

四四、大正十年度第一期地方税戸数割各四等級査定ノ件

四五、大正十年度第一期地方税戸数割賦課標準

四六、大正十年度第一期地方税反別割賦課標準

四七、大正十年度第一期地方税反別割各四等級査定ノ件

四八、大正十年度第一期町税特別税反別割各四等級査定ノ件

四九、大正十年度地方税水産税第一種ニ屬スル免許漁業割各四標準

五〇、大正十年度地方税水産税第一種ニ屬スル免許漁業割賦課期日

以後ニ於ケル賦課標準

五一、間接地方税附加税賦課徴収規則設定ノ件

五二、間接地方税附加税賦課ノ件

五三、堤防敷地使用出願ノ件

五四、其他ノ免許漁業

五五、大正十年度歳入出追加更正豫算

五六、同

五七、町長選舉ノ件

五八、大正十年度歳入歳出追加更正豫算ノ件

“ 原案可決

第三回
自四月二十三日
至四月二十七日
修正可決

“ “ “ “

“ “ “ “

“ “ “ “

“ “ “ “ 原案可決

“ “ “ “ 原案可決

“ “ “ “ 原案可決

“ “ “ “

“ “ “ “

“ “ “ “

“ “ “ “

“ “ “ “

“ “ “ “

第四回
自四月二十六日
至四月二十六日
“ “ “ “

“ “ “ “

第五回
自八月十五日
至八月十六日
原案可決

五九、基本財産一時支消ノ件

六〇、町長選舉ノ件（第四回引續）

六一、大正十年度第二期特別稅反別割各四等級査定ノ件

六二、大正十年度石狩川渡船場特別會計歳入出追加更正豫算ノ件

六三、大正十年度特別會計普通基本財産歳入歳出追加更正豫算ノ件

六四、追加附加税賦課ノ件

六五、町長選舉ノ件（第四回引續）

六六、有給吏員給料旅費額及其支給方法中改正ノ件

六七、大正十年度歳入歳出追加更正豫算

六八、大正十年度第二期地方稅戶數割各四賦課等級追加戶數割

第七回
自十月二十九日
至十一月二日

六九、大正十年度地方稅第二期及追加戶數割賦課稅準査定ノ件

七〇、大正十年度地方稅水產稅第一種免許漁業割各四課稅標準査定ノ件

七一、大正十年度地方稅反別割第二期各四賦課等級査定ノ件

七二、大正十年度地方稅第二期反別割賦課標準査定ノ件

七三、土木委員選舉ノ件

七四、土地等級査定委員選舉ノ件

七五、寄附採納ノ件（口簡貳臺）

未了

原案可決

//

第六回
自九月二日
至九月二日

//

選舉

修正可決

"

"

"

"

//

"

"

//

原案可決

七六、大正十年度歳入歳出追加更正豫算ノ件

七七、不動産取得ノ件

第八回
自十二月十五日
至十二月十六日

修正可決

原案可決

諮問

一、石狩町醫嘱託及手當額並其支給方法

第一回賛成

二、石狩川渡船場事務員及機関士船夫給料額臨時割増支給ノ件

撤回

三、給仕小使臨時手當給與規程廃止ノ件

撤回

四、役場吏員旅費臨時割増支給廃止ノ件

撤回

五、役場吏員臨時手當給與規程廃止ノ件

撤回

六、町會議員學務委員名譽職員實費辦償額臨時割増支給廃止ノ件

撤回

七、消防組合退職手當ノ件

第五回答申

報告

一、大正八年度決算報告

承認議決

二、大正九年中事務報告

承認議決

三、大正八年度豫備費充用報告

承認議決

さらに、行政を裏づける財政面についてみると、既述の『大正一〇年事務報告』中の「大正一〇年財務事務報告」において次のように記されている。

「大正一〇年財務事務報告」

町財政ノ根本タル納税ニ付テハ銳意督勵ヲ行ヒ其方法トシテ各部落ノ集會ヲ機トシ、又既設納稅組合ヲ指導シテ町民ノ納稅思想ノ涵養ト共ニ町財政ノ内容ヲ周知セシムルニ努メリ。近時卅選ノ進展ニ伴ヒ町ガ施設經營スベキ事業益々多ク、又一面戰後經濟界激變ノ為ノ町費逐年著シク膨脹ヲ呈シタルニ拘ハラズ、町民ノ能ク自治區ノ負擔ヲ諒解シタル結果別記ノ如ク諸稅ヲ通シテ收入平均八分九厘四毛ニ達シ、昨年平均八分七厘五毛ニ比シ約二厘ノ増収ヲ見タルハ農產物ノ低價ナリシト鮭漁ノ甚シク不漁ナリシ現狀ニ鑑ミテ比較的良好ノ成績ト云ハサルヲ得ズ。

過年度收入ハ本年度ニ於テ參千拾円貳拾貳錢ノ調定額ニ對シ四百九拾參円五拾貳錢ノ收入ヲ見タルガ、當年度内極力整理ニ努メ徵數ヲ挙げシ事ヲ期ス。

また、同年の町有財産（土地）、經常費、諸税の出納および賦課徵收狀況、大正六年から一〇年の諸税負担額などを、同報告によって示すと次の通りである。

大正一〇年町有財産

土地ノ部

地目	反別	筆数
宅地	二・六五二	二
山畑	一八六・八八二七	四〇
原野	一八・八六一〇	三
役場敷	一八・〇九〇三	五
同上附屬	〇・二〇一八	一
学校敷	〇・〇二二七	一
渡船場待合所	〇・四二一〇	三
消防番	一九・五〇〇〇	二
火見	二一・〇〇〇〇	二
学校	九・〇〇〇〇	一
同上附屬	一一五・一七〇〇	二
奉置	八・〇〇〇〇	三
病舎	六・六八五〇	五
	三四・七五〇〇	一

役場附屬物置	計	一、四六二・六三五〇	三一・五〇〇〇	一
墓地	七・三六五〇			五
火葬場	〇・〇六二〇			三
計	一二四・五八二七			八二

建物ノ部

種別	棟数	坪数
役場庁舎	一	一〇五・〇〇〇坪
同上附屬井戸小舎	一	二・〇〇〇
巡查駐在所	三	五一・〇〇〇
村医所	一	二二・五〇〇

預金又貸金の部

郵便貯金	貸金	現金	計
八、八一六・八〇二円	八〇〇・〇〇〇円	〇・〇〇七円	九、六一六・八〇九円

有価証券の部

特別五分利債 一、〇〇〇・〇〇〇 円	勸業債券 二、一一〇・〇〇〇 円	貯蓄債券 五〇・〇〇〇 円	拓殖債券 一五、〇〇〇・〇〇〇 円	計 一八、一六〇・〇〇〇 円
--------------------------	------------------------	---------------------	-------------------------	----------------------

大正一〇年経常費予算・支出額表

科 目	予 算 額	支 出 額	残 額
役 場 費	一五、〇〇九・〇〇〇 円	一〇、四三三・五九〇 円	四、五七五・四一〇 円
会 議 費	六五五・〇〇〇	三〇一・八六〇	三五三・一四〇
土 本 費	二、四〇二・〇〇〇	一、八一三・一五〇	五八八・八五〇
教 育 費	三〇、四五七・〇〇〇	二〇、四六三・四八〇	九、九九三・五二〇
衛 生 費	七三二・〇〇〇	五六三・二五〇	一六八・七五〇
町 医 費	六〇・〇〇〇		六〇・〇〇〇
警 備 費	六九一・〇〇〇	三八一・六五〇	三〇九・三五〇
補 助 費	五九三・〇〇〇	五三九・〇〇〇	一五・〇〇〇
勸 業 費	一五・〇〇〇		一五・〇〇〇

地方改良獎勵費	九七・〇〇〇	一九・五〇〇	七七・五〇〇
神社社費	六一・〇〇〇	三〇・二七〇	三〇・七三〇
諸税及負擔	三六〇・〇〇〇	三三九・〇〇〇	三〇・四〇〇
雜支	六一五・〇〇〇	六一五・〇一〇	
予備費	六八九・〇〇〇	二五六・〇二〇	四三二・九二〇

大正一〇年諸税表

種別	收入額	支出額	差額
国地方	八、一一七・二七〇	八、一一七・二七〇	
地地方	一七、七四六・五三〇	一七、七四六・五三〇	
地入方	七九二・五二〇	七八二・五二〇	
歳入	七一・四四〇	二九・五四〇	四一・九〇〇
一般会計	五七、一八六・八六八	四八、五四八・六七〇	一八、六三八・一九八
特別會計	一、二六三・四七〇	一六・六一〇	一、二四六・八六〇

大正一〇年度諸税賦課徴収成績表

種 別	賦 課 額	收 入 額	未 収 入 額	収 入 歩 合
国 税	八、五二五・七四〇 円	八、一一七・二七〇 円	四〇八・四七〇 円	〇・〇九五二
地 方 税	一九、四八三・七五〇	一七、七四八・五三〇	一、七三七・二二〇	〇・〇九一〇
町 税	四八、二二〇・四二〇	四二、三二二・六八〇	五、九〇七・七四〇	〇・〇八七七
計	七六、二二九・九一〇	六八、一七六・四八〇	八、〇五三・四三〇	〇・〇八九四

大正六〜一〇年における諸税負担額累年比較表

年 度	戸 数	調 定 額			一 戸 当		
		国 税	地 方 税	町 税	国 税	地 方 税	町 税
大正六年度	一、四〇八 戸	四、一三三 円	一一、九一二 円	一七、四一八 円	二・九三〇 円	九・一二〇 円	一二・三七〇 円
七年度	一、三六二	四、九五六	一一、三五七	二四、三〇五	三・六三〇	八・三三〇	一七・八四〇
八年度	一、四五一	七、〇七二	一二、二八一	二二、六五〇	四・八七〇	八・四六〇	一五・六〇〇
九年度	一、三六三	六、七二七	一七、九四〇	四四、七五一	四・九三〇	一三・一六〇	三二・八三〇
十年度	一、三六三	八、五二五	一九、四八三	四八、二二〇	六・二五〇	一四・二九〇	三五・三七〇

主要参考文献（へ）内は編者による仮題）

- △石狩郡親船町他九町三村總代人會議案他文書綴△ 一八九一（明治二四）△一八九八（明治三一）
△花畔村總代人記録綴△ 一八九二（明治二五）△一九〇二（明治三五）
『大正五年四月調・石狩町勢一覽』一九一六 石狩町役場
『大正七年六月調・石狩町勢一覽』一九一八 石狩町役場
『大正十年事務報告』一九二一 石狩町役場

第五章 御雇外人と石狩

開拓使の諸方面の開発策によって、この地方についても御雇外人たちとの関係がいろいろと生ずることになった。その主要な事例を人物別にみると次のようである。

開拓使教師頭取兼顧問 ホーレス・ケブロン

米国人であり、退役陸軍少将で、農務局長の任にあったところを、一八七一年二月、開拓使教師頭取兼顧問となり、年俸一万ドルが支給されることになった。

日本に來たのはその年の夏のことであり、同年八月、北海道の調査のため、ともに開拓使雇となったアンチセル、ワルフィールドを出張させ、その結果にもとづいて、北海道の地質、氣候、鉱物、札幌の建府、道路の開通、移民、測量、土地処分法、食物、家屋の改造、農業の改良、農園の設置、学校の設置、機械の使用などに関する意見書を提出した。

また、五年夏には自ら北海道を巡視して黒田開拓次官に種々の報告をなし、米国よりさらに教師数名を雇い入れることを提案してその紹介に当たることになった。

さらに、六年再び北海道を訪れて、帰京の後一大報告書を提出したが、それは拓殖に関して先に建議した十二箇条の要点が、どのような実施されているかを評したものであるとともに、自分の関係のない事業についてまでの当否を述べたものである。

なお、この年秋の終り頃、後述するゼームス・R・ワスソンに宛てて、札幌―石狩間の鉄道敷設費用を問ひ合



開拓使御雇外国人左よりアンチルセン、ケブロン、ワ
フィールド、エルドリッチ、クラーク（河野正道蔵）

わせているが、その構想は恐らくケブロンによるものであろう。しかし、それが実現されなかった理由は明らかでない。

また、さらにケブロンは、八年三月に至って、従来提出した報文中主要なものを編して一冊とし、これを黒田開拓長官に呈している。

そして、同八年四月三〇日に満期となったが、調査の業務のため任期は二カ月延期された。なおまた、その後一八八五（明治一八）年二月二二日、米国にて病氣により死亡した。

開拓使雇教師 メジヨル・A・G・ワルフィールド

米国人で、明治四年に黒田開拓次官が渡米した際、開拓使雇教師として招かれることになった。その来日は、ケブロン、アンチセルらとともに同年の夏のことであり、その八月北海道へ出張を命ぜられて函館—札幌間を踏査

した。

また、この年彼は船で石狩に来て、川幅半英里と報じている。その後、明治五年二月に契約が改められ、任期が二年、年俸初年度日本銀六千元、同二年目六千五百元となり、

同時に陸地測量長兼道路改造長を命ぜられた。

なお、同年三月函館に入って道路の開削に着手し、一〇月札幌郡月寒村字ワッツまで測量してきて冬を迎え、札幌に引揚げたが、ここに滞在中酒を飲んで暴行することが多かったので、開拓使は彼は帰京させ、さらに、一月その職を解いて米國に帰らせた。

開拓使雇教師 ジェームズ・R・ワスソン

米國人で、明治五年二月二二日、開拓使雇教師となった。その開拓使との契約は、任期が三年間、給与が年俸初年度四千ドル、二年度五千ドル、三年度六千ドルで、その他満期に一千円を支給されるというものであった。そして、当初英語および學術方面の教師として、東京芝増上寺内の開拓使仮学校に勤務したが、六年三月測量長を命ぜられ、翌月札幌に赴いて全道の三角測量に着手した。

ワスソンは全道の三角測量を開始するに当たり、まず測量基線を定めるため、松本十郎判官や開拓使五等出仕荒井郁之助らの助言をもとに、同年五月二五日助手を伴って札幌を出、石狩川を遡上して上川に入いった。そこで、彼は近文山（現旭川市内）に登って地理的狀況を確かめるなどしたが、結局このあたりの地域は測量基線を定めるのに適當ではないと判断し、札幌に戻った。なお、これまで西欧人が上川地方に足を踏み入れたことはなかった。また、彼はそれに次いで、同年九月、モレル・S・デイらとともに石狩川の調査、測量に当たることになり、石狩川口から茨戸までと茨戸より上流の間とを分けてそれを開始したが、一一月になって降雪のため中止するに至った（『開拓使事業報告』）。

さらに、同年一二月には、ケブロンからの札幌―石狩間鉄道敷設費についての問い合わせに対して、その概算の見積りを示した返答書簡を送っている。それによると、札幌から石狩川の一点あるいは茨戸の入口近くまで

dollars (\$1130,000).
 I think the ~~length~~ of the line would not
 exceed seven miles at the most and the
 whole road ought certainly to be built
 for eighty five thousand dollars.
 Such a road could at any time be operated
 by locomotives should the traffic increase
 sufficiently to justify it, and then would
 only be the additional expense for the
 proper ~~route~~ ^{cars}
 You will understand of course that this
 estimate is not exact - It would depend
 much upon the manner of carrying on
 the work of preparing the road bed -
 I hope however that you may find these
 estimates something of a guide in forming
 your plans for the ensuing year.

I am Sir
 Very respectfully
 Your obedient servant
 Jas B. Hanson
 Surveyor & Chief
 Kaitakeushi

To
 General Horace Capron
 Commandant and Advisor
 Kaitakeushi of Hokkaido

ワスソンがケブロンに宛てた返答書簡札幌・石狩間鉄道敷設費概算が示されている。

鉄道を敷くと、その間の距離は多くとも七マイルで、総計八万千ドルほどかかるであろうとされている。そして、この構想は、実現されなかったが、石狩川口改修計画とともに、ケブロンあるいは開拓使が当時石狩川口方面を積極的に開発しようとしていたことを物語っている。

その後彼は、任期がくると、次いで陸軍省雇となった。

開拓使地質学兼鉱山師 ベンジャミン・スミス・ライマン

米国人で、明治五年末開拓使教師として来日、翌年二月地質学兼鉱山師を命ぜられた。また、明治六年にはヘンリー・S・ムンローおよび日本人の助手一三名を伴って来道し、以後三年に亘って同地の地質や有用鉱物などの調査に当たり、八年を終えて帰京した。

なお、その間明治七年六月一七日、豊平川から石狩川に出て、幌内の炭田を視察し、さらには大規模な水源探索のため上川へ向っている。そして、同年一〇月一四日には石狩にて一泊し、翌日小樽へ向っており、この地方について、「繁栄の兆あるを示す」と記している。

彼はまた、北海道の調査を通じて、一八冊に及ぶ調査報文と地形図および地質図等二六枚を仕上げた。

開拓使雇 ルイス・ポーマル

米国人で、明治四年一二月一六日より一〇年三カ月に亘って、草木培養のための開拓使雇となっていた。そして、明治七年九月、この地方に植物調査に来てカイデ、小桑多しことを記している。

開拓使雇水理工師 ヨハン・コダルト・ファンゲント

オランダ人で、明治一二年二月、開拓使雇水理工師に任じられ、月給銀貨八百円を給された。そして、石狩川口改良水理工師長を補佐し、石狩川口を大改修して大船を出入りさせるための調査、測量などに従事した。なお、そのため二九万五千円の予算が予定されていたが、事業の完遂をみぬまま、病氣により明治一三年一二月に没し、札幌市曉野墓地に埋葬された。この不幸によって既述の計画は中止され、開拓使は彼の遺族に扶助金五千円を給した。

しかしながら、彼によって、石狩川口の測量や石狩川口より茨戸に至る実測および深淺図の作成がなされたり、さらには常時水位の観測所が石狩、茨戸、豊平川口、幌向太の四カ所に設置されるに至った。

その後も、石狩川口の改修計画は、明治二〇年から三年間英国人C・S・マークにより、あるいは明治三〇年に北海道庁技師・工学士廣井勇によって受けもたれている。

また、元船場町字ヤウスバ上テイネ河岸にあって彼の住宅ともなっていた石狩河口改良事務所は、その後明治九年一一月の郡役所親船町移転に伴い、石狩、厚田、浜益の三郡に払い下げられ、庁舎となった。

開拓使石狩鮭鱈詰所技師 U・S・トリートおよびトレスユット・スウェット

明治一〇年八月、開拓使により石狩鮭鱈詰所が設けられたが、それに伴い同年九月、米国メイン州イーストポートからU・S・トリート、カリフォルニア州よりトレスユット・スウェットが技術指導者として招かれた。時にトリートは六六歳、スウェットは二五歳で、十分に熟練をつんだ前者の月給が五〇〇円、若い後者のそれが三〇〇円であった。

そして、彼らは生徒を募って罐詰製造のための機械技術などを教えた。なお、当初使用された機械は、ニューヨーク市において三百三〇ドルで購入された手動式のものである。

また、明治十一年、技術生や職工を伴ったトリートらが、別海罐詰所に派遣されている。

北海道庁雇工師 チャールズ・スコット・メーク

英国人で、明治二〇年、北海道庁に招かれ、同年六月道庁技手福土成豊とともに東京より札幌入りした。そして、この翌月より、石狩、函館、江差、小樽、留萌、室蘭、浦河、釧路、厚岸、霧多布、根室、網走などにおける港湾新築改良工事のための調査を行なった。それらの調査内容は、他日参考となるところ大であった。また、彼は北海道庁の命により、北海道内のみならず、京都の疏水、大阪、佐世保、呉などの築港をも視察している。なお、石狩におけるメークの調査計画は、石狩川口の改修工事によって河面に船舶を碇泊させるためのものであった。

その後、彼は三年の任期の後、明治二三年四月に帰国したが、『北海道史人名字彙』において、「温厚忠実紳士の風あり」と紹介されている。

主要参考文献

河野常吉篇 『北海道史人名字彙』草稿 (北海道出版企画センター 一九七九)

『新撰北海道史』第三卷 一九三七



第二編 産業編



第二編 産業編

第一章 開拓使時代の職業とその人口

松前藩、場所請負人などによってなされた石狩近辺の在来民や内地からの雇人らに対する収奪を通じ、かつて前時代にその中心地が漁場として活況を呈していたこの地方も、明治に至って新政府による政策が実施されるようになると、その様相の変化を余儀なくされていった。それは産業面についても認めることができるが、明治当初のことについては資料不足のため明らかでなく、また、開拓使時代について言えば、少なくとも職種および職業人口の割合に際立った大きな変動はない（『開拓使時代職分統計表』および『開拓使時代寄留者職分統計表』参照）。

開拓使時代に入ってまもなくの明治五年七月現在における職業別人口をみると、石狩町、生振村、花畔村、当別村、字得美田・分部越・養生芝・樽川の八カ所の総計であるが、農業人口が最も多く、男女計で二七八名を数えている。それに次ぐのは商二四〇人で、第三位が雑業一八八人、第四位が工九五人、第五位が漁九二人となっており、他に官員および僧がいる。なお、それらのうちには家族が含まれており、寄留者は含まれていない。その後、農業人口はいくらかの増減があるにせよ、開拓使時代を通じて順位が変わらず、明治五年から七年に至る間の農業人口と雑業人口の延び、および商業人口の減少が目立ち、七年より一二年に至る間雑業人口が第二位、商業人口が第三位となっている。

また、明治五年には工業人口が第四位、漁業人口が第五位であったが、七年より一二年に至る間漁業人口が第四位、工業人口が第五位となっている。しかし、漁業人口と工業人口とは、開拓使時代当初より大差なく、その

開拓使時代職分統計表

単位：人

年・月・日 職業・性別	明治 5.7	7.1	8.1	9.1.1	9.9	10.1.1	11.1.1	12.1.1	(A) 13.1.1	(B) 13.1.1
官 員	男 4 女 5	2		2	2	2	2	1	1	6
巡 査	男 女									1
神 官	男 女						1	1	1	1
僧	男 3 女			1	1	1	3	2	3	3
医 術	男 女	2								
農	男 158 女 120	238	218	235	230	257	216	242	111	251
工	男 53 女 42	42	40	41	39	38	33	30	42	42
商	男 125 女 115	89	97	95	94	99	103	101	103	105
漁	男 50 女 42	47	51	50	58	53	52	62	55	56
雇 人	男 女		14	11	12	11	19	20	20	20
雑 業	男 104 女 84	183	156	172	171	176	173	140	51	51
士 族	男 4 女 6									
伊達直元	男 176 女 174									
計	男 677 女 588	603	576	607	607	637	612	595	387	536
		421	488	500	499	513	508	516	307	430

補注：上表の数値は、以下の資料によるものであり、それぞれの資料の末尾に管轄区域を示した。

明治5年7月

『開拓使管轄石狩國石狩郡職分表』石狩郡副戸長松島金右衛門、同・鈴木徳右衛門＜石狩町、生振村、花畔村、當別村、字得美田、字分部越、字養生芝、字樽川＞

明治7年1月

『開拓使管轄石狩國石狩郡第二大区職分總計』第二大区戸長岩田甚兵衛、同副戸長鈴木徳右衛門＜花畔村、生振村、當別村、本町、弁天町、新町、浜町、横町、仲町、船場町、親船町、若生町、八幡町以上3カ村・10カ町＞

明治8年1月

『開拓使管轄石狩國第二大区職分總計』第二大区副戸長田付清左衛門、同總代鈴木徳右衛門＜明治7年1月分と同じ＞

明治9年1月1日

『開拓使第二大区職分總計』記載者明治8年1月分と同じ＜上記3カ村・10カ町と上川郡、樺戸郡・夕張郡＞

明治9年9月

『開拓使第二大区石狩國石狩郡職分總計』記載者明治8年1月分と同じ＜上記3カ村・10カ町・3郡と雨龍郡、空知郡＞

明治10年1月1日

『開拓使第二大区職分總計』開拓使第二大区戸長田付清左衛門＜明治9年9月分と同じ＞

明治11年1月1日 『開拓使第二大区職分總計』石狩郡戸長田付清左衛門<明治9年9月分に同じ>

明治12年1月1日 『開拓使第二大区一二三小区職分總計』石狩郡戸長田付清左衛門<明治9年9月分に同じ>

明治13年1月1日(A) 『開拓使石狩郡上川郡外四郡職分總計』石狩郡旧副戸長鈴木徳右衛門, 上川郡外四郡旧副戸長玉川啓吉<明治9年9月分に同じ>

明治13年1月1日(B) 『開拓使石狩郡職分總計』石狩郡副戸長鈴木徳右衛門, 同・同 鮎田如牛<明治9年9月分に同じ>

なお, 明治13年分(A)資料の農業人口については疑わしい。また, 寄留者については別表によられたい。

開拓使時代寄留者職分統計表

単位:人

年月日		明治											(A)		(B)	
職業		7.1	8.1	9.1.1	9.9	10.1.1	11.1.1	12.1.1	13.1.1	13.1.1						
官 員	男	7	3	9	4	2	1	1								
	女															
同家族	男	6		1	7		1									
	女	11	5	4	15	5	1	3								
御用掛	男												1		1	
	女															
同家族	男												1		1	
	女												2		2	
御 雇	男												1			
	女															
巡 査	男															
	女															
神 官	男															
	女															
僧	男	3	8	6	5	2	1	2	3	3						
	女															
同家族	男						1	1								
	女						1	1	1							
僧弟子	男						4	3	2							
	女															
医 業	男			1												
	女															
同家族	男			1												
	女			1												
農	男	4	13	18	3	13	12	13	39	16	86	3	10	24	22	
	女	3	4	15	1	4	5	5	8	7	16		7	10	9	
同家族	男	2		5					1	10						
	女	0		3					3	3						
工	男	6	6	2	11	6	12	9	1	25	1	13	1	13		
	女															
同家族	男	1	3	0	1	3	1	1	4		2		2		2	
	女	2	6	2	2	6	3	7	5	6		6		6		
商	男	74	28	3	44	28	40	2	38	3	43	3	44	3	44	
	女	49	17	1	38	17	1	29	1	27	2	27	2	37	2	37
同家族	男	16	4	4	7	4	9	3	8		14		14		14	
	女	11	6	1	7	6	11	3	12		10		10		10	
漁	男	18	10	33	11	23	12	1	30	2	30		30		30	
	女	10	6	17	7	7	4	12	5		5		5		5	

同家族	男	2	2		2	3		2	1	7	4	4						
	女	3	1		3	1		1	0	10	1	1						
雇人	男				2	3			20	25	16	16						
	女		3		2	3			11	18	14	14						
同家族	男		2			2		1	5	6	6	6						
	女		1			1		3	4	2	2	2						
雑業	男	18	12	1		38	12		39	0	19	33	36					
	女	28	9			36	9	1	28	1	23	42	33					
同家族	男	6	3		4	3		5	1	10	7	7						
	女	9	2		2	2		4	3	11	10	10						
士族	男				20													
	女																	
同家族	男																	
	女																	
計	男	163	13	84	38	172	13	84	12	144	15	151	22	241	9	187	30	199
	女	126	4	56	19	128	4	57	7	88	7	94	10	171	2	127	12	129

補注：各年度左覧は他管轄への寄留、右覧は他管轄よりの寄留を示す。また本表は「開拓使時代区分統計表」補注に示した各資料に伴い作成されたものにもとづくものであるが、明治9年9月分の管内への寄留者数は10ヵ町、明治10年および13年Aの管内への寄留者数は2ヵ村10ヵ町のものとして記されており、これらについては統計区域が前表補注と異なる。なお家族の人数については、一職項目の人数に含まれている場合もあることを考慮する必要があるが、

末期まで人口変動が少ない。

明治一三年分の記録資料は三種あり、別表ではそのうち信頼性の高い二例による内容を示したが、それら三資料において人数の一致をみることのできる項目は、僧、工、雇人、雑業分のみであり、どの資料が正しいものか判断できず、別表に示した表においてもとくに（Ａ）表の農業人口と（Ａ）および（Ｂ）表の雑業人口については疑わしい。

また、以上の既定住者に加えて寄留者が開拓使時代を通じて少なくない。そして、それら寄留者の職業別人口の変動および割合は、管外から管内への者についても、管内から管外への者についても、既定住者における場合とは別の特徴を示しているので見逃せない。なお、開拓使時代の寄留状況を明治七から一三年に至る間について、年度別、職業別にみると、農業の明治八年より一〇年に至る間と特例（医業）とを除けば、管外から管内への例が圧倒的に多いかそれ例のみであり、管内から管外への例は無いか極く僅かである。

さらに、明治七年より一三年に至る間の管内への職業別寄留人口について順位をみると、いずれの年度でも商業人口が第一位となっており、雑業人口が一年を除きそれに次いでいる。但し、そのうち商業人口を七年と八年とで比べると、八年に大きく減少しているのが目立ち、一年の雑業人口は第三位に留まっている。

次いで漁業人口が明治一一、一二年を除き第三位を占め、一一年に第五位、一二年に第四位となっているが、この一一、一二年における減少は、それ以前の変動と比べると顕著とは言えない。

また、寄留雇人についてみると、明治七年より一〇年の間無いか僅かで、一一年より一三年に至る間に多く、明治一二年を除き一一、一三年に第四位、一二年に第五位となっている。しかし、一二年の同人口は七年より一三年に至る間の寄留雇人数のうちで最も多い。なお、同期間雇人の管外への寄留例は無い。

農業分の寄留人口についてみると、明治七年より一〇年までは管内への寄留が無いが僅かで、管外への寄留が多く、一一、一二年に管外への寄留が減らずして管内への寄留が目立って増加、一一年には第二位、一二年には第三位となり、さらに一三年に管外、管内への寄留者がほぼ同数となっている。

工業人口における寄留者は、この時代当初より多くなく、管外への例が稀であるが、管内への寄留についてみると、とくに明治一二年に増加があり、後半期にくらかの人口増の傾向を示している。

加えて、官員についてみると、当初多くが管内へ寄留していたことが伺え、管外への寄留例がない。

なお、別表『開拓使時代職分統計表』および『開拓使時代寄留者職分統計表』については、前者補注のごとく行政上の管轄区域の範囲に変遷があるので、必ずしも数値が一定地域におけるものとは限らず、この点で注意を要する。また、ここにおける記述は、それら両表に沿ったものであるので、現石狩町の行政区域内あるいはその範囲のみに限って述べたものではない。

第二章 漁業

第一節 明治年間の漁業

明治三年までこの地方の漁業の様子については、上巻第三篇第五章に記されているが、明治三年には漁場を出願者に貸付する方法がとられることになって、それまでの漁場の官捌が廃止され、同年三月、石狩郡および浜益郡の漁場が出願者へと貸付された。しかし、漁場は翌四年七月には共有化され、さらに、六年七月一般に払下げ、民有化されることになった。また、九年一月になると、開拓使は乱獲を防ぐために、無税の上定めになかった従来の漁場の境界を明確化し、入札によって漁業を許可することにした。

そして、この間の石狩の浜における鮭漁は、明治元年、一一三万五〇〇〇尾、同五年、一一四万五〇〇〇尾と盛大で、六年六月に石狩を訪れた金沢の一戸長林頭三の記すところによると、鮭漁の時期には例年二千人もの寄留者がここに収容されていたという。

なお、明治八年には初代井尻静蔵がこの地で漁業および商業に従事することになり、まもなく同氏は石狩・厚田二郡の漁業者の第一人者となった。

この地方の鮭の漁獲高は、次表のごとくその後一〇年代半ば過ぎまではとくに減じておらず、たとえば明治一〇年一月九日の一回の曳網で三千尾以上も補獲されたというが、明治一七年より減少傾向を認めることができ、さらに二六年より一段と減るようになった。

明治期石狩郡鮭鱈收穫高等統計表

年次	漁獲高	年次	漁獲高	年次	漁獲高
明治一年	一、一三五、〇〇〇 (尾数)	明治二年	九五四、〇〇〇 (尾数)	明治三年	七二五、〇〇〇 (尾数)
二年	九三〇、〇〇〇	三年	九四五、〇〇〇	四年	五六二、〇〇〇
三年	一、〇三〇、〇〇〇	四年	一、一六〇、〇〇〇	五年	四七〇、〇〇〇
四年	一、四五五、〇〇〇	五年	八六五、〇〇〇	六年	四六〇、〇〇〇
五年	一、〇三〇、〇〇〇	六年	一、四八〇、〇〇〇	七年	五四三、〇〇〇
六年	九〇〇、〇〇〇	七年	一、〇〇〇、〇〇〇	八年	二七〇、〇〇〇
七年	六二三、〇〇〇	八年	五八二、〇〇〇	九年	一七〇、〇〇〇
八年	九一〇、〇〇〇	九年	五〇三、〇〇〇	一〇年	二一〇、〇〇〇
九年	八六五、〇〇〇	一〇年	七九八、〇〇〇		二五〇、〇〇〇
一〇年	七二五、〇〇〇	一一〇年	六四五、〇〇〇		二六九、〇〇〇

(「石狩漁業会」調)

明治期石狩郡鮭鱒收穫高等統計表

年次	内容	鮭			鱒		
		收穫高 石	百石價格 円	總額 円	收穫高 石	百石價格 円	總額 円
明治二年		一五、五三三・三三	六八〇	一〇、五六一九八・六四			
三年		一七、二二一・三〇	六〇五	一〇、四二二・三七			
四年		一五、〇五六・二三	五九九	八、九、五八三・九一			
五年		一四、二五八・三三	四八〇	一六、三三五・九八			
六年		一七、二七五・八三	五九五	一〇、二七九・二〇九			
七年		一〇、四七九・〇三	七七〇	八〇、六八八・五五			
八年		一五、一六五・二三	九〇五	三七、二四四・四四			
九年		一四、四一九・三三	七五〇	一〇、八一四・九八			
一〇年		一二、二六六・七	七〇五	八、五、五三・二四九			
一一年		一五、九四九・〇三	七四五	二、八、六四・〇七			
一二年		二二、三八七・二七	九三二	二〇、八、七五・二六			
一三年		一九、三三三・〇六七	一、〇〇二	一九、七四〇・二八三			
一四年		一四、四四八・三三	一、〇五〇	一五、一、四八・二二			
一五年		二四、六五四・一八三	六四五	二、五、九〇・二九八〇			
一六年		一六、六六六・二七	三〇〇	四、九、九八・六五二			

一七年	九七六、四三三	六四〇	六二、五六九、二七二	一、三九六、六八八	五七二
一八年	八三九、四一八三	六五〇	五四、五六二、一九〇	一、四八八、三三三	五八八
一九年	三、二七七、七八三	五七〇	七五、六八三、三六二	一、八〇〇、〇三三	八七四
明治二〇年	二〇七九、一八五〇	六七五	七、八七五、五六二	一、三九六、六八八	五八八
二一年	二、二一三、三八四	三三二	七、八七五、五六二	一、三九六、六八八	五八八
二二年	九三、八、九三三	七五九	九、一五九、七三三	一、四八八、三三三	八七四
二三年	七、八四九、一八三	八四七	七九、〇四四、三三九	一、八〇〇、〇三三	六四〇
二四年	七、七二六、七三三	三〇三	六〇、二五九、六四七	一、八〇〇、〇三三	六四〇
二五年	八八七、五三五〇	七六八	六九、二六二、〇七七	一、八〇〇、〇三三	六四〇
二六年	四、一三七、七六七	八九七	八、二五九、九九〇	一、八〇〇、〇三三	六四〇
二七年	二、四五六、五六七	九一五	八、二五九、九九〇	一、八〇〇、〇三三	六四〇
二八年	三、二九四、六三三	八二、〇七三	三、六〇二、六八五	一、八〇〇、〇三三	六四〇
二九年	三、五七三、七〇二	八九九、二二六	三、三〇九、〇三三	一、八〇〇、〇三三	六四〇
三〇年	四、四二五、八六八	八四四、六三三	四、四〇二、〇二四	一、八〇〇、〇三三	六四〇
三一年	六、六一七、三四九	一、八〇〇、〇二五	五、一六二、四九八	一、八〇〇、〇三三	六四〇
		一、六六九、五五五	七、九四八、六三七五	一、八〇〇、〇三三	六四〇
		一、六六九、五五五	一、〇七、八三三、五五四	一、八〇〇、〇三三	六四〇

三二年	五九八、二七 二六四四、四一八	二一六、六六 二二五、五五一	三四、五三、三〇二 五九、五五、六六八	二九、四九一	一、八六〇 九八五	二、四〇九、八一四
三三年	一、四七七、六四九 三八三、四六四	二〇八、三〇八 二二五、二五五	三〇、七八〇、六六九 八九、四八七、三六六	二、四六〇、六六一	二、一五一 三、四〇	三、四三、七五〇
三四年	一、四一、二三二 一〇一、五八六七	二五、二、七九〇 二五、七二五、二五五	三二、一七四、五九八 五、一八七、二五五	三、〇〇〇 九二、四〇〇	二、六四〇、〇〇〇 二、四三九、五五〇	七九、二〇〇 二、三、五八四六
三五年	二〇七八、九八四 二二六七、七〇八	二、四八五、〇 二二〇、九四一	二、三、一八、〇八七 五、二七、三六三	四八、五〇〇 二四〇、三六五	二、四〇〇、〇〇〇 二、一七四、〇〇〇	九八、九四〇〇 五、二、五、六七〇

編者注・一欄に二列記載のある場合には、右側が塩鮭または塩鱒、左側が生鮭または生鱒

(『河野常吉ノート』による。)

また、明治一〇年代前半の鮭漁の盛況は、以上の表からも察することができ、一三年における『石狩郡漁民会社』の記録によって、当時の鮭漁獲高、漁船、船主等についてみると次のようである。

明治十三年石狩川鮭漁獲漁具一覽表

漁場区域	収獲高石数	収税高石数	漁船数(隻)	引網間(間)	統数(統)	漁夫(人)	漁業者氏名
西浜川口	三、三三本 五〇石	三、四八本 五石	磯保津	八〇〇	一	三	磯部三郎
西浜	八七、八六本 一、四四石	三、六六本 五石	磯洞舟	一、五〇〇	一	三	井尻半右門
同	六、六六本 三九石	四、九本 九石	磯洞舟	一、二〇〇	一	三	篠本幸吉
分	七、〇七本 四石	六、六六本 二石	磯洞舟	一、〇〇〇	一	五	大矢順次郎 篠本幸吉

同	同	茂	澗	澗	同	養	上	下	若	堀	堀	来	聚
			郡	郡		生	貞	貞					
		尻	太	別		芝	寧	寧	生	神	神	札	富
二五、 四〇石	六、 二〇石	一七、 五二石	八、 三六石	四、 三三石	三、 二四石	五、 六六石	元、 四七石	毛、 五〇石	四、 三九石	一、 二六石	三、 九六石	六、 二五石	三、 六三石
六、 二五石	一、 五三石	四、 三七石	四、 三三石	三、 五五石	三、 二四石	九、 二五石	七、 三三石	四、 三〇石	二、 一〇石	八、 二七石	三、 二〇石	五、 三六石	五、 七七石
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	丸保 木津	磯胴 舟舟	〃
											二二	三一	
一五	一〇	一七	一五	一五	一五	一五	一〇	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一、 二〇
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一
三	元	元	三	三			三	三	三	三	三		三
奥 村 兵 助	寺 尾 秀 次 郎	金 沢 勇 吉 代 人	同 人	菊 地 喜 助	長 浜 吉 松	同 人	石 狩 在 来 民	同 人	井 尻 半 右 之 門	同 人	山 田 久 五 郎	工 藤 多 六	山 田 久 五 郎

[illegible]

[illegible]

計 五八ヶ所	知 狩	中 浜	聚 富	同	対 雁上向	対 雁下向	ト ママタイ	タ ネヤウス	ト エビタリ	当 別太	カ マヤウス	ポ ンビトエ
一、二六、四五石 二、〇五石	一、八、五五石 三、〇〇石	一、四、五二石 一、四、五二石	一、三、八〇石 一、四、五二石	一、七、四七石 一、九石	一、七、四七石 一、七、四七石	一、六、八〇石 一、六、八〇石	一、六、五五石 一、七、五石	一、二、〇一石 一、四、八石	一、六、八〇石 一、六、八〇石	一、三、八二石 一、三、八二石	一、八、四九石 一、八、四九石	一、一、七〇石 一、一、七〇石
一、二六、四五石 二、〇五石	一、八、五五石 三、〇〇石	一、四、五二石 一、四、五二石	一、三、八〇石 一、四、五二石	一、七、四七石 一、九石	一、七、四七石 一、七、四七石	一、六、八〇石 一、六、八〇石	一、六、五五石 一、七、五石	一、二、〇一石 一、四、八石	一、六、八〇石 一、六、八〇石	一、三、八二石 一、三、八二石	一、八、四九石 一、八、四九石	一、一、七〇石 一、一、七〇石
丸保磯 木津舟	〃	〃	磯舟	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二、〇六八			二、一									
	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
二、四ヶ統	一	一	一	二	二	二	二	一	二	二	二	二
二、〇〇人	吉	釜	吉	五	六	七	六	八	六	六	六	三
	同	同	桂	秋月トワシカンテ	樺村	吉井松五郎代	南与太郎	鈴鹿伝兵衛	岡本久兵衛	吉賀範六代	高田由松	横山喜藏
	人	人	甚四郎		勇藤郎	元吉				平吉		

明治一三年石狩川入港鮭積取船舶一覽表

縣使府	船形	船名	積量	鮭積高子	出入港	水夫人員	國名	町村名	船主姓名
山形縣	日本形	三寶丸	三六四石	七五六束 三三二束	十一月十日	八	羽後國	酒田船場町	小倉 金藏
同	同	福壽丸	三七〇石	五一束 二〇六束	十一月十三日	六	同	同	同 人
同	同	三杜丸	四四八石	七九二束 三七八束	十一月十六日	一〇	同	同	本間長三郎
同	同	天神丸	四七五石	七九二束 二七八束	十一月十八日	八	同	同	小倉 金藏
新潟縣	同	榮福丸	四六六石	九七三束 一九四束	十一月十九日	九	越後國	太郎代浜村	南 半之助
開拓使	同	永久丸	五一七石	八五三束 二〇七束	十一月十九日	九	後志國	信香町	藤山 要吉
新潟縣	同	永昇丸	三三〇石	八四五束 三〇〇束	十一月十九日	六	越後國	新潟町	岩瀬 藤七
大阪府	西洋形	榮福丸	六六噸	七九一束 二〇四束	十一月三十日	六	摂津國	京橋三丁目	越木 政七
新潟縣	日本形	良運丸	二七七石	八一〇束 一〇七束	十一月三十日	九	越後國	新潟町	新谷 彦八
新潟縣	日本形	白山丸	三四四石	四四〇束 二〇八束	十一月十六日	九	越後國	宮川村	猪俣 萬作
山形縣	同	日枝丸	二五四石	四七〇束 七六樽	十一月十六日	九	羽後國	酒田船場町	本間長三郎

同	同	同	同	同	同	同	新潟縣	秋田縣	山形縣	同	新潟縣	山口縣	同
同	同	西洋形	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
魁越丸	第二陽徳丸	正徳丸	明神丸	喜徳丸	永久丸	元金毘羅丸	干魁丸	吉益丸	幸徳丸	福寿丸	善通丸	神宝丸	加藤丸
六〇噸	七二噸	七五噸	四二七石	四四七石	三七九石	五四八石	二四七石	二九七石	三四六石	三八八石	二七九石	五三〇石	三〇六石
一九一五束	九二二束	一〇〇七束	八一八束	一四一束	八一〇束	一〇一〇束	八九一束	二四九束	一七〇束	二六〇束	五二七束	六九二束	五〇二束
十二月一日	十一月十八日	十一月五日	十二月二十日	十一月十九日	十一月十二日	十一月十一日	十一月九日	十一月八日	十一月六日	十一月六日	十一月六日	十一月六日	十一月六日
七	八	八	八	九	八	一一	一一	六	七	七	八	一〇	八
同	同	同	同	同	同	同	越後國	同	羽後國	同	越後國	周防國	同
太郎代浜村	同	新発田	同	新潟町		新潟町	鴉泊	比浦村	酒田船場町	東堀	沢海村	浜方	加茂村
南半之助	鍵富之作	白勢成熙	斎藤喜十郎	浅野惣十郎	村田吉藏	菅原次郎吉	白勢成熙	田沼慶吉	秋野平次郎	斉藤善十郎	渋谷要八	山根修三	岩井久五郎

同	同	同	同	同	開拓使	同	同	同	山形縣	同	同	同
同	西洋形	同	同	同	日本形	同	同	同	同	同	同	日本形
第二高秀丸	高秀丸	亀吉丸	庚辰丸	甚徳丸	壽丸	長豊丸	萬葉丸	元功運丸	功連丸	觀力丸	八幡丸	長生丸
一六噸	一六噸	三三〇石	二九四石	三三〇石	五七七石	五一五石	二五〇石	二七九石	三六二石	二二七石	一九〇石	二二三石
三五八束	三〇二束 二七樽		八一束 五〇樽	二五八束 二五八樽	三七九束 二八一樽		六四二束 二一三樽	四〇七束 一八三樽	五一四束 六〇樽	八七二束 一八四樽	三八五束 二〇樽	三七九束 二八一樽
十月七日	十月七日		十一月十一日	十一月十一日	十一月十日	十一月九日	十二月十二日	十一月十九日	十一月九日	十二月三十日	十二月三日	十二月二日
四	四	一	九	七	一〇	八	八	八	八	八	六	六
同	後志國	石狩國	後志國	同	渡島國	同	同	同	羽後國	同	同	同
同	手宮村	厚田村	小樽港町	相沼内村	福山	酒田船場町	加茂泊町	同	大山村	次第浜村	同	新潟町
同	奥村兵助	加納由太郎	加藤庄藏	山田六右衛門	工藤忠兵衛	須田長助	東勘太郎	同	加藤幸五郎	渡辺善右衛門	風間倉四郎	芥部喜兵衛

(明治一三年、石狩郡漁民会社編)

明治一三年石狩川入港船舶一覽表

八幡丸	平安丸	幸新丸	榮福丸	寶正丸	嘉永丸	長久丸
和合丸	開運丸	長徳丸	大寶丸	喜宝丸	久寶丸	福昌丸
観音丸	徳榮丸	正寶丸	榮壽丸	寶福丸	幸運丸	長徳丸
榮宝丸	福一丸	福壽丸	久榮丸	寛光丸	順寶丸	久力丸
二見丸	三吉丸	開福丸	天運丸	三吉丸	順徳丸	榮壽丸
長榮丸	神徳丸	福長丸	古現丸	忠久丸	榮吉丸	徳榮丸
金毘羅丸	幸吉丸	稻荷丸	龍市丸	善福丸	榮徳丸	寶久丸
蛭子丸	金寶丸	大神丸	小高丸	通徳丸	順風丸	寶重丸
末廣丸	寅一丸	重福丸	鶴榮丸	權現丸	福徳丸	幸神丸
伊勢丸	古岸丸	金徳丸	峯神丸	神明丸	長榮丸	金福丸
齊喜丸	久福丸	重福丸	明神丸	幸新丸	長傳丸	観榮丸
榮宝丸	神力丸	古岸丸	久福丸	古峯丸	明本丸	清徳丸
榮喜丸	貞一丸	漕運丸	住吉丸	永壽丸	數寶丸	塩谷丸

外五拾石未満二十五隻保津船等會社ニ登録セサル者ハ除ク

(明治一三年、石狩郡漁民会社編)

なお、同一三年における『石狩郡漁民会社』の役職者は次の通りである。

社長 田付清 佐衛門
 頭取 畠山 萬吉
 同 古谷 長兵衛
 同 工藤 茂兵衛
 同 奥村 兵助
 同 工藤 多六

また、同会は明治一九年十一月、『石狩漁業組合』と改称され、さらに明治三十六年一月、『石狩漁業組合』（組合員一七四名）は『石狩水産組合』とされた。
 加えて、鮭漁に伴う開拓使時代の税の様子についてみると次表のようである。

明治一三年に至る札幌本庁管下海産税

種類		税率	国	郡	沿革	納期
二割五分	二割	石狩	厚田、浜益	旧二仍ル	従前海面及石狩川上流下流ノ別ヲ以テ一割二割	十一月
						石狩郡ニ限り一季 漁業収獲物を初中 後二回二区別収税 ヲ例トス。其納期

鮭	
二	割
石狩	
石狩	
三割二区分シ徴収ス。明治六年石狩川字「ビト ヘ」ヨリ上流ハ二割、同字「ヘキリトシカ」ヨ リ下流及海面ヲ二割五分ト改正ス ハ該年漁獲ノ多寡 ニ因ルト雖モ概ネ 初季ハ十月十五日 マデ、中季ハ十月 三十一日マデ、後 季ハ漁業ノ終トス	

（『開拓使事業報告』による。）

次いで、明治一六〇一八年至る漁民人口と港湾輸出入物品原価および一七、八年の漁船数についてみると次のような統計がある。

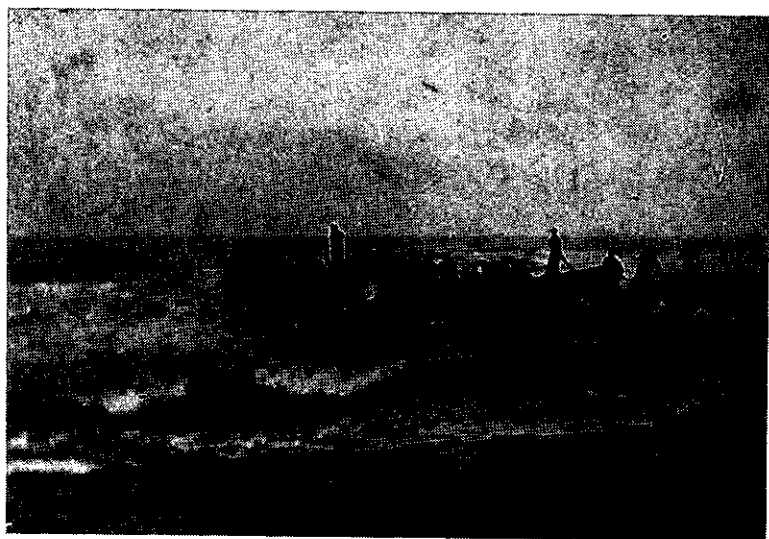
明治一六年漁民戸口表

郡別區	名		専		業		兼		業	
	戸	數	男	女	戸	數	男	女	戸	數
濱益郡	一九二	七二四	二四	二八	〇	〇	〇	〇	〇	〇
厚田郡	一七四	一、一七〇	四四	二四八	〇	〇	〇	〇	〇	〇
石狩郡	二四	四四	二八	二八	〇	〇	〇	〇	〇	〇

（明治一六年札幌縣『札幌縣勸業課第貳回年報』による。）



石狩浜（西浜大網）村山鮭漁場の鮭運搬作業



石狩浜（西浜大網）の胴船による鮭漁

明治一七年漁民戸口および漁船表

郡名	石狩郡	厚田郡	濱益郡
海河	海河	海河	海河
戸數	二四	七一	一八四
男	五〇	一六	四一六
女	五二	一九	三六一
計	一〇二	三五	七七七
戸數	二	二	六一
男	三	二	一一四
女	三	七	一〇九
計	六	九	二三三
五間以下	一六一	一五	四二五
五間以上	二六	一二	八〇
計	一八七	二七	五〇五

明治一八年漁民戶數表

郡名	漁場	専業	兼業	平均一戸人員
石狩郡	海河	戸數 二四	戸數 三一	六・八
厚田郡	海河	一六三	二三一	二・三
濱益郡	海河	二二五	九二	九・二
		男 八五	男 五二	
		女 七五	女 三二	
		計 一六五	計 八四	
		一、四八六	九八	
		二、二九	三六	
		二、一八七	三八	
		四、七五	二二〇	
		四、五七	三三六	
		九、三二	三三六	

明治一八年漁船數表

郡名	漁場	三間以下	三間以上	四間以上	五間以上	計
石狩郡	海河	三四六	三四五	五四三	二二三	一四三二七
厚田郡	同	一六二	九〇	九九	六四	四一五
濱益郡	海河	二七八	九六	一〇一	九二	五六七

(「札幌縣第四回勸業年報・明治十八年」による。)

明治一六〇一八年港灣輸出入物品原價表

		輸		出		輸		入					
港灣名		十八年		十七年		十六年		十八年		十七年		十六年	
石狩灣		二七、六九〇圓		二八、一八一圓		二九、九四一圓		一圓		一圓		一圓	

(「札幌縣第四回勸業年報・明治十八年」による。)

明治一〇年代後半から統いて二〇年代に入っても、鮭鱈漁は不漁の傾向を示すが、いまその二一年における様子、『北海道廳勸業月報』第十号によってみると次のように言われている。

「石狩川ニ於テ本年九月二十日ヨリ同三十日迄ニ漁獲スルモノ壹千四百五拾壹石余十月一日ヨリ十五日マテニ三千六百石餘ヲ漁獲シ合セテ五千五拾貳石餘之ヲ二十年ニ比スレハ五百五拾壹石餘ヲ減ス現今盛漁ノ期

節ナルモ降雨多キカ爲メ潮上薄ク西濱大曳網ノ如キモ往々一回ノ漁獲僅ニ四五束（貳拾尾ヲ壹束トス）許ニ止ルアリ又川曳網ハ一回壹尾ヲ漁獲セサルコトアリ追々薄漁ノ景況ナルヲ以テ漁民等盛漁ヲ企望セリ（十月廿日石狩郡役所報告）」

また、石狩郡ほかにおける明治二〇～二四年に至る間の水産物収獲高および代價、漁船数および漁網数、並びに明治二四年の漁場数および海場干場面などについてみると、次のような統計記録がある。

明治二〇、二四年水產物收穫高表

郡名	石狩	厚田	濱益	(拾四計)	廿三年	廿二年	廿一年	二十年
生蛙	一、六五五	二〇	一、〇〇〇	六、六五五	二、〇九六	二、〇〇六	一、八五五	四、七三三
生鱒	四六	一	一	四六	一、八七	一、七	二、六	二、五三
鯨粕	一	三、三三	二、〇〇〇	五、三三	五、八四	五、七五	五、三三	四、八五五
身欠鯨	一	三六	一五	四六	五、八	五、一	一、二六	六、七
胴鯨	一	八元	五〇	一、三九	一、三九	一、三三	一、二二	一、八六
外割鯨	一	一、二	一	一、二	五	一	一	五
塩蛙	六〇八二	六三	七五	七、七九	七、二四	一、八七八	一、四一七	三、七四〇
塩鱒	一	一	一	一	一、四	一、四	一、四	一、四
乾鱈	一	一	五	五	三	六	三	七
乾鮑	一	一	五	五	五	一、四	三	七
鮑	一	一	二	二	三	七	二	二
煎海鼠	九、七	六、四	五	五	三	四、六	二、六	六
其他ノ草	九、七	六、四	三、四〇	二、四二	二、六八	三、七五	三、〇一	二、五七

明治二〇〇二四年漁類収獲高および代價統計表

郡名	敷量	代價
石狩郡	九、二八四	七九、九四四
厚田郡	三八、二三八	二一、〇八五
濱益郡	二五、二二二	一六五、七二四
合計(以上二四年)	七、七三四	四九五、三三八
二十三年	七九、七五九	四七三、一四五
二十二年	七八、〇九八	四三二、一九七
二十一年	七二、二六一	四七二、九二三
二十年	七七、一三一	

明治二四年末調査漁場数および海産干場面積表

郡名	區別	漁場ノ数	海産干場
札幌郡	河	(鮭) 五十七ヶ所	二町九反
石狩郡	海河共	(全) 五十七ヶ所	十八町四反
厚田郡	海岸	九十一ヶ所	二十五町六反
濱益郡	全上	百七十五ヶ所	二十四町八反
合計		三百貳拾三ヶ所	七十一町七反

明治二〇～二十四年漁船魚網累年対照表

年 別	石 狩 郡		厚 田 郡		濱 益 郡	
	漁 船	漁 網	漁 船	漁 網	漁 船	漁 網
廿四年	二四一	一四四	六五二	三、七三八	一、二五八	一、二五九
廿三年	一二六	一四七	六三〇	三、五三八	一、〇五四	一、一四二
廿二年	一六七	一四七	七三七	二、九〇三	五八八	一、一八二
廿一年	一四九	一四三	六五八	二、四一五	八九七	五一一
二十年	一七五	一一七	五四三	二、一六九	七九八	五五九

(以上四表、久松義典『開拓史、釧北海道通覧』による。)

さらに、明治二〇年頃の石狩における鮭鱒漁業従事者の組織、役割が、次のように紹介されている（『鮭鱒聚苑』一九四二年刊）。

上代鮭鱒漁業經營を分類すると「資本主」、「漁場主」、「雇夫」の三部門になる。別に「出面取」（英語の Day man と同音同意）といふのがあって雇人の一種に属するものがある。それらの關係は鯨漁業と同様だが、明治廿年頃の鮭場雇夫の事情に就いて、石狩の例を左に掲げると、雇夫即ち漁民を分けて左の各種とする。

〔大船頭〕舟子、雇夫、出面取等を指揮し漁獲に従事する。

〔カンビ〕帳場、會計を掌るもの、給料不定。

〔網掛船頭〕 漁船に乗り漁撈するもの、大場所は一期の給料参拾五圓内外と其漁獲の中から鮭百尾乃至二百尾を給與す、大概二人を要するが、小場所では貳拾圓内外である。

〔小船乗〕 通常二人で網袋を卸すことを擔當する。

〔若者頭〕 給料は漁夫と同一だが「九一」分配等の時に差等がある。

右の外に「道具掛」、「夜番」、「飯焚」等種々の擔任があつた。又漁夫の外に「切倉掛」、「ソボロ掛」の二職があつたが、之等は熟練者の分擔で、特にこれに従事するものを雇入れた。

〔切倉掛〕 収獲物を倉庫に配置、鹽切等をする。

〔ソボロ掛〕 筋子を製するもの。

漁夫の使役は漁撈の難易、網の大小等によって異同はあるが、各別に適材適所に従事するのを例とした。

これに続けてまた、経営面が以下のように記されている。

青田賣 漁業者に「青田賣」又は「賣附」と唱へる一種の賣買があつた。昔、資金の乏しい出稼漁業者が、未収獲の魚を船主、問屋、仲買人等に豫約賣買して仕込金を求めたのである。例へば甲某の一濱（漁業權）を金貳百圓で乙某が借受け、當座手付金百圓を渡し、其約束證を以て丙某に賣却し、金貳百圓乃至参百圓を前借して漁業仕入とする。さて漁事に著手して大漁ならば、乙に殘金百圓を渡しても尚ほ若干の利益を得られるが、若し不漁ならば、漁夫の給料も支拂ふことが出来ぬ譯である。此時は親方が自滅するのは勿論だが、生活に窮するのは漁夫である。また「部方網」といふのがあつて、初から無資本でかゝり、大抵結氷の頃から始め、親との貸借に、親方七分、借方三分の割で利益を配分することゝし、但し米、味噌、鹽などを借方の負擔とすれば四分、六分の分配となり、即ち親方が四分の配當を受けるのである。

青田賣を為す漁家は豫想外の豊漁を得なければ利益は全く轉じて買主たる資本主（仕込金主）の所得となり、骨折り損のくたびれ儲となった。

同じ頃の明治二〇年における漁夫の所得についてみると、「漁夫の所得は各地で異なるが、石狩鮭場では、多いものは収獲高の三割、少くとも二割を下らなかつた。明治二十二年給料の概算は秋の彼岸前一ヶ月貳圓、彼岸後は一ヶ月壹圓五拾錢を給した。石狩の如きは給料少く、給料外の所得即ち収獲高での約束を定め、配當する額は極めて多かつた」（『鮭鱒聚苑』）と言われ、次のような数値が示されている。

明治二〇年鮭漁雇夫人員及び所得

國 名	人 員	所 得	
		給 料	給料外の手當
石 狩	男 四三五 女 六三二	五、八三六 二、三三五	二、一九五
後 志	男 一、三八三 女 一、三八三	一〇、八三五	二、五〇五

（『北海道漁業志稿』による。）

なお、漁夫の人員は年により多少の増減があるが、鮭鱒業の場合は鯨業の場合に次いで多く、北海道全体の明治二〇年においてその数は三万人近くであったという。

さらに、当時の鮭鱒漁に伴うこととして、次のような慣習や「網卸」ほかの祝事が知られている（『北海道漁

「網卸」といふのは鯨漁と稍々同じで、漁家は幸先の祝ひを為す。大低彼岸前後に日を撰び、親方（漁場主）が漁業の準備を完了すると、家族並に雇夫を集めて盛大な祝宴を張る。石狩等では料理店、貸座敷等は、大抵此日を卜して大いに利を取むるから、某日は某親方の網卸だといふので、指を屈して之を待ってゐた。網卸の當日は、親方は祝をなすと同時に、其年の漁事の着手順序を定め、漁夫と約束をするのを例とする。其第一は給料の確定、第二は「何河」を曳くといふ。「河」といふのは網の意で、十河を曳くとは十回曳網をするといふ謂である。そして十一、二河を曳くとせば、其の一河は漁夫に與へることゝし、十五河を曳くときは三河を漁夫に與へることゝする。此數のうち漁夫の所得は「何河」目にするといふ順番を立てるから、不幸にして親方の分に當る曳網が少く、漁夫の番の収獲が多いことがある。併し二十河も曳くことは稀で、大低十三河を普通とする。親方の協議申渡を聞いた漁夫達は一旦熟考の上返答することゝして別室に退席し、漁夫一同相談して、その結果を二、三の代表者によって返答するが、親方と漁夫方との意見が合はない事もあるが、大低は互に譲り合つて協調する、此協定が妥結してから後ち始めて漁事に着手するが、其前に多少漁獲することがあつても、それは計算には入れないことゝしてあつた。

「漁夫の所得」 給料は定めぬ通り渡すが、何河かを曳いて得た漁獲は、親方の方で例令ば百石五百圓といふが如く相當の價を定めて正金で買入れる。若し商人の方が親方の値段よりも高値な時はこれに賣渡すことは漁夫の意の儘で、此場合、親方は其實上金を預り置いて漁期了つて後之れを渡す。

「寐日」 之は漁夫の「所勞」の意で、漁夫が事故によつて働に出でぬ日をいふ。例へば、一人の漁夫が前夜飲過ぎ等の為め、翌日出て働かぬ場合は、其仲間一同は連帶で罰金壹圓五拾錢を出す、眞の病氣で休む場合でも五拾錢は出すことゝなつてゐる。この寐日には一日を四分して、朝のみ休めば二十五錢、半日休め

ば三十錢といふ如く割合を立てゝあるから、之れを面白からず思つて中途で逃げる者がある。漁場には漁夫の名札を掲げて、△□○等の符號を以て寐日の長短及び日數を數へ、漁期の了つた時、之れによつて計算して給料及び所得から差引く。それ故寐日の多い者は丸裸となつてしまふ、かういふ者達は多く逃げるのである。漁夫二十人で一網を曳くものと假定し、其中に寐日の者五人あつても、親方は網數を減じない、漁夫は自己の取り前に關するので、かような場合には、漁夫等は他から雇夫を集めて來てその補缺をなしても網を曳くに至る。

「食事の度數」 漁夫の食料は、一日一人凡そ一升二合を度とし、通例一日に五回の食事をする。即ち朝は三時、其次は八時、正午、午後三時または四時、八時といふ工合である。

「漁夫の供給」 通例七、八月頃から傭入れが初まるが、雨が多ければ札幌邊から出稼ぐ者が多く、此の場合、親方は前貸しをせずとも自由に人を得られるから、逃げる者も少いが、時によつては漁夫が不足で、止むを得ず前貸しをして頼む、此場合逃げる者も割合に多い。併し親方としては漁夫の不足な時には、之れを知りつゝも、頼まねばならぬ事がある。甲場所から逃げて來たものと知りつゝも、手不足の爲め雇入れる事があり、甲場所でも之れを搜索する暇がないと、仕方なく他から流用して漁業をする事もあり、年によつて様々である。

また親方の方にも悪い者があつて、一旦約束した金の若干は與へ、後になつて、濱並と稱して約束より少額の金しか渡さぬ者もある。つまり漁夫の方で親方に欺かれる場合であるが、かゝる場合にも逃げる者が出る。親方の中には漁夫を大いに優遇する者もあれば、然らざるもあつて、優遇する方では、米は中等以上のものを與へ、味噌汁も日に二回與へるといふ工合だが、冷遇する方では、米は古米、菜は漬物に鮭鮓のみといふ様な譯で、冷遇から來る逃亡者も又大いに有る。以上は石狩鮭場の概況であるが、他も亦之れと大同小異である云々。

網卸の祝 神の意志による天候、風波の運命に支配される漁夫が縁起を擔ぎ、大漁には小供のように喜ぶ純情は笑ましいものである。鮭漁場には漁期中三つの祝ひ日がある。第一は網卸の祝で、漁撈を始めやうと網を卸すときその前途に幸あれかしと祝ふのであるが、實際に網を卸す頃は多忙であるため、比較的ひまな日を選んで祝ふことになる。次はお盆の祝で舊曆によつて八月の中ばころお祭り騒ぎが演ぜられる。第三は鰯別れで、いよいよ漁場を切揚げるとき、お互の送別會である。大漁のあつたとき大漁祝のあることは勿論である。 後略。

そして、二〇年代後半に至つて、とくに不漁が目立つようになると、漁業従事としては新たな事業の開発や生活手段を選ぶ必要に迫られた。そこで、三〇年代には新しい漁業の方向を手探りするかのように、次々と北海道庁長官や札幌支庁長宛の以下のような許可願が提出されることになった。

沼池拜借之儀ニ付願

石狩國夕張郡馬追原野區劃地之内字イユクシトウ

一、面積凡三拾萬坪 末紙圖面之個所

但シ水面之外四五萬坪堤防又ハ附屬地トシテ

右者今般別冊目錄見書之目的ヲ以テ養魚場設置仕度候間向フ拾ケ年間該所拜借之儀御許可被成下度此段奉願候也

石狩國札幌區南二条西六丁目拾四番地

平民農

明治三十年十月廿八日

富所廣吉

石狩國石狩郡花畔村三拾八番地

當時夕張郡馬追原野區劃地南拾壹號東壹線寄留

平民農

金子清一郎

北海道廳長官 安場保和殿

養魚場目錄見書

一、石狩國夕張郡馬追原野區劃地之内別紙圖面之イユクシトウに於て鯉魚之播殖を斗り将来同地之幅産を興し公益之原を造るを以て目的とす

一、明治三十一年より向三ヶ年間に於て鯉魚貳拾五萬尾左之割合を以て放養す

明治三十拾壹年度 拾萬尾

明治三十拾貳年度 拾萬尾

明治三十拾三年度 五萬尾

一、明治三十二年より毎年拾萬尾宛播殖之見込

一、明治三十三年度より八ヶ年間毎年三萬尾宛採取之見込

一、放養期後拜借年限内は番人耆人を置く見込

一、番人小屋は當分二間三間六坪之見込

一、採取漁具は小舟長二間半壹艘四ツ網二統及附屬等一切備付

一、拜借御許可之當日より滿十ヶ年後は本業に關する建物及び漁具一切無代價にて其村に譲り渡し同村之共有財産として永遠に保護なさしむる見込

右之通り相違無御座候也

明治三十年十月

富所廣吉
金子清一郎

公有水面使用願

石狩國夕張郡マオイトー

一、沼面 別紙圖面之通

此坪數凡數壹百萬坪

右者御命令ヲ遵守シ別紙目錄見書之目的ヲ以テ養魚場設置仕度候間向フ二十年間該所拝借仕度尤六ヶ年目ヨリ相当之使用料上納可仕候間御許可被成下度別紙繪面相添保証人連署此段奉願候也

明治三十一年五月廿四日

石狩國石狩郡花畔村三十八番地

平民農

願人 金子清一郎

當時夕張郡馬追原野區劃地南

十一號東一線丙號寄留

静岡縣遠江國濱名郡吉津村字鷺津八十番地

願人 野末榮順

當時札幌區南三條東四丁目一

番地北海寺寄留

札幌區南二條西六丁目拾四番地

平民農

富所廣吉

札幌區南一條西四丁目

保証人 若月保造

札幌區北四條西二丁目一番地

保証人 新田由平

札幌區南四條西四丁目十六番地

保証人 山崎孝太郎

北海道廳長官 安場保和殿

養魚場目録見書

一、石狩國夕張郡マオイトー別紙圖面之個所ニ於テ鰻鰻ノ蕃殖ヲ斗リ將來同地ノ幅産ヲ與シ公益之原ヲ造ルヲ以テ目的トス

一、明治三十一年ヨリ向フ五ヶ年間ニ於テ鰻及鰻左之割合ヲ以テ放養ス

明治三十一年度 鰻二十貫目鰻五十貫目

同 三十二年度 前同断

同 三十三年度 前同断

同 三十四年度 前同断

同 三十五年度 前同断

一 明治三十三年度鰻五百万尾蕃殖ノ見込ソレヨリ毎年倍增蕃殖スルノ見込

一、明治三十四年度鰻二十万尾蕃殖ソレヨリ毎年倍增蕃殖スルノ見込

一、明治三十六年度ヨリ向フ拾五ヶ年間採収ス初年鰻五拾貫目鰺五百貫目毎年倍增採収スルノ見込

一、番人小屋ハ当分二間半四間拾坪二棟ノ見込

一、水面ニハ區域ヲ定メ置耕地或ハ用水等ノ障害ヲ不成様注意仕候

一、採取漁具ハ竹筒竹籠ヲ用フ小舟長三間半四艘用ル見込

一、放養期後拜借年限内ハ番人二名ヲ置ク見込

一、拜借御許可ノ当日ヨリ滿二十ヶ年後ハ本業ニ關スル建物及ヒ漁具一切無代價ニテ其村ニ譲リ渡シ同村ノ

共有財産トシテ永遠ニ保護ナサシムル見込

右之通相違無御座候也

明治三十一年五月

金子 清一郎

公有水面使用願（編者注・再願提出書類）

膽振國千歳郡千歳村ヲサットー沼之内

一、水面 間口三百五拾間 別紙圖面之通
奥行八百間

坪数貳拾八萬坪

右者御命令ヲ遵守シ雜魚及蟹ヲ捕獲ノ目的ヲ以テ明治三十一年ヨリ同三十五年迄向フ五ヶ年間使用仕度接續地主及隣接使用者無之支障無之ニ付相当ノ使用料上納可仕候間御許可被成下度別紙繪圖面相添保証人連署此段奉願候也

明治三十一年一月五日

石狩國夕張郡長沼村區劃地

東一線南十二号番外地平民農戸主

願人 前田 磯次郎

同村區劃地東一線南十一番丙号

平民農戸主

願人 長坂 文七

石狩國石狩郡花畔村三十八番地

平民農

保証人 金子 清一郎

漁業方法

一、收漁ハ雜魚及蟹ヲ得地方ヘ販賣スルノ見込

一、漁業期ハ毎年四月ヨリ十一月迄八ヶ月間ノ見込

一、船舶ノ往來ニ障害ナキ様注意仕候

一、採漁法方ハ差網及簀建テニテ取揚ル見込

一、採取漁具ハ小舟長四間二艘附屬品一切備付差網ハ長サ四間拾枚ヲ用ヨル見込

一、小屋ハ三間六間拾八坪ノ見込

一、本業ハ五ヶ年ヲ以テ一期トス満期後更ニ繼續ノ儀出願スル事アルベシ

右法方ノ大略ニ御座候也

奉願上候

明治三十一年一月五日附ヲ以奉願上候膽振國千歳郡長都村水面使用願之儀何卒御許可被成下度奉願上候本年ハ前月ノ洪水ニテ畑作悉皆流失仕リ目下御救助ヲ抑キ居候仕間ニ付漁業ヲ以糊口仕リ度候間至急御許可被成下度奉願上候也

明治三十一年十月七日

石狩國夕張郡長沼村區劃地

東一線南十一番丙号

願人 長坂文七

石狩國石狩郡花畔村三十八番地

保証人 金子精一郎

札幌支廳長 加藤寛一郎 殿

漁業願之儀ニ付副申

石狩國夕張郡長沼村區劃地東一線南十一號番外地平民前田磯次郎外壹名部内長都村沼水面ニ於テ漁業出願候ニ付取調ノ処差支無シト相認メ候於長沼村漁業組合竝ニ同業者無之此段副申候也

明治三十一年十一月十三日

千歳郡千歳外三ヶ村戸長

岩田秀雅

北海道廳札幌支廳長代理

北海道廳 蔭山逸夫 殿

膽振國
願書

本年一月五日附ヲ以公有水面使用願之儀前田磯次郎、長坂文七之両名ヲ以テ出願ノ処前田磯次郎者本月五日死亡ニ付長坂文七壹名ヘ右使用御許可相成下度此段奉願候也
三十一年八月十二日

札幌支廳長 村上 先殿

代理 金子清一郎
長坂文七

魚族放育願

夫レ北海道ハ山海之物産ニ富ム就中海産物之如キハ内地ニ冠タルコト疑ワザル処ナリ然ト雖モ魚族ノ内尤滋養分ノ多量ナル鰻ト鮎トハ之ヲ内地ニ需メザルヲ得ス其購求金額モ又少ナカラサルナリ茲ニ石狩國夕張郡マオイトーハ水面ニ於テ魚族採取ノ業ヲ営ム者ヲ聞ス惜ムベク放棄コレアリ候該水面ノ如キハ深淺ノ度又位置モ適宜ナルヲ以テ我等申合セ別紙ノ如ク法方ヲ設ケマオイトー水面ニ向フ五ケ年間鰻鮎ヲ放育仕リ将来同地ノ幅産ヲ興シ公益ノ原ヲ造リ度希望仕候若シ後年放育ノ魚族蕃殖致シ候上ハ相当ノ税金上納ノ上採取仕度此段御採用被下度奉願上候也

明治三十一年六月四日

金子清一郎

鮎雨鱒蟹漁業願

右私儀今般膽振國千歲郡長都沼ニ於テ別紙營業法方書ニ依リ鮎雨鱒蟹漁業致度候間御許可被成下度此段奉願候也

明治三十二年六月八日

石狩國夕張郡長沼村區劃地

東一線南十一号ノ丙号平民戸主

願人 長坂文七

石狩國石狩郡花畔村三十八

當地平民

願人 金子清一郎

北海道廳札幌支廳長 加藤 寛六郎 殿

營業方法書

一、漁業期ハ明治三十二年二月ヨリ同年十月迄ノ見込

一、漁船小舟長四間二艘

一、漁具差網ハ長四間幅四尺ノモノ拾枚ヲ用ユル見込

一、同曳網ハ長五拾間ノ者老枚ヲ用ユル見込

一、從業者四人

右之通り

右 長坂文七
右 金子清七郎

なお、本願いに対しては、次のような道庁札幌支庁指令が下されている。

北海道札幌支庁指令第三〇三號

夕張郡長沼村區劃地

長坂文七

外名

明治三十二年六月八日出願千歳郡長都沼ニ於テ鮎鮠漁業ノ件本年一期限リ認可候条左ノ條件ヲ遵守スベシ
明治三十二年六月廿日

北海道廳札幌支廳長 加藤 寛六郎 印

一、漁期ハ十月十五日迄トス

一、千歳川筋ヘ入漁スルヲ得ス

一、他日入込漁業者アルモ拒ムコトヲ得ス

沖出漁業願

石狩國厚田郡及濱益郡別紙圖面ノ箇所ニ於テ營業方法書ニ依リ鮎鮠鯨鰈ソイ漁業致度候間御許可被成下度戸籍證明書相添此段奉願候也

明治三十四年十月五日

北海道石狩國石狩郡花畔村三十八番地

北海道廳長官 男爵 園田 安賢 殿

金子 清一郎

營業方法書

一、漁期 自 一月五日
至 九月十四日

一、漁船々名 漁船

一、漁具縱十一尋横二百五十尋以内流網二統二百尋以内ノ打廻シ操網一統

一、從業者拾四人以内

一、根拠地石狩國石狩郡花畔村字北六線壱番地

右之通

明治三十四年十月七日

北海道石狩國石狩郡花畔村三十八番地

金子清一郎

鯿採取試業願

石狩國札幌郡對雁村字川下モ地先石狩川延長二千間ノ箇所ニ於テ別紙方法書ノ魚具ヲ以テ本年八月一日ヨリ
九月十日迄試業仕度候試驗成功ノ上ハ箇所ヲ定メ專業願可仕候間此段御許可被成下度奉願候也

石狩國石狩郡花川村大字花畔三十八番地

明治三十六年六月廿二日

金子清一郎

札幌支廳長 斎藤親廣殿

營業方法書

一、従業者二人

一、魚具筒圖面ノ品 百箇

長サ四尺 口八寸

筒幅二尺七寸

右之通相違無之候也

明治三十六年六月廿二日

金子清一郎④

このように明治三〇年代には、新しい漁業への試行が進められて行つたが、他方、初期に比べて収獲が大きく減じたとはいえ、鮭漁にもまだかなり依存していた。いま、明治三三年における鮭収獲高および価格の記録を示せば次の通りである。

明治三拾三年鮭収獲高及價格調（水産稅務署掛員名久井氏報告）

字マクンベツ

一、鮭貳百拾九束拾六尾 谷 七太郎

此石七拾三石貳斗六升七合 但百石ニ付金貳千四百

此代金千七百五拾八圓四拾錢〇八厘

字下モシリ

一、鮭百三拾七束〇八尾 前 同人

此石四拾五石八斗 但百石ニ付

此代金千〇九拾九圓貳拾錢

字下モシリ

一、 鮭百三拾束拾六尾

小 田 コ ウ

此石四拾三石六斗 但百石ニ付貳千貳百貳十

此代金九百六拾七円九拾貳錢

字中モシリ

一、 同貳百貳拾五束老尾

森 山 友太郎

此石七拾五石〇貳升七合 但百石ニ付金貳千三百

此代金千七百貳拾五圓三拾九錢壹厘

同同

一、 同百五拾八束〇四尾

白 井 權 藏

此石五拾貳石七斗三升三合 但百石ニ付金貳千四百

此代金千貳百六拾五 五拾九錢貳厘

同同

一、 同百貳拾八束

增 谷 平 吉 工 藤 金 作

此石四拾貳石六斗六升七合 但百石ニ付金貳千四百

此代金千〇貳拾四圓〇〇八厘

字上モシリ

一、 同三百九拾五束拾六尾

岩 尾 長四郎

此石百三拾貳石九斗三升三合 但百石ニ付金貳千四百

此代金三千百六拾六圓三拾九錢貳厘

字シビシビシウス

一、同百四拾六束拾九尾

木村 三太郎

此石四拾八石九斗八升三合 但百石ニ付金貳千百
此代金千〇貳拾八圓六拾四錢三厘

字ビラカヤウス

一、同百拾貳束八尾

前 同人

此石三拾七石六斗六升三合 但百石ニ付金貳千百
此代金七百九拾圓〇貳拾九錢三厘

字ウツナイ

一、同貳百四拾貳束六尾

白井 權藏

此石八拾石〇四斗三升三合 但百石ニ付金貳千貳百八十
此代金千八百三拾三圓八拾七錢貳厘

同 同

一、同五拾八束拾七尾

藤田 利兵衛

此石拾九石六斗貳升七合 但百石ニ付金貳千三百
此代金四百五拾貳圓拾九錢貳厘

字上当矢白

一、同五拾九束七尾

前 同人

此石拾九石七斗八升三合 但百石ニ付金貳千三百

此代金四百五拾五圓〇〇九厘

字上当矢白

一、同百拾四束拾貳尾

矢 嶋 常三郎

此石三拾八石貳斗八升三合 但百石ニ付金貳千百五拾

此代金八百貳拾圓〇九拾三錢五厘

同同

一、同拾三束拾尾

福 永 作太郎

此石四石五斗 但百石ニ付金貳千四百

此代金百〇八圓也

字ヲタビリ

一、同貳拾四束九尾

木戸万太郎代 森山タケ

此石貳拾壹石四斗八升三合 但百石ニ付金貳千貳百七十

此代金四百八拾七圓六拾六錢四厘

同同

一、同五拾貳束拾尾

井 尻 静 藏

此石拾七石五斗 但百石ニ付金貳千百

此代金四百〇七圓五拾錢

また、この翌三四年に、金子清一郎が受けた漁業許可にもとづき、『共同漁業会』が設けられ、次のような規約が定められた。

共同漁業會規約

目的

第壹條 該共同事業ハ會員各自誠實ヲ旨トシ該事業ヲ振起擴張シ以テ國家ノ幸福ヲ圖ルヲ目的トス

事業

第二條

今回金子清一郎カ官許ヲ受タル石狩郡海面區域海濱ヨリ屯里半沖五里半以内ニ於テ流網縦十尋
横五百間底網袋十七間
手網八十間從業者七人以内ニテ鰯鮪鰱鰒ソイノ五種類一月ヨリ八月三十日迄漁業ヲ實行スル事

第三條 該事業ハ有限責任ニシテ之ヲ左ノ三期ニ區別ス

第一期 創業資金七百五十拾円返戻スル迄ヲ第一期トス但シ第一期ヲ三ケ年内ト定ム

第二期 第一期ヲ經過シ第三期ニ至ル迄ヲ第二期トス

第三期 事業ヲ擴張シ遠洋漁業ニ及ビタルヲ第三期トス

第四條 創立員ハ金子清一郎安東岩藏ニシテ第三條第一期ノ間タ創業費豫算七百五十拾円ヲ以テ責任ヲ負ヒ事

業ヲ取扱フ者トス然トモ非常ノ事故ヲ生シタルトキハ之ヲ會員ニ圖ル者トス

但シ捕魚着手ノ日ヨリ理事者老名ニ日給ヲ宛行フ事

第五條 理事者ハ毎月末ニ監督者立會ノ上營業ニ関スル諸勘定ヲ為ス事又一月ヨリ五月迄ヲ第一期トナシ六

月ヨリ八月迄ヲ第二期トス期毎ニ漁業ノ實況ヲ官ニ上申シ會員ヘ報告シ純益ノ配當ヲ為ス者トス然トモ

資金完済迄ハ從業者ノ外無配當ノ事

純益配當

第六條 純益配當ハ之ヲ拾面ニ分ツ其差分左ニ

四面 創立員 二面 資金操出シ員

四面 從業者

資本金

第七條 創業資金ハ七百五十拾円ト定ム第二期ヨリノ資金ハ會員協議ノ上之ヲ定ル者トス

第八條 創業資金七百五十拾円ヲ拾五面ニ分ツ其一面ヲ金五十拾円ト定ム拂込期限左ニ

一金五十拾円 尅面

内 金拾五円 入會ノ當時拂込ム事

金三十拾五円 明治三十五年一月廿五日拂込ム事

從業者

第九條 從業者ハ七名以内トス純益配当ノ四面ヲ拾六ニ分チ從業者ノ働ニ依リ等級ヲ以テ之ヲ宛行フ者トス

役員

第十條 役員ハ当分左ノ二名トナス事業ヲ擴張スル場合ニハ會員協議ノ上之ヲ定ル事役員ハ総テ投票撰挙ヲ

以テ之ヲ定ル者ナルモ第一期間ハ創業者ノ内ヨリ尅名資金多額者ヨリ尅名撰出スル事役員營業ノ為メ奔走スル場合ニハ日給旅費ヲ宛行フ事

監督 一名 理事 一名

雜

第拾一條 會員ニシテ魚網ヲ更ニ發明シ官許ヲ得之ヲ利用シ會員ニ利益ヲ與ヘタルトキハ會員協議ノ上利益ノ幾分ヲ與フル事

第拾二條 會員ニシテ一己ノ私利ヲ圖リ他方ニ於テ同一ノ漁業ヲ起ス者又ハ一己ノ異見ヲ以テ該規約ノ素志ニ戻ル者アルトキハ之ヲ除名シ純益ノ配當ヲ没收スル事

第拾三條 會員ヲ偽キ不清ノ行ヲ為ス者アルトキハ其行為ヲ責メ若シ會員ニ損害アルトキハ其一倍ヲ償ス者

トス

第拾四條 後年該事業ヲ擴張シ遠洋漁業ニ及シタルトキハ該規約ヲ合資會社ニ變更スル事
第拾五條 該規約ニ漏タル要件及會員協議ノ上變更ナシタル要件ハ追加規約書ヲ造リ條項ヲ設ル事

右之通り規約ヲ為シタル上ハ後日異儀ナキ為メ茲ニ連署致候也

明治三十四年十二月廿日

石狩國石狩郡花畔村三十八番地

創業者

金子 清一郎 ㊦

石狩國札幌郡篠路兵村百五十二番地

創業者

安東 岩藏 ㊦

天塩國増毛郡別荘村字古茶内

當時石狩郡花畔村三十八番地寄留

除名

林 孫太郎 ㊦

札幌区南二條西二丁目拾三番地

勝見 藤治郎 ㊦

札幌区南二條西二丁目一番地

宮野 常之進 ㊦

札幌区南一條西二丁目四番地

除名

江口 弥太郎 ㊦

石狩郡花畔村三十五番地

除名

平山 鉄三郎 ㊦

なお、この會の当初の資本金は次の通りである。

創業資本金

一、金五拾圓	金子清一郎	㊦
一、金百圓	安東岩藏	㊦
一、金五拾圓	除名ス	㊦
一、金五拾圓	林孫太郎	㊦
一、金五拾圓	勝見藤治郎	㊦
一、金五拾圓也	宮野常之進	㊦
一、金五拾圓也	除名ス	㊦
一、金五拾圓也	江口弥太郎	㊦
一、金五拾圓也	除名ス	㊦
一、金五拾圓也	平山鉄三郎	㊦
一、金五拾圓也	除名ス	㊦
一、金百圓也	坂田常吉	㊦
一、金百圓也	後藤卯藏	㊦

第二編 産業編

同郡同村三十六番地

除名

札幌區北八條東一丁目番外地

小樽郡錢函村九拾五番地

除名ス

右伊藤專四郎□ハ都合ニ□□除名ス

坂田常吉 ㊦

後藤卯藏 ㊦

伊藤專四郎 ㊦

- 一、金五拾圓也 除名ス 伊藤 専四郎 ㊦
 一、金五拾圓也 金子 清一郎

但シ江口弥太郎分引受

従業者

- 林 孫太郎 ㊦
 除名ス 坂田 常吉 ㊦
 除名ス 平山 鉄三郎 ㊦

さて、このような規約にもとづいて出発した同会の具体的な事業の内容はというと、明治三五年の次のような操業記録および収支計算表により一端を伺うことができる。なお、そのうち支出書は当時の物価を物語ってくれる。

漁業ニ付記録

明治三十五年三月十八日

○船頭林孫太郎 錢函村ノ漁場へ至ル当日漁網及漁具悉皆同地へ送ル

○漁場ハ錢函村九十五番地伊藤専四郎ノ宅地内小屋ヲ借受ル貳間ノ三間

○従業者ハ林孫太郎ノ外沢半丈沢長次郎瀬戸正太郎都合四人ナリ

漁夫ハ漁場ニ出デザル時常ニ網仕事等ヲ為ス者トス

三月廿八日 林孫太郎外傭人小樽勝内町へ船受取ニ行

四月一日 午後四時沖風穏ナル故底網一統ヲ下ス (錢函ハ東北武里沖海
 底ハ十五尋余ナリ)

ナリ 四日五日西風強ク六日ハ浪高クシテ其俣網ヲ海底ニ据置ク

(二日朝ヨリ巽風強ク三日ハ暴風雨

四月七日 午前六時網ヲ上ル魚類左ニ

○鰈、鰯、カジカ、飛魚、ゴッコ、ナガツカ、蟹二種類ナリ

○右ノ魚類網ノ袋ニ入り又ハ手網ニ掛リ居モ何分數日ノシケニテ網手ノ錨耆本ハヅレタル故其網ヲ一方ニ寄セ網口フサガリ或ハ網手ニカラマリタル故鮮魚ハ□ニ少ナリ

四月九日 朝細雨ナレトモ海面穩ナル故出船網下シヲナス

四月十日 船下シ網下シノ□ヲ為ス來會者

○金子清一郎 安東岩藏

伊藤專四郎 林孫太郎

沢半丈 瀬戸正太郎

沢長次郎 外傭人

○十二時十五分 網上ケニ行ク船人

林孫太郎 沢半丈
沢長次郎 瀬戸正太郎

午後二時半帰船魚類左ニ

○カレヘ、テキイ、蟹、カジカ等ナリ

◎鮮魚取合セ尅箇 午後 札幌大 魚問屋へ送ル
四時

同十一日 北風雪降休業

△安東岩藏帰ル

同十二日 同上

同十三日 南風強晴休業

同十四日 南風晴

第二編 産業 編

○六時網上ケ カレ、ゴツコ少々 代金拾七錢
同十五日 曇午後四時方大風

△安東岩藏来ル

○六時網上ケ カレ少々 賄用

同十六日 西風強シ 休業

△安東氏帰ル

○臨時金子清一郎旅行致スニ付当分理事ヲ安東岩藏ニ委任ス

四月十七日 北風晴 休業

同十八日 巽風強

○六時網上ケ カレ、ソイ少々賄用

同十九日 巽風大強 休業

同廿日 巽風強 休業

△安東氏来ル

同廿一日 曇 △安東氏在リ

○網上ケ カレ百拾枚 代金三拾三錢

同廿二日 西北ノ風休業

△安東氏帰宅ス

同廿三日 巽風強 休業

同廿四日 晴

○六時網上ケ カレ テクイ貳枚

同廿五日 晴

○六時網上ケ カレ

同廿六日 巽風強シ

○六時網上ケ テクイ壱枚 カレ

同廿七日 西風強シ

○六時網上ケ カレ五拾枚 代金拾三錢

△安東氏帰ル

同廿八日 巽風

○出モドリ漁ナシ

同廿九日 巽風強シ

○休業ス

同三十日 北風大強雪チラチラ

○休業ス

五月一日 巽風強シ

○休業ス △安東氏来リ又帰ル

同二日 巽風雪ヲ飛ス

○休業ス

同三日 北風強シ

○休業ス

同四日 北風強シ

○休業ス

同五日 北風強シ

○休業ス

△安東氏来ル

同六日 北風強シ

○休業ス

△安東氏在リ

同七日 風止ム

○六時網上ケ

カレ廿老枚取ル

○網大ニ破損ス

△安東氏在

同八日 南風夜大雨

○網

△安東氏帰宅ス

同九日 南風強シ

○休業ス

同十日 北風強

○休業ス

同十一日 北風強

○休業ス

同十二日 風止ム

○午後三時網立ス

△安東氏来ル

五月十三日 雨風ナシ

○六時網上ケ 鱒貳本ソイ貳本取ル

△安東氏帰ル

同十四日 風ナシ

○六時網上ケ鱒貳本ソイ貳本カレ七拾枚取ル

同十五日 風ナシ

○六時網上ケ カナカシラ壹本カレ十六枚

同十六日 南風雨

○休業ス

同十七日 巽風

○六時網上ケ ソイ三拾本 △安東氏来ル

同十八日 晴

○肴取レズ △安東氏在リ

同十九日 晴

○ナシ △安東氏在リ

同二十日 南風

○六時網上ケ 鱒三本 △安東氏帰ル

同廿一日 晴

○ナシ

同廿二日 南風強

○ナシ △安東氏来ル

同廿三日 南風強

○ナシ △安東氏在リ

同廿四日 南風強

○ナシ △安東氏在

五月廿五日 南風

○ナシ △安東氏帰ル

同廿六日 晴

○ナシ

同廿七日 晴

○ナシ △金子氏来リ又帰ル

◎雇人沢半丈沢長次郎瀬戸庄太郎三人へ暇出ス是より底網へ休業ス林源太郎哲人ニテ漁業ス

収入

四月十六日	金拾七錢	カレ	魚五十七枚
同 廿一日	金三拾三錢	同	百拾枚
同 廿六日	金三拾二錢	カレ	八拾枚
同 廿七日	金拾三錢	カレ	五拾枚
五月十三日	金六拾八錢	鱒	貳本
同	金三拾五錢	同	壹本
同	金拾錢	カレ	貳拾枚
同十四日	金壹円拾錢	鱒	貳本
同十五日	金拾貳錢	金頭	壹本
同廿日	金壹円貳拾錢	鱒	三本
			カレ 拾六枚
			七拾枚

小計 金四円五拾錢

四月十日 金壹円三拾錢 カレ テクイ カニ 壹箇

五月十七日 同貳円五拾一錢 ソイ三拾本 貳箇

小計 金三円八拾七錢

計 金八円三拾七錢

支拂

三月十八日 金貳拾錢 金子清一郎、林孫太郎錢函へ出張ス、宿泊料伊藤へ拂

同 同貳拾五錢 右同林孫太郎一泊料同人へ

同 十九日 同五拾錢 安東岩藏、林孫太郎二人宿料同人へ

同 廿日 同七拾五錢 金子、安東、林三人宿料同人へ

同 廿一日 同壹円六拾錢 薪壹敷代 同人へ

同 同六拾五錢 炭壹俵代 同人へ

同 同壹円三拾錢 白米壹斗代同人へ

同 同貳拾二錢 味噌壹メ目代同人へ

同 同八錢三厘 醬油一 同人へ

同 廿二日 同三錢五厘 汁シャモジ壹本 同人へ

同 同五拾三錢 ランプ壹箇 同人へ

三月廿二日 同八錢三厘 石油一盃 伊藤へ

同 同八錢 塩貳升 同人へ

二七九

[illegible]

同	十七日	同	十七錢	琴似方錢函迄汽車賃	同人へ
同	廿日	同	十七錢	錢函方琴似迄汽車賃	同人へ
同	廿二日	同	貳拾貳錢	札幌方錢函迄汽車賃	同人へ
同		同	貳拾五錢	弁当料	
同		同	拾貳錢	アキ俵三個	同人へ
同	廿五日	同	拾七錢	錢函方琴似迄汽車	同人へ
同	三十日	同	貳拾貳錢	札幌方錢函迄汽車	同人へ
同	五月三十日	同	貳拾五錢	弁当料	安東へ
同		同	九錢	切手三枚	同人へ
小計		金拾六円〇壹錢五厘			
五月廿八日		金貳拾貳錢	札幌方錢函迄汽車	金子へ	
同		同貳拾五錢	弁当料、雇人の跡仕末ノ件ニ付出張ス	同人へ	
同		同九錢	錢函方輕川迄汽車		
六月一日		同九錢	輕川方錢函迄汽車	同人へ	
同二日		同貳拾貳錢	錢函方札幌迄汽車	同人へ	
同		同貳拾五錢	辨当料、錢函迄札幌へ至リ帰ル	同人へ	
同十一日		同拾八錢	輕川方錢函迄往返汽車	同人へ	
同		同貳拾五錢	辨当料		
小計		金壹圓五拾五錢			
惣計		金三拾九圓拾五錢九厘			

此内ヨリ

金八圓三拾七錢 四月十日ヨリ五月廿日迄魚類賣計金詳細前ニアリ

引残り

金三拾圓七拾八錢九厘 全リ損害高

さらに、同会の漁主、幹事、船頭らは、翌三六年漁夫管理のため次のような規約を設けている。

漁 場 規 約

- 第一 場内火ノ用心ニ注意スル事
- 第二 喧嘩口論スベカラザル事
- 第三 何魚一尾ナリトモ勝手ニ持出スベカラザル事
- 第四 漁業ノ進退ニ付テハ幹事ト船頭ノ指揮ニ背クベカラザル事
- 第五 病氣ノ節ハ代人ヲ立ツル事
但シ代人ナキトキハ一日金五拾錢宛ヲ出ス事
- 第六 怠惰飲酒ノ為メ欠勤スルトキハ一日金壹圓宛出ス事
- 第七 自己ノ都合ニ依リ退場スルトキハ其前ノ稼ヲ没収スル事
但不幸病氣等ニテ退身スルトキハ此限ニアラス
- 第八 漁主ヨリ借タル金銭物品代ハ銘々ノ取分内ヨリ引去ル事
- 第九 物品ヲ毀傷シ或ハ遺失イタシタルトキハ其當人ヨリ償フ者トス
但營業ニ関シ生シタル分ハ此限ニアラス

第拾 収入金ノ配当左記ノ割合ニ定ム

一金何拾円内 何円魚問屋ノ手数
何円馬駄賃引

残額 十分ノ三漁主ヘ網船其他ニ宛
十分ノ七従業者ヘ

右七分ノ内ヨリ米増場所賃網ノ修繕費始メ漁場ニ関スル一切ヲ引去リ其残額ヲ従業者七人に割渡ス事
右之通規約致候上ハ一同堅可相守候事

明治三拾六年五月十二日

加えて、同三六年における同会の予算総金額および内訳は次の通りである。

明治三十六年度漁業ニ付豫算

一金壹千貳百五拾円也 惣金額

内 訳

第二編 産 業 編

漁主 金子 清一郎
幹事 宮本 仁作
船頭 新谷 由太郎

中村 伊勢治
廣野 外吉
久保 吾一
安東 岩藏

金七拾円

同貳拾円

同三拾五円

同四拾壹円四拾八銭

同百四拾円拾銭

同貳百七円三拾銭

同五拾円

同九拾円七拾貳銭

同八円三拾銭

同百円

小計 金七百六拾貳円九拾銭

金五拾円

同貳拾五円

同七拾五円

同拾八円

同拾三円八拾銭

同拾三円

古船川崎三反形壹艘買入宛

右ノ古船改良修繕、甲板張並肋滑ヲ入龍骨ニ替フルニ・底ニ板ヲ落ス、舟体ヲ堅固ニシ西洋帆ヲ用ヨ

右ニ用ヘル船具悉皆買入ノ宛

古磯舟壹艘船具附買入宛

底打網壹統、縦二尋横三百尋新調

流シ網壹放シ、縦六尋横三百尋新調

漁業各儀借賃 但シ税金ハ貸主ノ負擔トス

白米五石四升値段段石拾八円、二月ヨリ五月迄四ヶ月分、従業者四人家族三人合七人、

壹人六合積リ

味噌二十一メ目値段一メ目三拾銭、二月ヨリ五月迄四ヶ月分

同上 壹人一日貳拾五匁積リ ○塩二俵此金二円

従業者四名へ前金貸ノ宛

小計 金七百六拾貳円九拾銭

鯁刺網免許鑑札二十五枚借賃

濱トテ場借賃宛

鯁刺網古物二十五放買入宛、壹放シ三円ツツ

アバ、足、繩拾丸買入宛、壹丸壹円九拾銭ツツ

必要雜具 鋏、山刀、鋸ノ類、八尺、ポンタマ、板ノ類

藁筵百枚壹枚六銭ツツ、スダレ百枚幅四尺長五尺、宍枚七銭ツツ

同三円九拾錢

打蕪拾五メ目、壹メ目拾六錢ツツ、ツナギ百巴屯錢五厘ツツ

同貳拾七円

シャギリ百五拾本、壹本拾八錢ツツ

同六円八拾錢

綱竿壹九代金五円、青ハギ竿貳式メ目、壹メ目九拾錢

同四拾三円八拾錢

草小屋壹棟二間ノ五間ロウカ壹棟、二間ノ三間悉皆計費

同九円

干棚用杭木五拾本、壹本八錢ツツ

ケタ拾本壹本五拾錢ツツ

同貳拾貳円

鯉釜壹枚代拾貳円胴一ツ四円、外ニ附属品悉皆

同九円八拾錢

薪七敷、壹敷壹円四拾錢

小計

金三百拾七円拾錢

金百貳拾円

理事者ノ運動費

同七拾円

豫備金、是ハ本項ニ調落チ及不意(慮)ノ変ニ備ヘル者ナリ

小計

金百九拾円

計 金千貳百七拾円也

底 打 網

一金 百四拾円拾錢

縦二尋 横三百尋

右ヲ二十二分チタルヲ壹把トス則チ横拾五尋ナリ 此見積リ左ノ如シ

金貳円五拾錢

越後アゾ四割四百五拾目

同三拾五錢

網スキ賃

同六拾七錢五厘

桐アバ四拾五枚 壹枚壹錢五厘ツツ

同壹円貳拾錢

カベ足數百五壹ツツ、十五匁八厘ツツ

同拾五錢

アバ糸、イチビ三分糸

同三拾錢

足糸、三拾五間

同貳拾錢

アマ糸目クダリ及結糸

同五拾錢

網ノ仕立賃

同八拾八錢

浮繩岩糸貳包凡ソ百間

計 金六円七拾五錢五厘

金五円

壹メ目以上錨貳挺

流シ網ノ豫算

一金 貳百〇七円三拾錢 縦六尋横三百尋

右二十分ノ一ヲ壹把ト云フ則チ横拾五間ナリ

此壹把ノ見積リ金左ノ如シ

金七円五拾錢

越後アゾ四割壹メ三百五十目

同八拾錢

網ノスキ賃

同六拾七錢五厘

桐アバ四拾五枚、一枚壹錢五厘

同三拾錢

アバ糸大小三拾間

同四拾四錢

浮糸、キカイ糸壹把

同拾五錢

小浮三本

同拾錢

目クダリ糸、結糸

江別石符厚田

○ 鮭 場 渚 玉井 静藏 石符若生町 字丁ノ久ハ	○ 鮭 場 渚 島田 清太郎 石符若生町 西五番地	○ 鮭 場 渚 漁業部 正 中居 厚田郡厚田 大字厚田
○ 鮭 場 渚 十 藤 林 大字厚田	○ 鮭 場 渚 石符 若生町 大字厚田	○ 鮭 場 渚 石符 若生町 大字厚田

家 紹 介 表

○ 鮭 場 渚 石符 若生町 大字厚田	○ 鮭 場 渚 石符 若生町 大字厚田	○ 鮭 場 渚 石符 若生町 大字厚田
○ 鮭 場 渚 石符 若生町 大字厚田	○ 鮭 場 渚 石符 若生町 大字厚田	○ 鮭 場 渚 石符 若生町 大字厚田

『江別石符厚田有名家紹介』より（明治36年頃作成）

同三拾錢

網ノ仕立賃半人手間

小計 金拾円三拾六錢五厘

なお、この共同漁業会に先立ち、明治三〇年この地に『石狩水産補修学校』が設置され、学校教育を通じて漁業に取り組む配慮がなされた。

また、明治後半期に入って漁業が不振になったとはいえ、すでに部分的に触れているように、なおかつこの地方の経済は漁業によって大きく左右されている。その明治三九年頃の様子は次の『石狩案内』の記事から伺うことができる。

「金融 年々七月上旬より活發となり、九月初旬より十月中旬に亘りて最も圓満となり一月以降は沈靜に歸す、是れ生活の基礎を漁業の上に置きたるが故にして漁業の如きは本道第一と稱す、而ふして鮭の漁期は、九月十五日より十二月廿六日迄とし、之を三期に分つ、鱒は五月一日より六月廿日迄となす、漁夫の給料は食物雇主持にて、鮭一漁期間船頭百五十圓より二百圓迄、漁夫着手前月三圓内外、着手後月一圓五十錢内外なれども漁獲高に對し、海一割七八分、河二割五分の割合を給するを以て、彼等の處得は頗る多額に達する者あり、從て遊廊飲食店雜貨舖等の類に散する金錢夥しく、一面拓殖地より搬出する雜穀其他の農産物も、亦此期に於て賣買せらるゝを以て、茲に金融の膨脹を來たし其期の通過し了ると共に復た消沈するものゝ如し。

金融機關

銀行其他何等の機關なきは頗る不自由を感じ居るものゝ如し。

生活狀態 著しき富者なく、又甚しき貧者なく、概して新殖民地的狀態に在り、今住民の重なる職業別を擧ぐれば左表の如し。

水産業八八、物品販賣業一〇五、製造業二、運送業二二、代辨業三、質屋業三、土木請負一、寫眞業一、旅人宿一五、料理店七、理髮業九、湯屋業四、仲立業一、仲買業一、農業六〇〇、官吏六、公吏一〇、教員一六、神官二、僧侶一二、醫士三、産婆三、新聞記者五、大工一七、木挽五、蹄鐵工二、鍛冶六、左官二、漁七一〇、藝妓六、貸座敷四、娼妓三三」

第二節 大正年間の漁業

次に、大正年間についてみると、その半ばで漁業人口は約総人口の一・五割前後（大正七年の専業者数二四四七名）で、副業者数を含めても二割に満たない。また、大正五年の漁業戸数は農業戸数の約五分の一であり、大正七年には、農業戸数が、自作、自作小作、小作を含めて八九四戸、漁業戸数が本業、副業戸数を含めて一四七戸で、漁業戸数が農業戸数の約六分の一である。そして、この比は明治期のとくに前半期と比べて大きく變じており、この地方がすでにその頃農業を主にして成り立っていることが判る。しかし、明治三九年刊行の『石狩案内』によると、当時の職業別人口は「水産業八八（人）、農業六〇〇、漁七一〇」などとなっており、その頃にはまだ、農民人口は漁業人口より劣っている。ただし、この頃には農漁兼業戸数も少なくない。なお、大正五年におけるこの地方の魚類収獲高および価格は次の通りである。

大正五年水産物統計表

種別	収獲高	価格
鮭	八〇、〇〇〇ノ	五〇、〇〇圓
鱒	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇

北寄	蝶	鯖	鰻	公魚	計
三、〇〇〇	一、五〇〇	—	—	—	—
六〇〇	二二五	—	—	—	五五、二二五

(「大正五年四月調・石狩町勢一覽」による。)

また、大正七年六月現在の水産業関係戸数および人口、漁網種別統計、漁獲高などを示せば次のようである。

大正七年水産業戸数人口統計表

本業	副業	計	人口		
			本業	副業	計
一〇八	三九	一四七	一、四四六	三三四	一、六八〇

【大正七年六月調・石狩町勢一覽】による。

六	鮭	建
一	鱒	
一	鱒	
一	鮭	
六	其他	
一五	計	網
二〇	鮭	
一九	鱒	
四	鱒	
一〇	其他	
五三	計	地
七	手繰網	
三五	釣魚	
三七	刺網	
一四七	計	

大正七年水產物收穫統計表

種類	數量	價格	種類	數量	價格
眞鰻	三〇、三〇、	九圓	鯖	一、二〇〇、	九〇〇圓
鮪	三〇〇	七五	鰈	二、〇〇〇	三〇〇
鮑	一〇〇	一〇〇	鯨	五〇	五〇
ソイ	五〇〇	一二五	公魚	二〇	二〇
鮭	九四、四一一	七五、五二八	鱒	八、三八五	四、一九二
ヤツメ	三三〇	九九〇	北寄	三〇、〇〇〇	四、五〇〇
赤貝	一五、〇〇〇	一、二〇〇			
計	一五、三二六	八七、九八九			

第二編 産業編

そして、この間大正二年十一月一日、『石狩水産組合』（船場町）が改組されて『石狩漁業組合』（組合員一三名）が親船町に設けられている。

さらに、大正末近くの漁業の状況は、町役場の記録『大正十年事務報告』の中に、「水産事務中主ナルモノハ鮭、鱈等ニシテ之レガ漁獲豊凶ハ直接水産家ノ死活問題タルノミナラス一般商業家ニ及ホス影響ハ渺カラス随テ地方ノ盛衰ニ甚大ナ関係ヲ有セリ而シテ本年ノ鮭漁ハ三期ヲ通シテ九百拾三石ノ收穫ニシテ昨年ニ比較シ價格ニ於テ七万六千七百四拾六円ノ減収ヲ示セルハ頗ル恨事ト云ハサルベカラス」と記されているように、その不振が「恨事」となっている。そして大正九、一〇年における漁獲高については、次のような統計記録がある。

大正九・一〇年漁獲高統計表

大正一〇年分			大正九年分		
種類	漁獲高	價格	種類	漁獲高	價格
鮭	1、一九〇 2、二二二 3、五二三	石 九八、六〇四・〇〇〇	鮭	一、一九九	一七五、二五〇・〇〇〇
鱈	一九一	三、二四七・〇〇〇	鱈	二〇七	一四、九一四・〇〇〇
鰯	二二、〇〇〇	九、三五〇・〇〇〇	鰯	四九	八、三三〇・〇〇〇

主要参考文献

- 〈石狩郡漁民会社記録〉 一八八〇（明治一三）
 『開拓使事業報告』 一八八五（明治一八） 大蔵省（卷末付録・抜粋）
 『札幌縣勸業課第二回年報』 一八八三（明治一六） 札幌縣勸業課
 『札幌縣勸業課第三回年報』 一八八四（明治一七） 札幌縣勸業課
 『札幌縣第四回勸業年報・明治十八年』 一八八五（明治一八） 札幌縣勸業課
 『北海道庁勸業月報』 第十卷 一八八七（明治二〇） 北海道廳第二部
 久松義典 『開拓使鍼北海道通覽』 經濟雜誌社・玉振堂
 〈花畔村総代人記録綴〉 一八九七（明治三〇）～一九〇三（明治三六）分
 小倉道教 『石狩案内』 一九〇六（明治三九） 石狩新聞社

鯖 イ	ソ 鰻	鰻 鰻	北 寄	ハ ツ 目	其 他	其 他
一五、六〇〇 五、六〇〇 五、六〇〇	五、二〇〇 六、八〇〇 五、二〇〇	二、三六〇 六、七二〇 二、三四〇	一、二二〇 一、二二〇 一、二二〇	一、二二〇 一、二二〇 一、二二〇	一、二二〇 一、二二〇 一、二二〇	八、〇〇〇 八、〇〇〇 八、〇〇〇
九、三六〇 六、七二〇 二、三四〇	二、三六〇 六、七二〇 二、三四〇	一、三六〇 八、八〇〇 一、三六〇	三、五九五 九、四四〇 一、九四四	三、五九五 九、四四〇 一、九四四	三、五九五 九、四四〇 一、九四四	九、六〇〇 四、四〇〇 四、四〇〇
鯖 イ	ソ 鰻	鰻 鰻	北 寄	ハ ツ 目	其 他	其 他
二、二二〇 四、八〇〇 四、八〇〇	四、八〇〇 一、八〇〇 一、八〇〇	一、八〇〇 三、三二〇 三、三二〇	二、二二〇 九、一二〇 九、一二〇	二、二二〇 九、一二〇 九、一二〇	二、二二〇 九、一二〇 九、一二〇	八、二八〇 八、二八〇 八、二八〇
五、五〇〇 二、五〇〇 一、八〇〇	一、八〇〇 三、三二〇 三、三二〇	三、三二〇 二、三六八 二、三六八	二、三六八 一、九三八 一、九三八	二、三六八 一、九三八 一、九三八	二、三六八 一、九三八 一、九三八	一、〇三五 一、〇三五 一、〇三五

- 『大正五年四月調・石狩町勢一覽』 一九一六 石狩町役場
 『大正七年六月調・石狩町勢一覽』 一九一八 石狩町役場
 河野常吉 『石狩場所・札幌市街・石狩町資料』 (河野常吉ノート)
 村尾元長ほか 『北海道漁業志稿』 一九三五 北水協会編 (一九七七 図書刊行会)
 松下高・高山謙治 『鮭鱈聚苑』 一九四二 水産社
 『北海道漁業史』 一九五七 北海道水産部漁業調整課・北海道漁業制度改革記念事業協会
 田中実編著 『石狩町年表』 (補正稿) 一九六八 石狩町教育委員会・石狩町郷土研究会
 長谷川嗣編 『石狩場所負人村山家記録』 (石狩町史資料第三号) 一九七三 石狩町史編集委員会

第三章 農 業

第一節 総説——主に畑作・米作

石狩は「鮭のまち」ともいわれ、かつてとくに明治前半期に漁業で栄えたが、開拓使時代の石狩郡の職業別人口（本篇第一章参照）をみると、すでに明治五年において農業人口が商業人口や漁業人口よりも多く、第一位を占めている。ただし、前章掲載の「開拓使時代職分統計表」の数値は、当別村ほかを含むもので、しかも当時の他業を兼ねた農業従事者数は明らかでない。

そして、農業はこの地方においても開拓使時代以前から営まれており、明治元年に箱館からロシア産の麦、蕎麦、えん豆、麻などの種子が送られてきたりもしているが、明治前半期におけるそれは専業者による場合でも通例十分な耕地を伴うものではなかった。また、その当時の主な生産物は、蕎麦、粟、大麦、小麦、黍、蜀黍、玉蜀黍、大豆、小豆、馬鈴薯、麻苧、葉藍などで、この地方における米作は、当別を除けば明治半ば過ぎになってから次第に広められている。なお、明治四年から一四年に至る花畔町と生振村の農業人口や農作物生産高が、『開拓事業報告』に示されている（巻末付録参照）。

この地方の農業は、明治一〇年代に入っても、早魃や水害に見舞われてなかなか発展をみることができず、往時の農民の生活は、一般に僅かに口を糊する状態であったといわれ、その困難な状況のいくらかが『北海道殖民地状況報文・石狩国』（河野常吉編）ほかに記されている。

いま、石狩郡のその様子を、明治一六年刊行の『札幌縣勸業課第貳回年報』によってみると、次のように記されている。

「本郡中農業ニ依テ生計ヲ營ムモノハ花畔、生振、當別等ノ各村ナリト雖モ花畔、生振兩村ノ如キハ概ネ砂地ニシテ殊ニ風雪嚴ク常ニ耕作物登熟ノ十分ナラサルヨリ年一年ニ衰頹ノ色ヲ現ヘシ就中本年ハ未曾有ノ早魃ニシテ一層ノ困難ヲ極メ殆ンド見ルニ忍ビサルノ狀況ニ陥リタリキ今之レカ村民ノ有様ヲ概言スルトキハ平常ハ自作物ヲ以テ僅ニ其口ヲ糊シ農間ハ漁場ノ雇夫トナリ雪中ハ森林ニ入りテ薪ヲ伐リ炭ヲ焚キ以テ今日ノ活路ヲ凌クモノニシテ獨リ當別村ノ如キハ大ニ之レト異ナレリ地味頗ル肥沃人民競フテ農事ニ勉勵スル事ハ前回既ニ報告セリ」

また、明治一六年における農作物の収獲状況については、次の通りである。

明治一六年 大小豆 大小豆 收穫表

郡區名	品名	段別	收穫	通價
札幌區	大麥	三一九町七二〇	三、二八四石六四五	九、八五三圓九三五
	小麥	一三七、八九〇七	一、一一〇 六四〇	三、八八七、二四〇
	大豆	三八一、三一〇〇	二、〇二五 一一二	八、一〇〇、四四八
	小豆	二三九、三二一五	八三四 二三〇	三、八八五、〇〇九
	大麥	五三、二七二〇	四六八、二二八五	一、四〇四、八五五

明治一六年 蕎麥收穫法

郡區名	品名	播種反別	產額	通價
石狩郡	蕎麥 粟	一七七町四九二一 八五、六〇〇〇 二一、六六〇〇 三八、三〇〇〇 三一、〇三二〇	三八三町三二四 六一九、七三〇 一七八、二六八 五六、〇〇〇 二七七、八四四	一、一四九圓九四二 二、四七八、九二〇 三五六、五三六 二〇六、九二〇 一、〇五〇、七四〇
札幌區	蕎麥 稗			

濱益郡	厚田郡	石狩郡
小豆 大豆 小麥 大麥	小豆 大豆 小麥 大麥	小豆 大豆 小麥
八、〇五〇〇 一〇、二二〇〇 〇、七〇〇〇 〇、八〇〇〇	一、八六一〇 二、四九二〇 〇、二五〇〇 二、八〇〇〇	二八、三九〇〇 三四、九五〇〇 一七、一四〇〇
九、二二八 三五、七七〇 五、六〇〇 一〇、八〇〇	一二、四四九一 三〇、〇〇三二 一、五五〇〇 三五、〇〇〇〇	一二〇、四四二五 三三一、〇〇七〇 一三九、六六八〇
六九、二二〇 一七八、八五〇 二二、四〇〇 三七、八〇〇	七四、九四六 一五一、六〇〇 五、二五〇 一〇五、〇〇〇	四二一、四八八 一、五八八、六五四 六六三、四八〇

厚田郡	蕎麥	八四一〇	一八、四一七
栗	一、〇八二〇	六、一五九	四四、六五二
濱益郡	栗	一、二二〇〇	九、六〇〇
			三四、四〇〇

明治一六年
玉蜀黍收穫法

郡區名	品名	播種反別	產額	通價
札幌區	黍 蜀黍	一〇二町二二〇〇 一二、一七一〇 七八、〇四〇〇	四七八石〇四五 九二、五五二 一、〇三一、四五〇	一、五二九圓七四四 二八一、三五八 三、〇九四、三五〇
石狩郡	黍 玉蜀黍	一六、五三〇〇 三、九二〇〇	一三一、九七八 七六、八〇〇	三三六、一一六 二三〇、四〇〇
厚田郡	黍	一、六九一〇	二一、四九二	九六、七一四

明治一六年麻苧收穫表

郡區名	品名	播種段別	數量	通價
石狩郡	麻芋	六四、一八〇〇	四、三四〇、〇〇〇	三、二二四、六〇〇
札幌區	藥麻芋	七〇、 町 四九二〇 二、四〇〇〇	六、八四〇、 町 五〇〇 三六〇、〇〇〇	八、二〇八、 町 六〇〇 二七〇、三〇〇

明治一六年馬鈴薯收穫表

郡名	播種反別	産額	通價
札幌區	七八、町 〇四〇〇	三、一四三、石 六八八	二、三五七、 四七六六
石狩郡	九、 六八二五	一九九、 四〇〇	一八六、 〇四〇
厚田郡	一、 八二六	二六七、 五四三	四〇一、 三二五
濱益郡	〇、 二九〇〇	二九、 五一〇	五三、 一二八

(以上五表、【札幌縣勸業課第貳回年報】による。)

加えて、同年の田畑面積およびその前年度と比較した増減値、並びに、明治一九年における田畑の作付面積および同年の自作、小作面積等を示すと次の通りである。

明治一六年開墾段別表

郡區名	段別	前年	比較
札幌區	畑田	一三、一〇〇〇 二七九、五八〇 八、九三〇 町	〇〇
石狩郡	畑田	三、四二、〇〇二 一三、六〇〇 〇	〇〇
厚田郡	畑田	一六、六二二 〇	〇〇

濱益郡	空知郡	樺戸郡
畑田	畑田	畑田
八三三四 四七、四二二	七七〇〇	三、七七〇〇
二、八一〇八	八〇	一、〇〇〇〇
六、四八〇〇		

(「札幌縣勸業課第貳回年報」による。)

明治一八年耕作地種別統計表

郡名	總段別	田	作付段別	計	田	不作付段別	計
石狩郡	四六七、 四四〇四	—	四五〇、 七三二九	四五〇、 七三二九	—	一六、 七〇〇五	一六、 七〇〇五

明治一八年自作小作人および自作小作地種別面積表

郡區名	自作人	自作		畑	平均一人 當段別	小作人	小作		平均一人 當段別
		總 段 別	田				總 段 別	田	
札幌區	一五	三、町 三、四二	町 一	三、町 三、二〇一	三、町 三、〇八六	一〇	三、町 三、三〇六	町 三、〇〇〇	一、町 一、三〇〇
札幌郡	三、二	二、三六、〇四五	三、三、〇	二、三六、四四五	〇、三六	一五	三、町 三、三〇一	町 三、三〇一	一、三六

樺戸郡	八	四二〇	四二〇	〇、三九	一	〇、五〇〇	一	〇、二〇〇	一
空知郡	二六	二四、五五	二四、五五	〇、四六	五	〇、五〇〇	一	〇、五〇〇	一
石狩郡	三四	四七、三九	四七、三九	一、四七	一	三、五〇〇	一	三、五〇〇	一
厚田郡	二四	七、一〇〇	七、一〇〇	〇、三九	一	一、五〇〇	一	一、五〇〇	一
濱益郡	四	七、七六	七、一〇〇	一、三三	一	一、三三	一	一、三三	一

(以上二表『札幌縣第四回勸業年報・明治一八年』による。)

ここでこれまでの農業人口についてみると、開拓時代(明治一三年まで)の動向については、すでに本篇第一章に示した通りであり、その後、明治一五年五五九人、一六年一、〇一五人(但し、石狩郡内統計。本篇第四章参照。)となっている。また、一七、一九年におけるそれは次表のごとくであり、一〇年代の後半に入っては、漁業が衰退傾向を示す一方、農業人口が着々と増加している。

明治一七年農業人口統計表

郡區名	專業			兼業			平均一戸ノ人員		
	戸數	人		戸數	人				
		男	女		男	女			
								計	計
札幌區	二六	四一	四二	八三	一一	一一	六	一七	二・七
札幌郡	一、三八七	二、九三七	二、五四一	五、四七八	四五四	一、〇七一	七八三	一、八五四	四・一

樺戸郡	空知郡	夕張郡	雨龍郡	上川郡	石狩郡	厚田郡	濱益郡
一〇八四	二五八九	二〇九七	一六	四六七	一一五	一九	二
二九〇	一三	五九	一七	五五〇	一、二二九	一、二二九	一、二二九
六七九	一三	五九	一七	五五〇	一、二二九	一、二二九	一、二二九
二九〇	一三	五九	一七	五五〇	一、二二九	一、二二九	一、二二九
一三	五九	一七	五五〇	一、二二九	一、二二九	一、二二九	一、二二九
三三	五九	一七	五五〇	一、二二九	一、二二九	一、二二九	一、二二九
三三	五九	一七	五五〇	一、二二九	一、二二九	一、二二九	一、二二九
三三	五九	一七	五五〇	一、二二九	一、二二九	一、二二九	一、二二九
三三	五九	一七	五五〇	一、二二九	一、二二九	一、二二九	一、二二九

明治一九年農業人口統計表

(明治一七年札幌縣調・「札幌縣勸業課第三回年報」による。)

區名	戸數	男	女	口計	戸數	男	女	口計	平均一戸人員
札幌區	二八	四七	四五	九二	二	一二	六	一八	二・八
札幌郡	一、四〇五	二、八五三	二、六九〇	五、五四二	三六九	九二〇	八〇七	一、七二七	四・一
樺戸郡	四	一〇	六	一六	四	五	三	八	三・〇
空知郡	二八五	七八九	七〇九	一、四九八	三	五	三	一〇	五・二
石狩郡	三四八	八二七	七九二	一、六〇九	四	四	二	六	四・九

厚田郡	七三	一四九	一三六	二八五	三	三	三	六	三・八
-----	----	-----	-----	-----	---	---	---	---	-----

〔明治十九年二月一日調・札幌縣第四回勸業年報・明治一八年〕による。

続いて、明治二〇年の『物産共進会』では、全道からの出品に伴い、この地方からも次のような産物が出品されている。

明治二〇年農業集談会出品産物一覽表

地 域					別 種		
瀛益郡 厚田郡 石狩郡 空知郡 樺戸郡 札幌區 札幌區					員 人 品 出		
四	五	四	一	九	豆 大	一 類	區
三	六	三	六	三	豆 小		
			壹	九	黍蜀玉		
	一	一	三	七	豆腐白		
	壹	一	六	四	藷	二 類	
	一	一	七	四	絲 生		
	六	二	四		麻		
			七		藍		
			一	三	牛	三 類	
			九		馬		
			三		豚		
			三		雞		
一	二		二		鮭	二 區	
	二		一		鱒		
七	七		一		料 肥		
五					鱒		
二					鮎		
			四		丹 雲		
	一		一		產 沽	三 區	
	六		七	壹	物 織		
			四	七	網 魚		
			七	四	綿 真		
一	一		四	三	具 農	區 四	
			八	英	外類區		
三	七	六	九	二	計 小		

（北海道廳勸業月報第九號附錄「明治廿年農業集談會報告」（明治二十一年一〇月一五日刊）による。）

また、二〇年代に入ると、農業人口は主として内地人の入植（前篇参照）により、ますます増加をたどり、農事の内容の上でも次々と新しい方向性が示されるようになる。

その新しい方向の一つとして、まず明治二二年に高岡において竹中與兵衛が水稻栽培に当たり、それに成功したことを上げることができる。ただし、米作はすでに篠路で文久元年に森林兼松、早山清太郎らによって試されており、当別村田ノ沢で明治六年に伊達邦直により試行されている。

なお、同二二年における麦作および麻作の概況が、『北海道廳勸業月報』第九號（明治二一年一〇月一五日刊）に、紹介されており、その麦作概況については、「石狩、濱益及厚田郡ハ播種以來概シテ發芽宣シク六月ニ至リ氣候不順殊ニ霖雨ノ為メ稍發育ヲ妨ケシカ七月抽穂ノ期ニ至リ氣候漸ク回復セシヲ以テ生長宣キヲ得タルモ之ヲ平年ニ比スレハ或ハ減少スルモノ多カルヘシ」と述べられている。また、その後者については、「石狩国各村ノ麻作ハ富別村ヲ最トシ江別山鼻琴似之ニ次ク其他大概本年始作ニ係ル本年氣候不順夏期降雨多ク各地概ネ成熟不良ニシテ大ニ收穫ヲ減セリ殊ニ始作ノ地ハ播種耕栽培皆宣キヲ得ス加フルニ不良ノ種子多ク或ハ發生セサルモノアリ」と記されている。

次いで、二四年の開墾面積、養蚕收穫高および各種農産物收穫高についてみると次の通りである。

明治三十四年開墾・水田面積、養蚕収繭統計表

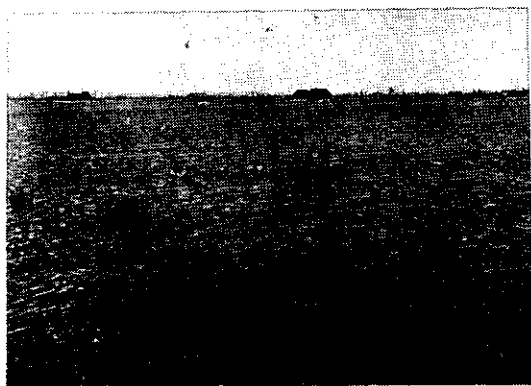
郡名	開墾反別	水田反別	養蚕収繭
石狩郡	八、九二五反	一反	四二四石
厚田郡	五、八四四	一	一
濱益郡	八八一	一	二

(久松義典「開拓使鐵北海道通覽」による。)

明治三十四年農産物收穫高表

郡區名	米	大麥	小麥	裸麥	大豆	小豆	玉蜀黍	粟	蕎麥	菜種	蓋	大麻	馬鈴薯
石狩郡	一	七八三	二三八	四〇八	七八六	七一八	四五三	三九九	二九五	一〇	一	二五、八三〇	九三、五五六
厚田郡	一	一二五	五七	四二	二四六	一四二	六二	四六五	二二五	一	三八五	三一、五一五	一
濱益郡	一	一一七	二八	七	二七五	七八	一	五八	七八	一	三六	五、七四八	一

(久松義典「開拓使鐵北海道通覽」による。)



例年夏季は水害にみまわれた生振村の農地

そして、翌二五年春には、花畔で金子清一郎により、北海道最初の除虫菊栽培が行なわれた。

その翌年の二六年にはまた、高岡で村上幸三郎により水稻「赤毛種」が栽培された。なお、これについて、大正一〇年刊行の『北海道の米』に、次のように述べられている。

「石狩町 本町ニ於ケル現在水田段別僅ニ八十三町歩ニ過ギズ然レドモ今後石狩川ノ改修工事完成ト共ニ石狩川右岸灌漑溝実現センカ優ニ三千町歩ノ造田ヲ見ル事難シトセズ而シテ本町水田ノ開発ハ明治二六年大字八幡町字高岡ニ於テ村上幸三郎ナル者當別村平佐三郎ヨリ赤毛ヲ移入シ三段歩ヲ栽培セルヲ起源トス」

さらに、明治二七年八月には、日本の資本と清国の資本との対立から日清戦争が引き起こされ、その煽で翌二八年本地方からも戦争用馬が徴収されている。

三〇年代に入ると、農民間の組織化も進み、たとえば、明治三〇年『花畔共同果樹会』が設立されて、リンゴ、ナシ、ブドウなどの作付に力が入れられることになった。また、明治三五年に、『花畔農会』および三八年に『石狩町農会』が設立されており、その後両会は四〇年四月一日に至り、橋本賢弘を会長として合併されている。

なお、その間の明治三九年におけるこの地方の田畑開墾、未墾地面積を示すと次のごとくである。

明治三十九年田畑開墾・未開墾面積統計表

地目別	反別		未墾地反別		本年作付反別	
	田	畑	一〇、一三七町	三、九〇〇	三九町	五、八〇〇
	一一、九四二	五八〇〇			一一、九四二	七、七〇〇
		七七〇〇				

備考 未墾地ノ欄ニハ官有林ヲモ含ミ居レリ

(明治三十九年刊・『石狩案内』による。)

そして、本表に付随して、「田畑共に地價作物の騰貴著しきのあるを以て着々開墾の歩を進め其開未開地の比
例は左表の如し」と説明が施されている。

明治末近くの四〇年三月にはまた、樽川村で『興農園』(社長小川二郎)により牧草栽培が始められ、同園は
その後四三年に同村西七線に『販売牧草事務所』とアメリカから輸入の機械を設置した庄搾場を設けている。ま
た、この興農園による牧草づくりは、大正期におけるこの地方の畜産業の振興に大いに役立ったが、大正七年に
至って、その経営は、園主小田良治より『極東煉乳会社』へと転ぜられることとなった。

さらに、その前年の大正六年、樽川村南六線で町村敬貴が『町村牧場』を開いており、同氏は所有地一一二ヘ
クタールのうち六〇ヘクタールを農場とした。

この地方の大正期における各種農産物収穫高のうち、麦類の収穫高についてみると、とくに燕麦のそれが多い
のは、それが畜産業の発展に伴うものであったからであらう。

なお、大正五年における農業人口および農産物収穫高、大正七年における農業戸数、耕地面積、農場、農産物
収穫高などについては以下の通りである。

大正五年農業統計表

農 業 者			農 產 物		
區 別	戶 別	人 口	種 別	大 麥	小 麥
專 業	八三五	四、二三七	收穫高(石)	一、五六二	一、九二八
兼 業	一五〇	八二〇	價 格(圓)	一九、一七三	一九、二八〇
計	九七五	五、〇五七		二〇、一七三	一九、二八〇
			農 產 物		
種 別	豌豆	稗 粟	黍 稷	蔬菜類	牧 草
收穫高(石)	一、九六一	三三一	三〇	一四八	六六、二五〇
價 格(圓)	三五、二九八	一、八一	九〇	八四	一一、〇一一
			農 產 物		
種 別	豌豆	稗 粟	黍 稷	蔬菜類	牧 草
收穫高(石)	一、九六一	三三一	三〇	一四八	六六、二五〇
價 格(圓)	三五、二九八	一、八一	九〇	八四	一一、〇一一

（「大正五年四月調・石狩町勢一覽」による。）

大正七年農業者戸數統計表

自	作	自作兼小作	小	作	計
	三九七	一八七		三二〇	八九四

大正七年耕地反別統計表

田	畑	計
七三、六〇〇 ^町	七、一〇八、三〇〇 ^町	七、一八一、九〇〇 ^町

大正七年農場一覽表

名 稱	所 在 地	創立年月日	總 反 加	持 主 住 所 氏 名
桑田農業	石狩町大字親船町	明治三十二年九月	五七・七反	石狩町桑田知明
町村農場	同上花畔村	明治三十二年十月	一〇〇・二	札幌區町村金彌
極東農場	同上樽川村	明治四十三年六月	七三四・八	極東煉乳株式會社

(以上三表、『大正七年六月調・石狩町勢一覽』による。)

大正七年農産物統計表

種 別	作 付 反 別	收 穫 高	價 格	一反歩収穫高
大麥	一八〇・〇反	一、五〇六石	一三、八一〇圓	八三五合
小麥	二五・一	二、五七一	三三、二七七	一、〇二四
裸麥	一六六・九	九三三	一一、八八〇	五五八
燕麥	一、四六〇・七	二、三六三	一一、六五四	一、五三一
大米	九六・三	九五九	一九、一九六	九九五
大豆	一二八・五	九六三	一一、〇八四	七四九
小豆	九二・四	七五八	九、八五五	八二〇
菜種	二二七・五	一、六六二	三一、四一一	七〇〇
菜豆	三七・九	三、二六六	五七、九八八	八七八
豌豆	二四・四	一、一九九	二四、八四九	四九六
稗	一二・二	一二二	六〇七	一、〇〇〇
粟	三一・五	三七八	二、七四〇	一、二〇三
蜀黍	八一・六	一、一八六	七、八二七	一、四五四
玉蜀黍	八四・四	五九二屯	一七、九四三	一
蔬菜類	一八九・〇	二二八三、〇五〇斤	一〇、六五〇	四一二斤
牧草	五三〇・三	二、一三三石	九〇、一二四	四四五合
亞麻實	二〇・三	二、〇〇〇石	二、〇七〇	四、五〇〇匁
除虫菊	一四四・五	一、六六二石	一四、一一八	一、一五〇
蕎麥	二八・九	七二、二五七	一、八〇四	六二四
南瓜	四、三四九・一	一	五〇四、〇〇六	
合計				

（「大正七年六月調・石狩町勢一覽」による。）

この後の本地方の農業関係統計については、石狩町役場刊行の『大正十年事務報告』に詳しく、以下に引用する。

大正一〇年農業戸口表

区分	戸		數	専業従業者			兼業従業者		
	主業	兼業	計	男	女	計	男	女	計
自作	三三九	八	三三七	五六四	四七八	一、〇四二	四四九	三六八	八一七
自作兼小作	一七四	二二	一九五	四七九	三九八	八七五	二九九	二七七	五七六
小作	二二九	八	二三七	四三六	三七二	八〇八	二六八	三七	五八五
計	七三二	三七	七五九	一、四七九	一、二四八	二、七二五	一、〇二六	九六二	一、九七八

(『大正十年事務報告』による。)

大正一〇年墾成耕地面積統計表

水田 作付反別			畑作 作付反別		
自作	反別	小作	自作	反別	小作
四八、〇 ^反		三五、〇 ^反	二、七二五、二 ^反		二、二七一、〇 ^反
右作付地反別	自作 小作	一五、九六六 四九〇	合計		六七、一一八

(『大正十年事務報告』による。)

大正一〇年農産物收穫部落別表 (A)

種目	大豆	小豆	菜種	燕麥	裸麥	小麥	大麥	其他	青豌豆	其他	大福	手亡	長ウ	金時	其他	中米	(A) 計
石狩	九〇	二〇	六四二	三九二	七六								六				七九、四
八幡	八、九	二、五	四九、九	一、七	一、六											一、一	一一五、五
高岡	五、六	一、二	四、五	一、五	四、〇											五、七	四三、六
五ノ沢	二、〇	一、七	一、八	一、〇	一、七											一、七	一七四、一
北生	二、五	一、二	一、五	一、二	一、二												四四九、一
東生	三、五	一、八	一、〇	一、八	一、〇												五三、五
中生	四、二	九、〇	五、〇	一、三	一、三												四一九、〇
西生	一、九	七、八	一、二	一、六	一、七												三七九、八

前表 続き (A)

(A) 計	中 米 長	其 他 口	ビ ル マ	金 時 ウ	長 亡	手 福	大 腕	其 他 腕	青 豆	小 豆	大 豆	亜 麻	菜 種	燕 麥	裸 麥	小 麥	大 麥	種 別
三二、八	一、五一		三、六八						一、五三	五、七八		一、一八	一、一八	一、一八	一、一八	六、五五	二、三、四	北 花
四三、七	二、一	六	六				二	四	二、九	四、五	三、二	二、九	二、五	二、五	一、八	六、八	二、四	南 花
二九、二	三、三	六	一、〇	五、〇	一、四	一、三	三	五	三、五	五、〇	二、八	二、五	二、三	二、三	五、九	七、〇	五、〇	南 線
五六、九	二、五	三、〇	二、二	一、九	二、八	二、五		五	五、九	八、五	四、九	二、九	三、六	三、三	一、九	四、八	二、一	樽 川
四、一七、六	二、四	七、六	一、四	一、七	二、三	五、四	二、一	一、七	七、九	七、二	一、七	三、一	一、六	二、三	一、五	五、〇	二、五	合 計 反 別
一八七、 八五六	一、二二	一、三三	一、一八	一、三九	一、九一	四、六	一、九	一、四	七、一	一、三	一、八	一、三	一、八	一、三	一、二	四、六	一、九	收 穫 高
四五、八、〇〇四	三、七五	四、一	一、七	一、六	四、〇	八、二	三、〇	一、六	一、〇	一、四	一、〇	一、三	二、七	二、一	一、六	七、〇	二、五	價 格

(「大正一〇年事務報告」による。)

大正一〇年食用および特用農作物付反別および収獲部落別調査表 (B-1)

種目	粟	稗	黍	蜀黍	玉蜀黍	蕎麥	食用百	漬菜	甘藍	大根	カブ	人參	葱	牛蒡	白瓜	西瓜	甜瓜	其他瓜	茄	ソノ他ソサイ	蕃瓜	胡瓜	(B-1) 計
石狩	一、 六	一、 二反			四、 五七	四、 五七		四、 五九	二、 一五	二、 一五									一、 七一			六	三〇、 三一
八幡		七			四、 五八五	二、 五八五		一、 二五	二、 二五	二、 二五									二、 八二一			二、 三	一六、 九
高岡		二、 八五			七、 八二	六、 八二		一、 四二	一、 五五	一、 五五									二、 五五九			九	二三、 二
五ノ沢	一、 二				六、 一五	二、 一五		二、 六一五	二、 二一	一、 二二									一、 四六	一、 二		六	一六、 〇
北生	一、 九				二、 六九	六、 二九		一、 六五七	一、 七六八	一、 七六八									一、 五二〇	三、 三八		七	三六、 七
東生	一、 五	一、 六			二、 一五	二、 一五		一、 四六五	一、 四四	一、 四四									六、 五八五	一、 六三	一、 二一	一、 二	三九、 九
中生	三、 〇	三、 〇			二、 一八	二、 一八		一、 二〇二	一、 七七一	一、 七七一									三、 四六二	三、 四	九、 一	九	五九、 一
西生	七、 三	七、 三			三、 〇	三、 〇		二、 五二二	二、 五二二	二、 五二二									三、 二八六	三、 四三	七、 一	七	三八、 一
北花	一、 三				四、 二七	五、 二七		四、 三	二、 七二	二、 七二									一、 二四	二、 二	一、 〇	一、 〇	一八、 七
南花	一、 八				九、 二六	二、 二六		一、 九七二	二、 一五八	二、 一五八									一、 五六三	一、 七五	一、 四	一、 六	三八、 一
南線	一、 五				三、 〇	一、 〇		五、 三五五	一、 五五五	一、 五五五									一、 三七六	三、 四三	五、 一	五	五三、 六
樽川					二、 五	六、 五		六、 五	一、 三〇	一、 三〇									一、 二八二	一、 三五	一、 三	九	三三、 五〇

[illegible]

大正一〇年食用および特用農作物作付反別および収獲部落別調査表(B-2)並びに
 総計表

種 目	牧 草	青 刈 トウ キビ	ソ サイ 種 子	花 種 子	苗 木	杞 柳	(B-2) 計	A表合計	B表合計	その他	総 計
石 狩	八、五						八、五	七九、四	三〇、三	一、六	一一九、八
八 幡	二、三						二、三	一一五、五	一六、九	二、三	一三七、〇
高 岡	三、八						三、八	四三一、六	二三、二	九	四五九、〇
五ノ 沢	五						五	一七四、一	一六、〇	六	一九一、二
北 生								四四九、一	三六、七	七	四八六、五
東 生	三、五	三	二	五	一		四、六	五二三、五	三九、九	一、二	五六九、二
中 生	二三、〇		二		一		二三、三	四一九、〇	五九、一	九	五〇二、三
西 生	九、〇						九、〇	三七九、八	三三、八	七	四三二、三

前表續き(B-2表並びに總計表)

種目	牧草	青刈 トウキ ソサイ	種子	花種子	苗木	杞柳	計	A表合計	B表合計	その他	總計
北花	一一、〇	九				二	二〇、二	三三、一	一八、七	一、〇	三五一、〇
南花	二二、六	一三、七					三七、三	四二、七	三八、一	一、六	四九九、七
南線	三二、六	一八、二		五	三		五一、九	二九、二	五、六	五	三九八、二
樽川	四一、五	四二、〇					四五、七	五六、九	三五、〇	九	二、三七七、〇
作付反別	五三七、〇	七五一、〇	〇七〇〇	一、〇〇〇	〇、四〇〇	〇、三〇〇		一六、四八〇			五一八、九四〇
反當收穫	六八	四〇五									
收穫高	一、五三	三〇四、一五五									
價格	三三、三九六	一五、二〇八									九三、三六九
單價	二、三〇〇	五〇									
備考	前年二比 收穫シタル 發育□□ニナ ル時ニ當リ早 干魃ニ會□□ ニ由ル										

なお、以上に掲げた大正期の農業関係の統計表のうち、大正五年と一〇年の農業人口を比較すると、大正五年よりも一〇年の合計値がやや少ないが、兼業者数では一〇年の人口数が五年の人口よりも二倍以上となっており、どちらの統計についてもそのまま信用できない。

また、大正一〇年現在における『石狩町農会』の区分、組織は次のようであった。

大正一〇年『石狩町農会』区分、組織表

区 分	組 合 長	組 合 員
五ノ沢組合	渡辺 亀次郎	二五人
高岡組合	松田 恒義	二七
生振北区組合	清野 政吉	二五
生振中区組合	萱野 兼松	二八
生振西区組合	青木 貞平	二七
花畔北区組合	金子 清一郎	二九
花畔中区組合	南出 亥吉	二六
花畔南区組合	吉田 竹次郎	二五
樽川組合	猪俣 松蔵	二五

(『大正十年事務報告』による。)

第二節 畜 産 業

開拓使時代におけるこの地方の畜産業については、資料に乏しく、詳述することできないが、『開拓使事業報告』によると、花畔村で明治五年から一〇年の間にそれぞれ馬七頭、明治十一年から一四年の間に同二四、二二、一二、二〇頭が数えられている。また、開拓時代の末期には石狩郡内に馬二百頭余りと牛若干が飼われていた。そして、『札幌縣勸業課第一年報』によって、明治一五年一二月現在の石狩郡管内におけるそれらについてみると、牛二六頭、馬二五二頭が数えられている。さらに、同年報中には、同一五年当別村の牧牛が石狩・厚田間の原野に移されて放牛された経緯について、次のように記されている。

「當別村ノ牧牛ハ該村移民吾妻謙等數名ノ起業ニ係リ明治十四年十一月本邦種牝牛五頭ヲ眞駒内牧場ヨリ拂下ケ今十二頭ヲ山鼻村ヨリ購入セシニ創マル其牛群ハ十五年四月ヲ以テ假ニミソマップ地名牧場ニ放牧シ尋テ洋種牝牛ハイグレード一頭ヲ眞駒内ヨリ拂下ケ五月下旬俱ニ之レヲ當別ノ原野ニ移セリ偶々牛蹄病ヲ患ルモノ數頭アリ蓋シ地勢卑濕ナルニ原因セルナラン因テ之レヲ海濱適宜ノ地ニ轉スルノ議ニ決シ石狩厚田間ノ原野ニ於テ三十萬坪ノ地ヲ相シテ茲ニ放牧セリ此地タル野草生茂ノ美ナラサルモ位置高燥ニシテ熊狼ノ害ナク一牛ノ病患ニ罹ルモノナシ十二月ニ至テ更ニ當別ノ原野苦場内川ヲ距ル三四町許ノ所ニ移シ冬間舎中ニ飼養セリ」

なお、この記載に伴い、次表が示されている。

年度	目	種牡牛購入	種牡牛購入	生	死	売	現存
明治十四年		○	本邦種 五	○	○	○	五
同十五年	洋種 ハーグレーテ	一	本邦種 一三	一回雜種十一	本邦種牝牛 三 本邦種牝牛 二		二五

（『札幌県勸業課第一年報』による。）

この頃にはまた、鶏もかなり飼われており、その一六年における生産状況は次の通りである。

明治一六年牧鶏統計表

郡区名	産額	売高	同代金	単価	産額	売高	同代価	単価
札幌区	一三、七三七 _羽	七、五九一 _羽	三、七七〇 _円 二二〇	〇四九七 _円	三三三、五九六 _羽	一九五、九九四 _羽 七三三、七六六 _円		〇二四 _円
石狩郡	一、二三三	五六二	三四七五〇〇	〇六一八	一八、六〇三	八、六三九	二二六八〇	〇二五
濱益郡	三二〇	〇	〇	〇	二七〇〇	〇	〇	〇

（『札幌県勸業課第貳回年報』による。）

さらに、続く明治一六年より一八年に至る石狩郡内の飼馬の頭数および一八年における同郡の頭数は次表の通りであり、とくに馬が漸次増加しているのがわかる。

明治一六年畜馬頭數表

郡區名	頭數	牝	牡
札幌區	一、七二四頭	七五四頭	九六〇頭
石狩郡	一五一	一〇七	一四五
厚田郡	四七	二八	一九
濱益郡	七	四	三
合計	二、〇二〇	八九三	一、一二七

(「札幌縣勸業課第貳回年報」による。)

明治一七年底有馬頭數表

郡名	現數			減數		
	內國種	洋種	雜種	斃死	賣却	合計
石狩郡	牝 九五	牡 一七一	牝	牡	牝	牡 七
厚田郡	三二	二四			五	
濱益郡	三	三				
		合計	合計			
		牝 九五	牡 一七一			
		三二	二四			
		三	三			
		合計	合計			
		牝 九五	牡 一七一			
		三二	二四			
		三	三			

(「札幌縣勸業課第三回年報」による。)

昭和十八年民有馬頭數表

郡名	當歳	内國種			洋種			雜種			合計		
		牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計
石狩郡	同	二〇	一八〇	三〇〇	一	一	二	一	一	二	一二〇	一八〇	三〇〇
	同	二二	一七	三八	一	一	二	一	一	二	二二	一七	三九

〔札幌縣第四回勸業年報・明治十八年〕による。〕

明治一八年民有牛頭數表

郡名	當歳	内國種			洋種			雜種			合計		
		牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計
石狩郡	同	一	一	二	一	一	二	一	五	六	一	三	四
	同	一	一	二	一	一	二	一	三	四	一	三	四

〔札幌縣第四回勸業年報・明治十八年〕による。〕

その後も馬はこの地方において次第に増え、二八年にはここから戦争用馬が徴集されている。

また、二九年には、『花畔共同牧畜會』が設けられ、とくに馬の改良が図られることになった。同会仮事務所の会合記録によると、その規約および会員、当初の資本金などについては次のようである。

花畔共同牧畜會規約

第一條

本會ハ花畔共同牧畜會ト稱シ其創立事務所ヲ花畔村三十八番地ニ置ク

第二條

本會ハ先ツ花畔村下ノ學田地六万坪ヲ借受濕地ニハ牧草ヲ蕃殖シ乾旱地ハ放牧場トナシ漸然歩ヲ進メ馬疋ヲ改良シ社會ノ需用ニ應スルヲ以テ目的トス

第三條

本會ハ前条ノ目的ヲ達スル為メ資金貳百圓以上ニテ創立シ毎年募集額貳千圓ニ滿タル時株式會社トナス

第四條

何人ニ限ラス資金トシテ金貳拾圓ヲ出ス者ハ會員タル事ヲ得 會員ニハ會員證ヲ交附ス

第五條

資金ノ拂込ハ滿二ヶ年ノ内四回毎年四月、十月、二回ニ拂込モノトス

本會ハ會務ヲ處辨スル為メ會員一同ノ投票ヲ以テ理事二名ヲ撰舉ス

理事ノ任期ハ三年トナシ隔年其半數ヲ改撰ス滿期后再撰スルコトヲ得ル

理事ハ事業ノ擴張ニ從ヒ増員スルコト

第六條

理事ハ名譽職トシ相當ノ手當ヲ支給ス

手當ノ額ハ會員一同ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム

第七條

理事ハ會員拾名ニ達スルヲ待テ總會ヲ開キ事業着手ノ方法ヲ定ルモノトス

第八條

會員ハ資金ノ全額ヲ拂込マザレバ會員タルノ全權ヲ有セサルモノトス

第九條

全額ヲ拂込マスシテ退會スルモ已ニ拂込タル資金ハ滿十年ノ后ニアラサレバ之ヲ返却セス既ニ拂込タル資金ト雖モ之ニ利子又ハ利益ノ配當ヲ附セサルモノトス脱會ノ申込ナキモ其期限内ニ資金ノ全部ヲ拂込マサルモノハ脱會者ト做ス

第十條

利益ノ配當及諸般ノ報告ハ年々十二月ト定ム

右之通決定致候間會員一同茲ニ押印致候也

明治二十九年四月

石狩郡花畔村三十八番地

金子清一郎

印

同郡同村字第七線第八号

橋本賢弘

印

同郡同村字第壹番地

山本多藏

印

同郡同村屯田新道

清水倉太

印

石狩郡親船町十三番地寄留

北口鶴吉

印

札幌南二西六三番地

葛所廣吉

印

石狩郡花畔村番外地

今野徳治

印

石狩郡花畔村番外地

田所正義

印

石狩郡花畔村番外地

永井新藏

印

脱會ス

脱會ス

第壹號資本金額

明治二十九年年度募集

一、金貳拾円也	金子清一郎	印
一、金貳拾円也	橋本賢弘	印
一、金貳拾円也	山本多藏	印
一、金貳拾円也	清水倉太	印
一、金貳拾円也	北口鶴吉	印
除ク		
除ク		
石狩郡花畔村北十三線	長部謙一郎	印
島山清太郎		印
石狩郡若生町西五番地		
野分鍾所廣吉		
葛所廣吉		
若月保造		印
札幌区南一条西四丁目		
長谷川賢助		印
札幌区南一條西三丁目		
阿部豐藏		印
同郡同村番外地		
藤中由太郎		印
同郡同村番外地		

一、金貳拾円也	葛所廣吉
一、金貳拾円也	今野徳治
一、金貳拾円也	田所正義
一、金貳拾円也	永井新藏
一、金貳拾円也	藤中由太郎
一、金貳拾円也	阿部豊藏
一、金貳拾円也	長谷川賢助
一、金貳拾円也	若月保造
一、金貳拾円也	野末榮順
一、金貳拾円也	葛所廣吉切印
一、金貳拾円也	畠山清太郎
一、金貳拾円也	若月保造
一、金貳拾円也	長部謙一郎

明治三〇年代になると、この地方でも農場経営が行なわれるようになり、三二年一〇月花畔に町村農場（札幌区町村金彌所有）、三三年九月親船町に桑田農場（石狩町桑田知明所有）が開かれ、さらに、明治四三年六月樽川村に極東農場（極東煉乳株式会社所有）が設けられるに至った。また、それらに伴い牛の飼われる数が増加するようになった。加えて、大正六年には、前節に記したごとく町村敬貴により、樽川村に町村農場が開設されており、翌七年極東煉乳会社により、同村西四線に第二農場、西七線に第三農場が開設された。なお、極東煉乳会社第二、第三農場では、八〇頭の純粋種の牛が飼われていた。



大正時代の極東農場



極東農場輸入牝牛

大正七年各牧場面積および飼畜數表

牧場名	面積		飼畜數		
	放牧地	牧草地	穀菜畑	牛	馬
町村牧場	五、〇 _反	一〇、〇	八一、二 _反	三〇	二
極東牧場	五〇、〇	二〇〇、〇	四八四、八	二二六	三〇
					計
					二四六

大正七年牛馬頭數表

種別	内國種	雜種	外國種	計	牝	牡
牛	一	三九八	二六四	六六二	四九三	一六九
馬	三〇一	八二五	四二	一、一六八	七五六	四二二

大正七年種牡牛および種牡馬馬頭

ホルスタイン	牛		馬	計
	エーアシヤ	計		
六	一	六	ブラバン種 一	ベルシユロン種 八
			トロツター種 一	
				計 一〇

大正七年家禽統計表

飼育戸數	家		雌	雄	價格	個數	價格	個數	價格	計
	成	雛								
六九七	六、七三四	六、七四三	六、七三四	四七六、三三二	一一、四三一	一八、一六五				

大正七年獸醫および蹄鐵工開業狀況

蹄獸 鐵工 醫	開業		假免	計
	本	免		
	四三	一一		四三

大正七年搾乳状況統計表

搾取戸数	乳牛		計數	搾乳高		販売高	
	雜種	外國種		數量	價格	數量	價格
一二二	一二三	一〇五	二三七	七五八石	九、九〇二	七五八	九、九〇二

(以上六表、『大正七年六月調・石狩町勢一覽』による。)

さらに、『大正十年事務報告』によると、「本町畜産(畜牛)ハ年々飼養者ノ増加ヲ至リ将来益々發展ノ傾向呈シツツアルハ喜ブベキ現象ト云ハサルベカラズ本年実査ニ於ケル状況左ノ如シ」とされ、次の通りの統計表掲載されている。

大正一〇年飼牛別統計表

種數	牝牛	牡牛	計
ホルスタイン種	二五六	五〇	三〇六
ホルスタイン雜種	三三八	三〇	三九八
エアーシャ種	二五	五	三〇
エアーシャ雜種	六五	四	六九
計	七一四	八九	八〇三

大正十年年牛乳生産高状況統計表

副業的産乳戸數				營業的産乳數		
搾乳頭數	搾乳高	價 格		搾乳頭數	搾乳高	價 格
一二三三頭	一、二〇六石	三〇、七〇八圓		一九九頭	二〇、二二一石	三六、五五八圓

(以上二表、『大正十年事務報告』による。)

また、同報告によると、大正一〇年における馬の頭數は農業の発展に伴い昨年に比べて増加しているとされており、合わせて次の通りの統計が示されている。

大正一〇年飼馬頭數表

牡	騾	牝	計
二〇一	九三	九二七	一、三三二

(『大正十年事務報告』による。)

加えて、同報告は同年の養鶏の状況について、「鶏卵價格騰貴ニ伴ヒ副業的事業トシテ漸次飼養者増加ノ趨勢ニアリ今年中ニ於ケル状況ヲ示サンニ左ノ如シ」とし、次表を掲げている。

大正一〇年養鶏状況統計表

飼養戸数	成禽羽数	価格	雛羽数	価格	産卵数量	価格
四四三戸	三、六三二羽	六、五三七圓	六、三〇四羽	五、〇四三圓	二八、八四〇圓	六、五三六圓

(「大正十年事務報告」による。)

この頃にはまた、畜牛の飼育従事者による団体も組織化されており、その大正一〇年現在におけるものとして次の講、組合を上げることができる。

大正一〇年現在畜産関係諸団体一覽表

講・組合名	人数	設立年月日
北生振畜友講	二八名	
生振畜牛組合	一〇七名	大正九年二月
樽川乳牛組合	四六名	大正九年三月

(「大正十年事務報告」による。)

さらに、その後、大正一四年四月一四日には八幡町の清野政吉らにより、『石狩町酪農販売組合』(昭和一二
年六月二一日解散)が結成されている。

そして、町内で乳牛飼育が盛んになったり、大きな農場が経営されるのに伴い、集乳所の設置も起こっており、極東煉乳株式会社が、大正一〇年に花畔集乳所、翌一年に八幡町集乳所を設けている。一四年にはまた、石狩酪農販売組合も集乳所を設置しており、これが後の雪印乳業株式会社石狩工場の端緒となっている。

加えて、『北海道産業組合運動史』（森正男著、一九五〇年刊）によると、この一四年には、設立許可は得られなかったが、『北海道製酪販売組合』を設立する動きがあり、本町内から高野金作、高田光祐、内山良時、細川悦郎、越野佐一郎、三上安蔵、青木藤吉、重清正一、内海秀太郎らがこれに参加している。

なお、この間の大正一二年、父牛、母牛ともアメリカ産の町村牧場の乳牛サー・ジョハナ・ピータージ・マシードス五世が、東京平和博覧会で名誉賞を受賞している。

第三節 果樹栽培

本地方における果樹の栽培は、すでに開拓使時代にも行なわれており、明治八年から一四年の間における果樹苗木配布状況が『開拓使事業報告』（巻末付録参照）に示されている。それによるとこの間まず梨、リンゴが植えられたことがわかる。

そして、間をおくが明治二一年における石狩郡内の果樹数を、種別および既結実・未結実別にみると、ほとんどの種類について未結実木がかなり多く、このことからその少し以前に、本郡内で果樹栽培が一定程度の力を入れ、普及されたであろうことを察することができる。なお、明治二一年において石狩国各郡で栽培されていた果樹の種類およびそれらの既結実・未結実別本数を示せば次表の通りである。

明治二十二年民有果木統計表（その1）

郡區名	種類	計洋和	札 幌 區	札 幌	樺 戸	空 知	石 狩	濱 益
李	既結實	一、三三二 二、〇六三 三、三九六	一、七〇二 二、七八八 三、八〇〇	一、五八〇 二、九四三 三、五二三	一、四九〇 二、六八八 三、八〇〇	一、四九〇 二、六八八 三、八〇〇	一、九一六 二、五九六 三、二九六	一、一 二、一 三、一
	未結實	一、〇九〇 二、五〇九 三、五九九	一、五八〇 二、九四三 三、五二三	一、四九〇 二、六八八 三、八〇〇	一、四九〇 二、六八八 三、八〇〇	一、四九〇 二、六八八 三、八〇〇	一、四三三 二、〇四一 三、四四一	一、一 二、一 三、一
杏	既結實	一、五一九 七、三二五 八、八四四	一、四九〇 二、六八八 三、八〇〇	一、四九〇 二、六八八 三、八〇〇	一、四九〇 二、六八八 三、八〇〇	一、四九〇 二、六八八 三、八〇〇	二、〇二二 三、二〇二 四、二二二	一、一 二、一 三、一
	未結實	二、二二一 三、三三三 四、五五五	二、二二一 三、三三三 四、五五五	二、二二一 三、三三三 四、五五五	二、二二一 三、三三三 四、五五五	二、二二一 三、三三三 四、五五五	四、四四四 五、五五五 六、六六六	一、一 二、一 三、一
梅	既結實	一、二二三 四、〇一七 五、二四〇	一、二二三 四、〇一七 五、二四〇	一、二二三 四、〇一七 五、二四〇	一、二二三 四、〇一七 五、二四〇	一、二二三 四、〇一七 五、二四〇	七、一七七 八、二二二 九、三三三	一、一 二、一 三、一
	未結實	二、〇三〇 五、一三一 八、二四四	二、〇三〇 五、一三一 八、二四四	二、〇三〇 五、一三一 八、二四四	二、〇三〇 五、一三一 八、二四四	二、〇三〇 五、一三一 八、二四四	七、一六九 八、二二二 九、三三三	一、一 二、一 三、一
桃	既結實	三、三五五 七、二二七 一〇、八八九	三、三五五 七、二二七 一〇、八八九	三、三五五 七、二二七 一〇、八八九	三、三五五 七、二二七 一〇、八八九	三、三五五 七、二二七 一〇、八八九	三、三四四 六、五五五 九、六六六	一、一 二、一 三、一
	未結實	二、二二七 五、三三三 八、四四四	二、二二七 五、三三三 八、四四四	二、二二七 五、三三三 八、四四四	二、二二七 五、三三三 八、四四四	二、二二七 五、三三三 八、四四四	二、一五五 五、二六六 八、三三三	一、一 二、一 三、一

明治二十二年民有果木統計表（その2）

郡區名	種類	計洋和	札 幌 區	札 幌	樺 戸	空 知	石 狩	濱 益
林	既結實	一、二七二 一、二七二	五、五 一、一〇八	一、一〇八	一、一〇八	一、一〇八	八、七五 一、九八	二、二 二、二
	未結實	二、六九六 二、七〇〇	二、八七二 二、八七二	二、八七二	二、八七二	二、八七二	二、六四七 二、六四七	四、四 四、五
梨	既結實	一、二六六 一、二六六	一、六五三 一、六五三	一、六五三	一、六五三	一、六五三	四、〇七 一、七	一、九 一、九
	未結實	一、〇〇一 一、〇〇一	九、四七二 九、四七二	九、四七二	九、四七二	九、四七二	一、〇七 一、〇七	三、〇 三、〇
櫻	既結實	三、八八 三、八八	四、四一 四、四一	四、四一	四、四一	四、四一	四、八 四、八	三、三 三、三
	未結實	七、六 七、六	三、二〇 三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	一、五三 一、五三	五、五 五、五
葡萄	既結實	一、一七八 一、一七八	一、〇七 一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇九 一、〇九	一、一 一、一
	未結實	一、八二 一、八二	七、一 七、一	七、一	七、一	七、一	二、二 二、二	一、一 一、一

（以上二表、明治二十二年五月調『北海道園勸業月報』第七號による。）

また、翌二二年における石狩郡内の果樹本数を種別に示すと次のようである。

明治二二年果木統計表

郡名	林檎	梨	梨	李	杏	梅	實	櫻	葡萄	葡萄	計
石狩郡	二、九一五本	七九六本	二八七本	一五八本	六七本	一二本	一一八本	一五七本	四、五一〇本		
厚田郡	二二八	一	一九	五	一	一	一	一	一五二		
濱益郡	七二	六九	一	一	一	一	三	一	一四四		

(久松義典『開拓使鑑北海道通覧』による。)

さらに、三〇年になると花畔の金子清一郎や札幌の大西長太郎が発起人となり、『花畔共同果樹会』が設立され、リンゴ、ナシ、ブドウなどを主とした樹木の作付が組織的に行なわれるようになった。

しかし、本町域における果樹栽培はその後あまり活発とはなっていない。

なお、大正一〇年における本町内の果樹にもとづく生産状況は次の通りである。

大正一〇年園藝農産物統計表

樹種	樹数	収穫高	價格	單價
日本梨	四六本	一三八匁	一六六圓	一・二〇〇圓
西洋梨	一五	六〇	六〇	一・〇〇〇
苹果	一、三三八	五、〇二二	六、五二七	一・三〇〇

葡 萄	一、五二六	五、五二六	七、五一五	一・五〇〇
計	一二七	三〇八	七六二	

〔大正十年事務報告による。〕

第四節 除虫菊栽培

明治二五年春、花畔村五線の金子清一郎が、和歌山県の上山英一郎が経営していた農園から除虫菊のダルマチア（原産地であるユーゴスラヴィアの一地方名）種を取り寄せ、五〇株を作付して、北海道で最初の除虫菊栽培に当たった。そして、この北海道で初めて栽培された除虫菊は、和歌山県より取り寄せられているが、同県ではすでに明治一九年に米国種のそれが移植されており、日本ではこれが除虫菊栽培の最初とされている。但し、除虫菊の日本への輸入は、さらにそれよりも古く、明治一四年のことであった。

ところで、石狩で金子清一郎によって始められてから後の北海道における除虫菊栽培とその需要の歴史を端的にみるなら、たとえば『除虫菊栽培の指針』（一九三五年刊）中で大塚兼紀（当時道庁経済部商工課長）の述べている次のような内容の記事が参考となるろう。

「本道では明治二十五年、石狩町の金子某氏が同地に試作し蚤取粉を製したのが栽培の創始であります。爾来幾多の変遷を経て大正八年頃に至るや、歐洲大戦の影響に依り農産物需要の激増と共に除虫菊の相場も急騰し、その栽培取扱業者は多大の利益を得るに至りました。同時に上川郡和寒村其他に二、三製粉会社が設立される等に依りまして、全道的に栽培熱が勃興し、忽ちにして先進の関西地方を遙に凌駕し、……後略。」

また、これに続けて、除虫菊と気候、地質との関係や出荷先などが次のように言われている。

「本道に於て斯る巨額の生産を挙ぐるに至りました原因は先に述べました相場其他一、二の理由にも因りますが、その主因は除虫菊が比較的乾燥せる気候と排水のよい砂質の瘦地や傾斜地を好み、本道が之に好適した気温と土地を有すると謂ふ自然的要素と、加ふるに本道の地價が他府県に比し極めて低廉であつたという経済的要素に恵まれて居つた為で、荒廢地利用の上からも除虫菊は本道に詭へ向きの作物なのであります。」



北海道で最初の除虫菊栽培にとりくんだ金子清一夫妻

大正五、七年除虫菊生産状況統計表

年 度	作付反別	収 獲 高	價 値	一反歩収獲高
大正五年		九五〇ノ	二、〇九〇圓	
大正七年	二一〇・〇反	九〇〇	二、〇七〇	四、五〇〇%

(本章第一節中の表に同じ。)

殺虫剤や害虫駆除剤を生産するための除虫菊栽培は、以上の記事からもわかるように、大正時代とくに第一次世界大戦に伴って盛んとなり、当時はこの地方からも乾花が盛んに出荷された。その大正五、七年における本町内の生産状況を示すと次表のごとくである。

なお、その間大正六年二月に、『石狩町除虫菊栽培組合』が設けられ、その初代組合長に金子清一郎が当たることとなり、翌年同組合規約および細則が定められている。また、同組合規約および細則はその後改正されており、大正一〇年一月二〇日現在のそれらを示すと次のようである。

石狩町除虫菊栽培組合規約

第 壹 條 本組合ハ共同一致栽培并ニ種子ノ改良製造等ニ関シ發展ノ道ヲ図リ組合員ノ福利ヲ増進シ地方

ノ特産物トシテ汎ク市場ニ販路ヲ拡張スルヲ以テ目的トス

第 貳 條 本組合ハ石狩町除虫菊栽培組合ト称ス

第 参 條 本組合ノ區域ハ石狩町管内トス

第 四 條 本組合ノ事務所ハ組合長ノ住宅ニ置ク

第 五 條 第壹條ノ目的ヲ達スル為メ本組合ニ於テ施行スル事業左ノ如シ

一、優良種苗ノ撰擇ヲスル事

二、生産物ヲ共同販賣スルコト

三、生産ニ要スル物品ヲ共同購入スルコト

四、各種ノ調査及講習、講話、品評會ヲ開催シ適宜表彰スルコト

五、前各號ノ他必要ト認ムル事項

第 六 條 本組合ノ経費ハ組合員ノ負担トス

第 七 條 本組合ニ加入セントスル者ハ組合長ニ届出デ加入金貳拾錢ヲ提出承認ヲ得ルモノトス

第 八 條 本組合ハ除虫菊販賣高ノ歩合金ヲ徴収シ之ヲ以テ経費并ニ組合事業ノ準備金トス経費ノ剰余金

ハ事業準備金トシテ郵便局ニ貯金スルモノトス

第九條 本組合ニ左ノ役員ヲ置く

組合長 壹名

副組合長 壹名

評議員 八名

第十條 役員ハ組合員中ヨリ選舉シ其任期ハ三ヶ年トス、再選舉ヲ妨ゲズ

役員ニ當選シタルモノハ正當ノ理由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ補欠選舉ニ依リ就任シタル役員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

役員ハ任期滿了後ト雖モ役任者ノ就職スル迄ハ其職務ヲ行フモノトス

第十一條 組合長ハ組合ニ関スル一切ノ事務ヲ掌理シ組合ヲ代表ス。副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事

故アル時ハ其ノ職務ヲ代理ス

第十二條 評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ組合重要事務ノ評議ニ関ルモノトス

第十三條 組合役員協議スベキ事項左ノ如シ

一、第五條ノ各項ヲ實行スルトキ

二、生産物検査ノ件

三、生産物運輸之件

四、生産物ノ價格決定

五、生産物販賣

第十四條 組合ノ役員ハ當分ノ内検査員ヲ兼スルモノトス

第十五條 組合役員ハ組合用務ノ為メ出張スル場合ハ左ノ日當ヲ給スルモノトス

一、管内日當一日一人金 宿泊一泊金 圓

一、管外日當一人金 宿泊一泊金 圓

第十六條 組合ノ事業ハ一月一日ニ始マリ十二月三十一日ヲ以テ終ル

第十七條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

一、通常總會ハ毎年一月中ニ之ヲ開ク

二、臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ開ク

1、組合長ノ必要ト認メル時

2、組合員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及招集理由ヲ示シタル時

第十八條

總會ニ於テ決議ス可キ事項左ノ如シ

一、經費予算及徴収方法

二、經費決算及事務成績ノ認定

三、組合財産ノ管理方法

四、規約ノ變更

五、役員ノ選任及退任

六、業務執行其他重要事項ニ関スル規定制定

七、解散

八、前各号ノ外重要事項

第十九條

總會ハ總組合員中半数以上ノ出席スルニ非ザレバ開會スル事ヲ得ズ總會ノ決議ハ出席シタル組合員過半数ヲ以テ之ヲ為ス 役員ノ選任及退任規約ノ變更除名ノ決議ハ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

第二十條

總會ノ議長ハ組合長之ニ當ル組合長事故アルトキハ副組合長之ニ代ル副組合長事故アル時ハ評

議員互選ヲ以テ之ニ代ル

但シ總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席組合員中ヨリ互選スル事ヲ得

第二十一條

本組合總會ニ於テ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルニ非ザレバ解散スル事ヲ得ズ

第二十二條

組合員ニシテ本規約遵守セサルモノハ總會ノ決議ニ依リ除名スルコトアルベシ

第二十三條

組合ヨリ除名セラレ若シクバ脱退シタル者ハ本組合財産ニ對スル權利ヲ失フモノトス
但し死亡其他總會に於て已ム事ヲ得ズト認メタル事由ニ依リ脱退シタル者ニ對シテハ脱退當時
迄ノ積立金ヲ返還スルモノトス

石狩町除虫菊栽培組合細則

第一條

本組合ニ加入センモノハ除虫菊ヲ栽培スルモノトス

第二條

本組合員ハ除虫菊作付反別ノ現在及増減ヲ毎年十一月マテニ書面又ハ口頭ニテ組合長ニ報告ス
ルモノトス

第三條

本組合員ハ除虫菊干花ノ貫數ハ八月十日迄種子苗株ノ數量ノ賣高ハ十一月三十日迄ニ組合長ニ
書面又ハ口頭ヲ以テ報告スルモノトス

第四條

本組合ノ生産品販賣ハ當分ノ内乾花ヲ以テ重ナルモノトス。加工品并ニ種子苗株ハ各自販賣ス
ルモノトス

第五條

本組合生産ニ要スル物品ハ共同購入又ハ各自購入トシ若シ組合ニ委托セントスルモノハ概算金
ヲ納入スベシ

第六條

生産物ノ検査ハ生産人立會ノ上役員二名以上ヲ以テ之ヲ行フ

第七條

組合生産物ハ検査済印證ナキモノハ販売スル事ヲ得ズ

第八條

組合役員ノ検査等級ト買受人ノ等級ニ差異アル時ハ買受人ノ等級ニ依ルモノトス

第九條 本組合ノ検査等級ハ一号ヨリ三号トシ其ノ品質ニ依リ特等及等外ヲ設ケルコトアル可シ

第十條 乾花壹個ハ正味拾貫又ト定ム

但シ場合ニ依リ此ノ限リニアラズ。乾花一個ノ貫數ニ滿タズシテ壹個ト為シメルモノハ尚壹個ノ運賃ヲ精算ス。壹個ノ貫數ヲ超過シタルモノハ其超過セル貫數ノ運賃モ精算ス

第十一條 組合員ニシテ生産物ノ貫數少量ニシテ等級ニ區別アルモノハ他組合員ノ品位同等ノモノト合俵スル場合ハ検査人ノ指導ニ從フモノトス。尚少量ニシテ合俵スルコトヲ得サルモノハ品質等級毎ニ仕切ヲ為シ其ノ品質毎ニ検査標ヲ差入ルモノトス

第十二條 表装ニ検査ノ印ヲ捺シテ検査済ノ証トナスモノトス

検査人ハ貫數ヲ改メ尚不審アルモノハ解装ス。是ヲ拒ムモノハ検印スルコトヲ得ズ

第十三條 表装ハ干廷ヲ以テ二重造リト為シ縦十文字ニ筋繩ヲ以テ結束ヲシ両口ニ米俵ノ如ク作ル繩ハ全部大倉繩トス

第十四條 検査標札ハ厚紙ヲ以テ左ノ雛形ニ依リ調製シ表装中ニ差入ルモノトス

第十五條 生産物運輸中不可抗力ニ依リ損失ヲ受ケタル時ハ生産者ノ負担トス荷造ノ不完全ニ依リ損害モ亦同シ

第十六條 生産物ノ運搬ハ組合長ヨリ通知ヲ受ケタル日時場所ニ各自又ハ共同ニテ出荷シ其ノ費用ハ自辯トシ遲滞ナク運搬スルモノトス

第十七條 生産物検査済ノモノハ生産者ヨリ箇數及數量ヲ組合長ニ報告スルモノトス。生産品數人ニテ合俵シタル時ハ合俵人毎ニ氏名貫數等級ヲ示スモノトス

第十八條 送荷ノ前ニ合俵又ハ其ノ事由ニ依リ干花ヲ預ケタルモノハ其貫數等級ヲ預ケ主ニ領收証ヲ差出スモノトス

第十九條

組合ハ生産物ノ注文ヲ受ケタル時ハ相場内買數等組合役員ニ通報シ役員ヨリ部内現品所有ノ組合員ニ通報スルモノトス

第二十條

組合員ニ於テ生産物注文ヲ受ケタル時ハ其數量價格買受人ノ住所氏名ヲ直ニ組合長ニ通告スルモノトス

第二十一條

生産物ノ販賣ハ豫メ三回トシ其ノ販賣ノ時期ニ於テ各自選定シテ約束スルコトヲ得
一、生産人ハ希望時機ニ於テ販賣ヲ致シタル時ハ直チニ其ノ時期ニ出荷スルモノトス
二、送荷ノ前渡ニ於テ價格變動ヲ生ズルモ其ノ變動ニ依リテ約束ヲ變更スル事ヲ得ズ
但シ買渡人ヨリ送荷ノ停止ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニアラス

第二十二條

組合ニ於テ少数ノ注文ヲ受ケタル場合ハ組合長ノ指定ニ依リテ販賣スルモノトス
但シ組合員ニ於テ注文ヲ受ケタル場合ハ其ノ注文ヲ受ケタル生産者ノモノヨリ販賣ス注文ニ満タサル時ハ組合長ノ指定ニ依リテ販売スルモノトス

第二十三條

本組合員外ヨリ生産干花、種子苗株ヲ買受ケ他ニ販賣シタル時ハ買受ケタル組合員ノ現品ト見做シ取り扱フモノトス

第二十四條

但シ自家栽培ノ目的ヲ以テ買受ケタルモノハ此ノ限りニアラス
本組合ニ於テ摘花賃金及露、雨引ハ壹ノ目ニ付キ左ノ通り定ム

一番摘ヨリ二番摘ミ迄

至自

錢錢

三番摘

至自

錢錢

露引

至自

錢錢

雨引

至自 錢錢

第二十五條

組合長ハ毎年収入支出金額ヲ見積リ収支豫算ヲ調整シ其年一月中ニ組合總會ノ決議ヲ經ルモノ
トス同時ニ事業ノ報告竝ニ財産明細表モ調製シ其際提出スルモノトス

また、同組合の当初の会員は次の通りである。

石狩町除虫菊組合名簿（設立当時）

住所

親船町ヤウスバ
花畔六線
樽川拾線
花畔四線
樽川貳線
船場町
石狩町
花畔北六線
花畔北五線
花畔
花畔村北五線

川	金	猪	田	河	□	長	織	田	春	織
合	子	侯	中	本	屋	野	田	口	木	田
氏	名	清	松	兼	莊	龜	德	弥	熊	仁
郎	郎	一	藏	七	進	之	七	次	保	作
		郎		松		郎	郎			

菅	佐	吉	溝	長	高	長	萱	舛	□	林	小	林	長	岩	田	小	皆	小
池	藤	野	口	野	木	井	野	田	川		□		川	瀬	口	野	川	西
文	兵	多	佐	三	浅	源	兼	岩	榮	新	勝	龍	新	嘉	子	春	留	与
太				四	恵	蔵	松	□	次	吉	三	三	作	七	之	弥	吉	之
郎	蔵	蔵	市	郎					郎		郎				蔵	松		吉
															(平治)			

第二編 産業編

花畔村六線

花畔村十三線

花畔村南六線

花畔村七線

花畔村南十線

(大正十年二月六日加入)

(大正十年二月六日加入)

(大正十一年二月二日加入)

(大正十一年八月二十三日加入)

(大正十一年九月三日加入)

(大正十二年二月七日加入)

(大正十三年六月加入)

(大正十二年八月十二日加入)

(大正十二年十一月十日)

尾	安	(皆)	吉	二	鈞	和	谷	(加)	(鈞)	(齊)	中	阿	(松)	川	古	吉	内	伊
田	田	川	田	木	本	佐	藤	部	藤	村	部	本	上	川	田	海	藤	
平	庄	吉	筆	員	鈴	行	藤	重	捨	作	仙	□	与	市	角	常	秀	(榮)
八	槌	次	吉	衛	三	郎	次	郎	(藏)	(郎)	太	平	吉	造	藏	郎	太	四
																		三郎

(大正十三年二月二日加入)
 (同年七月二日)
 (同年七月十八日)
 (同年七月廿八日)
 (同年八月十日)
 (同年八月十日)
 (同年八月十日)
 (同年八月十一日)
 (同年八月十一日)
 (同年八月十一日)
 (同年八月十一日)
 (大正十三年八月十六日)
 (大正十三年八月十六日)
 (大正十三年八月十八日)
 (大正十三年八月十八日)
 (大正十三年八月十九日)
 (大正十三年十月二日)
 (大正十三年十月七日)
 (大正十三年十月八日)
 (大正十三年十月十日)
 (大正十四年一月廿四日)
 (大正十四年五月廿六日)
 (大正十四年七月八日)

越	北	堀	春	今	赤	(山)	(和)	莖	南	(西)	田	横	佐	千	桜	高	久	今	米
野			木	井	山	田	佐	津	出	谷	中	井	藤	步	井	谷	慈	野	田
佐一郎	清五郎	政一	紋吉	盛藏	□吉	千之助	五郎衛門	由松	亥之吉	市藏	清吉	伴吉	駒藏	亀松	長八	太郎	菊治	俊□	勝四郎

(大正十四年七月十四日)	山	岸	竹次郎
(大正十四年七月二十六日)	杉	野	太吉
(大正十四年七月二十六日)	藪	中	庄一
(大正十四年七月廿八日)	(木)	村	幸太郎
(大正十四年八月五日)	鶴	田	吉藏
(大正十四年八月五日)	(鶴)	田	義晴
(大正十四年八月五日)	前	田	(芳之助男)
(大正十四年七月廿六日)	勝	田	弥作
(大正十五年七月六日)	田	口	与八
(大正十五年六月十一日)	宮	崎	増藏
(大正十五年十月廿六日)	阿	部	友吉
(大正十五年十月二十八日)	界		忠七

(編者注・中途脱退者については()で括って示した。また、姓名中名のみ()で括られている場合には、その者が前加入者に代わって途中加入したことを示す。□カ所は不明字を示している。)

なお、この名簿に続けて、大正一五年末現在における加入者八一名についての村別および加入年度別人数内訳と、大正一五年度までに至る脱退者数が次のように示されている。

花 畔 村

五拾五名

樽川村	二拾名
石狩町	参名
生振村	参名
内 譯	

大正六年ヨリ大正九年迄	加入数	四拾名
大正拾年	〃	一名
大正拾壹年	〃	四名
大正拾貳年	〃	四名
大正拾参年	〃	拾七名
大正拾四年	〃	拾壹名
大正拾五年	〃	四名
脱退者		
大正拾五年度迄	拾壹名移転・脱退	

さらに、『大正十年事務報告』によつて、同年頃の除虫菊栽培状況みると、「除虫菊ノ栽培ハ堅実ナル農業経営法ニアラサルモ其栽培経営容易ニシテ生産品ノ需給近年頓ニ多キヲ以テ之レガ栽培ヲ奨励セントス今本年ノ收穫高併ニ過去三ヶ年ノ収支決算ヲ併記スレバ左ノ如シ」とされており、これに續けて次のような收穫状況統計表が付されている。

大正八〜一〇年除虫菊収獲状況表

作付反別	乾花収獲高	價格	備考
一三、二 反	八五八、	四、四六二円	支出収入附表収支計算ニ由ル

(「大正一〇年事務報告」による。)

第五節 養 蚕・養 蜂

明治期の古くより、この地方でも養蚕が副業として行なわれていたと思われるが、その初頭頃の様子については明らかでない。そして、明治七年から同一四年の間の花畔、当別における繭生産高および生産額が『開拓使事業報告』に示されており(巻末付編参照)、その間主として当別でそれが盛んであったとみられる。また、明治一〇年代末頃から二〇年代初期にかけては、本地方(石狩郡)における養蚕はより盛んとなっている。その一五〜一八年および二〇年の石狩郡における様子は次表のごとくであった。

明治一五、一六兩年蠶種製出郡別比較表

一五年
一六年

郡名	製種高		比					
	一五年	一六年	例					
石狩郡	二九、〇〇	四二、七五						
札幌郡	二七、三〇	三三九、六五						
			三百枚	二百枚	百枚	十枚	一枚	線

明治一六年繭收穫高表

郡區名	收繭高
札幌區	二七一、一二七
石狩郡	四一、四三七

(以上二表「札幌縣勸業課第三回年報」による。)

明治一七年製糸・織物生産状況統計表

郡名	絹織物	木綿織物	絹燃糸	絹男帶
札幌郡	一九八反	四反	四六六、六三	一八五本
石狩郡	五〇	一	七、一二七	二五

(「札幌縣勸業課第三回年報」による。)

明治一八年養蚕狀況統計表

郡 區 名	繭		蚕			眞 綿	蚕卵紙
	繭	出殻繭	計	生糸	熨斗糸	生皮苧	計
札 幌 區	一八・一六〇	〇・四九五	一八・石六五五	一・石九五〇	二・石二〇〇	二・石一五〇	一・石八二〇
札 幌 郡	一九四・〇〇〇	五六・〇三〇	二五〇・〇三〇	一	一	一	二〇・三六〇
石 狩 郡	一四五・五〇〇	一	一四五・五〇〇	一	一	一	一
							二六六枚
							一九五
							二三

(「札幌縣第四回勸業年報、明治十八年」による。)

明治二〇年養蚕業狀況統計表

郡 區 名	養蚕家ノ數	原紙掃立枚數	繭見積産額	前 年 二 對 ス ル 増 減	
				増	減
札 幌 區	一二	四八・〇〇	五四・石六〇〇	三二・石八〇〇	石
札 幌 郡	六三七	八〇一・〇〇〇	一、四二四・七四〇	一、二〇〇・二七〇	一
樺 戸 郡	六	五・〇〇	四・七〇〇	一	一
空 知 郡	九〇	八〇・〇〇	七一・八〇〇	七〇・〇〇〇	一
石 狩 郡	一一六	九五・八九	五八・〇四五	二〇・二六〇	一
合 計	八六一	一、〇二九・八九	一、六一三・八八五	一、三三二・三三〇	一

(「北海道勸業月報」第壹號による。)

その後二三年には、花畔方面の桑樹が數十人も組をなしたよそ者たちによって手当たり次第もち去られ、同地方の養蚕に事欠くまでとなったので、翌々年やむなく花畔村養蚕營業者代表惣代金子清一郎、同人民惣代山本多藏、同人民惣代佐藤熊太郎が北海道庁長官渡辺千秋宛に『泰願上候』を提出するといったこともあった。その嘆願書の一部を紹介すると、「一昨年ヨリ琴似及篠路ノ両屯田等ヨリ養蚕期節ニ際シ數十人宛組ヲ成シ日毎ニ入り来リ桑樹大少ノ別ナク見當次第猥リニ伐採致候……中略……勿論事ノ意外ニ或ハ多勢ノ威力ヲ以テ粗暴ノ挙動ヲナシ到底不可當ノ勢ヘニテ為メニ失望ノミナラズ營業上困難ヲ生シ養蚕事業も自然断念ノ外無之且ツ人氣ニモ差響キ……後略。」といわれている。

そして、生振村で明治三〇年代に愛知県団体移民が、「養蚕ヲ営ムノ目的ヲ有シ、先ツ基礎準備トシテ貸付地内ニアル野生ノ桑ハ之ヲ保存スルコトニ務メ、畠ノ周囲ニ移植セル」(河野常吉編『北海道殖民地状況報文・石狩国』)などしているが、三〇年代を過ぎると、本地方のこの方面の生産高はかなり減ずる傾向を示しており、やがて養蚕は次第に行なわれなくなつたらしい。

加えて、本地方における養蜂についてみると、この起源も明らかでないが、大正期のとくに半ば頃になされており(巻末統計表参照)、また『大正十年事務報告』に次のような統計表が示されている。

大正一〇年蜜蜂飼養状況統計表

飼養戸數	飼養函數	蜂			蜜			蠟		
		數	量	價	單	價	數	量	價	單
七戸	七一函	一、八五〇斤	四四四圓	〇・二四	二四斤	四圓	〇・一八〇			

(「大正十年事務報告」による。)

第六節 林業 など

明治期には内地人の入植、開墾に伴い、この地方でも自然の伐採が相次いたが、伐採された樹木のうち利用可能なものは、薪や炭材とされたり、あるいは用材とされた。

また、立木や「盗伐木」による木が、民間に払い下げられるということもあり、そのようなものについてもまた、薪、炭などにされたり、用材化された。

次に、その明治一六、一七年における立木、枯木ほかの払下げの状況を表示すると、以下のごとくである。

明治一六年立木払下表

郡名	木種	石	敷	束	代	金
石狩郡	用材薪炭 材木柴薪 枯薪用	二、九三〇 _石 五七三	七、五六〇 _敷 五五 一、五四一 一六七	〇〇〇〇〇 _束 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇	一六四六六〇 _圓 三七八〇三九 四六二五〇 四七二五〇 〇五六五 一一四八三	五、六一八七 _圓 〇〇五〇〇 〇〇三〇〇 〇〇一五〇 〇〇一七〇

明治一六年盜誤伐木払下表

郡名	種目	石	敷	敷	敷	代	金	百石、一敷、一束ノ價
石狩郡	薪用材	二九・九三〇	一五八・五〇	六〇〇	四八・六六二	一八〇・六三	一・四四〇	〇・六八五
小薪用材	木	〇〇	〇	六〇〇	一八〇・六三	一・四四〇	〇・二四〇	〇・二一五

(以上二表、【札幌縣勸業課第二回年報】による。)

明治一七年立木および枯木払下表(その1)

郡名	用材	材	枯用材	枯薪用	薪用	炭用	薪炭用	代金
石狩郡	三・四六・〇二八	五八・七・六九	〇	〇	六〇六・七	一・〇〇〇・〇〇	八・五〇〇	一・二七・四二
	石	本	石		敷	敷	本	圓

明治一七年立木および枯木払下表(その2)

郡名	小	木	末	木	雜	柴	蔓	物	地	竹	代	金
石狩郡	六二〇・〇〇	〇	〇	〇	〇	六二六・〇〇	一〇〇・〇〇	一五〇・〇〇	一四二・二八〇	〇	〇	〇
	東	本	東	東	東	東	東	東	東	圓		

明治一七年盗誤伐木払下表

郡 名	用 材	薪 用	楫	雑 用	柴	小 木	槭 樹	代 金
石 狩 郡	二一六、九六九 ^石	二二二、〇〇 ^数	—	—	—	—	—	三三、一五二 ^圓 四

(以上三表、明治一七年二月二日調。『札幌縣勸業課第三回年報』による。)

なお、内地からの入植者の当初における自然への係わり方を、明治二十年の高岡の例（『北海道庁勸業月報』第拾貳号の記事による。）でみると、次のようである。

「石狩郡宇高岡ハ石狩川ヲ距ル凡ソ一里半生振村ノ裏面ニ在ル高原ニシテ地形平坦壤土肥沃ナリ然レモ所生ノ樹木多クハ雁皮樺楊及椴松ノ類ニシテ下草ハ厚キ熊世ナルヲ以テ新墾ノ業ハ容易ナラス西南聚富川ニ沿フ一帯ノ地ハ新沖積層ヨリ成立スル最モ肥沃ノ土壤ニシテ明治十八年村民移着ノ際此地ニト居セシモ幾クナク水害ヲ蒙リシテ以テ翌年此地ニ移轉セリ故ニ當時ハ實ニ非常ノ困難ヲ極メ一時ハ草根木實ヲ食料ニ充テ且近傍有志者ノ救助ニ由リ辛クシテ飢餓ヲ凌キシ慘狀ナリシカ其既ニ離散セシ二三輩ヲ除クノ外ハ能ク艱難ニ堪ヘ多クハ生振ニ出テ既墾地ヲ借り受ケ耕作ニ勉勵セシヲ以テ今日ニ至リ食物欠乏ノ患ナク適々一二ノ不足ヲ告クルモ互ニ相扶助シテ本年秋収ノ期マテ之ヲ維持スルヲ得ヘシ且石狩ニ通ズル新道落成シテ農産物輸出ノ便ヲ得或ハ農閑薪炭ヲ出シテ生計ヲ助ケ豫想外ノ利用ヲ享クルニ至レリ又昨年石狩ニ開設セシ農産物競優會ニ於テ大ニ感發スル所アリ本年モ亦再ヒ農産ヲ出品シテ客歲ニ勝ルノ賞譽ヲ得ント欲シ倍々勉業ノ精神ヲ加

ヘタリ但該會ノ開設ニヨリ如是ノ憤勵心ヲ起セシハ亦以テ將來農業上ノ進歩ヲ証スヘキナリ」

明治期には、この後も「開墾」や諸種の事業によって自然木の伐採が続けられて行くが、それに対して明治二六年六月、花畔より惣代山本多蔵、金子清一郎名で北海道廳長官北垣國に宛て、『風防林竝薪炭用樹林生存願』が提出されるということもあった。

そして、造林の手立てはずっと遅れており、その本町における様子を『大正十年事務報告』によってみると、「当町造林業ハ地勢土質ノ關係上不振ノ状態ニアリ唯僅カニ高岡五ノ沢方面ニ於テ植樹行ハレツツアルニ過キズ本年ノ造林面積ヲ示セハ左ノ如シ」とされ次表が示されている。

大正一〇年造林面積表

人口造林面積	天然造林面積	合計	反別
一九、〇五畝	二九九、五〇畝	三二八、五五畝	

(『大正十年事務報告』による。)

主要参考文献(ヘヘ内は編者による仮題)

- 『札幌縣勸業課第一年報 一八八二(明治一五) 札幌縣勸業課
- 『札幌縣勸業課第二回年報』 一八八三(明治一六) 札幌縣勸業課
- 『開拓使事業報告』 一八八五(明治一八) 大蔵省 (卷末付録・抜粹)
- 『札幌縣勸業課第三回年報』 一八八四(明治一七) 札幌縣勸業課
- 『札幌縣第四回勸業年報・明治十八年』 一八八七(明治二〇) 北海道廳第二部農商課

- 『北海道廳勸業月報』第壹号 一八八八(明治二二) 北海道廳第二部
 『北海道廳勸業月報』第七号 一八八八(明治二二) 北海道廳第二部
 『北海道廳勸業月報』第九号 一八八八(明治二二) 北海道廳第二部
 『明治廿年農業集談會報告』『北海道廳勸業月報』第九号附録一八八八(明治二二) 北海道廳第二部
 『北海道廳勸業月報』第拾貳号 一八八九(明治二三) 北海道廳第二部
 北海道廳長官宛『奉願上候』一八九二(明治二五) 金子清一郎・山本多蔵
 北海道廳長官宛『風防林并薪炭用樹林生存願』一八九三(明治二六) 山本多蔵・金子清一郎
 久松義典『開拓使廳鑑北海道通覽』一八九三(明治二六) 經濟雜誌社・玉振堂
 〔花畔總代人記録綴〕一八九六(明治二九) 分
 小倉道教『石狩案内』一九〇六(明治三九) 石狩新聞社
 河野常吉編『北海道殖民地狀況報文・石狩國』明治三〇年代
 『大正五年四月調・石狩町勢一覽』一九一六 石狩町役場
 『大正七年六月調・石狩町勢一覽』一九一八 石狩町役場
 『大正十年事務報告』一九二一 石狩町役場
 『北海道ノ米』一九二一 北海道産米百万石祝賀會
 〔石狩町除虫菊組合記録綴〕中『大正六年貳月以降大正七年度這文章綴(第一號)』・『組合員名簿』
 丹野嶽二他『除虫菊の指針』一九二五 北海道除虫菊調査會
 森正男『北海道産業組合運動史』一九五〇
 田中実編著『石狩町年表』(補正稿) 一九六八 石狩町教育委員會・石狩町郷土研究会

第四章 商 業

開拓使時代の明治一三年頃までのこの地方（当別村などを含む）の生業別人口についてみると、雑業従事人口を除けば、商業人口が九〇ないし一〇〇名前後で、農業人口に次いでおり、漁業人口よりも多い。しかし、当時の商業活動は主として漁期に伴って盛んであったが、冬期には休業あるいはそれに近い状態となる店も少なくなかった。

そして、明治三年には、中川良助による遊女屋『越中屋』とか、料理店などもあったが、その後一〇年頃より弁天町、新町、横町一帯に貸座敷が次々と設けられていることから、明治一〇年代に入ると、市街地や商店街がそれまでよりも一段と活況を呈したであろうことを察することができる。また、本地方では、明治一二年における商業戸数が二五戸で、さらに、その頃貸座敷三六軒、娼妓三六四名を数え、これら後者の面で北海道一の盛況ともいわれている。しかし、それらの貸座敷のうち常時営業が行なわれていたのは六軒程度で、これらを含めて石狩で冬越したその軒数は十二、三軒あった。

なお、その間明治八年、初代井尻静蔵が漁業に伴い商業をも営むに至っている。

その後、明治一五、一六年の石狩郡の商業人口は、次表のごとくそれぞれ一四一人、一三〇人とされており、この頃まで雑貨屋や宿屋のほとんどはとくに漁期に営業されていたらしい。

明治一五年石狩國生業別人口統計

郡區名	農業	工業	商業	漁業	雜業	計
札幌區	七、〇四八	一、〇二二	一、四三四	二八六	三、九四四	一三、七二四
石狩郡	五五九	六六	一四一	一三一	一、一三七	二、〇三四
厚田郡	二六	一九	二九	七二一	三八	八二三
濱益郡	一六五	七四	一一一	八八五	六六	一、三〇一
樺戸郡	一六	二八	四三	〇	二六	一一三
空知郡	四	三	五五	〇	九	七一

(明治一五年二月札幌縣調「札幌縣勸業課第一年報」による。)

明治一六年石狩國生業別人口統計

郡區名	農業	工業	商業	漁業	雜業	計
札幌區	五、六三九	六九五	一、五八四	一、四八九	一、一四九	一〇、五五六
石狩郡	一、〇一五	四二	一三〇	三三六	一〇六	一、六一九
厚田郡	一八	八	一三	一六三	二八	二三〇
濱益郡	一七八	七六	一三四	七三五	七五	一、二二八
樺戸郡	六	六二	四三	〇	一八四	二九五
空知郡	七	六六	四四	〇	三九	一五六

前
年
比
較

郡區名	農 業		工 業		商 業		漁 業		雜 業		計
	增	減	增	減	增	減	增	減	增	減	
札幌區		一、四〇九		三七		一五〇		二、二〇三		二、七九五	三、一六八
石狩郡	四五六	八		二四		一一		一九二		一、〇三一	四一五
厚田郡				一一		一六		五四八		一〇	五九三
濱益郡	一三		二		二三		一三〇	九		八二	
樺戸郡		一〇	三四					一五八		一八二	
空知郡	三		六三		一一			三〇		八五	

(以上二表、明治一六年札幌縣調「札幌縣勸業課第貳回年報」による。)

明治三〇年代に入ると、商店のうちに有力なものがかなりでており、いま、明治三二年の石狩市街地における商店主と屋号についてみると次の通りである。

谷本町川野栄吉

金	⑧	吉	冬	各	森	州	平	⑨
若					親	船	親	船
生	〃	〃	〃	〃	船	場	船	場
町					町	町	町	町
坂	横	後	斎	斎	中	佐	古	北
田	谷	藤	藤	藤	村	藤	川	出
貞	村	金	久	万	清	治	仁	甚
吉	治	吉	太	次	太	郎	佐	七

(水陸産物共同委託販売店発起人一同『目論見書』より。)

また、明治三五年(または三六年)に印刷された広告『江別石狩厚田有家紹介表』によって、当時のこの地方における有力商家およびそれぞれの取り扱った商品名または業務内容を示すと次のようである。

漁業之部

- 一、畠山清太郎 若生町西五番地
- 一、井尻静藏 石狩町北三拾番地(鮭漁場 若生町字ヤウスバ)
- 一、村山コト 石狩親船町南廿五番地(鮭漁場 船場町字下テイネー、同町上テイネー、辨天町字川口、辨天町字大網)
- 一、遠藤又兵衛 (鮭漁場 濱町字上堀神三番地、下堀神貳番地、字来札壹番地、若生町字ワカオイ)



『江別石狩厚田有名家紹介』より（明治36年頃作成）

米穀・荒物雜貨商之部

三六四

一、米穀・荒物（巻野商店 巻野玉吉 八幡町東四番地）

一、荒物・小間物・乾物・味噌・醤油・石油類・和洋酒・罐詰・雜穀・海産（川野榮吉 本町西壹番店）

呉服商之部

一、呉服・太物・雜貨・釀造（石川祐太郎 親船町北拾七番地）

一、呉服・太物・荒物・雜貨（中嶋房藏商店 港本町）

旅館之部

一、高等旅館（今泉榮吉 親船町南九番地）

一、人馬繼立・旅人宿（奥村忠吉 若生町西六番地）

菓子商之部

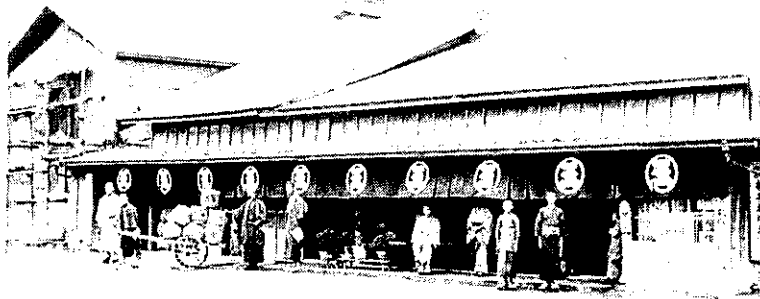
一、菓子（製造・卸商）（江田源太郎 本町西壹番地）

一、菓子（製造・卸小売）・荒物（西端淺吉 八幡町東五番地）

諸會社之部

一、補助・航行（江別・石狩間は毎月四回航行）（福山組石狩川汽船運輸部）

諸營業之部



呉服・太物・荒物・雑貨㊤中島商店（中島勝人所蔵）

一、諸賣藥 へ加藤す恵 八幡町東六番地へ

一、古着・古道具（委託賣買・仲立所）へ工藤喜八郎 本町西貳番地へ

特別紹介欄

一、薪炭へ大越利平 八幡町へ

さらに、明治三九年に刊行された『石狩案内』の広告によって、当時の商店または業者およびそれらの取り扱った商品ないし業務内容を紹介すると次のようである。

一、米・農産・雑貨へ鳥羽商店 生振へ

一、米・噌・和洋酒・罐詰・各種砂糖・各種荒物・雑貨類（卸小賣）、大阪アルカリ株式会社
過磷酸石灰（一手捌）、農家用薬工品外・海陸物産（委託）へ二山商店・二本柳貞一 八幡町へ

一、呉服・太物・荒物・米穀・雑貨へ長野商店 親船町へ

一、和洋酒類・雑貨へ川野商店 本町へ



明治後半の宣伝用パンフレット（中島勝人所蔵）

そして、この間明治三十六年、八幡町に『石狩購買販売組合』および花川に『花川購買組合』が設立され、商品の流通に便宜が計られることとなった。また、その後四五年に花畔に、『石狩町西部購買販売組合』（初代組合長橋本質弘）が設立され、大正二年、高岡、生振方面のための『石狩町東部購買販売組合』（生振・初代組合長安孫子庄七）が開設され、加えて翌四年五月、『石狩町東部販売組合』から『石狩町信用販売組合』（八幡町・監事丸山辰六外二名）が分かれて新設されるに至った。

- 一、和洋料理（嘉尋美 辨天町）
- 一、呉服・太物・荒物・小間物・和洋酒・諸鐘詰・陶器・雑貨（中島商店 本町）
- 一、呉服・荒物・雑貨・農産（岩崎商店 若生町）
- 一、江別木工場挽割材（一手販賣）・材木製材（御小賣）（上野材木店 船場町）
- 一、旅館（今泉桑吉 親船町）
- 一、旅館（金澤又太郎 親船町）
- 一、流行理髪（勝又半四郎 親船町）
- 一、美術寫眞（田中春吉 本町）
- 一、土地（測量并賣買）・官廳向代書（成田筆耕所 親船町）
- 一、民刑訴訟事務取扱（廣木辨護士出張所 仲町）
- 一、蛙塩蔵・燻製・蛙鱒・鐘詰・粕漬・其他（高橋儀兵衛 船場町）
- 一、倉庫業（井尻支店、南濱倉庫、北濱倉庫 小樽區色内町四十一番地）

さらに、この地方の商業活動は、大正期に入って商店の増加をみるなど、総じて発展してはいるが、明治二〇年代以降の漁業の不振に伴い、貸座敷業や料理店のような例については、明治期に比べて減じており、大正三年七月には、貸座敷、娼妓がそれぞれ三軒、一七名となっている。

なお、大正七年現在の商業従事戸数を業種別に示すと次のようである。

大正七年各種営業戸数統計表

種 別	戸 数	種 別	戸 数
物品販売業	一二三	運送業	三三二
旅人宿業	一二	請負業	一四
飲食店業	一五	代辯業	七
料理店業	五	製造業	一〇
貸座敷業	二	其他	九
理髪業	一一	計	二四〇

（『大正七年六月調石狩町勢一覽』による。）

第五章 工業

第一節 総説

まず明治期前半における工業人口からみると、本編第一章に示したごとく、開拓使時代の第二大区（明治七～一二年。当別村を含む。）当時におけるその数（家族中の男の数）は約三〇～四〇余名程度であり、それ以前の明治五年にやや多い。その後については、明治一三年四二名、（本編第一章）、明治一五年六六名（石狩郡）、一六年四二名（石狩郡）の調査記録があり、また、一八年の石狩郡および近隣区郡における醸造物生産高、工業関係諸庸人員状況および同庸人賃金について、次のような統計記録がある。

明治十八年醸造物生産統計表

郡區名	種別				
	清酒	濁酒	焼酎	味噌	醬油
札幌區	三、六九七石	一、四七七石	一七石	二五〇石	四二〇石
札幌郡	七八	九九	二		
空知郡	三七	一〇	一		
石狩郡	二七四	一八三			
厚田郡	一	五一			
濱益郡	三四〇	六四			

明治一八年石狩國工業關係職種別諸傭人員表（その1）

厚田郡	石狩郡	空知郡	樺戸郡	札幌区	札幌区	種別
四八	三	三〇	二〇	二三	一六〇	大工
					二三	左官
				七	二二	石工
一	四	一	〇	一八	五〇	木挽
						杣夫
			三		八	職屋根
						柁職
				二	九	畳刺
					一〇	職建具
					四	職経師
					五	職指物
	二				一〇〇	仕和服
					二	仕洋服
					五	機織
	二	一	三	四七		職鍛冶
					七	職鑄物
					五	鋳職
					八	職漆器
					三六	職酒造

明治一八年石狩國工業關係職種別諸傭人員表（その2）

厚田郡	石狩郡	空知郡	樺戸郡	札幌区	札幌区	種別
				九		職醬油
				六		職味噌
				三		職染物
				二		職縮打
				七		師版木
				一		師彫刻
				三		筆職
				二		車職
						工船大
		二		三四		造菓子
				三〇		桶職
		一		七		張提灯
				三		職製革
				二		靴職
				四		職下駄
				一五		萬方
		六〇		一七三		人足雇
四九	九	三三	九七	五二	八〇一	合計

明治三十九年鑛工業關係会社一覽表

會社名	業務	資金	創立年月日	重役氏名	現狀
高橋合資會社	水產物産製造	五千圓	明治二十六年十月	高橋義兵衛	
イントル石油會社支店	石油掘採			石川貞治	平均一日出油高二十石

明治三十九年工場一覽表

名稱	業務	業主	工場所在地	現狀
富士製軸所	燐寸軸木製造	川口藤吉	石狩町大字濱町	平均一日製出高五万束 代金二千五百圓（一 束八經四寸ノモノ）
罐詰製造所	鮭鱒罐詰製造所	高橋義兵衛	同町大字舟場町	昨年来中止シタルモ本年鮭漁季ヲ待テ始業ノ見込
醬油釀造所	醬油釀造	佐藤友吉	同町大字親舟町	一ヶ月販賣高十石 三百圓
味噌製造所	味噌釀造及	林長五郎	同町字仲町	醬油一ヶ月販賣高二十九石 八百七十圓 味噌一ヶ月販賣高二百貫 此金六百圓

（以上二表、明治三十九年刊「石狩案内」による。）

大正期に入ると、この地方の諸会社または諸工場の数は次第に増している。いま、大正七年現在におけるこの地方の諸會社および工場とその設立時期についてみると次のようである。

大正七年各種工場

名 稱	所 在 地	営 業 目 的	創 立 年 月 日	原 動 力
日本石油株式會社	石狩町大字八幡町	石油掘鑿	明治四十四年四月	蒸氣 氣 罐
月本麻糸株式會社	同	亜麻製綿	大正六年二月	同 上
石崎澱粉製造工場	同	澱粉製造	大正四年十月	石油發動機五馬力
佐藤澱粉製造工場	同	同	大正五年十月	馬廻シ機 一馬力
西森澱粉製造工場	同	同	大正六年七月	同 一馬力
岡本澱粉製造工場	同	同	大正六年九月	同 一馬力
戎谷澱粉製造工場	舟場町	同	大正六年十一月	同 一馬力
近藤精米所	八幡町	製米	大正七年一月	石油發動機三馬力
山本精米所	同	同	大正三年三月	同 四馬力
刀根精米所	同	同	大正五年九月	石油發動機四馬力
	生振村	褐鐵採掘	大正六年四月	

（「大正七年六月調・石狩町勢一覽」による。）

次に、大正一〇年現在のそれらについてみると、次表のごとくである。

大正一〇年諸會社および工場一覽

諸會社および工場	設 立 年 月
北海道萬年木株式會社	大正八年九月
日本麻糸株式會社石狩製綿工場	大正六年八月
日本石油株式會社石狩鑛場	明治四十四年四月
石狩木工株式會社	大正九年三月
(岡) 澱粉工場	大正六年七月
五ノ澤運送組合	大正二年五月
刀根精米所	大正四年九月
山本精米所	大正五年八月

(「大正十年事務報告」による。)

なお、その間の大正五年における工業人口および工産物生産状況を、商鉱業の状況とともにみると左記のごとくである。

大正五年商鉱業状況統計表

物産鑛		物産工		業 營 諸						者業工商		
石	品	酒	品	遊	湯	日	飲	料	工	商	種	人
油	名	油	名	技	屋	本	食	理	業	業	別	口
数	数	数	数	場	場	形	店	店	業	業	物人	数
六、〇〇〇石	一二二五、〇〇〇圓	二二〇	三三〇石	一	三	一〇	二〇	四	三四	一六九	件員	五一〇
量	價	量	價	貨	代	理	馬	二頭立荷積馬車	一頭立荷積馬車	小	種	二七五
				座	書	髮	櫓	車	車	舟	別	五八
				敷	業	一六	五〇五	三	三〇七	六	物人	七八五
				二	二	一	五	三	七	六	件員	一四九
												計

(「大正五年四月調・石狩町勢一覽」による。)

また、大正七年および同一〇年における工産物、醸造物の生産状況は次の通りである。

大正七年工産物生産状況統計表

種 類	数 量	價 格	種 類	数 量	價 格
澱 粉	三、〇〇〇 斤	一七、四〇〇 圓	繩	三〇	一五

大正七年醸造物生産状況統計表

清 酒	區別		醬 油	區別	
	種別	醸造戸数		種別	醸造戸数
一	二七〇 石	一四、〇〇〇 圓	一	三〇〇	八、一〇〇

(以上二表、『大正七年六月調・石狩町勢一覽』による。)

大正一〇年各種工産物類生産状況統計表

指 物 類	數量	價 格	鐵製品家具	數量	價 格	同上農具	杷柳細工	提 灯	菓子類製造	カ	モ	デ
	一、一五一圓	一		七九〇圓	一							

(『大正十年事務報告』による。)

大正一〇年醸造物類生産状況統計表

種別	醸造戸数	同上数量	同上價格	同上單價
清酒	一	二二六六石	一八、六二〇円	七〇円
醬油	一	四〇九石二〇、四五〇円	五〇円	
計	二	六七五石三九、〇七〇円	一二〇円	

〔大正十年事務報告〕による。

なお、大正六年八月に設立された日本麻糸株式会社石狩製綿工場は、その後漸次事業を拡張して行ったが、同一〇年一二月機関庫および製糸工場を焼失し、町民大会により会社再興を求める決議が出されたにもかかわらず、一時事業を中止せざるを得ないことになった。その大正九年における事業の状況は次の通りである。

大正九年亞麻生産統計表

種別	職		工	原		料	重		要	高		製	造		高
	男	女		計	數		量	價		格	單價		數	量	
亞麻	五八	四一	九九	二、五五二、五〇〇	一七一、〇一八	六七	三五二、八七二	一九四、〇八〇	五五〇						

〔大正十年事務報告〕による。

加えて、大正一〇年近くには、副業であるが藪工品の生産も盛んとなっており、大正一〇年一月から同年末までの生産状況は次のようである。

大正一〇年薬工品製産統計表

五七三丸 _九	薬材料	□□材料	草鞋	爪甲	草履	大正九年末 移入人口	本 年 調 度
九三五 _表	七五、九三〇 _表	六、〇四八 _足	三、七九〇 _足	五二九	五、四八五	末	

〔大正十年事務報告 による。〕

また、大正一〇年頃には、縄生産に次のような機械が用いられていた。

大正一〇年頃使用製縄用機械一覧

種類	名稱	専副業別	臺數	單價	一日ノ巧程	備考
製縄用	口田式	副業	一	三三圓	一〇ノ	合計二千臺アリ、使用者多キハ高岡方面トス
同上	シート式	〃	一	三五	九五	
同上	英式	〃	二	四五	一五	
同上	原式	〃	二	四五	八	
同上	不明式	〃	二	三五	七	
同上	大正式	〃	一	三一	一〇	

〔大正十年事務報告 による。〕

第二節 開拓使石狩罐詰所

開拓使は明治一〇年、産業開発の一つの試みとして、石狩に鮭鱈の罐詰工場を設営した。そして、当初は石橋俊勝が所長に着任したが、その実際の指導には、アメリカ合衆国より伝習教師として招かれたU・S・トリート (Treat) が通訳出島松造を通じて当たった。U・S・トリートは、明治一〇年九月一八日来道し、その後同一二年二月七日までの一七ヶ月間滞在して帰国した。また、彼はその間、助手のW・S・スウェットとともに石狩罐詰所のほか別海罐詰所でも指導に当たっている。

なお、トリートは開拓使顧問のケブロンと次のような約定書を交している。

一八七七年七月一日 ワシントン府

日本……黒田長官の命を奉じ、在ワシントン府ホラシ・ケブロン、在メーン、キースト・ペルトのユー・エス・トリートと互に取結ぶ約定次の如し。合衆国中に普通に施行する鮭その他各種の魚類罐詰燻製造、却て保存法を熟知し、実地にこれを施行し、且つ、適當なる保證人の推挙を得て、ここに出府せしトリートは、開拓使の代理なるケブロンと同意約諾の上、日本に渡航し、開拓使より命ずるところの人に、商法のため魚を保存する方法ことごとく教授し、又日本に在勤中は、その技術に関する各種の法或いは工風を熱心勉強し、能く了解する迄、これを遺漏なく日本人に伝授すべし……(以下省略)

証人

ホラシ・ケブロン
ユー・エス・トリート
マルガルト・ケブロン

そして、トリートは六六歳、スウェットは二五歳で来道、トリートは当初六カ月で七五〇〇ドルと食料費日本円三〇円を得ている。

ところで、同工場における鮭鱈罐詰製造事業は、当初、直接には、これらの指導者と函館地方で募集した伝習生によって担われた。また、当初の罐詰製造用の機械は、池田謙蔵がアメリカより帰国の際、ニューヨークにおいて三三〇ドルで購入した手動式のものであった。

開拓使がこの罐詰工場を設置するに至った動機については、『鮭鱈聚苑』（松下高・高山謙治 水産社 一九四二年刊）に次のように紹介されている。

「開拓使が罐詰工場を設置した動機は、關澤明清氏（後の水産傳習所長）が大久保内務卿に罐詰業開發に關する建議を為したことに因るといふ。關澤氏は明治六年奧國維也納に催された萬國博覽會に事務官として派遣された際、歐洲に於ける罐詰業に關心を持ち、更に明治八年米國費府博覽會に池田謙蔵氏と派遣されるに及んで、斯業の盛大なのに注意を惹き、自ら請ふて閩龍州に於ける鮭罐詰工場へ赴き、親しく其製法の傳習を受け、其業を卒へて歸朝し、斯業開發の忽せにされぬ事を悟ったのである。」

石狩罐詰所の事業開始は明治一〇年一月一日のこと、まず五〇匹の魚を用いて作業が行なわれた。また、その翌年には京濱地方に製品となった罐詰が送り出され、好評を得た。しかし、當時はまだ、内地における需要がほとんどなく、その販路を海外国へと求める方針がとられ、フランスの万国博覽會に副總裁として出向していた松方正義大蔵大輔へと見本が送られることになった。そして、これを受けた松方は、黒田清隆開拓使長官に宛て、次のような文面を返している。

拝啓益々御清福被成御出勤慶賀奉存候、然者野生義去月二十九日當府へ無滞着任仕候間御放念可被下候、却説出立前は別段の御馳走頂戴千萬奉謝候、却説御依頼被成候、罐詰の鮭は何れも無難に着早速試みの為め一箱丈開封致候處、風味等聊かも變じ不申永々の航海中如何かと懸念仕居候處、只色合の處少し悪しくとの評に有之位は實に御同慶に奉存候、全體右鮭は當處よりも龍動表の方都合宜敷との趣、右は三井會社支店の傭外國人殊の外相欣び龍動なれば何程にても相捌け可申に付、早々此方に遣はし呉候様申事故直に數函丈過日相托し差送置申候、尤も何分の報知は必ず近きに可有之其上確乎御報可申候、尤も十分石狩の分出來次第猶又御送可被下候、中略、鮭は意外面白き勢に聞及候間、前文の通即今周旋に取掛申候、此捌方の道相開候得ば莫大の御為は差向此品と相樂み罷在候、若しや十分の目的を得報告仕候様成候はゞ、無論臘虎の數千枚位は御賞與に預り可申義と自分ながら信用仕居候、扱又貴使御出品の分は今日迄既に會場へ悉皆陳列濟に相成申候御放念被下候、惣而此般の博覽會には我國の風評非常に宜敷夫が為め却て困却致候程に御座候、併し何分國家の慶事と相欣奉存候、右幸便に付不取敢大略前件御報知旁々如斯得貴意候、

明治十一年四月十八日

草々頓首

松方正義

黒田公閣下

また、同一一年四月三日に、トリートは黒田清隆に宛てて次のような手紙を出している。

「……………編者前略。

鮭漁業

石狩における鮭漁業は非常によく知られており、或る年には総漁獲が一八万尾にもなったと報告されてお



開拓使石狩鮭缶詰所（北海道大学中央図書館所蔵）

ります。そして、その中の三分の二以上は秋に獲れていることです。だが、その中には「ときしらず」やマスも含まれているのではないでしょうか。その後、いくらしもないうちに最もよい消息に接しました。それは、魚体は非常に肥えており、体色も鮮明で罐詰するには最上の魚が折上し始めたのです。それらは今シーズンでは最もよい魚だと思えます。トキシラズが獲れるのはまだ暖い季節なので、塩蔵や、又は簡単に処置するのが困難だと魚夫から聞いていますが、このような価値のある魚は適当な保存法を考えるべきだと思います。

鮭の人工増殖

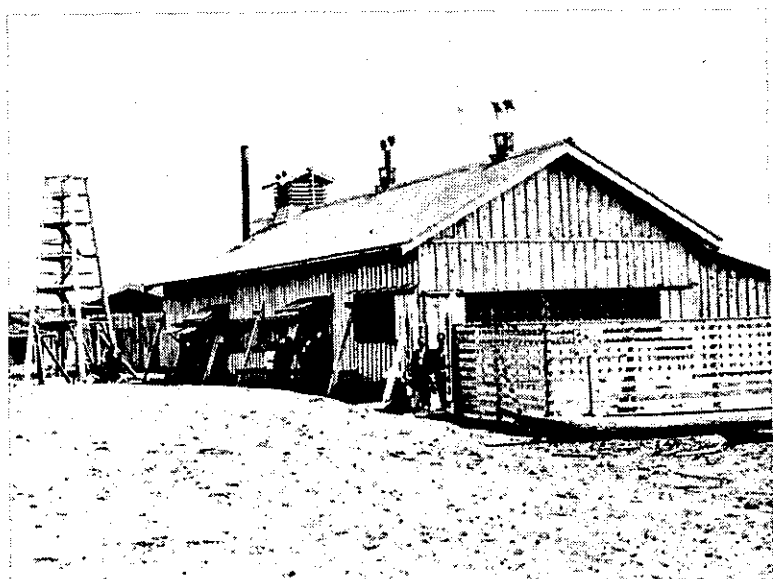
鮭の人工孵化の目的のために札幌に適当な場所を見つけ、直ちに建物及び装置道具等の用意をしました。既に冬になっていたが、その前にすでに採卵して、二五マイルの全くひどい道路を運搬しました。その結果、卵は孵化室へ着かないうちにすっかり凍りついてしまった。私は鮭を生きた水槽で運んで来て孵化室で産卵させることをすすめます。が、但しこの場合、寒波と吹雪は防止せねばなりません。

仕事がうまくいくようにするには十一月中旬頃の鮭を選び、充分に成熟するまで孵化室の近くの生簀の中に入れておくのがよいと思います。そのようにしたら成功は疑いなしと思われれます。アメリカでは毎年何百万という鮭の卵を孵化しております。そして、それが利益をもたらす仕事であることは明瞭なことです。それは以前に鮭のいた場所に変更はその数が増えてより多くの漁業が出来るというばかりではなく、以前には鮭が全然いなかった場所にさえもすむようになります。

………中略………

小樽は石狩河口とは非常に近く、両者の間は快晴でなぎの時には二、三時間で結ばれます。石狩は水底まで一二フィートもあり軽い船なら殆どいつでも入港できるので港の中は充分の水量と良好な繫船設備をほどこすことができるでしょう。

船の安全入港を保証するためには、先ず航路をつくるのが先決で、そうしたならば正確な航海をすることが出来ます。札幌への車道は今工事中ですが完成の時は、札幌―石狩間はより密接な関



開拓使石狩鮭缶詰所（北海道大学中央図書館所蔵）

係をもつことが出来、石狩の人口も増加することでしょう。このようなことが完備したならば、通信・輸送は益々発展の徴候を示し、石狩は当然、大規模な水産業の中心となることでしょう。

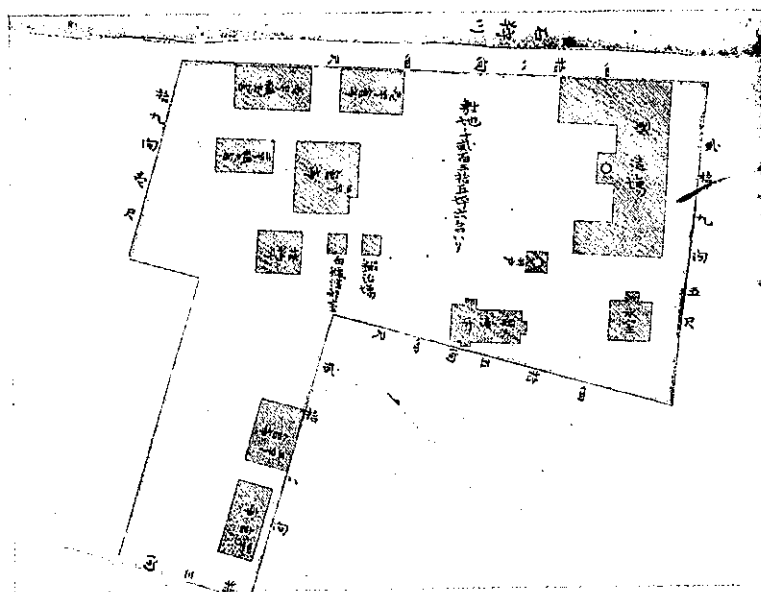
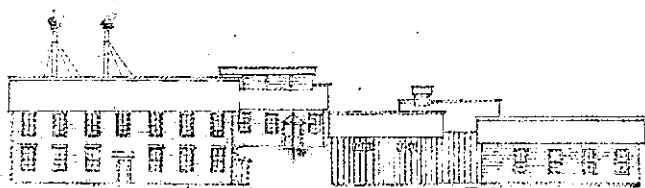
現在ある施設は、次のシーズン前までに二つのことが必要になると思います。一つは罐詰の罐を作るブリキ罐工場です。他の一つは、現在二つのボイラーがあつて、日に五、〇〇〇罐の製造能力を有しているが、この施設では今後続けて作業をして行くのに充分なものとはいえません。そして適当な倉庫をつくる必要があります。後略。」（北海道大学蔵。武田重秀・長沢有晃訳）

さらに翌一二年、開拓使製物試験所は、石狩で鮭油を試製している。

次いで、一三年、石狩罐詰所は、フランス製の罐詰用蒸気器を用いて、鮭の酢漬罐詰の試製に成功し、翌一四年における同罐詰場の生産高は約八千百罐、その産額は一千百円となった。

しかし、同罐詰場は開拓使が三鼎一局に移行されるとともに、農商務省工務局へと移管され、さらに、一六年北海道事業管現局所屬となり、その後一九年北海道庁に所屬することになった。そして、一九年で官の事業としてはその操業が中止された。

また、それは明治二〇年九月に至つて、高橋儀兵衛に、場内の一部が三箇年間無料で貸与され、鮭の燻製や筋子粕漬などが製造された。なお、同氏はこの満期後、明治二二年一〇月よりさらにそれを五ヶ年間無料貸下されることになり、後に払い下げを受けている。その間また、二三年に鮭鱒罐詰が海軍軍需品となったが、二六年九月七日には人材不足や資金の欠乏などによってその操業は中止のやむなきに至っている。とはいえ、明治三〇年同事業は再び開始され、三四年には販売額が一万一千二百六円を数え、三六年一〇月には『高橋合資会社』を経営することになっている。そして、同氏による罐詰生産事業は、明治三〇年再開以降四〇年まで継続され、同会社は明治四五年まで存続された。



開拓使石狩管内の産業と見取図（北海道蔵）

主要参考文献

- 『開拓使事業報告』 一八八五（明治一八） 大蔵省
- 『新撰北海道史』第四卷（通説三） 一九三七 北海道庁
- 松下高・高山謙治『鮭鱒聚苑』 一九四二 水産社
- 秋庭鉄之「U.S.Treat考」 武田重秀・長沢有晃訳「U.S.Treatから黒田清隆にあてた手紙」『魚と卵』 北海道さけます
ふ化場・北海道立水産孵化場 一九五六
- 『札幌縣第四回勸業年報』 一八八五（明治一八） 札幌縣勸業課
- 小倉道教『石狩案内』 一九〇六（明治三九） 石狩新聞社
- 『大正五年四月調・石狩町勢一覽』 一九一六 石狩町役場
- 『大正十年事務報告』 一九二一 石狩町役場
- 田中実編著『石狩町年表』（補正稿） 一九六八 石狩町教育委員会・石狩町郷土研究会

第六章 鉱業

本地方における明治・大正期の鉱業史を物語るとすれば、もっぱら石油の生産に係わる事業について述べることになる。

この地方および近在の石油の産地すなわち「石狩産油地」は、すでに明治以前に認知されており、古くは一八五八（安政五）年に、幕府箱館奉行石狩勤番所調役荒井金助が、厚田望来の海浜に石油の湧出することを知って、部下を調査に当たらせ、山中における油田を発見している。

また、一八六七（慶応三）年には、イシカリに寄留していた金野松五郎、島倉仁之助がアツタとの往復のうちにシムベツの山間で石油を認め、明治五年五月、石川善七郎もモーライの海中にそれを見、さらに、この石川の話から、金野松五郎がシムベツのシャツカリにおけるその湧出地を発見するに至っている。

そして、これら金野、島倉および石川らが石油湧出を知ったところから明治一年八月に試掘許可を得て（巻末付録『開拓使事業報告』（抜粋参照）、さらに、鉱業を起こすまでに至る経緯について、『北海道鑛山略記』（北海道庁、一八九〇年刊）に以下のごとく紹介されている。

「シャツカリ山石油礦發見ハ明治五年五月石川善七郎アツタ方面ヨリ商行ノ帰路モーライ村海中ニ於テ始メテ其脉アルヲ實見シ、「イシカリ」驛ニ泊シ之ヲ尋タルニ、同驛横町ノ住人金野松五郎ナル者其山脉ニ委ハシキ由ヲ聴キ直ニ同人ニ就キ此油脉ノ有無ヲ質スニ更ニ知ラズ。是ニ於テ「イシカリ」近傍ノ土人ヲ招キ亦是ヲ質スニ土人能ク山油アル事ヲ知ル。依テ他ニ土人二名ヲ雇ヒ共ニ導者トナシ山中ヲ跋渉シ點見スルニ溪間處々ニ湧出ス。是レ果シテ石油ナラント思考シ壹縷ニ汲ミ且ツ目標ノ為メ樹木ヲ削リ、明治五年五月九

日石川善七郎發見ト各處ニ書シ歸テ現品ヲ示シ、知己親友ニ謀ルト雖トモ掘採ノ方法ヲ覺知セサルノミナラス資力亦乏ク、且ツ至ル處人烟稀少ニシテ不便多キニ依リ空ク日月ヲ經過ス。後越後信濃地方此類ノ山油產出ノ量頗ル多ク且又諸新聞ヲ閱スルニ、明治十年以降年々海外ヨリ輸入ノ石油代金夥シキヲ知り以テ同謀者ヲ得テ此礦業ヲ起シ輸入ノ萬分一ヲ補ハント欲シ、明治十二年ニ至リ新潟縣平民戸川禮吉ニ計ル。同人固ヨリ本業ヲ熟知シ、加フルニ、當時同人方ニ止宿スル倉部卓司大西次郎ノ二人ハ該坑業ヲ心得タル者ナルニ依リ相共ニ謀テ再ビ點檢シ、明治十四年戸川禮吉ノ名ヲ以テ借區開坑ノ許可ヲ得、後明治十六年四月石川善七郎是ヲ讓リ受ク借區坪數一千七百五拾貳坪五合ナリ。

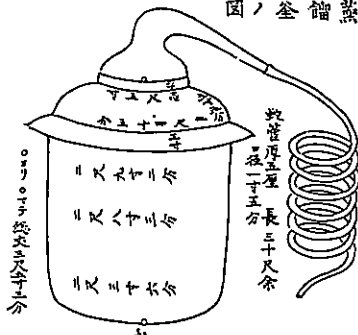
シユムベツ山發見ノ原油ハ慶應三年ヨリ「イシカリ」郡寄留金野松五郎、島倉仁之助ナル者「アツタ」郡ヘ往復シ毎ニ山間石油アルヲ見ル。然リト雖トモ資力ハ素ヨリ鑿井ノ方法ヲ知ラズ。明治十年六月ニ至リ島倉仁之助等再ヒ石油脉ヲ發見セント人夫ヲ雇ヒ登山シ調査スルニ、石油ノ臭甚タシク、且左右岩石ノ間隙ヨリ多ク湧出スルヲ見ル。是ニ於テ一同斧ヲ以テ穴ヲ鑿ツ事十ヶ所餘石油忽チ水面ニ浮ミ、厚サ一分或ハ二分アリ。尚進ンテ丘ヲ鑿ツニ臭氣愈甚シ。深サ一尺五寸ニシテ石油充滿ス。是ニ於テ一同大ニ悦ビ直ニ開坑ノ準備ヲナシ試掘許可ヲ得着手ス。後明治十二年九月借區開坑ヲ出願シ後之ヲ廢ス。明治十八年三月石川善七郎更ニ借區開坑シ、同二十二年六月ニ至リ兩礦ヲ北海道鑛山會社々長長堀基ニ讓リ渡ス。」

また、同書には続いてその掘採方法が次のように述べられている。

「前ニ掲グル所ノ倉部卓司、大西次郎外雇夫四名及役員登山、明治十四年十二月ヨリ小屋築造ニ着手同十五年一月落成、二月一日開業シタリ。而シテ油井ハ初メ方六尺ニ掘下ル事貳間四尺余以下ハ仕上リ方三尺ニ出来スルニ依リ三尺七八寸掘鑿ス。而シテ其油井ハ深三百尺トシ油井三孔ヲ開鑿スル一ヶ年ヲ要スルト豫

定シタルニ豈ニ計ン、地盤貳間以下ハ堅クシテ其困難ナル事實ニ意外ナリ。此掘鑿ニ使用スル器具ハ即鶴嘴重量一貫目乃至二貫目ノ者拾挺ニシテ順次ニ使用ス。是レ一度用フルヤ復タ鍛鍊セザレハ其用為サザルニヨル。而シテ鍬三挺用^ユ並ニ井戸車六個^{壹斗入ヨリ}釣瓶桶五個、平打釣瓶繩百間宛貳拾九番百枚及平常細工ニ用フベキ鍛冶道具一揃又タ大工道具一揃、此他繩筵、織物、農具ノ類ヲ要ス。今茲ニ掘鑿當時ノ實況ヲ記セシ。最初掘下ノ際坑夫四名乃至五名ヲシテ一坑ヲ負擔セシム。其地下六七間以内ハ一日平均四尺余ヲ掘進スト雖トモ八九間乃至拾間ニ至テハ一日貳尺内外ニシテ、井戸磐石等アルトキハ貳三寸ノ外掘鑿シ能ハザル事アリ。其稼方法ハ井中勞働ヲ二時間宛ト定メ、午前二名午後二名ニテ各四時間トシ合一日八時間ヲ以テ勞働時間トス。之ヲ四替リノ働ト云フ。右ノ如クシテ明治十五年二月ヨリ同十六年十二月迄倉部卓司ヲ頭取トナシ油井ノ開鑿ヲナス。爾后夫人夫ノ増員等アリ、同十七年一月ニ至リ都合ニ依リ倉部卓司ヲ除名解雇シ阿部藤吉ヲシテ之ニ代ラシメタルモ坑事進マザルニヨリ、越後國刈羽郡妙寺村ヨリ熟練ノ坑夫人名ヲ雇入ル。此年十一月二日漸ク「オタル」港ニ着シ、直ニ登山セシメ從來ノ雇夫ヲ撰拔シ計拾三名ニテ「シャツカリ」山油井貳百八尺余ナルヲ三百尺ニ至ラシムルノ計畫ニテ、四十六日間ヲ期シ成就スベキ約ヲ結び、掘下賃金百五拾圓諸入用品及賄等ハ元締持トシ、前人員請負シメ、十七年十二月二十七日事業ニ着手セシム。爾后積雪等ニ支ラレシノミナラズ井中大石等アリ、工事進マズ^{水害ノ外大石等アルトキハ請負賃金外ニ日給ヲ與フル事ヲ約ス}漸ク十八年十一月ニ至リ五拾間ヲ掘進ス。翌十九年解雪出水ノ為メ井中満水如何トモナシ難ク、遂ニ十八年七月借區許可ヲ得タル「モーライ」村字シユムベツ山ハ坑夫ヲ分遣ス。然ルニ該山通路一里有半ハ笹厚クシテ歩ヲ進ムル由ナク、故ニ運搬ハ勿論人ノ往来モ自由ナラズ、依テ道路ヲ開設シ屈曲甚シキ「シユムベツ」ニ假橋二十餘ヶ處ヲ架シ「シャカリ」山及「シユムベツ」山ノ兩坑ニ於テ汲取製煉ヲナシタリ、而シテ「シユムベツ」山島倉仁之助ノ坑業方法モ亦タ異ナル事ナシト雖トモ坑夫使用ノ方法ニ至テハ詳ナラズ。」

蒸餾釜ノ図



『北海道鑛山略記』

(北海道庁1930年刊) による

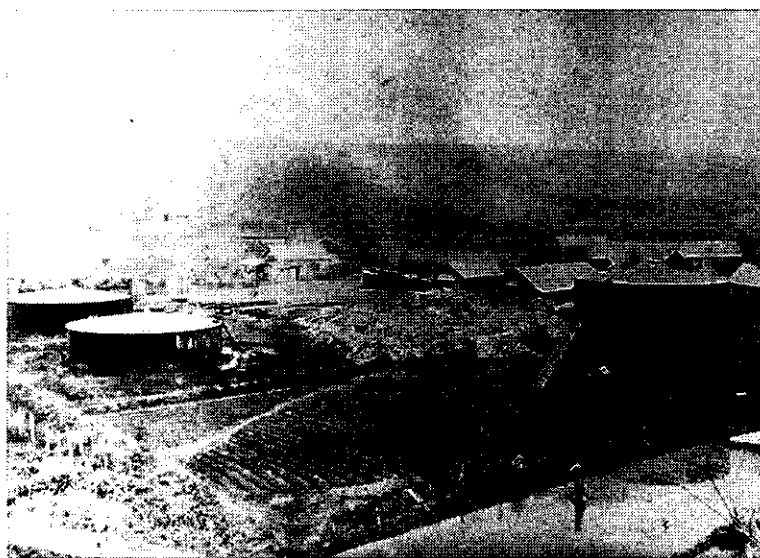
さらに、その「製煉方法」については、次のごとく言われている。

「鐵ノ蒸溜釜ヲ似テス。是ニ油井ヨリ汲ミ取タル元油ヲ先ツ桶中ニ入レ、水分ヲ去リ、後釜ニ移シ、蓋ヲ覆フ。而メ其間隙ハ「セメント」ヲ似テ塞グ。蛇管ノ接スル所モ亦然リ。是ニ於テ火ヲ焚キ蒸溜ス。今試ミニ製造ノ例ヲ掲ゲン該釜ハ恰モ一石六斗ノ製煉ニ適スルニヨリ原油一石六斗ヲ入レ、揮發油ニ斗二升重輕焼油七斗八升餘、器械油及蠟等ヲ製造スベキ油四斗五升程ヲ得。尚残リ一斗四升余ハ粕油ナリ。是ヨリ繪具等ヲ製造スベシ。而メ前ノ重輕焼油ヘ硫酸ヲ入レ汚物ヲ洗ヒ取り、粕ヲ去リ、是ヲ水ニテ洗ヒ亦水ヲ去リ、後湯ニ苛性曹達ヲ入レ、硫酸ノ氣ヲ取り粕ヲ去リ、水ニテ洗ヒ水ヲ去リ、燈用ランプ油トナシ販賣スルナリ。」(句点、読点は編者による。)

なお、このような方法にもとづく「製造」には薪が用いられたが、その一釜に用いる量はおよそ四半數弱で、一製造用の代価が七八錢であつたという。

そして、以上のようにして「製造」された灯油は一石約金八円であつたが、その運搬費が「イシカリ」駅まで一箱につき一二錢五厘、「イシカリ」より「サッポロ」まで一箱一〇錢で、一石の賃金が「イシカリ」まで六二錢五厘、「サッポロ」まで一円一二錢五厘であり、「イシカリ」、「サッポロ」で売りさばかれた。

しかし、明治一二年の俊別における札幌豊平の住人島倉仁之助による試掘では、採油量は二石(〇・三六キロリットル)余りで、その後同人はこの事業の継続を断念、また、一四年の厚田フラトマリおよび俊別の新潟県



アメリカン・インターナショナル・オイルコンパニー 関係者（上）と五ノ
沢貯油施設（下）（渡辺光亀蔵）

人戸川札吉らによる採掘も、好成績を得られず、ここでも事業が長く継続されずに終わっている通り、その当初の試行は、後における開発の道を切り開いたとはいえず、期待したほどの成果を生まなかった。それは当時における採油方法が、少人数で手掘井を穿つところから始められるといった初歩的なものであったことによる。

その後、同鉱区は明治二二年、北海道鑛山会社社長長の掘基に譲られ、さらに明治三六年に横浜の『インターナショナル・オイル・コムパニー』が本油田の開発に乗り出し、五ノ澤、俊別などに機械井を設けた。

『インターナショナル・オイル・コムパニー』では、当初五ノ澤、俊別方面で日産二五〇石以上噴油する良井を得たが、他の鑿井については成果を得られず、その後新井を増さずに一時業を休止した。なお、インターナショナル・オイル・コムパニーはすでに明治三二年に設立され、その年技師C・H・マクレデームに北海道各地の石油露出地を調査させており、三四年六月には空知郡清真布および栗沢村に各一坑の試掘を行なっている。

また、同社は翌三五年、元道庁技師桑田知明に委嘱して道内所有の数百鉱区の調査を実施、次いで三六年八月三日、八幡町字五ノ澤に綱式第一号井を開掘するに至った。そして、同年九月一七日、深度三二七メートルにおいて間歇的に噴出する比重八一五の良質な原油を当て、一週間ばかりの間昼夜の産油量三六〇四八キロリットルを得たが、その後採油量は減り日産四・六〇九キロリットルを維持する程度となった。

翌三七年にはまた、同社は来札の五万坪を買収、三六〇〇キロリットル貯油鉄槽二基を設け、加えて、五ノ澤に九〇〇キロリットルの貯油鉄槽二基と三六〇キロリットルの貯油鉄槽三基を設置し、五ノ澤より来札に至る送油鉄管も敷設した。

その後も同社は多額の資金を投じて五ノ澤より厚田郡望来に亘る広大な地域に諸施設を構え、坑数を六カ所としたが、良質であっても産出量が低いため、結局坑数を二カ所に限り、一日平均一〇石の産出量を得ることとなった。

そして、明治の末頃には、五ノ澤の同社に関与した人口もかなり増加しており、四三年一月四〇余名の児童が

通学する『五ノ澤教育所』が開設されている。

ところが、四四年二月、前述のインターナショナル・オイル・コムパニーが北海道における全財産を『日本石油株式会社』に売却するに至り、同年四月、日本石油株式会社は『石狩鉦場』を設けて前社の事業を継承することとなった。

なお、当時までの掘鑿状況についてみると、俊別二坑、八ノ澤一坑、五ノ澤一四坑、計一七坑が設けられているが、一坑を除いては良い成績を得られなかった。

また、日本石油株式会社は、明治四四年八月、手稲町軽川に工場敷地一八町九反歩の『北海道製油所』を設け、二インチ送油鉄管をすでにインターナショナル・オイル・コムパニーが山元から石狩町来札まで敷設していたのに加え、途中の石狩川は架空線により横断させて、同製油所まで約一八キロメートル延長し、原油の山元から同製油所までの流送を可能にした。そして、同製油所は揮発油、燈油、機械油、重油などを生産し、それらを北海道の各地のみならず、樺太にも供給した。

その後、同社の石狩鉦場による石油の産出量は『大正七年六月調・石狩町勢一覽』によると大正七年で七千三百石となっており、その価格は九万四千九百円（単価一三円）であった。当時（大正七年）はまた、この地で石油に加え、褐鉄も生産（産額一五、〇〇〇噸、価格一〇五、〇〇〇円）されている。

さらに、大正一〇年一〇月、同社はすでに大正四年に厚田の正利冠金場ノ澤で試掘を行なっていた宝田石油会社を合併し、小野寺徳太郎を主任とする『石狩鉦業所』を大字八幡町高岡の八ノ澤に設立して事業を拡張するに至り、この年より石油事業の著しい発展をみるようになった。

その結果、大正末期の同石狩鉦業所による原油生産高および同価格、揮発油生産高および同価格は次の通りとなった。

大正末期の石狩鉱業所原油・揮発油生産高および價格

年度	種類	原油		揮発油	
		産油量	價格	産油量	價格
大正 14			三一、九八八圓		八、三〇四圓
大正 15		四〇、一一五石	八二八、五四六圓	三、一三四石	一二九、二六〇圓

なお、石狩油田中の日本石油株式会社の係わった範圍についての地質が、『北海道鑛業誌』（北海道石炭鑛業会 一九二四年刊）に次のように紹介されている。

「石狩油田中當社ノ稼行セルハ俊別背斜軸ニ沿ヘル産油地ニシテ、大部分堅硬質頁岩及軟質頁ノ互層ヨリ成リ、其西側及南方小部分ハ灰色頁岩層及上部砂岩層ヨリ構成セラル。背斜軸ノ兩翼ニ於ル地層傾斜ハ概ネ緩ニシテ十度内外ヲ通常トシ、堅硬質頁岩及軟質頁岩ノ交層中ニ含油頁岩アリテ砂質ハ凝灰質トナリ居レリ。又五ノ澤、八ノ澤ノ含油層ハ甚シク砂質又ハ砂岩トナリ頗ル有望ト認メラレドモ、百間程度ノ所謂淺層油帶地ノ砂岩或ハ砂質部分ハ概シテ局部的ニシテ、膨大尖滅變化甚ダシキモノアルガ為メ、一時多量ノ出油アルモ短時日ニ産油量減退枯渇スル狀態ナリ。但シ三百間程度ノ深層油座ハ最初ヨリ多量ノ出油ナキモ油帶整然區域モ廣大ナリ。」

また、同社がここより得た原油の性質はパラフィン系で、ボーメ平均四二度のものであり、これより揮発油、

燈油、機械油などが製せられた。

そして、このような原油の大正一三年現在における出油坑井とその深度を示せば左記のごとくである。

五ノ澤第一號井	二三一・四間	同	第六號井	二七一・四間
同 第七號井	六四一・三			
八ノ澤第一號井	三四一・三	同	第二號井	一六六・五
同 第三號井	三三一・二	同	第八號井	一八九・一
同 第九號井	三四二・一	同	第十一號井	一七二・〇
同 口式第二號井	七一四・四			
俊別第三號井	二八六・一	同	第五號井	二六五・一
同 第八號井	一七八・三	同	第十三號井	九六・五
同 第十八號井	三〇二・五	同	第十九號井	二六六・二
同 第二十號井	六七・三	同	第二十一號井	九四・二
同 第二十二號井	一五四・一	同	口式第一號井	六二二・五

しかし、このうち主として出油のあった坑井は、俊別の第五号井、第十九号井および口式一号井であり、以上の他鑿井中の坑井として俊別第六号井、同十五号井および第二三号井の三井があった。

それらの鑿井法および採油法については、かつて「ロータリー・ボーリング」が用いられていたが、大正一三年当時には「アメリカン・ロープ・ボーリング」が使用されており、原動機としては鑿井用のものとして「スチーム・エンジン」、採油用として「オイル・エンジン」が使われた。

当時、同地で用いられたこれらを含む諸種の動力および機関の種類、大きさ、形態、機能などについては以下の通りである。

種類	管	径	長さ	常用圧	数	使用目的
多		四呎一〇吋	七呎一〇吋二分ノ一	八〇封度	二	休止中
同		三・六	一一・一〇	六〇	一	原油蒸溜用
同		四・六	七・一〇・二分ノ一	九〇	一	採油用
同		四・六	八・九・二分ノ一	八〇	一	休止中
同		四・一〇	一一・一	一〇〇	二	鑿井用
同		四・一〇	一一・一〇・二分ノ一	八〇	一	鑿井用
モーガル式スチーム・エンジン			一〇・二分ノ一×一二・〇			鑿井用
フオーブ・サイクル・オイル・エンジン			九・〇×一二・〇			採油用

また、右のような動力や機関を用いて採油石用タンクへと送り、さらに来札から百五〇石積船で対岸養牛場へ送り、これより再び嘸筒を用い、二インチ鉄管で輕川の製油所へと流送した。その油送線の距離は左のようである。

鑛場——五ノ澤間	三、五九九・六メートル
五ノ澤——来札間	七、〇一二・九メートル
養牛場——輕川間	一四、六七九・一メートル

そして、この事業において、当時すでに公害への注意が払われていた。すなわち、漏出油を泥溜で分離して清澄水のみを放流する方法であった。次に製油の方法についてみると、俊別において揮発油が採油されたが、この場合原油を燕溜釜で燕溜したものを経過して製品としており、ここで残ったものが軽川の北海道製油所に送られて処理された。

その原油の大正期末近くの運搬についてみると、原油はまず二インチ鉄管によって俊別（三百石用一個）、八ノ澤（三百石用一個）、五ノ澤（二〇石用二個、四千石用一個）のタンクへと自然流下させ、そこから嘸筒で石狩町来札への流送とられており、また、送油管からの漏出についても常に見廻って注意されていた。

なお、大正一三年当時石狩油田に係っていた鉱夫は五〇名で、それらの居住するあたりには物資の一定の配給所がなかったが、社費によって野菜を作らせたり、その他の食料品を運搬したという。

主要参考文献

- 『開拓使事業報告』 一八八五（明治一八） 大蔵省（巻末付録・抜粋）
『北海道鑛山略記』 北海道廳 一八九〇
『大正七年六月調・石狩町勢一覽』 石狩町役場 一九一八
『北海道鑛業誌』 北海道石炭鑛業会 一九二四
『手稲町誌』 手稲町役場 一九六八
田中実 『石狩町石油鑛業略史抄』（草稿） 一九七九

付編
1.

産業編
附録統計表

1.

產物生產高統計

石 狩 国			石 狩 郡		管 内
〃 23	〃 22	〃 21	〃 20	明 治 19	年度 産物
169.8	149.8			町	米
3650	1637			石	
921.8	734.5	67.8	90.1	77.2町	大 麦
10015	8575	773	1099	826石	
489.5	493.3	39.6	28.7	25.4町	小 麦
4737	4215	335	330	241石	
333.2	249.3	31.3	30.8	78.3町	裸 麦
2834	2070	297	318	781石	
946.9	756.4	30	23	33.7町	大 豆
11132	6474	383	123	279石	
943.5	719.3	24.6	24.8	28.6町	小 豆
8250	6810	296	155	228石	
427.6	362	31.8	26	42町	粟
7144	4679	530	257	756石	
		3	1.1	町	稗
		22	11	石	
		53.9	62.5	76.9町	黍
		647	486	1076石	
900.3	721.4	56.2	70.7	56.3町	蕎 麦
7404	5694	955	219	675石	
586.2	452.7	8.1	4	17町	玉 蜀 黍
11354	8822	204	89	319石	
		2.9	4.3		豌 豆
		44	34		

農業

石 狩 国					
〃 31	〃 30	〃 29	〃 26	〃 25	明 治 24
2774.2	139.5	61.3	873.4	468.3	256.7
33180	966	758	5994	8716	2429
3211.3	223.4	211.5	922.1	1013.3	999.1
29936	2465	2064	10040	10409	9543
2937.2	97	87.7	1537.7	1132.5	640.7
29608	738	560	13310	9795	6722
5330.3	85.9	127	861.4	642.4	446.3
50270	899	1290	9034	5586	3778
7597	410.2	477.3	2108.8	1493.1	1093.4
49212	3065	4983	17837	15975	9967
12061.7	430.5	527.8	3554.6	1683	1264.7
75265	2751	4496	21225	16762	12211
5916	375.2	239.4	1335.8	818.5	721.8
37091	4333	4767	22678	16098	11238
281.7		13.1		152.1	
2850		223		3929	
2720.2	30.5	27.1		1009.5	
22700	323	300		14321	
3749.6	160.9	283.4	1268.9	1294.7	1315.8
25440	2614	11128	9157	10291	7423
4438.5	198.5	147.3	986	888.1	780.8
51827	5251	3478	13399	14411	13965
689	18.6	18.3		195.3	
4285	186	165		2529	

札幌支庁	石狩郡	石狩国			
〃 37	〃 36	〃 35	〃 34	〃 33	明治 32
690.4	526.8	9122.2	5327.2	4087.8	3760
7485	5449	18784	83293	57439	40380
1410.4	670.2	4100.2	3966.8	3809.8	3138
4770	13716	39303	51.935	34831	31024
327.3	313.1	3840.9	7282.5	7243.3	6551.8
1034	2191	33945	92398	71589	71170
1185.5	1184.4	8001.1	9817.2	7962.1	6595.2
2506	6683	65207	113.116	69651	73841
6785.8	4195.1	14406.2	18007.1	12466.7	10342.2
40944	47275	82093	176863	152336	103173
5518.1	4834.5	21557.6	24457.3	19754.9	18417.4
25608	45609	134858	192936	233616	185642
627.8	698.7	4025.3	2440.5	4358.6	5087.5
4995	7581	16978	30459	55582	72592
161.4	175.6	542.9	602.3	608.5	437.2
2111	2853	4306	11170	9631	6899
290.8	317.2	5090.9	8414.9	5806.9	6448.9
2585	3179	45557	78809	76341	77083
2881.2	1031.1	3725	4414.9	4367	3575.1
28589	10368	23386	38297	41717	30611
1852.6	1244.4	6392.6	5824.3	6294.5	7190.1
13189	19781	77201	9136.1	109263	140756
1787.7	345.1	1159.8	975.3	940.9	876.3
3871	3509	9130	8629	11655	8935

石 狩 郡					札幌支庁
43	42	41	40	39	明治 38
661.4	653.1	634	719.8	717	3957
7927	7725	6354	10885	9310	23065
817.8	882.7	1255	1244	1234.2	2421.6
9502	8425	14252	14552	12931	28194
444.4	511.6	550.5	645	503.9	827.2
4413	3589	5461	5096	5126	7409
889.5	864.9	1040.3	1069.3	964.8	1765.1
8336	7915	10316	9792	9567	15427
874	1032.9	1051.4	1025.6	933.2	3904.4
9153	9457	7885	9790	8591	33182
1452.5	1279.4	1210.6	1401.8	1256.6	3582.2
16107	12633	8958	13122	11519	27671
131.8	123.3	431	128.7	134.9	606.3
1842	845	3017	1661	1633	6856
0.6	4		1.5	10.9	121.7
13	8		20	163	2459
74.5	59.7	125.5	68.6	73.9	244.3
1054	1021	1091	797	830	2404
520	519.4	487	480.3	509.3	1612.4
6899	5700	2435	6426	5597	18639
492.3	560.3	559	537.7	491.8	1374.1
6886	8230	10062	10118	8325	25654
492.1	261	224	129.5	85.7	366.9
6799	1450	2374	1354	1028	3812

石 狩 郡					
〃 5	〃 4	〃 3	大 正 2	〃 45	明 治 44
1176.5	858	320.7	621.4	651	694.2
18465	11135	3517	21	7812	6259
596.7	505.2	489.7	758	736.7	801.3
4113	4249	4847	7426	8638	7570
591.3	638.7	370.2	535. 1	519.2	497.6
4706	4261	2322	5046	5148	4394
914.8	977.7	829.4	940.7	939.6	878.7
7392	6392	7171	7861	9517	5919
961.3	853.5	822	713.5	598.7	593.3
6224	10883	7307	1379	4454	3775
1360.9	1361.5	1211.6	1322.7	1272.7	1326.2
6888	13883	9640	3521	10408	6142
128.6	135.7	123.7	137.4	131.9	116.3
1224	1790	1696	467	1699	1517
25	264	58.5	0.8	0.1	0.2
348	308	674	8	2	4
63.4	89.8	90.1	78.8	80.7	80.7
507	1288	1257	348	1147	1110
504.6	620.1	710	692.1	494.1	427.3
4293	7379	8527	2540	5817	5347
748.9	602.1	583.1	610.9	639.3	542
13656	15038	12871	3781	13966	12151
591.4	617	522.1	498.8	437.3	432.8
4076	6662	6347	3071	5694	5535

石狩支庁	札 幌 支 庁				石 狩 郡
〃 11	〃 10	〃 9	〃 8	〃 7	大 正 6
9037.1	8463.8	7562.7	7201.2	6796.5	1297.8
104550	121805	104276	78236	87585	15032
2593.5	2828.5	3008.7	2337.9	1488	518
31482	37640	36463	28152	14765	4210
2351.6	2273.8	1946.4	1524.4	1448.3	656.7
17931	23288	14446	13683	12912	5429
2050.6	2253	1835	1755.4	1947.3	873.1
16657	22315	17864	15872	17846	6488
4620.9	4976.6	4231.5	3351.2	3082.1	716.9
28441	37081	47723	24625	26615	5466
3251.9	3418.1	2637.4	2353.1	2230.6	1204.1
25344	34978	25932	18154	17408	11679
112.6	126.4	202.7	235.6	200.4	128.5
1017	1572	2765	2446	2240	1540
32.5	16.6	20.6	11.8	42.5	25.2
296	260	343	184	743	308
153.6	162.9	176.3	196.8	174.8	30.5
1658	1485	1976	2072	1725	267
2403.4	2525.8	1973.7	1802.0	1735.5	493.3
20840	25883	16893	7447	12285	5464
2388.1	2576.9	2496.4	2243.8	1812.9	819.3
30416	37216	24344	30094	28561	15940
青 622.2 4859	青 472.6 4859	青 881.7 7569	青1643.1 13389	青2573.7 24480	青 809.5 5666
他 319.2 2517	他 227.5 2020	他 182.2 1677	他 361.8 2830	他 434.7 3536	他 45.4 341

石 狩 支 庁			
〳 15	〳 14	〳 13	大 正 12
11543.1	10578.6	9903.6	9362.2
100473	159898	135153	110534
1392	1684.4	1771.4	2392.4
14856	19380	18987	28950
1366.1	1424.6	1623.4	1821.6
12396	13083	14310	14657
1169.6	1465.3	1588.5	1909.3
9606	12468	13907	16759
3246.3	3121.1	3136.4	3640.9
20321	27327	26539	29231
3130.3	3589.3	3513.3	3302
22761	37,389	33535	30488
52.2	58.6	77.9	87.5
424	589	779	884
39.1	32.2	40.8	19.9
502	504	440	206
119.6	77.8	87.8	113.4
883	695	776	1283
2397.2	2591	2147.3	2409.4
21755	27256	21717	23639
2310.7	2521.4	2556.7	2504.9
27520	36067	35861	33863
青 299.6 2665	青 233.6 2412	青 314.2 2783	青 564.1 4374
他 192.2 1644	他 99.6 960	他 122.5 1144	他 307.8 2256

注:「北海道庁統計書」による。

石 狩 国			石 狩 郡		管 内
〃 23	〃 22	〃 21	〃 20	明 治 19	年度 産物
542	408.1	21.8	26.8	38.5 ^町	馬 鈴 薯
2120411	1301030	2035	1608 ^石	2500 ^貫	
546.7	555.7	131.1	54.7	40 ^町	大 麻
61088	79730	14945	7271	4000 ^貫	
4.3	1.1	0.5	0.2 ^町		菜 種
51	10	10	4 ^石		
276.3 ^町					亜 麻
192834 ^貫					
					燕 麥
					蠶 豆
					梨 (洋)
					梨 (和)
					葡 萄
					牧 草
					杞 柳
					牛 蒡

石 狩 国					
〃 31	〃 30	〃 29	〃 26	〃 25	明 治 24
4832.4	210.1	110.4	976.9	782.9	726.1
276179	9707	9474	2913325	2950658	2481840
			478.2	290.1	287.9
			98222	45644	40787
			31.2	16.1	30.6
			160	137	339
1195.1	110.4	260.3	325.3	238.1	174.6
628481	29481	165810	1527156	459911	183685
2744.8	64.5	26.4 ^町			
32758	1276	695 石			
151.2 ^町					
1473 石					
	46710 斤				
	118359 斤				
	183715 斤				
293.2 ^町					
1186 町					

札幌支庁	石狩郡	石狩国			
〃 37	〃 36	〃 35	〃 34	〃 33	明治 32
1336	1433.3	5428.2	3703	4390.6	5218.7
14368	89354	460553	259868	577172	414230
312.5	206.5	636.1	469.6	78.9	139.9
442222	37469	121114	154466	2429	60870
573 184943 1614	686 基305888 實2638	2782.1	2119	1525.6	443.9
		1950205	1.214308	957020	245289
5232.1	4549.2	6619.8	5323.8	3529.3	3404.1
102304	115.160	119415	96410	99287	61635
	7.8	137.9	125.9	382.1	239.1
	59	1397	1063	3830	2428
221.8	179.3	278.9	203.7	263.5	344
1158	581	1449	2160	1469	1927

石 狩 郡					札幌支庁
ノ 43	ノ 42	ノ 41	ノ 40	ノ 39	明 治 38
241.3	112.6	104	165.4	120.5	1110.1
873850	277080	260000	446580	581500	6298050
200	200	180	159	159	162
70000	52000	21600	19080	27030	20280
1308.9	1314.7	1470.5	1374.6	1256.5 ^町	
12724	12266	13969	14953	12543 ^石	
218.8	496.7	576	515.8	384	691.5
135000	188668	259200	253202	316021	830800
1294	1357	2880	2989	1767	1483
2771.3	2985.1	1330.1	1250.1	1265.7	4616.9
64026	73770	32163	29998	27845	113180
0.4			0.8	0.7	1.8
5			5	8	27
70	70 ^本		1		
170	180 ^貫			^貫	
60	30 ^本		193 ¹		
396	36 ^貫		1		
20	20 ^本				
10	20 ^貫		21 ^貫		
209.3	96	93	71	65.3	285.5
1643	850	632	369	403	2819
2.5	5	6	1.5	1.3 ^町	
1750	4200	6600	1880	1027 ^貫	
56.6	13.7	15	13.3	12.2	91 ^町
233678	60000	34100	57328	39430	249100 ^貫

石 狩 郡					
ノ 5	ノ 4	ノ 3	大 正 2	ノ 45	明 治 44
334.9	295.3	271	297.5	276.2	228.2
718752	1125580	909400	596500	955600	622300
15	180	180	180	180	180
4500	54000	54000	54000	54000	54000
597.9	1278	1519.8	1646.8	2026	2265.9
3026	8190	12734	7545	15792	19100
899.7	444.2	404.9	314.9	276.3	247.3
586312	320445	290315	236876	190240	14603
5241	30818	29763	23010	1300	17631
5342	5217.7	6065.3	3815	3403	3198.3
94651	104354	149639	91295	87334	53754
0.7	0.8	7.8	0.5	0.4	0.4
8	11	66	6	6	2
	11	100	100	200	100
12	5	170	200	120	200
	75	60	57		60
200	200	218	180	120	78
	230	30	30		6
278	200	120	105	11	10
278.2	771.8	714.3	703	668.8	551.3
1111	3178	2377	1784	4919	12854
3.1	1	1.5	1.5	1.4	4
8370	280	5550	1800	518	2800
13.2	12.6	16.5	15.8	16	15.7
71560	99000	70500	69000	76000	79020

石狩支庁	札 幌 支 庁				石 狩 郡
〃 11	〃 10	〃 9	〃 8	〃 7	大 正 6
1572.8	1660.2	1600.1	2102.2	2130.5	495.2
3855910	4466632	3855454	5428118	5404536	1033040
1679.3	2066.8	2634.4	2556.7	2392.6	737.4
12890	16407	21371	20076	25231	6211
1606.5	2461.9	3132.1	2738	5048.7	1454.6
5745425	1046801	1465813	1249869	2515045	799169
1159602	9442	11459	10003	18180	6833
20546.6	21244.5	21237.1	17537.6	12622.9	4690.7
323316	428749	376116	318337	248483	8500.3
2.4	3.6	5.1	4.2	2.3	0.7
25	40	56	42	23	8
1763		2441	2281	2101	30
2173	2687	1886	2791	3175	14
7597		5560	5414	5680	50
12455	10136	6069	8027	15287	50
24893		47367	9822	98972	300
12360	8945	17059	17625	49791	109
1676.9	1516.7	1728.3	1330.4	1369	236.7
8383	10874	12878	9289	12790	934
23.5	13.6	16.8	13.7	5.5	7.0
11423	9885	100150	5950	2200	4200
113.8	107.6	122.2	118.5	87.5	22.9
396070	366410	595370	442780	328140	44890

石 狩 支 庁			
〃 15	〃 14	〃 13	大 正 12
1400	1670.4	1547.3	1567.5
3502778	5193860	4642168	3366261
894.7	841.7	861.9	1302.3
6936	6627	6454	10028
1745.4	2127.6	1745.1	2286
779724	7653579 1579124	6048786 1228936	8476154 1400817
17415.3	18285.9	19633.8	19976.5
346982	370748	334568	380887
1.5	1.2	1.4	1.6
13	10	14	17
	1998	1537	866
3119	2452	2091	1761
	7587	6956	7668
14897	13482	8148	7346
	53773	35075	28725
39984	34890	18375	16855
3494.3	2811.6	2515	2384.3
3733947	13207	10562	11718
36.4	46	49.7	42.3
18520	26360	28078	14604
125.9	122.2	120.2	124.6
337913	349.000	360625	454608

注:『北海道庁統計書』による。

石 狩 郡				札幌支庁	管 内
〃 42	〃 41	〃 40	〃 39	明 治 38	年度 産物
25.5	18	17.6	16.3	63.2 ^町	甘 藍
41,000	54000	75680	73 350	94333 ^円	
					苹 果
		8676 ^円			
5.4 ^町					漬 菜
3600 ^円					
3.8 ^町					蕪 菁
19300 ^円					
6.3 ^町					葱
28940 ^円					
52.5 ^町					南 瓜
242000 ^円					
7.2 ^町					西 瓜
25000 ^円					
10.7 ^町					胡 瓜
31850 ^円					
5.4 ^町					胡 瓜
15400 ^円					
6.6 ^町					茄 子
17880 ^円					
1.5	1.1 ^町				除 蟲 菊
150	110 ^円				

石 狩 郡					
〃 4	〃 3	大 正 2	〃 45	〃 44	明 治 43
53.5	58.1	68.3	59.2	61.8	61.3
361550	276025	310250	336800	350430	144673
2080 本					
4380					
56.6	59	58.5	59.5	50.5	0.4
269700	284500	289750	316500	253150	2800
52.3	56.3	50.5	50.5	50.1	0.1
410150	316875	303150	303000	300770	818
13.3	15.8	18.6	17.5	15.4	14.3
68700	31050	29200	34550	38375	31839
187.3	186	153	147	132.2	53.2
1536500	1211500	746100	1079000	975968	365499
7	11	17	16	15.9	3.8
33200	25000	32003	5500	58060	14006
4.5	7.5	8.5	5.5	5.2	4.9
15500	15250	10600	23750	25506	29091
14	15	16	15	13.3	12.7
101500	94000	56500	113000	105500	62397
13.5	14.5	13.7	13.7	12.9	2.7
72750	53750	12800	63500	71940	24000
9.5	6.5	6	5	5.6	3
95	650	720	600	728	301

札 帳 支 庁				石 狩 郡	
〃 10	〃 9	〃 8	〃 7	〃 6	大 正 5
176.4	199.4	218.5	199	59.9	59.3
1249160	1007610	1120631	1387733	476150	369350
	77480	38088	75879	3647	
199567	207985	80756	98980	4900	
236.4	376.6	400.1	178	58.6	58.2
713700	2413690	2523250	900780	525410	528110
52.9	94.1	141.5	79.2	23.8	32.8
176600	328220	425420	497050	177100	250350
100.3	107.6	108.2	68.9	17.2	12.5
291380	747450	474480	165256	60520	66250
799.6	618.3	735.7	759.6	249.3	210.3
1930070	2331990	2889875	3570080	994650	1603530
139.2	143.2	197.3	104.5	17.1	7.2
405000	590580	922950	504910	52975	34300
74.3	60.7	73.8	37.8	4.8	1.1
222265	170420	188790	99150	8887	3600
107.3	91.3	104.9	87.2	23.5	14.3
422630	318970	479610	473560	149730	110200
167.2			77.2	14.2	13.2
472710			341980	80400	71740
15.1	13.1	23.7	22.8	20	16.7
999	786	1892	1029	900	2505

石 狩 支 庁				
〃 15	〃 14	〃 13	〃 12	大 正 11
238.1	239.5	204.9	197.4	180.8
831332	900395	648206	870210	869120
	64692	65343	74312	57661
449301	134913	255483	110626	266295
231.6	245.2	225.4	255.4	277.4
613410	836630	796876	1039245	933081
61.6	46	48.1	44.3	42.6
127264	136698	126230	203370	165602
133.1	128.2	129.1	140.1	124
340794	365438	395830	437906	321840
451.6	443.1	431.4	486.7	541.9
1482754	2488550	1490300	1617150	1915270
187.4	138.8	123.6	119.8	141.5
520550	630355	425242	404790	441806
101.9	87.7	71.4	66.9	77.9
231678	184214	188050	181468	208185
79.1	84.7	82.2	76.5	86.9
214849	308597	284930	256382	352135
133.5	139.8	120.2	119.3	137.1
361975	479914	389134	410002	459334
343.5	253.2	112.8	53.2	26.5
31860	23180	7698	3290	1690

注：「北海道庁統計書」による。

石 狩 国					管 内
〃 26	〃 25	〃 24	〃 23	明 治 22	年度 産物
87 230 191	80 223 155	93 219 62	108 109 111	内國 140 外國 101 雑 40	牛
5005 49 242	4640 36 196	4257 33 171	3571 32 115	内國 3329 外國 30 雑 101	馬
1808	1380	798	642	552	豚
					綿 羊
					山 羊
					牛 乳
					鶏(家禽)
					鶏(産卵)
					鶩(家禽)
					鶩(産卵)
					密 蜂

牧畜

石 狩 国				石 狩 郡	
〃 34	〃 33	〃 32	〃 31	〃 30	明 治 29
144	50	55	85	—	6
329	437	316	130	—	0
465	292	687	225	10	4
10796	10527	8577	9136	688	505
10	73	55	57	—	1
554	775	1111	401	13	14
4035	1801	2068		2302	1636
6	150	1 183		148	133
25	25	8		27	27
235		179	225		

札 幌 支 庁					石 狩 国
〃 40	〃 39	〃 38	〃 37	〃 36	明 治 35
6	6	—	2	15	54
—	0	181	165	125	329
121	191	495	328	344	479
1629	1660	5904	5988	5381	11843
1	0	13	100	75	76
263	279	1253	959	965	769
内種 2					
雑種 218					
外種 —	119	1669	680		4414
	252	196	153		5
	5	5	5		27
4	4	139	94	78	
4704	成禽5445				
6226	雌 5445				
255600	295250				
83	成禽 192				
60	雌 92				
3030	8600				

石 狩 郡					
大 正 2	〃 45	〃 44	〃 43	〃 42	明 治 41
—	—	—	6	8	6
12	20	9	18	9	—
223	247	295	254	229	117
48	1559	2113	2222	2685	
35	16	18	16	14	
2360	1548	1785	1265	880	
—	—	2	内種 5		
66	117	120	雜種 121		
1	7	10	外種 6	251	220
4				17	0
		6	10	21	18
14	14	25	7	6	4
9129	9584	8390	7752	6716	7205
1115	13027	10750	10580	9940	10870
324000	295220	396600	345690	391720	444000
229	238	135	96	87	82
146	150	300	65	60	58
2925	3880	3250	3025	3070	2840

札 幌 支 庁		石 狩 郡			
々 8	々 7	々 6	々 5	々 4	大 正 3
—	—	—	—	—	内國 —
1176	1381	302	47	16	外國 11
3536	3029	521	331	252	雜種 224
1470	1894	641	980	1012	内國1623
300	353	70	61	64	外國 448
9900	9305	2644	2241	2279	雜種1990
41	—	—	—	—	内種 —
823	606	52	28	49	雜種 42
574	447	80	49	23	外種 19
68	61	30			
	2				
55	175	384	70	23	16
446271	44634	18110	12944	14896	14450
57516	67812	26855	15426	12126	11137
3203021	3268592	1202179	710810	753026	220032
385	505	420	355	354	218
470	270	210	197	181	110
16153	18027	13779	12028	11280	2640
37441	42245	15749	13516 [㍿]		

石 狩 支 庁				札 幌 支 庁	
〃 14	〃 13	〃 12	〃 11	〃 10	大 正 9
8473	6956	6795	5966	— 1505 3483	— 1200 3533
12774	12727	11678	12247	820 484 10583	1163 287 10036
3661	3101	2924	2628	— 2614 807	30 1653 797
339	368	82	81	116	73
11	118	11			
1489	1352	1237	1092	搾牛戸数 923	151
3971	3589	3319	3022	乳牛頭数 2553	
48849	49947	60833	52965	45403	41786
60349	52793	69967	68330	56025	57291
4104250	4392637	4958080	3581094	3798136	2753881
282	212	271	283	215	329
224	194	379	291	175	291
14095	7059	10001	9715	11725	13620
4773	7140	5301	7733	10396	40245

注：『北海道庁統計書』による。

石狩郡		管内
〃 21	明治 19	年度 産物
	11	民有牛 (運搬用)
230	230	民有馬 (運搬用)
131	127	民有馬 (農用)
4	19	民有馬 (繁殖用)

注:『北海道庁統計表』による。

石狩支庁
大正 15
9248
12993
3168
144
47
1501
4216
48815
59598
3682993
260
118
8566
3999

漁業

石 狩 国					管 内
〃 23	〃 22	〃 21	〃 20	明 治 19	年度 / 産物
2099	2088	855	14773 ^石		生 鮭
7243	8708	14107	13740	15867 ^石	塩 鮭
246	187	208	293 ^石		生 鱒
141	94	148	240	251 ^石	塩 鱒
					生 鯡
1229	1131	1971	1838	1832 ^石	胴 鯡
588	571	1118	637	741 ^石	身 欠 鯡
					生 鱈
31	68	31	71	67 ^石	干 鱈
165	324	316	142	194 ^石	鯡 白 子
437			832	608 ^石	鯡 油
844	2378	1160	736	1177 ^石	鮭 筋 子

石 狩 国					
〃 31	〃 30	〃 29	〃 26	〃 25	明 治 24
3923	2000	598	1800	1492	1635
7251	3000	3628	854	9360	7779
350	122	109	313	371	478
430	226 ^石	168 ^貫		88	93
					1020 ^石
1728		4467	1900	1791	1339
633		2161	903		468
			43	28	50
191		544	212	204	265
765		1332	721	765	4170
13706	7984	7944 ^貫	104	1036	880

札 幌 支 庁		石 狩 国			
〃 37	〃 36	〃 35	〃 34	〃 33	明 治 32
1082	3587	2465	2185	3160	3478
1031	1999	1982	2021	2308	1688
246	444	262	202	133	211
85	68	49	3		64
45	30		50		
5864	5953	4332	7296	1639	5071
3920	3569	2702	4664	690	1563
22	6	8 ^石			
958	803	854	1359	221	505
1617	1862	2419	2844	1318	1586
2543	5117	3867	4670	6732	5184

石 狩 郡					札幌支庁
〃 43	〃 42	〃 41	〃 40	〃 39	明 治 38
120000	67600 ^貫	925	1870	1916	6022
47992	17200 ^貫	706	467	657	1092
2400	2400 ^貫	90	120		160
				5	
					450
			796		6253
				220	3827
					5
			150		1077
			437		2371
4799	1505	1692	1120	651	3144

石 狩 郡					
ㄥ 5	ㄥ 4	ㄥ 3	大 正 2	ㄥ 45	明 治 44
23300	84000	185120	114376	120000	240300
4000	24000	103680	40000	48000	80000
14360	10000	4012	12000	16000	2000
4000	4000	2120	8000	8000	800 ^貫
1500	1600	3200	1600	2000	4500

石狩支庁	札 幌 支 庁				石 狩 郡
〃 11	〃 10	〃 9	〃 8	〃 7	大 正 6
54390	67402	80699	212578	124692	94411
10260	14445	800	96948	20940	20000
9040	8540	8705	12640	10525	8385
5393116	9450278	9068206	8952800	5141600 ^貫	
123032	282400	181648	231180	143760 ^貫	
68500	127597	80324	104460	82920 ^貫	
5100	5720	7250	1900	200 ^貫	
520	1144 ^貫				
12482	21504	18746	23040	19600 ^貫	
33323	49990	64512	54283	19725 ^貫	
1360	872		27936	1282	1800

石	狩	支	庁
〃 15	〃 14	〃 13	大 正 12
149841	81593	73106	87620
49900	29118	18161	53200
22520	9440	5960	66240
12388833	14164751	6800000	4961312
508960	480313	222224	250464
151336	215060	119754	126652
3076	4000	1742	2313
900	980		
44010	33792	119080	18440
70126	122898	36878	17520
2890	1607	1507	2920

注:「北海道庁統計書」による。

石 狩 国					管 内
〃 23	〃 22	〃 21	〃 20	明 治 19	年度 / 産物
					生 鱈
93	276	269	170	693 ^石	鯊 笹 目
					鱈
					鮫
					ソ イ
					鰈
					比 目 魚 (鯉)
					北 帰
					アブラコ
					公 魚
					海 鼠
100			156 ^石		鯊 鱈

石 狩 国					
〃 31	〃 30	〃 29	〃 26	〃 25	明 治 24
15 ^貫					
240		860	170	342	305
150 ^貫					
4037	4200	1800 ^貫			
2700	2400	500 ^貫			
400	200	450 ^貫			
150 ^貫					
157					
203		564	230	270	

札 幌 支 庁		石 狩 国			
〃 37	〃 36	〃 35	〃 34	〃 33	明 治 32
			100		12
1150	957	854	1369	294	681
180	400		480 ^貫		
950	120		500 ^貫		
5150	5747	7810	1515	770	472
1185	1246	1930	2369	170	440
				4300	3800
260	450	370	100	600	
895	480	350	10	630 ^貫	600
5	50	80	50	150	123
	1063	510	1538	225	525

石 狩 郡					札幌支庁
ノ 43	ノ 42	ノ 41	ノ 40	ノ 39	明 治 38
		210	240		120
			140		1420
390	800	740	720	400	400
					450
					170
1200	1500	1556	760	780	1682
300	500	895	290	350	132
1113	1250	120	5000	660	4380
			250		60
480	800	350		160	200
					30
				85	1131

石		狩		郡	
〃 5	〃 4	〃 3	大 正 2	〃 45	明 治 44
500		110	150		
59		800	1600	1200	200
20					
5000					
1000	1570	3000	2500	2000	2000
500					
37600	3000	600	700	800	1250
100		250	500	500	800

石狩支庁	札 幌 支 庁				石 狩 郡
〃 11	〃 10	〃 9	〃 8	〃 7	大 正 6
51467	71728	10800	11780	5100	1200
12960	27725	26165	7080	22252	
16600	4900	9632	44		30
	87	40	240	180	50
3560	1170	1780	2140	1910	500
9808	33100	37775	27960	24450	2000
1700	28000		15050	12075	300
15550	13257	9120	6480	28000	30000
1100		300	300	210	
		1820	1300	870	20
1610	40533		2304	3220	
19584	31546	22616	37160	19880	

石 狩 支 庁			
〃 15	〃 14	〃 13	大 正 12
33376	13957	20020	8840
50216	47400	27594	29594
	1600	1435	520
14150	13360	1961	2500
3768	6955	30880	21264
259	750	165	100
4868	4716	2102	1800
540	520	633	520
2400			
18420	7860	1920	1200
			31720

注:「北海道庁統計書」による。

石 狩 国					管 内
〃 33	〃 32	〃 31	〃 30	明 治 29	年度 産物
1750	1087	1070	340	300 ^貫	蟹
					赤 貝

石 狩 支 庁			
〃 15	〃 14	〃 13	大 正 12
2450	2200	2648	3800 ^貫

注:「北海道庁統計書」による。

石 狩 国			石 狩 郡		管 内
〃 23	〃 22	〃 21	〃 20	明 治 19	年度 産物
石 11134.212	石 11142.831	石 7250.004	石 373.761	石 278.104	清 酒
					澱 粉
					醬 油
					味 噌
					製 麻 (亜麻)
					木 製 品
					罐詰(鲑)
					罐詰(鱈)
石 219.778	石 2113.984	石 3268.073	石 310.141		濁 酒

工業

石 狩 郡					石 狩 国
〃 35	〃 34	〃 33	〃 32	〃 31	明 治 29
166750	147980	169100	127500	50000	9000斤
60000	60000	75000	40000	30500罎	
1500	1500	1500	2000	5800 罎	

石 狩 郡			札 幌 支 庁		
ノ 41	ノ 40	ノ 39	ノ 38	ノ 37	ノ 36
165	165	165石			
			10400		
302	246	296石			
600	2700	3050庫			
2217853		1715678庫			
			20000	45000	50000
			5000		

石 狩 郡					
〃 3	大 正 2	〃 45	〃 44	〃 43	明 治 42
423	540	475	282	300	135
420	427	307	417	293	301
					600

札 幌 支 庁			石 狩 郡		
〃 9	〃 8	〃 7	〃 6	〃 5	大 正 4
4316	3896	4782	680	560	492
115540	944200	783054	291060	179250	11250
3612	3536	4064	380	380	420
234177	194474	110630	3000	2500	1000
	2691784			897825	
53 110 153435	39 158 127334	32 70 42046	10 17 4842	9 11 2280	製造戸数 7 職工 7 1600円

石 狩 支 庁					札幌支庁
〃 15	〃 14	〃 13	〃 12	〃 11	大 正 10
4404					
30800	30600	72540	125120		127540
7240					
188000	129400	128067	33764	85480	82500
1422717	1213140	1218956			2331469
66	85	79	73	81	79
83	120	116	110	113	129
103936	131982	88612	74412	63097	135421
1460					
3670					

札幌支庁		石狩国			管内
〃 38	〃 37	〃 35	〃 34	明治 33	年度 産物
製出高 5419	採職高 3615	15.21 15.35	15.39 17.33	製出高 15.63 販売高 19.70	石油

石狩国				札幌支庁	
〃 45	〃 44	〃 43	〃 42	〃 41	明治 39
4870.52	1249	1768.50	産出高 1872.65	2124.44	3166

札幌支庁	石狩郡	石狩町			石狩国
〃 7	〃 6	〃 5	〃 4	〃 3	大正 2
5318	54277 ^石	646900 ^斤	7952 ^石	5017	3859

石狩支庁			札幌支庁		
〃 13	〃 12	〃 11	〃 10	〃 9	大正 8
16518	11832	4968	4490	5101	5068

注:『北海道庁統計書』による。

石 狩 支 庁	
々 15	大 正 14
36849	40293

注：『北海道庁統計書』による。

2.

產物價格統計

石狩郡	石狩国	石狩郡	石狩国	石狩郡	管内
〃 40	〃 35	〃 30	〃 25	明治 20	年度 産物
719.8 163669 円 10885	9122.2 18784	139.5 966	468.3町 8716 石		米
1244 94588 円 14552	4100.2 39303	223.4 2465	1013.3 10409	90.1町 1099 石	大 麦
1025.6 69344 円 9790	14406.2 82093	410.2 3065	1493.1 15975	23 町 123 石	大 豆
1401.8 94424 円 13122	21557.6 134858	430.5 2751	1683 16762	24.8町 155 石	小 豆
128.7 6807 円 1661	4025.3 16978	375.2 4333	818.5 16098	26 町 257 石	粟
1.5 100 円 20	542.9 4306		152.1 3929	1.1町 11 石	稗
68.6 3607 円 797	5090.9 45557	30.5 323	1009.5 14321	62.5町 11 石	黍
5.6 182 38	226.2 1496	5 100	331.8町 5608 石		蜀 黍
480.3 27930 6426	3725 23386	160.9 2614	1294.7 10291	70.7町 219 石	蕎 麦
537.7 42382 10118	6392.6 77201	198.5 5251	888.1 14411	4.0町 89 石	玉 蜀 黍
		23.5 218	362.6 5521	5.5町 61 石	豇 豆
129.5 9239円 1354	1159.8 9130	18.6 186	195.3 2529	4.3町 34 石	豌豆

石狩支庁	札幌支庁	石 狩 郡	
〃 15	〃 10	大 正 5	明 治 45
11543.1 2869976 100473	8463.8 3958782 121805	1176.5 249190 18465	651 108560 7812
1392 210702 14856	2828.5 507000 37640	596.7 19069 4113	736.7 49602 8638
3246.3 316305 20321	4976.6 433481 37081	961.3 63059 6224	598.7 29973 4454
3130.3 506150 22761	3418.1 533153 34978	1360.9 89854 6888	1272.7 100478 10408
52.2 5605 424	126.4 16671 1572	128.6 7996 1224	131.9 9451 1699
39.1 3123 502	16.6 1307 260	25 918 348	0.1 7 2
119.6 11856 883	162.9 19863 1485	63.4 3960 507	80.7 6286 1147
2397.2 248300 21755	2525.8 239664 25883	504.6 29706 4293	494.1 36592 5817
2310.7 302870 27520	2576.9 328962 37216	748.9 81142 13656	639.3 61490 13966
299.6 66978 2665 192.2 34983 1644	青豌豆 472.6 105816 4429 其他 227.5 37639 2020		
299.6 66978 2665 192.2 34983 1644	青豌豆 472.6 105816 4429 其他 227.5 37639 2020	591.4 124990 4076	437.3 41916 5694

注:「北海道庁統計書」による。

石狩郡	石狩国	石狩郡	石狩国	石狩郡	管内
〃 40	〃 35	〃 30	〃 25	明治 20	年度 産物
165.4 14737 円 446580 貫	5428.2 町 460553	210.1 9707 石	782.9 2913325 貫	26.8 町 1608 石	馬鈴薯
159 13356 円 19080	636.1 121114		290.1 45644	54.7 町 7271 貫	大 麻
				6.9 町 502 貫	苧 麻
1374.6 146759 円 14953			16.1 137	0.2 町 4 石	菜 種
				0.3 町 57 貫	葉烟草
56.1 14985					藍 葉
213.500 9949 円 9 360 円	1953.763 276.358	春 95.010 夏 0.3	951 石	62 石	蕎 麥
14.610 323 円 0.900 18 円	299.543 52.972	春 15.209 夏 0.030	202	14 石	玉 蕎 麥
5.754 95 円 0.500 8 円	165.185 19.543	春 6.129 夏 0.050	180	8 石	屑 蕎 麥
7.670 148 円	250.849 8.397	春 6.985 夏	94	3 石	出 殻 蕎 麥
325 5	237	7	673	3 貫	生 絲
				25 貫	真 絲

石狩支庁	札幌支庁	石 狩 郡	
〃 15	〃 10	大 正 5	明 治 45
1400	1660.2	334.9	276.2
376839	326864	48316	45408
3502778	4466632	718752 貫	955600 石
0.3		15	180
48		2700	29700
120		4500	54000
894.7	2066.8	597.9	2026
121702	277488	38773	169421
6936	16407	3026	15792
			9 153
			5 85 ㎡
			0.002 32 ㎡
			320 8

注:『北海道庁統計書』による。

石狩郡	石狩国	石狩郡	石狩国	石狩郡	管内
〃 40	〃 35	〃 30	〃 25	明治 20	年度 産物
	11250 851346	普通製 313 框制 22413	3733	129 枚	蠶卵紙
645 48412 円 5096	3840.9 33945	97 738	1132.5 9795	28.7町 330 石	小麦
1069.3 83232 円 9792	8001.1 65207	85.9 899	642.4 5586	30.8町 318 石	裸麦
			93.2町 29080 貫		藍
			0.2町 60 貫		煙草
515.8 253202 円 46078 2989 円 24227	2782.1 芋 1950205 貫 7654 石	110.4 29481 石	238.1町 459911 貫		亜麻
			170.7町 329323 貫		甜菜
	196	1	291 貫		屑糸
6 120 円	128	6	189 貫		眞綿
1250.1 74995 円 29998	6619.8 119415	64.5町 1276 石			燕麦
0.8 38 円 5	137.9町 1397 石				蠶豆
		27.4町 251 石			扁豆

石狩支庁	札幌支庁	石 狩 郡	
〃 15	〃 10	大 正 5	明 治 45
1366.1 207668 12396	2273.8 344943 23288	591.3 48956 4706	519.2 54006 5148
1169.7 147280 9606	2253 280755 22315	914.8 48211 7392	939.6 82587 9517
1745.4 192644 円 779.724	2461.9 1046801 180919 9442 84539	899.7 586312 99341 5241 56010	276.3 190240 16722 1300 11499
124.3 32844 円 762381 斤			
			6 72 円
17415.3 2272713 346982	21244.5 2276056 428749	5342 278716 94651	3403 226540 87334
1.5 307 13	3.6 817 40	0.7 74 8	0.4 45 6

注:「北海道庁統計書」による。

石 狩 郡			石狩国	石 狩 郡	管 内
大 正 5	〃 45	〃 40	〃 35	明 治 30	年度 産物
				378.4 ^町 72648 ^貫	麻
			35	2 ^貫	玉 絲
			1964457 ^斤	2620370 ^斤	林擒(洋)
			850 ^斤	120 ^斤	林擒(和)
5	56 ^円				
12	200 ^貫	42 ^円	168307	46710 ^斤	梨 (洋)
65	34 ^円	193 ^貫			
200	120 ^貫		121922	118359 ^斤	梨 (和)
			17120	6955 ^斤	櫻 桃
156	6 ^円	7 ^円			
278	11	21 ^貫	154083	183715 ^斤	葡 萄
40 ^円					
200 ^貫			24465	21794 ^斤	杏
9 ^円					
1 ^石			5 ^石	3410 ^斤	梅
28 ^円					
2 ^石				1608 ^斤	栗
3	90 ^円				
10	30 ^貫		1 ^石	4768 ^斤	桃

石狩支庁	札幌支庁
ノ 15	大 正 10
2280	2928
3119	2687
4379	9843
14897	10136
14707	15755 円
15643	9864 貫
32283	14096
39984	8945
	476
	749
12608 円	6774 円
438 石	233 石
6222	4226
6685	3936

注:「北海道庁統計書」による。

石 狩 郡			石 狩 国	石 狩 郡	管 内
〃 5	〃 45	〃 40	〃 35	明 治 30	年度 産物
247 1481	62 円 575 貫		136 石	32195 斤	小 果
	374.3 56605 6400	89.9 10369 円 1066	1769.9町 13685 石		菜 豆
		3.8 665 円 19000 貫	173.1町 7710065 斤		玉 葱
			9246.8町 83196 石		蕨 薑
		41.5町 1270 円 151 石	462.6町 3076 石		荏 胡 麻
278.2 12221 1111	668.8 73960 4919	71 3978 円 369	278.9町 1449 屯		牧 草
	5 800 4000	10 1500 円 6000	35.1町 23859 貫		薄 荷
			2.2町 338 貫		蘭
3.1 251 8370	1.4 155 518	1.5 136 円 1880	0.1町 50 貫		杞 柳
			28 貫		熨 斗 絲
75 36280 728900	97.5 33375 786500	66.7町 10620 円 485806 貫			蘿 蔔
34.5 8402 191380	36.8 8118 226400	13.1町 2152 円 68776 貫			胡 蘿 蔔

石狩支庁	札幌支庁
々 15	大 正 10
478.9 373839 3145138	
3494.3 400752 3733947	1516.7 249819 10874
36.4 9564 18520	13.6 8145 9885
	107.9 59702 389860

注:『北海道庁統計書』による。

石狩支庁	札幌支庁	石 狩 郡			管 内
〃 15	〃 10	大 正 5	〃 45	明 治 40	年度 産物
125.9 87891 337913	107.6 100513 366410	13.2 6278 71560	16 5020 76000	13.3町 2276 円 57328 貫	牛 蒡
238.1 112292 831332	176.4 176076 1249160	59.3 22823 369350	59.2 20280 336800	17.6町 3027 円 75680 貫	甘 藍
111593 449301	217074 199567			2126 円 8676 貫	苹 果
31.6 46044 30096	26.1 73894 46150		0.2町 100 円 400 貫		食用百合
			165 198 — —	(箱) 238 枚 298 円 (匁) 40 枚 40 円	蒜 種 (普通製)
			4400 53 — —	(箱) 105 枚 480 円 (匁) 300 枚 150 円	蒜 種 (框製)
231.6 59827 613410	236.4 66796 713700	58.2 20794 528110	59.5町 10265 円 316500 貫		漬 菜
61.6 12373 127264	52.9 23557 176600	32.8 9969 250350	50.5町 9105 303000		蕪 菁
133.1 71878 340794	100.3 81221 291380	12.5 9596 66250	17.5町 5544 円 34550 貫		葱
	412.8 436610 2168784	1.5 418 3120	2.2町 670 円 6000 貫		葱 頭
451.6 194095 1482754	799.6 219082 1930070	210.3 67777 1603530	147 町 39490 円 1079000 貫		南 瓜
187.4 99760 520550	139.3 72963 405000	7.2 5325 34300	16 町 7250 円 5500 貫		西 瓜

注:『北海道庁統計書』による。

石狩支庁	札幌支庁	石 狩 郡		管 内
〃 15	〃 10	大 正 5	明 治 45	年度 産物
101.9 47885 231678	74.3 50408 222265	1.1 435 3600	5.5町 1475 円 23750 貫	甜 瓜
79.1 45225 214849	107.3 56252 422630	14.3 11020 110200	15 町 10030 円 113000 貫	胡 瓜
133.5 73484 361975	167.2 87163 422630	13.2 7207 71740	13.7町 7630 円 63500 貫	茄 子
	8.4 2982 4868	0.1 23 250	0.1町 22 円 240 貫	蕃 椒
		6 468 19250	0.5町 120 円 3000 貫	蔬 菜 類
		0.1 16 80	15.1町 2259 円 7560 貫	川 芎
343.5 34698 31860	15.1 5033 999	16.7 5511 2505	5 町 1440 円 600 貫	除 蟲 菊
			8 円 2 貫	屑 物
32.7 5766 282	128.9 27425 1405	161.3町 31751 円 1401 石		長 鶉 豆
		100.3町 22082 円 952 石		丸 鶉 豆
61.7町 12608 円 495 石	171.4町 61885 円 1868 石	107 町 42058 円 1270 石		大 福 豆
254.2 38348 1788	544.3 118820 5659	231.7町 39149 円 2019 石		金 時 豆

注:『北海道庁統計書』による。

石狩支庁	札幌支庁	石 狩 郡	管 内
〃 15	〃 10	大 正 5	年度 産物
66.4 7912 520	258.6 33339 2322	63.9町 10412 円 618 石	其他菜豆
62.6 90973 205278	11.2町 16566 円 29180 貫		薯 蕷
	6.3町 7151 円 6857 貫		莓
10.4 1183 77	99.1町 15547 円 1039 石		手 亡 豆
679.2 76760 5060	486.2町 74803 円 5042 石		中長鶏豆
132.8 12879 1012	339 町 39200 円 3238 石		ビ ル マ
83.9 36990 177018	65.7町 65913 円 234030 貫		越 瓜
	24.1町 21139 円 77180 貫		蕃 茄
	593.6町 270624 円 3283675 貫		生 蘿 蔔
0.9 482 24400	5.6町 5490 円 169800 個		花 百 合
	34.8町 16019 円 147550 貫		其他菜類
0.2 36 1	0.1町 18 円 1 石		胡 麻

石狩支庁	札幌支庁	管 内
〃 15	大 正 10	年度 産物
	0.9町 210 円 15 石	荏
1367.8 309681 8124637	301.8町 140120 円 2474495 貫	青刈瑠璃黍
	20.3町 312 円	其他家畜 飼 料
	5977 円 15452 貫	須 具 利
595.2町 291794 円 2378263 貫		生 大 根
0.6町 59 円 200 貫		サツマイモ
63.6町 61872 円 299368 貫		ト マ ト
122 町 47798 円 361300 貫		ニンジン
0.1町 36 円 180 貫		サトイモ
1.6町 2908 円 1490 貫		レンコン

注：『北海道庁統計書』による。

石狩郡	石狩国	石狩郡	石狩国	石狩郡	管内
〃 40	〃 35	〃 30	〃 25	明治 20	年度 産物
				193	運搬用 民有馬
				278	農用 民有馬
				1	繁殖用 民有馬
				13	民有豚
6 — 121	54 329 479	— — 10	内国 80 外国 223 雜種 155		牛
1629 1 263	11843 76 769	688 — 13	内国4640 外国 36 雜種 196		馬
内種 2 雜種 218 外種 一	4414	(石狩国) 2302	1380		豚
	5	(石狩国) 148			綿羊
	27	(石狩国) 27			山羊

牧畜

石狩支庁	札幌支庁	石 狩 郡	
々 15	々 10	大 正 5	明 治 45
— 9428 —	— 1505 3483	— 47 331	— 20 247
5 150 1671	820 484 10583	980 61 2241	1559 16 1548
3168 {	— 2614 807	— 28 49	— 117 7
144	116		
47			

注:『北海道庁統計書』による。

札幌支庁		石狩郡			管内
〃 10	〃 10	大正 5	〃 45	明治 40	年度 産物
				(肉量) 1960斤 392円 10頭	屠馬
	4292 9988 257			(肉量) 7600斤 1900円 80頭	屠豚
					屠羊
農家共 ノ他	24794 419263 2209	(搾乳業者) 6227 116659 344	250 4043 70	42 966 14	搾取高 16石 306円 4頭
	成禽 45403 雛 56025	109364	成禽 12944 5951 雛 15426 1764	成禽 9584 雛 13027	6486 成禽 羽 4704 雛 羽 6226
					4965円
	3798136 164256	710810粒 14216	295220 5912	個数 255600個 5715円	鶏(産卵)
	成禽 215 雛 175	571	成禽 355羽 533円 雛 197羽 21円	成禽 238羽 雛 151	291 成禽 羽 83 雛 羽 60
					98円
	11725 543	12028粒 245	3880 115	個数 3030個 105円	鶉(産卵)
	124 975 19876 10396	飼養戸数 99 箱数 317 1810円 13516斤			蜜蜂

石 狩 支 庁	
〃 15	大 正 15
農家 其ノ 他	51803 78480 3616
(搾乳業者)	10667 206826 600
	成禽 48815 羽 66740 円 雛 59598 羽 21802 円
	3682993 個 145493
	成禽 260 羽 457 円 雛 118 羽 59 円
	8566 個 434
	125 866 6536 3999

注:「北海道庁統計書」による。

石狩郡	石狩国	札幌区	石狩国		管内
〃 40	〃 35	〃 30	〃 25	明治 20	年度 産物
					生 鯨
9560	29354		9169	9565 門	胴 鯨
796	4332		1791	1838 石	
	34812			4063 門	身 欠 鯨
	2702			637 石	
				24 門	外 割 鯨
				5 石	
				267719 門	鯨 絞 粕
				42825 石	
				36 門	鯨 鯨 粕
				9 石	
53295	58205	36000	13415	76908 門	生 鮭
1870	2465	2000	1492	14773 石	
10508	41394	51000	89126	93752 門	塩 鮭
467	1982	3000	9360	13740 石	
2880	6198	1468	2639	644 門	生 鱈
120	262	122	371	293 石	
	1000	4068	630	871 門	塩 鱈
	49	226	88	240 石	
	128 門				生 鱈
	8 石				
			385	688 門	干 鱈
			28	71 石	

漁業

石狩支庁	札幌支庁	石 狩 郡	
々 15	々 10	大 正 5	明 治 45
	756023 ^{III}		
	9450278 ^{IV}		
262072	127080		
508960	282400		
162573	130150		
151336	127597		
226866	139111	21000	54000
149841	67402	23300	120000
80880	33588	3240	21600
49900	14445	4000	48000
17676	3967	8616	64000
22520	8540	14360	16000
		2400	3200
		400	8000
923	1144		
3076	5720		
1080	686		
900	1144		

注:『北海道庁統計書』による。

石狩郡	石狩国	札幌区	石狩国		管内
〃 40	〃 35	〃 30	〃 25	明治 20	年度 産物
	672			36 ^[1]	干 鮑
	49			7 ^[1]	
	36 ^[1]				生 鮑
	120 ^[1]				
					生 鮭
			5	987 ^[1]	昆 布
			2	550 ^[1]	
2924 ^[1]					細 布
769 ^[1]					
	9390		1929	948 ^[1]	鯨 鱈
	510		270	156 ^[1]	
2250	9864		1378	886 ^[1]	鯨 白 子
150	854		204	142 ^[1]	
3280	20611		3300	5454 ^[1]	鯨 油
437	2419		765	832 ^[1]	
84 ^[1]					生 鮭
240 ^[1]					
1120	3088	3497	8097	3757 ^[1]	鮭 筋 子
1120	3867	7984 ^[1]	1036 ^[1]	736 ^[1]	
	1376 ^[1]				棒 鮭
	141 ^[1]				
					鯨 油

石狩支庁	札幌支庁	石 狩 郡	
〳 15	〳 10	大 正 5	明 治 45
	1494	15	
	6950	1000	
		300 ^円	
		60 ^貫	
9084	8270		
421868	935290		
	55689		
	31546 ^貫		
21569	13020		
44010	21504 ^貫		
44816	18378		
70126	49990 ^貫		
2316	17943	100	
33376	71728	500	
8963	2442	1500	2000
2890	872	1500	2000
1477 ^円			
2840 ^貫			

注:「北海道庁統計書」による。

石狩郡	石狩国	札幌区	石狩国		管内
〃 40	〃 35	〃 30	〃 25	明治 20	年度 産物
					鳥 賊
					鱈 鮫
1406	5124		1234	482 ^円	鯨 笹 目
140	854		342	170 ^石	
			1352		雑 魚 介
			259		
	150 ^円				其他乾魚
	500 ^貫				
					若 布
					布 海 苔
					銀 杏 草
	4572		112	711 ^円	干 鮑
	1270		2	11 ^石	
	2060		1687	5392 ^円	煎 海 鼠
	542		22	96 ^石	
			138581 ^円		鯨 粕
			21694 ^石		
	77 ^円				鮑
	220 ^貫				

石狩支庁	札幌支庁	石 狩 郡	
〃 15	〃 10	大 正 5	明 治 45
50 ^円			
50 ^貫			
48 ^円			
80			
20087	15012		
50216	27725 ^貫		
100 ^円			
500 ^貫			
175 ^円			
350 ^貫			
8010	7020 ^円		
18920	117000 ^貫		
819976	900196		
1257504	1251465 ^貫		
1000	2376		
500	1200		

注:『北海道庁統計書』による。

石 狩 郡			石 狩 国		管 内
大 正 5	〃 45	〃 40	〃 35	明 治 25	年度 産物
			80 ^円		元揃昆布
			25 ^石		
		169588	538900 ^円		鯨 搾 粕
		10941	49800 ^石		
			560 ^円		鯨 鱗
			7 ^石		
			168 ^円		河豚搾粕
			35 ^石		
9	300	72 ^円			鯉
59	1200	720 ^貫			
	300 ^円				素 乾 鯉
	1200 ^貫				
2 ^円					鮫
20 ^貫					
1000 ^円					ソ イ
5000 ^貫					
120 ^円					柔 魚
800 ^貫					
					王 余 魚
					鯖
				125 ^円	其他魚粕
				25 ^石	

石狩支庁	札幌支庁
〃 15	大 正 10
8352	10867 ^円
22420	32915 ^貫
	1995
	4900
	39 ^円
	87 ^貫
16380	602
14150	1170
	1516 ^円
	5052 ^貫
210 ^円	76 ^円
350 ^貫	270 ^貫

注:「北海道庁統計書」による。

石狩郡		石狩国	札幌区	石狩国	管内
〃 45	〃 40	〃 35	〃 30	明治 25	年度 産物
				5782 ^円	身 缺 鯨
				894 ^石	
			600 ^円		薫製 鮭
			1500 ^尾		
		10500	4200 ^円		鮭 罐 詰
		60000	28000 ^斤		
			120 ^円		薫製 鱈
			300 ^尾		
		255	69 ^円		鱈 罐 詰
		1500	300 ^斤		
500	190	1469	311 ^円		鰯
2000	760	7810	4200 ^貫		
	87	434	120 ^円		比 目 魚
	290	1930	2400 ^貫		
			1000 ^円		蟹
			340 ^貫		
240	75		490 ^円		北 婦
800	5000		200 ^貫		
	30	201 ^円			アブラコ
	250	370 ^貫			
100		98 ^円			公 魚
500		350 ^貫			
		40 ^円			海 鼠
		80 ^貫			

石狩支庁	札幌支庁	管 内
〃 15	大 正 10	年度 産物
2142	1300 ^円	鯖 節
1260	322 ^貫	
	540 ^円	燻 乾 鮭
	180 ^貫	
9900	12403 ^円	煮乾海參
900	1216 ^貫	
788	2376 ^円	煮 乾 鮑
70	240 ^貫	
	2415 ^円	煮乾真鰻
	1050 ^貫	
1950	143 ^円	煮乾玉筋魚
780	842 ^貫	
3053 ^円	25 ^円	鰻 粕
5760 ^貫	50 ^貫	
300 ^円	364 ^円	鰯 粕
600 ^貫	750 ^貫	
	2313 ^円	鰯 油
	7672 ^貫	
18 ^円		飛 び 魚
600 ^貫		
391 ^円		鰯
230 ^貫		
1056 ^円		カ ス ベ
5560 ^貫		

注:「北海道庁統計書」による。

石狩支庁	札幌支庁	石 狩 郡
ノ 15	ノ 10	大 正 5
916	12932	70
3768	33100	1000
205	10920	400
259	28000	500
2243	3049	4512
4868	13257	37600
204		
540		
600		25
2400		100
11420	13781	
18420	40533	

注：『北海道庁統計書』による。

石狩支庁	管 内
大 正 15	年度 産物
6980 ^円	ウ ゴ イ
7400 ^貫	
490 ^円	ア カ ガ イ
2450 ^貫	
1005 ^円	ア マ ノ リ
67 ^貫	
480 ^円	天 草
600 ^貫	
129541 ^円	カ ズ ノ コ
68708 ^貫	
40 ^円	素 乾 ワ カ メ
100 ^貫	
5600 ^円	塩 藏 鱈
14000 ^貫	
1920 ^円	塩 藏 ニ シ ン カ ズ ノ コ
960 ^貫	
400 ^円	乾 海 苔
20 ^貫	
60 ^円	鱈 粕
120 ^貫	

注:「北海道庁統計書」による。

工業

石 狩 郡			石 狩 国	石 狩 郡	管 内
大 正 5	〃 45	〃 40	〃 35	明 治 20	年度 産物
23640 560	19875 475	6930 ^円 165	13483.357	373.761 ^石	清 酒
			95.622	310.141 ^石	濁 酒
			0.477 ^石		白 酒
			261.658	5.706 ^石	焼 酎
				3 ^斗	絹織(帯)
			69438 ^円 1458883 ^斤		小 麦 粉
20085 179250			11599 ^円 166750 ^斤		馬 鈴 薯 澱 粉
			2335 ^円 22875 ^斤		晒 箔
8600 380	5833 307	5658 ^円 246	7013.096 ^石		醬 油
750 2500		675 ^円 2700 ^貫			味 噌
138524 ^円 897825 ^貫					製 麻 (亜 麻)
製造戸数9 職工 11 製品価額 2280 ^円					木 製 品

石狩支庁	札幌支庁	石 狩 郡	管 内
〃 15	〃 10	大 正 5	年度 産物
	32 62 17910	製造戸数 4 職工 9 製品価額 148	双 物 類
6531 ^円	1160 ^円	3728 ^円 3818 ^丸	縄
	9600 ^円 80000 ^個		煉 瓦 (耐 火)
135269 ^円 6166720 ^個	207560 ^円 815200 ^個		煉 瓦 (普 通)
	900 ^円 30000 ^個		煉 瓦 (其 他)
800 ^円 8000 ^坪	10466 ^円 1246 ^個		瓦 (屋根瓦)
	製造戸数 25人 製造価額 816337 ^円		釀 造 物
	製造戸数 3人 製造価額 478 ^円		製 粉
	19555 ^円 3658 ^屯		製 氷 (食 用)
	4665 ^円 933 ^屯		製 氷 (雑 用)
300366 ^円 262460 ^斤	48562 ^円 39012 ^斤		バ タ ー
65 ^円 108 ^斤	13 ^円 37 ^斤		ハ ム

注:「北海道庁統計書」による。

石狩支庁	札幌支庁
〃 15	大 正 10
373896 4404	
3118 30800	7074 127540
264718 7240	
108965 188000	35500 82500
530091 1422717	862008 2331469 ^斤
66 83 103936	79 129 135421

注:「北海道庁統計書」による。

石狩支庁	管内
大正 15	年度 産物
44818 ^円 33993 ^円	麻糸紡績
54450 ^円 165000 ^円	植物油 (菜種油)
4400 ^円 11000 ^円	植物油 (亜麻仁油)
6563 ^円 786 ^円	工業薬品 (沃度)
靴 393417 ^円 其他 13152 ^円	護膜製品
3650 ^円 1460 ^円	罐詰 (鮭)
8074 ^円 3670 ^円	罐詰 (鱒)
製造場数10 職工 23 製造価額 7440 ^円	杞柳製品
481 ^円	叭及俵
54400 ^円 6800 ^個	製材 (經木)
72000 ^円 259200 ^円	製材 (鉛筆軸木)

注:『北海道庁統計書』による。

石狩支庁	札幌支庁	管内
15	大正 10	年度 産物
23 46	9 ^円 34 ^斤	ベーコン
107 127 7345	製造戸数 4 職工 6 製造価額 1908 ^円	竹製品
8 12 12180	製造戸数 7 職工 10 製造価額 10400 ^円	皮革製品
	100 ^円	叭
	255 ^円	履物
	製造戸数 1 職工 10 36000 ^円	薄板經木類
	製造戸数 1 職工 2 960 ^円	玩具
	製造戸数 3 職工 6 535 ^円	足袋
5089 ^円	家具裝飾品 1051 ^円 飲食品 3695 ^円 其他 343 ^円	陶磁器
33500 ^円 68000 ^箇		土管
9556356 ^円 95563566 ^{封度}		紙 (印刷料紙)
323268 ^円 2607003 ^{封度}		紙 (包装用紙)

注:『北海道庁統計書』による。

鉱業

石狩支庁	札幌支庁	石 狩 郡		管 内
々 15	々 10	大 正 5	明 治 45	年度 産物
597495	76325	53822	30247 ^円	石 油
36849 ^石	4490 ^石	646900 ^升	4870.52 ^{石 升}	
	71560 ^円			原 鑛
	55965 ^円			
77014 ^円				瓦 斯
11002 ^{立方尺}				

注:『北海道統計書』による。

(以上のうち、大正一〇年「札幌」および大正一五年「石狩」は、札幌・石狩・浜益・厚田・千歳の五郡を含む。)

付編 2.

開拓使事業報告 へ抜粹

—『親船外九町二村時代の石狩』

(長谷川嗣編、一九六九年刊)より—

石狩郡花畔村

石狩川西岸ニ在リ東南篠路發寒ノ曠野ニ連リ西北石狩市街ヲ距ルニ里運輸頗ル便ナルモ地質土砂混滑下等ナリ
 「明治四年」三月盛岡縣下陸中國岩手郡ヨリ召募ノ移民三十九戸百二十九人家屋耕地扶助米金等ヲ賜フ例規ノ如シ
 「六年」初メ里道未通セス村民自力ヲ以テ小徑ヲ開キ僅ニ人馬通行ヲ得後チ官費ヲ以テ茨戸ヲ徑篠路ニ至ル新道ヲ開鑿シ札幌
 石狩間ノ路線始テ通ス然ルニ地味惡キヲ以テ専ラ農ニ従事スル者少ナク冬ハ薪ヲ採リ漁季ハ漁家ノ傭夫トナル者多シ

科 目	戸			口			開 墾			牧 畜	果			
	舊 住	新 移	計	男	女	計	畑		牧 畜					
							別	反				計	新	舊
四年	〇	〇	〇	〇	〇	三	町 〇・六	町 〇・六	〇	〇	〇			
五年	〇	一	四	〇	〇	三	町 〇・六	町 〇・六	〇	〇	〇			
六年	〇	〇	〇	〇	〇	三	町 〇・六	町 〇・六	〇	〇	〇			
七年	〇	二	四	〇	〇	三	町 〇・六	町 〇・六	〇	〇	〇			
八年	〇	〇	〇	〇	〇	三	町 〇・六	町 〇・六	〇	〇	〇			
九年	〇	一	四	〇	〇	三	町 〇・六	町 〇・六	〇	〇	〇			
十年	〇	〇	〇	〇	〇	三	町 〇・六	町 〇・六	〇	〇	〇			
十一年	〇	〇	〇	〇	〇	三	町 〇・六	町 〇・六	〇	〇	〇			
十二年	〇	〇	〇	〇	〇	三	町 〇・六	町 〇・六	〇	〇	〇			
十三年	〇	〇	〇	〇	〇	三	町 〇・六	町 〇・六	〇	〇	〇			
十四年	〇	〇	〇	〇	〇	三	町 〇・六	町 〇・六	〇	〇	〇			

石狩郡生振村

石狩川東岸ニ在リ北石狩市街ヲ距ル一里水陸運輸甚便ナリ東南原野ヲ隔テ當別村ニ連ル地質ハ砂土混淆加ルニ廣鐵塊各所ニ散布スルヲ以テ鑿成地モ荒廢ニ屬スル者アリ霖雨解雪ノ時ハ河水瀾漫シ往々屋床ヲ浸スニ至ル

〔明治四年〕三月仙臺縣下陸前國宮城郡ヨリ戸數二十九男女百二十四人ヲ召募ス家屋耕地扶助金等ヲ賜フ例規ノ如シ

〔五年〕水防ノ爲メ民費ヲ以テ溝渠二條ヲ開鑿セシモ到底農事ヲ振興スル能ハス故ニ冬節ハ伐木ヲ業トシ漁時ハ漁場ノ傭夫トナリ僅ニ生計ヲ浸スノミ

果	開墾			口			戸			科 目	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	
	梨	畑			計	女	男	計	新 移													舊 住
		別	反	舊																		
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	町二六〇〇	町二六〇〇	三〇	三〇	壹	六	元	0	元</												

樹		穀		類	
林	檜	0	0	0	0
杏		0	0	0	0
櫻		0	0	0	0
計		0	0	0	0
大	麥	0	0	0	0
小	麥	0	0	0	0
大	豆	0	0	0	0
小	豆	0	0	0	0
蕎	麥	0	0	0	0
粟		0	0	0	0
黍		0	0	0	0
ヒ	エ	0	0	0	0
エ	ンドウ	0	0	0	0

明治初年札幌近郊ニ於ケル民有地ノ増加

畑													地	
郡名	明治5年	同6年	同7年	同8年	同9年	同10年	同11年	同12年	同13年	同14年				
札幌	563,1820	1067,2001	1190,3716	1656,2314	1735,9722	1855,7115	2083,2017	2137,6416	2561,9814	3250,1520				
石狩	110,2206	133,1026	134,5512	169,9829	171,8309	171,8309	186,8309	287,5621	320,0109	320,0109				
厚田	9,6903	13,9421	13,9421	14,6227	14,8103	14,8208	14,8208	14,8208	14,8208	14,8208				
浜益	1,4519	1,5627	18,6817	27,8217	41,6300	42,0507	43,0507	43,1127	43,1127	43,0817				

宅													地	
地名	明治5年	同6年	同7年	同8年	同9年	同10年	同11年	同12年	同13年	同14年				
札幌市街	121,926,990	161,994,990	163,584,990	170,443,990	176,403,990	181,551,990	245,814,990	253,869,990	265,053,990	265,916,990				
札幌郡	22,940,000	41,152,000	46,362,000	49,472,000	51,781,000	54,718,000	60,453,000	60,779,000	61,637,000	61,615,000				
石狩	55,671,000	56,239,000	56,299,000	62,262,000	66,541,000	68,181,000	73,759,000	73,946,000	74,892,000	74,892,000				
厚田	13,546,000	13,576,000	13,576,000	13,952,000	14,122,000	14,122,000	14,253,000	14,253,000	14,253,000	14,253,000				
浜益	8,563,000	10,126,000	12,342,000	17,666,000	17,666,000	17,960,000	18,214,000	18,998,000	18,998,000	18,998,000				

海													場		
地名											明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年
札幌											8,412,000	8,412,000	8,412,000	8,412,000	8,412,000
石狩											52,646,000	52,646,000	52,646,000	52,646,000	51,826,000
厚田											75,808,000	74,635,000	74,635,000	74,635,000	74,635,000
浜益											68,600,000	68,600,000	68,600,000	68,600,000	68,600,000

拂下地開墾進行表

開 墾 宅 地					
地 区 別	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年
札幌市街	坪 181,551.990	坪 245,814.990	坪 131,943.000	坪 105,674.000	坪 104,924.000
札幌郡	41,536.000	39,199.000	29,767.000	21,215.000	16,235.000
石狩郡	52,014.000	57,592.000	18,275.000	18,762.000	18,702.000
厚田郡	13,849.000	13,950.000	677.000	,677.000	677.000
浜益郡	17,960.000	18,214.000	10,435.000	9,587.000	8,037.000

開 墾 畑 地 (下八田)					
地 区 別	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年
札幌郡	町 1625.1917 (0.3500)	町 1667.1305 (2.1000)	町 1286.6208 (2.1000)	町 1571.9704 (2.3000)	町 2156.1613 (2.9410)
石狩郡	146.3500 (0)	154.5503 (0)	154.5418 (0)	188.6025 (0)	185.9409 (1.2210)
厚田郡	11.4227	8.0621	1.7629	0.8717	0.8717
浜益郡	42.0507	43.0508	41.6608	41.5500	28.2423

開 墾 海 産 乾 場					
地 区 別	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年
札幌	坪 1,246.000	坪 1,246.000			
石狩	5,394.000	5,394.000			
厚田	17,204.000	16,954.000			
浜益	11,352.000	11,352.000			

部類抄追録 第五輯ヨリ開拓使

明治五年 石狩郡三ヶ村反別調
合計 三十二町一畝十二歩
内訳 十二町九畝十四歩 花畔村四十一戸
十二町五反五畝二十歩 生振村二十九戸
七町三反六畝八歩 当別村四十三戸

行政

○明治二年、七月八日開拓使ヲ置キ鍋島直正ヲ長官ニ清水谷公考ヲ次官ニ島義勇等数名ヲ正權判官ニ任シ局ヲ民政部中ニ設ク開拓長次官ニ命シ石狩ニ交番セシム。

○八月局ヲ太政官ニ移シ蝦夷ヲ北海道ト稱シ分テ十一国八十六郡トス東久世通禧開拓長官ニ任ス

○九月長次官石狩交番ヲ止ム

○十月函館根室兩所ニ開拓使出張所ヲ置ク

○十一月兵部省所轄後志國小樽郡錢函村民家ヲ僞シ本使假役所ヲ設ケ石狩国三郡後志国八郡ヲ管ス是ニ於テ委員ヲ札幌ニ遣リ經營ニ從事ス○明治三年十月、五月ニ開拓次官ニ任スル兵部大丞黒田清隆建議ス（ソノ略）樺太ハ露人雜居ノ地彼此親睦シテ後漸次手ヲ下シ以テ其功ヲ奏ス可シ然ルニ今日ノ形勢僅ニ能ク三年ヲ保ツ可キノミ今ニ迫テ之カ処置ヲ為サル可ラス石狩ハ全道ノ中央四通八達ノ地ナリ宜ク鎮府ヲ置キ大臣一人ヲ撰ミ之ニ任シ諸縣ヲ分立シ樺太ヲ併セテ之ヲ総轄セハ事体一ニ帰シ各地齟齬ノ憂ナク北虜ノ侮ヲ禦キ北門ノ鎖鑰ヲ固フスベシト○明治四年四月東久世開拓長官函館ヨリ札幌ニ移リ、五月開拓使庁ヲ

札幌ニ置キ諸搭ヲ定ム。

○明治三年四月錢函ヨリ小樽港ニ移リ小樽假役所ト稱シ庶務外五掛ヲ置キ西部各郡ヲ管セシカ此歲六月廢シテ出張所ヲ置キ小樽高島ニ郡ヲ管ス

○八月石狩國六郡後志國一郡膽振國七郡ヲ札幌使庁管下ニ増加シ石狩國濱益ニ出張所ヲ置キ濱益郡ヲ管シ樺太開拓使ヲ併セ「開拓使經費ハ」從前ノ定額金ヲ廢シ明年ヨリ十ヶ年間金一千万兩ヲ定額トス

首府藩士族寺院支配地等モ拳テ本使ニ隸ス

○明治五年九月札幌開拓使庁ヲ札幌本庁ト改稱シ大判官岩村通俊首長タリ、函館根室樺太浦河宗谷ノ五支庁ヲ置ク。

○十月忍路出張所ヲ小樽ニ併ス石狩出張所ニ石狩夕張樺戸空知雨龍上川六郡ヲ管セシム。

○明治七年一月、札幌本庁開庁式ヲ行フ。厚田出張所ヲ石狩出張所ニ併ス○十一月濱益出張所ヲ廢シ石狩出張所派出所トス。

○明治八年二月勇弘白老千才三郡ヲ民事局直轄トス石狩出張所ヲ廢シ民事局派出所ヲ置ク。

○五月露國ト樺太久里留交換ノ約成リ十一月久里留諸島ヲ露國ヨリ領收ス○十二月本庁管轄トス○十一月各出張所々々轄派出所ヲ分署ト改稱ス○明治九年四月、從前ノ出張所及民事局派出所ヲ廢シ更ニ二十一ヶ所ニ分署ヲ置ク。石狩分署ニ石狩夕張樺戸空知上川雨龍ノ六郡ヲ管セシム○明治十一年、靜内勇弘石狩濱益四分署ヲ廢シ本庁直轄トス。

○八月古平岩内石狩浦河ニ船改派出所ヲ設ク。

○明治十一年三月、石狩河口改良係ヲ置ク

○明治十二年七月、區役所ヲ札幌ニ石狩厚田濱益上川樺戸雨龍空知夕張八郡役所ヲ石狩ニ置ク

○明治十三年三月、管内各分置ヲ廢シテ區役所及九ヶ所ノ郡役所ヲ開ク

○明治十四年八月、聖駕北巡本庁ニ臨幸ス。

○明治十五年一月、開拓使長官黒田清隆内閣顧問ニ補シ農商務卿西卿從道ヲ開拓長官ニ兼任セシム。

○二月八日開拓使ヲ廢シ札幌函館根室三縣ヲ置ク。

地 理 測 量

○五年四月「ワルフキールド」等ヲシテ札幌本道開鑿路線測量ニ着手セシム事ハ土木部ニ載ス

〔六年〕三月測量長「ワスソン」ニ本道三角測量ヲ命ス事ハ下條ニ詳ナリ○四月雇米人「ベンヂャミン・スミツ・ライマン」ヲシテ本道地質測量ニ着手セシム事ハ鑛物部ニ載ス○五月札幌市街區畫ヲ實測ス○六月雇米人「モルレヌス・デー」ヲ測量補助トス○七月「ワスソン」及「デー」開拓五等出仕荒井郁之助等小樽岩内長萬部噴火灣地方ヲ測量ス○九月石狩河等ノ測量ニ着手ス先ツ委員ヲ四隊ニ分チ甲ハ石狩河口ヨリ茨戸川口迄乙ハ茨戸橋路豐平三川及其支流丙ハ千歲川及其支流丁ハ石狩河筋茨戸ヨリ上流ヲ分任シ米國沿海測量方ニ倣ヒ「ブレンテール」及「アリダーデ」望遠鏡ニ「スタジャ」線ヲ附シタルモノヲ用ヒ「ワスソン」之ヲ指揮ス「デー」ハ尋常河流測量方ニ由テ先ツ石狩河口ニ基線ヲ定メ三角法ヲ以テ河岸左右上流凡半里迄適宜ノ距離ニ旗竿ヲ樹テ其角度ヲ測定シ次ニ左右旗竿ノ間ニ就テ深淺ヲ測リ漸次上流ニ及セリ基線ハ河口左岸沙地ニシテ長百二十一間半其首點ハ沙灘上何レヨリモ見得ヘクシテ其上ニ高二十二尺直經一尺ノ三脚柱ヲ建テ其尖頭ヨリ直ニ首點上ニ鉛線ヲ垂下ス又基線兩端及河岸左右ニ標柱ヲ建テ以テ大三角測量線ト合スヘキ點ヲ示ス○十一月降雪休業起業ヨリ此時ニ至リ測量河數二十三其里程百六十二里七町十八間半測點數四千七百二十三「デー」ノ報文ニ據ニ石狩河口ヨリ上流凡六里半迄（茨戸川口ヨリ上流二里九丁）ハ河幅平均三百六十尺深三尋許夫ヨリ幌向川口迄深二乃至三尋河底ハ概子硬石ヨリ成レリ河口ヨリ半里許ノ沖ニ至レハ深六乃至八尋ニシテ碇泊所トスヘシ此河冬季ハ北西及西風ノ為メ怒濤砂礫ヲ打寄セ河口砂洲ヲナシ舟楫通スヘカラスト雖モ春雨融雪等ノ時河水忍チ暴漲新航路ヲ開キ風位亦南或東ニ轉スルヲ以テ流水速力平均毎一時一里五十二間ニ過ス云々石狩河ノ狀況ハ土木部河口改良ノ條ヲ參看スヘシ是歲石狩國札幌郡地理山川圖成ル

〔七年〕四月測量長「ワスソン」陸軍省轉任ニ因リ「デー」ヲ測量教師トス○六月「デー」荒井五等出仕以下補助手ヲ指揮シ沿海及諸川等測量ニ着手ス沿海測量ハ委員ヲ、二隊ニ分チ共ニ勇湧三角測量基線ニ着手シ其一ハ東方襟裳岬方面ニ向ヒ其二ハ西南噴火灣ニ向テ進測ス諸川測量ハ昨年止業ノ島松河口ヨリ起業シ千歲兩川ヲ測リ漸次石狩川水源ニ出テ流ニ從テ下リ昨年「ワスソン」止業ノ愛別川ニ達シ畑地測量ハ小樽街道手稻琴似兩村ヨリ有珠街道真駒内方面ニ及ホセリ○九月諸川測量ハ故アリ中止シ沿海測量ハ予期ノ如ク卒業ス其里數次ノ如シ。

河 測 量			
高底差	測量数	里数	
三七五尺	八六一度	七〇〇四	千歳川
二八〇	三三三度	一〇六二	漁川
四八	六三度	〇三三	モイサ
二二	一八一度	〇三三	オサツ川
二	八一度	〇一六六	ザリ川
〇	一四二	〇〇六	千歳沢
四〇	四二	〇三三	マ、チ川
七六六	一、四四七度	三、一八二里間	計

沿 海 測 量			
合計	第二隊	第一隊	分担
	勇弘ヨリ 苗室蘭	歌別河口 勇弘ヨリ	地名
七、三三六	二八、三三二	四三、三五四里間	里数
一、七八三	七七二	一、〇二二	測量 角度数
諸 川 測 量			
八九	五〇	三九	河数
二二、二五七	二、二五〇五	六九、二五二里	里数
三、六七	一、六八一	一、九四六	測量 角度数

明治九年二月 モルレ・エス・デー備ヲ解ク。

〃 五月 石狩市街ヲ測量シ、区画ヲ改メ道幅八間ト定ム。

〃 六月 札幌創成橋ヨリ石狩市街迄七里ト測ル。

〃 十一年二月 北海道国郡全図成ル、國郡界ハ松浦竹四郎図ニ拠リ、全島周回ハ三角測量図ニ拠ル。

〃 五月 石狩市街ヲ測量シ、区画ヲ改正ス。

基測点ハ石狩川ヲ夾ミ東ハ八幡町ニ起リ、西ハ親船町ヲ限リ數條ノ区画ヲ測定ス、凡ソ五三、五九四坪。

明治十二年四、五月 札幌・石狩間車道 七里〇間

高低 七里〇間

費用計一四九圓七二錢八厘

〃 六月 石狩・当別間 四里二〇八間

一〇〇圓〇五錢〇厘

明治十三年三、十二月 測定面積

花畔村界(内) 七、九七四、一四〇坪

石狩川属地 七、〇二五、二八六

(篠路村三六、一六五、九一六坪)

計七五五圓二七錢三厘

〃 六月 茅戸、石狩間通路 二里二〇〇間

計三〇圓三五錢〇厘

明治十四年六、十二月 測定

石狩町假境界(内) 二、四六三、四九六坪

生振村 〃 (〃) 四、九二五、五五九坪

生振村属地 四、五八八、二六六

高岡(石狩町属地) 一、一一〇、一八五

当別村 未了

シラツカリ川 二里六〇〇間

經費(十四年度分) 六七〇圓一九錢三厘

果樹苗木配布表

年二十同	年一十同	年 十 同	年 九 同	年 八 治 明	年
石 札 狩 幌	石 札 狩 幌	浜 厚 石 札 益 田 狩 幌	石 札 狩 幌	厚 石 札 田 狩 幌 郡 郡	地 名
三 八 五 八 〇 七 〇 〇	六 六 八 二 〇 〇	一 〇 九 二 七 〇 八 四 六 〇 四 一 六 〇	一 九 五 六 五 五 三 六 八	三 六 〇 三 六 六 七 七	梨
二 四 〇 〇 〇 〇	三 六 九 八 〇 〇	一 五 五 八 五 一 四 六 〇	六 五 七 四 〇 三 六 八	一 九 四 四 〇 二 六 九	リンゴ
三 〇 〇 〇 一 四 七 六	〇 〇	〇 〇 〇 〇	五 五	〇 〇 〇	李
〇 〇	〇	三 二 二 二 四 五 三 二 九 〇	〇 〇	〇 〇 〇	梅
二 〇 〇 〇 四 七	〇 三	三 三 三 九 二 〇 〇 〇	〇 八 二	〇 〇 〇	杏(栗)
〇 〇	〇 〇	〇 〇 〇 〇	〇 五 二	〇 〇 六 七 二	桃
〇 〇	〇 〇	二 二 一 四 八 〇 〇 〇	五 四 二	〇 〇 〇	桜桃
一 〇 〇 〇 四 一 三 五 二	三 〇 〇 〇 三 六 九 八	〇 〇 〇 〇	〇 〇	〇 〇 〇	ブドウ

年四十同		年三十同	
石	札	札	帆
狩	帆	帆	
○	一、〇九〇	八三	
○	七七〇	一〇〇	
○	四三五	九七	
○	〇	〇	
七〇五	一六五	〇	
〇	四〇	〇	
〇	三〇	一〇	
〇	〇	一五三	

養 蚕 業 (繭生産額)

明治七年	花畔	三、八四一石	六六圓六〇三
	当別	九、五五二	一六五・六三二
明治八年	花畔	一、二七七	二二・一四三
	当別	四二、四五一	七三六・一〇〇
明治九年	花畔	〇	〇
	当別	二一、八四四	四二六・四五六
明治十年	当別	二四、五五八	四九四・五一六
明治十一年	当別	三一、二七八	六五七・八七四
明治十二年	花畔	三五六	六・四〇四
	当別	三九、六六六	四二四・一五一
明治十三年	当別	三〇、六七六	六七二・八〇四
明治十四年	当別	一七、二四四	五七四・七五〇

明治十年開催第一回内国勸業博覧会入賞者

褒状 早稲並糯米 篠路 森山兼松

〃 稻 島松 中山久藏

花紋賞 薫 鮭 札幌本廳内 製造人一同

褒状 鮭寒塩引 親舟町 井尻半左衛門

〃 麻 当別 湯佐幸吉

〃 鮭塩引 井尻半左衛門

他ニ本支庁ニテ十三品種出陳ス。

明治十二年第二回内国勸業博覧会入賞者

褒状 魚網各種 皆精巧ニシテ實用ニ適ス。

對雁村 秋月トアシカンテ外九十名

〃 寒塩引並開鮭 調製其宜ヲ得ルニ由リ久貯遠輸ニ適ス。

對雁村 樺山勇藤郎。木下知児廣。

〃 生徒試験答案 對雁 學校

〃 綠大豆外三品 對雁學校生徒

〃 開鮭並塩鮭 調製其宜ヲ得ルニ由リ久貯遠輸ニ適ス。

石狩郡字養生芝 旧土人アンナラン

他ニ本支庁ニテ四十一品種出陳ス。

明治十四年蝗害防除官費支出額

	駆蝗人夫賃	採卵人夫賃	買上金額	其 他	合 計
札幌郡	三、四一・七五	〇	八五・六四一	一、五九・一四四	六、四三・六二
石狩郡	三〇一・〇五	〇	五二・七五	四・六三	八五・四三
全道合計	一四、八四九・六七	四、六六・元〇	一三、四四・一五	三、八三・六二	三、七五〇・五九
(明治十四年五月)	札幌本庁蝗虫駆除費	三、四七元二〇			

土木、建築、堤防、埠頭、水利等ニ於ル官費支払額(調)

(土木)

明治六年	十月	札幌・茨戸間ヲ早山清太郎自費二百余圓ニテ開ク。
同	十一月	茨戸川、花畔村ノ間ヲ、早山清太郎ニ請負ハシメ花畔村内ハ村民負擔シ費用ハ官民折半ス。
同	十二年六月	石狩弁天町金野松五郎等厚田郡シコンベツ山石狩試堀場ニ至ル新道開鑿スルノ請ヲ許ス。

(建築物)

明治四年	九月、十月	對雁、生振、花畔村ニテ小屋四棟百六十坪ヲ新築スル。	一九九円一九一
同	七、九月	生振、花畔村ニテ農家五十三棟一二八六・二五坪ヲ新築ス。	二、三四四円五二六
同	七、十一月	花畔村ニテ農家五棟一二一・二五坪ヲ新築ス。	二三七円九三九
同	八、十一月	花畔村ニテ農家八棟一二五・二八坪ヲ新築ス。	二六九円五六三
明治五年	五、八月	石狩ニテ牧場柵五六〇間ヲ新設ス。	八九三円八六五
同	三、四月	石狩ニテ運送會所倉庫ヲ修理ス。	一三八円一三六
同	八、九月	藏地板庫六棟三一九・九九坪ヲ修理ス。	一、四二六円六二一

同	四、六月	〃	板庫四棟四修理ス。	一五四円一八五
同	三、九月	〃	藏地物揚場ヲ新設ス。	九四六円一〇六
明治九年六、八月		〃	石狩ニテ物揚場及板庫屋根十四棟ヲ修理ス。	四五一円二二二
同 十年八、九月		〃	石狩船場町ニテ鮭薫製所圍庫製造人居所三棟五十五坪ヲ新築ス。	八八七円五〇〇
同 十年九、九月		〃	罐詰製造所並板物揚場五二・七五坪ヲ新築ス。	六〇四円一二〇
同 七、十二月		〃	字茨戸ニテ藏地物揚場六五坪ヲ新設スル。	四五四円一五二
同 十月		〃	石狩船場町ニテ罐詰器械所ヲ建足ス。	一一八円〇二〇
同 十一月三月		〃	石狩船場町ニテ氷室一五坪ヲ新築ス。	二五八円四〇〇
同 八、九月		〃	石狩船場町ニテ罐詰製造所建足並物置等四九坪ヲ新築ス。	一、〇七九円三六七
同 同		〃	各四八坪ヲ修理スル。	四八〇円八一四
明治 十二年一月		〃	幌向、對雁、茨戸ニテ十一年七月ヨリ測水標見張所四棟二〇坪ヲ新築ス。	六六九円四三二
同 六月		〃	石狩船場町ニテ十一年十一月ヨリ罐詰製造所二八坪建足並ニ修理ヲス。	九一三円三一〇
明治十三年四、七月		〃	石狩町ニテ河口改良係出張所四六坪六六六ヲ新築ス。	二、七一八円〇二二
同 十四年七月		〃	石狩親舟町ニテ郡役所屋根七九坪〇七五ヲ修理ス。	一、二三三円二一〇
(架橋)				
明治五年五月		〃	石狩町ニテ石狩川両側ニ新ニ板橋九本ヲ架ス。(八間二〇×一間二〇、四間四〇×一間〇〇)	五七七円〇〇一
同 十年九、十一月		〃	花畔村ニテ板橋三本ヲ新ニ架ス。(三間〇〇×一間三〇、二間三〇×一間三〇)	七二円一四五
同 十二年五、七月		〃	小樽内川ニテ板橋一本ヲ新ニ架ス。(一〇間〇〇×二間〇〇)	一五六円九一三
同 十三年八、十月		〃	石狩本道ニテ板橋三本ヲ架ス。(二間三〇×二間二〇)	二六七円一五六
(堤防)				
明治十年八月、五月		〃	石狩川暴漲シ石狩市街水防刳棒等破損ニ由テ更ニ長延三〇間幅三間長サ六間ノ水數棒ヲ敷所ニ建設ス。	

同 十四年四月 石狩河畔ニ新ニ泰西柳條結束法堤防築法ニヨリ長サ五〇間余ノ堤防ヲ構築ス。此ノ築法宜ヲ得、爾來兩堤ノ岸崩壞ヲ免ルルヲ得タリ。

明治九年六、八月 石狩川岸六ヶ所六〇間ヲ重修理ス。

同 十年八月ヨリ十一年三月 石狩川水刳梓五ヶ所ヲ新設ス。(一五間×二間三〇)

同 十二年三、七月 石狩川水刳梓五ヶ所ヲ重修理ス。(一五間×三間〇〇)

同 十四年四、一〇月 石狩川水刳梓ヲ改メ龜梁積トス。(五二間一ヶ所トス)

(埠頭)

明治七年三月 石狩河口ニ物揚場ヲ修補ス。

(水利)

明治五年三月

生振村ニ惡水抜ヲ堀ル。長サ三七六間〇〇、幅〇・五〇間、深一間〇〇

一〇〇円〇〇〇

明治十一年

石狩川河口開鑿ス。

明治十四年五月

石狩川河口改良費殘額二七五、五二六円五三七ハ未使用ニテ會計變更ニヨリ工部省ニ引斷ク。

鑛 誌

〔明治十年〕九月始テ假ニ場屋及板車各一棟ヲ石狩國石狩郡船場町ニ築キ米人「ユエス・トリート」外一名ヲ雇ヒ鑛誌製方ヲ傳習セシム○十月鑛誌生徒并修業人居所一棟ヲ建設ス

〔十一年〕五月「トリート」外數名ヲ根室ニ遣テ業ヲ興サシメ本場ハ職夫其技ニ熟シ益盛ナリ其製スル所ノ鮭鑛誌若干ヲ佛國博覽會ニ出セシニ品評頗ル好シ又鱒鑛誌若干ヲ米國「ゼネラル・ケブロン」ニ贈ル同氏之ヲ該國製ト比較セシニ該國製ト價ヲ同シテ斤賣スルヲ得ヘシト云○九月本場ヲ改築ス○十月鹿鑛誌所及脂肪製造製造所ヲ膽振國勇拂郡植苗村字美々ニ設ク是歲場員ヲ小樽ニ派シ試ニ鱒鑛二百二十鑛石決明百八鑛海扇若干ヲ鑛誌ニ製シ東京ニ輸ス品評頗好シ

〔十二年〕三月植苗村美々鑛誌所ニテ用ル鹿ノ臟腑血液等ヲ以テ人造硝石床ヲ設ク○六月作業條例ニ據リ金壹萬八千三百四十圓ヲ營業資本トシ定額ヲ以テ支辨スル所ノ建物器械石狩鑛誌所五千七百七十八圓四十四錢八厘美々鑛誌所四千七百〇九圓七

十五錢六厘ヲ興業費ニ充ツ○七月委員一名ヲ小樽ニ派シ海鼠腸及海扇罐詰各三十箇ヲ製ス○十一月石符及美々罐詰所ヲ増築ス職夫例則施行ニ因リ職夫事業繁劇ニシテ定時間外三時間ヲ超ルル時ハ其等級ニ應ジ一日給料ノ一割六時間ヲ超ル□□□割ヲ支給シ各種製造事業ノ期節ヲ區別スル左ノ如シ

鹿 罐 詰	十二月ヨリ 翌年二月マデ	鱒 罐 詰	五月ヨリ 六月マデ	蘆 蔬 罐 詰	六月ヨリ 八月マデ	鮭 罐 詰	十月ヨリ 十一月マデ
-------	-----------------	-------	--------------	---------	--------------	-------	---------------

〔十三年〕十月曩ニ比叡筑波ニ艦海外ニ航スル時鱒鹿罐詰ノ試験ヲ托セシニ佳報アリ事ハ水陸産部ニアリ興業費更ニ金千三百九十四圓三十四錢一厘ヲ増加ス札幌地方野生覆盆子及札幌官國産ノ李梨林檎葡萄櫻杏等ノ實ヲ採リ罐詰ヲ製スルモノ四千六百四十九個一時ノ試製ニ止リ準備充分ナラス且砂糖價貴ク之ヲ販賣スルモ其利益ヲ得ル能ハス

李實ハ其能ク適度ニ熱セルヲ揀採ルヲ要トス若シ肉質熟軟ニシテ核ヲ去テ皮部ヲ剝キ難キモノハ其儘之ヲ清水ニ洗ヒ銅鍋（鐵ノ塗抹セシモノ）ニ投シテ適宜ノ水ヲ加ヘ煮沸スル事十分乃至二十分時間ナレハ肉質愈軟ニシテ皮面微ク傷裂スルヲ度トシ急ニ鐵葉罐ニ裝シ上ニ精製砂糖二百目ニ同量ノ水ヲ和シテ煮熟セシ液汁ヲ注入シ急ニ白鐵ヲ以テ罐蓋ヲ鉗着シテ冷水ニ投シ若シ質實稍大ニテ且ツ肉質甚タ熟軟ナラサルモノハ外皮ヲ剝キ其核ヲ去リ肉ヲ取テ銅鍋ニ投シ水五百目砂糖百二十匁ヲ加ヘ煮沸スル事十分乃至二十分間ニシテ出シテ鐵葉罐ニ裝シ更ニ同量ノ糖汁ヲ注入シテ白鐵ヲ以テ密閉スル事前方ノ如シ梨及林檎罐詰ハ其能ク適度ニ熱セシモノオ採リ皮ヲ去リ中斷シテ半圓形ト成シ核及中心ヲ去リ銅鍋ニ清製砂糖百目淡水百二十目ヲ煮テ之ヲ投入シ又煮ル事十分乃至三十分間ニシテ肉質熟軟肉色淡白ニシテ微ク透明ニ變スルヲ度ト爲シ鐵葉罐ニ裝シテ蓋ヲ掩ヒ鐵附シテ冷水ニ投スル等前方ニ同シ

葡萄〔ヂヤム〕ハ其適度ニ熱セシモノヲ採リ清水ニ洗ヒ毎顆能之ヲ檢スルヲ要ス形小ニシテ未熟ノモノヲ除キ其能ク熟セシモノヲ撰テ攪拌器ヲ以テ攪挫シ銅鍋ニ投シテ華氏二百度内外ノ熱ヲ與ヘテ之ヲ煮斷ヘス攪拌スル事一時間ニシテ清製砂糖（葡萄一貫目ニ砂糖二百目ヲ率トス）ヲ和シ猶ホ攪拌スル事凡ソ二時間ニシテ其少許ヲ碟ニ盛り水艦ニ泛ヘテ冷却セシメ以テ其濃

糊ノ適度ヲ驗ス然ル後鐵葉罐ニ裝シ急ニ蓋ヲ覆ヒ鐵附スル等前方ニ同シ又「チャレー」ヲ製スルニハ初メ每顆ヲ點檢スル事前方
 ノ如シ壓搾器ヲ以テ之ヲ壓搾潰破シ液汁一貫目ニ砂糖五百目ヲ率ト爲シ混和シテ銅鍋ニ盛リ文火ニ上セ之ヲ煮斷ヘス攪拌スル
 事凡三時間ニシテ其少許ヲ碟ニ盛リテ濃稠適度ヲ檢シ鐵葉罐ニ裝スル等皆前方ニ同シ櫻杏實罐詰方亦概子前ニ同シ故ニ畧ス
 覆盆子「ヂヤム」製方先ツ每顆塵芥等ヲ掃ヒ攪挫器ヲ以テ攪挫シ之銅鍋ニ移シテ二百度以上ノ文火ニ上セ徐々攪拌シ煮沸スル
 事凡一ヲ時間ニシテ砂糖(實百分ニ糖四十分ヲ率トス)ヲ和シ尚攪拌スル事凡一時間經テ其煮熟ノ度ヲ候シ之ヲ鐵葉罐ニ裝シ
 通常罐詰方ノ如ク罈着シテ貯藏ス此製方數種アリト雖モ其要煮熟適度ニ在ルノミ砂糖ハ防腐ノ一助藥トナリ且菓實天然ノ味ヲ
 助ルニ過ス故ニ其分量多寡ハ嗜好者ノ如何ニ在ルノミ「チャレー」ヲ製スルニハ「ヂヤム」同量ノ糖量ヲ用フ其殊ニ甘キヲ覺
 ル所以ハ實ノ皮部及核仁等ヲ去リ其量自カラ減スルニ因ル

二月美々罐詰所内ニ生徒舍角組一棟建築ス○五月工部省模造佛國形罐詰蒸汽器ヲ石狩罐詰製造所ニ裝置ス又試ニ鮭鱒酢漬罐詰
 ヲ製スルニ大ニ聲價ヲ得タリ○九月石狩罐詰製造所ニ酢漬所一棟魚肉蓄藏氷室一棟板庫二棟ヲ築ク

「十四年」李實ヲ採リ罐詰五百九十個ヲ試製ス又金光水ハ鐵葉罐面ニ塗抹シテ清鏽ヲ防キ且其裝飾ヲ美ニシ罐詰製造ニ必用物
 トス故ニ其價貴ヲ願スシテ之ヲ購入ス若シ之ヲ製造シテ収支相償ヲ得ハ他日大ニ之ヲ製シ以テ罐詰ノ業裨益セン事ヲ図リ試
 製セシニ亞爾個兒中醋酸ヲ含有スルニ因リ配合物溶解ヲ害シ色澤佳ナラサルヲ以テ再ヒ精製亞爾個兒及數種ノ物品ヲ以テ調合
 セシニ頗ル良品ヲ得タリ但其調合物品ヲ他地方ニ購セサルヲ得ス因テ未タ其得失ヲ詳ニスル能ハス

亞爾個兒	松	脂	魷鱗血	藤	黃	紅	花
一〇〇匁	一〇匁	三〇匁	一〇匁	二一匁二五			

七月從前營業資本ニ金二千三百十三圓ヲ増加シ合計二萬〇六百六十二圓ト爲ス
 「十五年」一月石狩美々罐詰所職夫現員左表ノ如シ

等級	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	合計
人員	二人	一人	三人	三人	四人	二人	六人	〇人	三人	一人	二五人

罐詰製法 鮭鱒何レニテモ鮮魚ヲ撰ヒ脊部ヲ割キ腸骨頭尾ヲ去リ血液ヲ滌去シ罐ノ容量ニ照シテ肉ヲ切り脊肉ト腹肉ヲ等分ニ填滿シ錫罐ヲ以テ密閉シ華氏二百十五度ノ熱ニテ煮ル事凡一時間半出シテ罐面ノ凸所ニ小孔ヲ穿チ罐中ノ瓦斯及大氣ヲ噴出セシメ速ニ鐵ヲ以テ密閉シ又二百三十度以上ノ塩水ニテ煮ル事二時間ニシテ冷水ニ投シ冷定ノ徒灰水ニテ罐ノ汚物ヲ洗ヒ又暫ク冷水ニ投シ出シテ水分ヲ拭去リ金光水ヲ塗抹シテ商標ヲ貼ス

又汽罐ヲ用テ製スルノ法ハ鮮魚調理罐ニ填メ鐵封等前ニ同シ汽罐ヲ裝置シ罐ヲ鐵ノ「シリンドル」ニ導キ罐詰ヲ蒸籠ニ排列シ之ヲ「シリンドル」中ニ入レ蓋ヲ掩ヒ「カラシ」ヲ開キ蒸氣ヲ送入ス「シリンドル」外部熱度攝氏百十七度ニ昇ヲ見テ五十分間或ハ一時三十分間ヲ經テ「カラシ」ヲ閉チ汽水ヲ排泄シ蓋ヲ開キ罐詰ヲ出ス其外面ヲ拭ヒ金光水ヲ塗抹シテ商標ヲ貼スル等前ニ同シ鮭鱒酢漬罐詰ハ鮮魚調理前方ノ如シ之ヲ瀋水ニ醗ス凡ソ二時間適宜ニ切斷シテ之ヲ蒸籠ニ盛り蒸氣ニテ凡ソ十五分時間蒸シ放冷シテ罐ニ裝シ少量ノ塩ト砂糖ヲ加ヘ又丁子胡椒葱ヲ五分許ニ剉切シテ雜ヘ一旦煮テ冷定セル酢ヲ注入シ蓋ヲ緋着シ又煮ル事十五分時間ニシテ小孔ヲ穿チ瓦斯及空氣ヲ噴出セシメ再ヒ之ヲ密閉シ冷水ニ投シ冷定シテ其外面ヲ洗ヒ金光水ヲ塗ル等前ニ同シ

〔鹿〕鮮肉ヲ撰ヒ適宜ニ切斷シ肉ニ磅ニ塩一匁八分ヲ加テ罐ニ填メ錫鐵ヲ以テ周圍ヲ密閉シ之ヲ煮ル事二時間ニシテ小孔ヲ穿チ大氣ヲ噴出セシムル等皆前方ニ同シ

〔椎茸〕根ノ梗固ノ部分ヲ截去清水ニ洗ヒ乾カシ食塩少量ヲ加煮ル事凡ソ三十分間ニシテ取出シテ罐ニ填メ其煮汁ハ木綿ニテ漉過シ罐中ニ注入ス此他皆前方ニ同シ

〔豌豆〕先ツ其莢ヲ去テ粒々ヲ收取シ沸湯ニ投シ煮ル事十五分間ニメ筈ニ揚ケ水分ヲ泄漏シテ罐ニ填メ其煮汁ヲ注入シ錫鐵ヲ以テ密閉シ又之ヲ沸湯ニ投シ煮事一時間ニシテ小孔ヲ穿チ空氣ヲ驅出シ鐵閉シテ沸湯ニ投シ煮ル事一時間皆前方ニ同シ

〔玉蜀黍〕粒々收取シ其善ク熟セシモノヲ揀テ之ヲ清水ニ洗ヒ筈ニ揚ケ水分漏泄ヲ候テ罐ニ盛り清水ヲ注入シ粒々浸スヲ度ト

府縣輸入表

凡ソ國ノ盛衰ハ貨物輸出入ノ多寡ニ由テ知ルヘシ、今試ニ全道五年間ノ比較表ヲ掲ケ開拓ノ概況ヲ示ス。

所 管		札							帆	
港 名		小 樽	室 蘭	古 平	岩 内	石 狩	増 毛	浦 河	計	
出	十 年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	十 一 年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	十 二 年	八四、九六、 八二二	三三、 二五、 二五	三三、 二五、 二五	二四、四六、 七四	一六、 二六、 二六	六九、四三、 三三	六九、四三、 三三	八七、 五四	一、二七、五三、 八七
	十 三 年	一、〇三、四三、 六六	三〇、 六六	四七、 六六	二二、 六六	二六、 六六	二二、 六六	二二、 六六	一、九六、 六六	一、二六、四三、 〇〇
	十 四 年	八四、 六六	一、 六六	二二、 六六	二二、 六六	二六、 六六	二二、 六六	二二、 六六	〇	〇
輪	十 年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	十 一 年	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	十 二 年	七五、 三三、 〇五	〇	二四、 六六	一五、 六六	三三、 六六	三三、 六六	三三、 六六	〇	一、一〇、七、 四六、 五七
	十 三 年	一、四六、 四三、 〇〇	二、 五五	三六、 四七、 〇七	二五、 四六、 六六	四三、 六六	四三、 六六	四三、 六六	一、 五五	二、二七、六三、 〇〇
	十 四 年	一、三八、 六六、 三三	二、 〇〇	三九、 四七、 六六	二九、 四六、 六六	七五、 六六	七五、 六六	七五、 六六	〇	一、七五、 四七、 〇〇

表中各港輸出入合計ト函館外國輸出入總計ハ一物重算ノ疑ナキ能ハサルモ各港府縣輸出入ハ船政所ニ於テシ外國輸出入ハ税関ニテ管理スレハ決シテ一物重算ニ非ス又釧路ニ輸出ナク振別ニ輸入ナキハ北海道各港内輸出入ヲ省キ純粹ノ府縣輸出入ノミヲ掲ルニ由ル。

府縣輸出入商況

物産貿易ハ八年二月御國內回漕規則施行以來ヲ掲クヘシト雖モ十二年一月本廳水災簿書半ハ烏有ニ屬シ調査由ナキヲ以テ十二年以降ヲ掲ル左表ノ如シ

港 灣	輸 出										十 二 年				
	小 樽	前 年 增	比 較 減	室 蘭	前 年 增	比 較 減	古 平	前 年 增	比 較 減	岩 內					
												前 年 增	比 較 減	前 年 增	比 較 減
十 三 年	一、六五〇、二〇六、四九五	〇	〇	三四五、八五二	〇	〇	四八〇、八〇四、一四六	〇	〇	三四六、三〇七、四三三	〇				
十 四 年	二、五六三、三五六、四九五	〇	〇	五、四〇四、八一六	〇	〇	七八八、五七二、七三四	〇	〇	四七六、二四〇、五三二	〇				
十 五 年	九一三、〇四九、五三九	〇	〇	五、〇五八、九六四	〇	〇	三〇七、七六八、五八八	〇	〇	一二九、九三三、〇九九	〇				
十 六 年	二、一五三、八四〇、四五一	〇	〇	三、四六八、四〇三	〇	〇	五五二、五一、七六四	〇	〇	四五五、四九九、八六九	〇				
十 七 年	四〇九、五一五、五四四	〇	〇	一、九三六、四一三	〇	〇	二二六、〇六〇、九七〇	〇	〇	〇	〇				

總 額					價				
比	前	合	前	浦	前	增	前	石	比
較	年	計	年	河	年	毛	年	狩	較
減	增		減		增		減	減	減
〇	〇	二、八三三、二〇一・六〇一	〇	八、七〇九・五四四	〇	一二六、三五五・五五九	〇	二二〇、三七二・一一一	〇
〇	一、四〇三、四〇二・四九五	四、二二六、六〇四・〇九六	七、一七七・〇八四	一、五三一・四六〇	六四、一〇三・九二七	一八〇、四五九・四八六	九、三三四・五三八	二二、〇三七・五七三	〇
五八八、五一〇・七二二	〇	三、六三八、〇九三・三八四	〇	〇	一九三、五六〇・九六一	三七四、〇二〇・四四七	一二一、二八五・六二三	九八、七五一・九五〇	二〇、七四〇・六六三

是表ニ由テ觀レハ各港貿易年ヲ逐テ増加シ就中十三年ハ前後比例ナキ多額ニテ古平增毛小樽ハ殆ト昔年ニ倍ス是歲豐漁ニ由ルト雖モ抑亦當道產物價格ノ極點ニ達シ銀貨騰貴ノ差ニ從ヒ各府縣輸入品亦漸々騰貴ニ因ルナリ今其各港區分左ノ如シ

輪	前	小	港
年	樽	樽	灣
增			
〇	八五四、九一九四・八八一	十	二
二二、〇三三、八一四	一、〇九三、九四三・六九五	十	三
〇	八七四、八八四・七〇八	十	四

出 物 原 價																	
比 較	前 年	合 計	浦 河	前 年 比 較	增 毛	前 年 比 較	石 狩	比 較	前 年	岩 内	比 較	前 年	古 平	比 較	前 年	室 蘭	比 較
○	○	一、七二五、七〇二・八七六	八、七〇九・五四四	○	八九、四一三・三三九	○	一八六、六五九・〇三一	○	○	二四〇、四九五・七六四	○	○	三三五、一五九・四六五	○	○	三四五・八五二	○
○	二八三、二一八・二〇六	一、九九八、九二一・〇八二	○	四四、二三九・二七七	一三三、六五二・六一六	六九、九二八・八四二	一二六、七三〇・一八九	一六、六〇〇・九二〇	○	二三三、八九四・八四四	○	九二、四六一・一九七	四二七、六二〇・六六二	○	二、七三三・二三四	三、〇七九・〇七六	○
一二四、三一四・七八一	○	一、八八四、六〇六・三〇一	○	一六六、三二八・一一八	二九九、九七〇・七三四	一八、七〇四・三三九	九八、〇二五・八五〇	○	一二三、一一八・〇五二	三三七、〇二・八九六	一五四、三〇六・七五二	○	二七三、三二三・九一〇	一、六八〇・八七三	○	一、三九八・二〇三	二二九、〇五八・九八七

[illegible]

價					
比	前	合	浦	前年	増
較	年	計	河	比較	毛
減	増			増	
○	○	一、一〇七、四九八・七五	○	○	二六、九四二・二二〇
○	○	一、一二〇、一八四・二八九	一、五三二・四六〇	一九、八六四・六五〇	四六、八〇六・八七〇
四七四、一九五・九三二	○	一、七五三、四八七・〇八三	○	二七、二四二・八四三	七四、〇四九・七二三

此表十四年ノ十二年ニ超過スル殆ト六割ニ昇ルハ輸入品ノ主眼タル米塩衣服等銀貨ニ從テ價格騰貴シ移民繁殖供給ヲ増ス故ナリ今試ニ輸出入ヲ比較スレハ輸出品常ニ超過ス要スルニ日用品ヨリ飾品玩具等一旦函館ニ輸入シ該港ヨリ陸運ニ由ルモノアリ故ニ幾分カ其輸入ヲ減セリ左ニ過不及表ヲ掲ケ以テ之ヲ詳ニス

各 港 輸						港 灣		十 二 年		十 三 年		十 四 年	
古 平		室 蘭		小 樽		入 過	出 過	入 過	出 過	入 過	出 過	入 過	出 過
入 過	出 過	入 過	出 過	入 過	出 過								

輸出

〔鮓絞粕〕〔胴鮓〕〔笹目〕〔白子〕大阪東京馬關敦賀ヲ最トス東岩瀬伏木神戸土崎徳島等之ニ次ク
〔身欠鮓〕東京新潟ヲ第一トス酒田大阪之ニ次キ敦賀馬關東岩瀬又其次ナリ
〔昆布〕大阪敦賀東京横濱ニ輸ス

鯨										増毛湾	數量	原	價																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
メ、カ石	鮭粕石	笹目石	白子石	紋粕石	鮭貫	外裂束	胴石	身欠本	數量																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
														石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石	石

魚	鱈 紋 柏	雜 魚 紋 柏	干 鮮	塩 鯨	煎 海 鼠	塩 鯨	塩 鱈	鮭 子	鱈		
									筋	骨	干
樽	石	石	束	貫	斤	樽	石	樽	石	石	束
○	○	○	○	○	○	○	○	四〇	三、一〇三・九一六	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	五八	九、九二〇・〇四九	○	○
一九七	五・四六〇	五五七・六一六	一・一四八	一五・〇〇〇	二・九四九	二二〇	二五三・四九〇	一〇三	七四五・四八四	一〇・四八八	三・〇九六
○	○	○	○	○	○	○	○	四〇・〇〇〇	二二、五八八・二四〇	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	八七・〇〇〇	九二、七〇四・三七一	○	○
二八二・一〇〇	三七・一六〇	二、三八二・二八二	一、七七九・二八六	六・二五〇	一、〇九五・五七二	六・〇〇〇	二、〇〇七・五〇四	一五五・七〇〇	六、七二八・一三三	三六・一八七	二、九五七・八八八
										三七・九九〇	

石狩湾	米	數		量		原		價	
		十一年	十三年	十四年	十一年	十三年	十四年		
三、三八三・〇〇〇	二、九二二・二五四	五、〇〇七・六〇〇	一六、一八四・六八三	四六、四七五・一八八	二、七八・一〇〇	〇	〇	〇	
一、八七二・〇〇〇	三八・八一七	八七・二〇〇	三三・二六六	八七・二〇〇	二二〇・〇〇〇	〇	〇	〇	
一五、〇二〇・〇〇〇	〇	〇	〇	〇	六・〇〇〇	〇	〇	〇	
五二・四〇〇	一五〇	〇	四・五〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	
一一四	一〇〇・〇〇〇	二〇〇・〇〇〇	七六・五〇〇	四六〇・〇〇〇	〇	〇	〇	〇	
四、二三四・〇〇〇	四、二三四・〇〇〇	六〇七・六〇〇	一、〇五七・六〇〇	一、八九五・〇〇〇	〇	〇	〇	〇	
〇	〇	三〇	〇	九・五〇〇	〇	〇	〇	〇	
二二	四六〇	〇	九・六〇〇	三六七・〇〇〇	〇	〇	〇	〇	
三〇八・二三六	五、四二五・〇〇	二〇・六〇〇	二、三四七・八一六	六、九二〇・四〇〇	〇	〇	〇	〇	
〇	〇	二	〇	〇	〇	〇	〇	一・〇〇〇	
四・二〇〇	九一・九五	〇	三〇・〇〇〇	六三七・六〇〇	〇	〇	〇	〇	
八・一二二	五・三〇〇	〇	三八・三五〇	三〇・五〇〇	〇	〇	〇	〇	
二・七〇〇	六六七・〇〇〇	〇	一三・四五〇	六八三・〇〇〇	〇	〇	〇	〇	
一、八七二・〇〇〇	八、三五二・〇〇〇	〇	二六六・三〇〇	一、七四一・三〇〇	〇	〇	〇	〇	
一五、〇二〇・〇〇〇	八五、五七七・六〇〇	〇	七五九・〇〇〇	六、八三〇・五〇〇	〇	〇	〇	〇	
五二・四〇〇	一〇・二五〇	〇	九二・六〇〇	四七・〇〇〇	〇	〇	〇	〇	
一一四	四六六	〇	八五六・五〇〇	三、五五三・九〇〇	〇	〇	〇	〇	
四、五九八・九五〇	〇	〇	一、一〇七・七〇〇	二、八五四・八〇〇	〇	〇	〇	〇	

陶 器	鍋 釜 類	鐵	釘	錨	草 鞋	草 履	繩	蓆	網	紙 類	太 物 類	漬 物 樽	柿 造 樽	石 炭 油 函	油 樽	蠟 燭 實	麵 粉 類 實	菓 子 個
個	個	貫	貫	挺	個	個	丸	束	個	個	個	個	個	個	個	貫	貫	個
三七	四九	二六〇〇〇〇	二三八〇〇〇	五	一〇五	四一	四七四八	一〇四六八	〇	四二	三三	八〇	一四二	〇	六七	三五四〇〇〇	五五二〇〇〇	七二
五〇	四	一三〇〇〇〇	二五五六〇〇〇	一四〇	三四八	六一	四、八八	一一、四一五	一九	一六二	三八	三六一	〇	二五	一七〇	二三五〇〇〇	一八五、二〇〇	五四四
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇
九〇・二五〇	一、〇六七・五〇〇	一六〇・〇〇〇	二六〇・五〇〇	二五・〇〇〇	一〇七・〇〇〇	六九・五五〇	七七二・五七〇	三八二二・九九〇	〇	二五八・四〇〇	一、一六八・五〇〇	二〇・〇〇〇	一四四・五〇〇	〇	四六・〇〇〇	四九〇・〇〇〇	一九八・六〇〇	一三六・三〇〇
二五・〇〇〇	五二・〇〇〇	二五・〇〇〇	二、六七二・〇〇〇	七〇二・五〇〇	五〇四・八五〇	一五二・〇〇〇	二、四一九・八一〇	五、五三七・一五〇	二三・二五〇	一、九三二・五〇〇	一、一六七・〇〇〇	一五八・六〇〇	〇	六七・〇〇〇	七三・七六〇	三五五・〇〇〇	五三一・五〇〇	五四二・〇〇〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一〇〇・〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三〇・〇〇〇

合	板	木	雜	船	小	屏	簿	疊
計	類	材	貨	具	間	風	綠	
	間	石	個	個	個	個	束	疊
○	一、七八五	五四三、六〇〇	二、四一〇	九	五	一	五九	二五四
○	一八	九九七、〇〇〇	九、三六五	○	一四	○	一六〇	五一〇
○	八五	○	○	○	○	○	○	○
三三、七二三・〇八〇	四六八・八七五	七二五・四〇五	六四三・〇二五	一三・五〇〇	二一・〇〇〇	一〇・〇〇〇	二〇一・二五〇	一三三・〇〇〇
九四、三〇七・三八四	九・〇〇〇	一、〇七一・三九〇	一、八四四・九二六	○	一二五・九五〇	○	四三七・〇〇〇	三八四・〇〇〇
七三六・一〇〇	一九一・〇〇〇	○	○	○	○	○	○	○

石狩周辺ノ鑛業

石油ト澤鐵

明治十一年八月 去歲石狩辨天町平民金野松五郎他二名ニ厚田郡知狩川上「シュンベツ」山石油試掘ヲ許可ス。

同 九月 石狩平民金野松五郎外二名ニ知狩川上「シュンベツ」山内字「シュンベツ」「ボンシュンベツ」二ヶ所ニ於テ、六千坪ツツ石油借区ヲ許ス。是ヨリ先、礦山監督「ゴウジョー」ヲシテ該油質ヲ調査セシメシテ、純白ニシテ品位上等ト雖モ岩石傾斜甚急ナレハ井坑ハ岩鑽ヲ用テ深ク掘ラサルヘカラス。其業頗ル費用ヲ要スルノミナラズ、甚危險ニシテ熟練者ニ非レハ能ハスト、現今試掘ノ井坑ハ信越地方ノ開鑿法ナレハ、到底好結果ヲ得難キヲ察シ該業ノ容易ナラサル理由ヲ説明懇諭スレトモ、試掘人等猶其目的ヲ達セン事ヲ請フ因テ之ヲ許可ス。

同 十二年八月 厚田「シュンベツ」山石油開業、年期ヲ十三年トス。堀採高二石三四〇 製品高〇・六〇〇石、売上高〇・六〇〇石、代価一九円三〇〇 行業日数一三五、工数四六九 豊平島倉仁之助
明治十二年八月 厚田「シュンベツ」山内字「ボンシュンベツ」石油開業、年期ヲ十四年トス。堀採高二石三四〇、製品高〇石六〇〇、売上高〇石六〇〇、代価一六円五〇〇、行業日数五二 工数二〇八

豊平島倉仁之助

同 十三年七月 「シュンベツ」山石油借区人島倉仁之助ニ鑿井器械ヲ貸与ス。

同 十四年十二月 札幌寄留平民(新潟縣)戸川礼吉ヘ厚田郡聚富村字「シャツカ」ニ於テ三千坪及同郡望来村字「フラトマリ」ニ於テ一萬坪石油借区ヲ許可ス。

明治十四年澤鐵(棕色酸化鉄ノ鋒房狀ヲ為ス即「ライモナイト」)石狩郡石狩川上流生振「ウツナイ」花畔及札幌郡平岸村ニ二ヶ所アリ、其質畧似タリ、生振ヲ最トス。其量二万噸 花畔之ニ次ク 平岸村ハ僅ニ四百噸、其ノ餘ハ算ルニ足ラス。

石狩町誌 中卷一

昭和六十年三月二十五日 印刷
昭和六十年三月三十一日 発行

発行者 石狩町長 寺内靖治

発行所 石 狩 町

北海道石狩郡石狩町大字親船町

印刷所 株式会社 須田製版

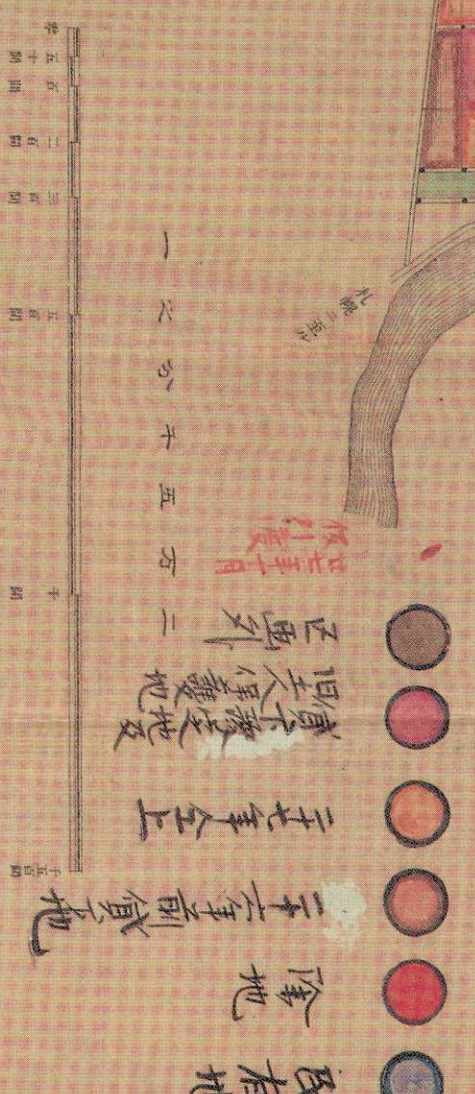
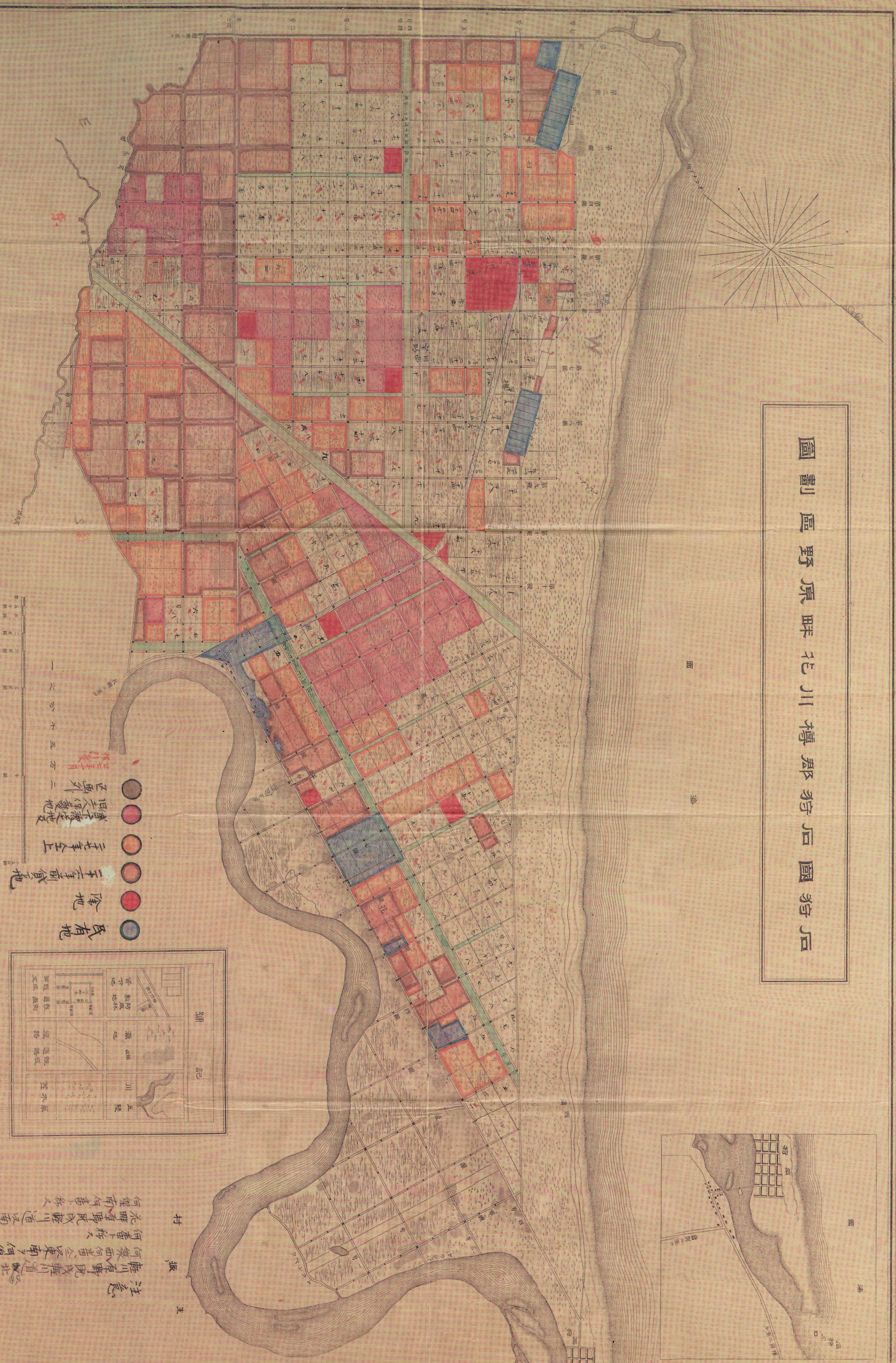
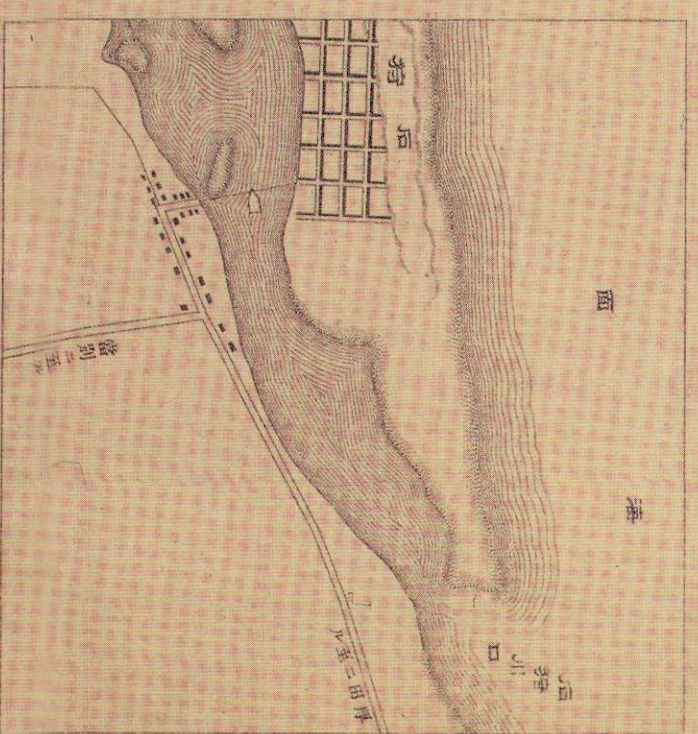
札幌市西区二十四軒二条六丁目

石狩國石狩郡生振原野區劃圖



明治三十一年七月十五日發行
訂正
明治三十一年八月一日發行
北海道廳
印刷人
東京市神田區美土
代町貳丁目多善堂
三光社
嶋
連太郎

石狩國石狩郡北川畔原野區劃圖



記号		別冊
	川	川
	山	山
	道	道
	村	村
	田	田
	林	林
	水	水
	道	道
	村	村
	田	田
	林	林
	水	水

注意
何處西側山麓川道以北
何處西側山麓川道以南
何處南側山麓川道以南
何處南側山麓川道以北